

平成 29 年度財務省政策評価書

平成 30 年 8 月

財 務 省



# 目 次

## ○ 平成29年度実績評価書

### I 財務省の実績評価の概要

- 1. 財務省における政策評価の枠組み……………7
- 2. 財務省の政策評価のスケジュール……………8
- 3. 「平成29年度実績評価書」の概要……………8
- 参考1 財務省の「政策の目標」の体系図（平成29年度版）……………11
- 参考2 指標等の設定状況及び主な内閣の基本的な方針との関連一覧表……………12
- 参考3 「政策の目標」の評定結果一覧表……………14
- 参考4 東日本大震災対応（概要）－平成29年度における主な取組状況－……………15

### II 「政策の目標」ごとの実績評価書

#### （総合目標 6目標）

- 総合目標1（財政）……………19
- 総合目標2（税制）……………25
- 総合目標3（財務管理）……………29
- 総合目標4（通貨・金融システム）……………37
- 総合目標5（世界経済）……………43
- 総合目標6（財政・経済運営）……………52

#### （政策目標 24目標）

##### 政策目標1（健全な財政の確保）

- 政策目標1－1（重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進）……………56
- 政策目標1－2（必要な歳入の確保）……………66
- 政策目標1－3（予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保）……………69
- 政策目標1－4（決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示）……………75
- 政策目標1－5（地方財政計画の策定をはじめ、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行）……………79
- 政策目標1－6（公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営）……………82

##### 政策目標2（適正かつ公平な課税の実現）

- 政策目標2－1（経済の好循環を確実なものとするための税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化に対応及び喫緊の課題に応えるための税制の検討並びに税制についての広報の充実）……………86

##### 政策目標3（国の資産・負債の適正な管理）

- 政策目標3－1（国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制）……………94
- 政策目標3－2（財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関の必要な資金需要への的確な対応、ディスクロージャーの推進及び機関に対するチェック機能の充実）……………111
- 政策目標3－3（庁舎及び宿舎を含む国有財産の適正な管理・処分及び有効活用と情報提供の充実）……………126

政策目標 3－4（国庫金の効率的かつ正確な管理）	145
<u>政策目標 4（通貨及び信用秩序に対する信頼の維持）</u>	
政策目標 4－1（通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止）	151
政策目標 4－2（金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理）	159
<u>政策目標 5（貿易の秩序維持と健全な発展）</u>	
政策目標 5－1（内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等）	166
政策目標 5－2（多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進）	171
政策目標 5－3（関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上）	179
<u>政策目標 6（国際金融システムの安定的かつ健全な発展と開発途上国の経済社会の発展の促進）</u>	
政策目標 6－1（外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保）	198
政策目標 6－2（開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進）	210
政策目標 6－3（日本企業の海外展開支援の推進）	225
<u>（財務省が所管する法人及び事業等の適正な管理、運営の確保）</u>	
政策目標 7－1（政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保）	228
政策目標 8－1（地震再保険事業の健全な運営）	237
政策目標 9－1（安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理）	241
政策目標 10－1（日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保）	246
政策目標 11－1（たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保）	252
<b>Ⅲ 財務省政策評価懇談会における意見（全体に通じるもの）</b>	259
○ 規制に係る事前評価書	263
○ 租税特別措置等に係る政策評価書	289
○ 参考資料	
平成29年度において実施したアンケート調査の概要	299
用語集	301

○ 平成 29 年度実績評価書



## I 財務省の実績評価の概要





## 1. 財務省における政策評価の枠組み

### (1) 政策評価制度

「政策評価」は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号。以下「政策評価法」といいます。）に基づき、国の行政機関が主体となり、政策の効果等に関し、測定又は分析をし、一定の尺度に照らして客観的な判断を行うことにより、政策の企画立案やそれに基づく実施を的確に行うことに資する情報を提供するものであり、「企画立案（Plan）・実施（Do）・評価（Check）・企画立案への反映（Action）」を主要な要素とする政策の大きなマネジメント・サイクルの中にあつて制度化されたシステムとして組み込まれ、実施されるものです。

### (2) 財務省における政策評価の実施

政策評価法において政策評価の基本事項が定められるとともに、各行政機関が定める基本計画の指針となるべき事項や政策評価活動において基本とすべき方針が「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定）として定められています。

これらを踏まえて、「政策評価に関する基本計画」（平成30年3月策定。以下、「基本計画」といいます。）政策評価に関する基本的事項を定めるとともに、毎年度、「政策評価実施計画」（以下「実施計画」といいます。）の策定と目標の内容や目標達成のための取組、測定指標等を記載した「事前分析表」を作成しています。政策実施後には、政策効果を把握、分析、評価を行い、政策評価書を作成しています。

なお、これらの作成等に当たっては、評価の客観性と質を高めるため、「財務省政策評価懇談会」を開催して外部有識者の御意見を頂いています。

### (3) 財務省の使命と政策の目標

財務省の使命を「納税者としての国民の視点に立ち、効率的かつ透明性の高い行政を行い、国の財務を総合的に管理運営することにより、健全で活力ある経済及び安心で豊かな社会を実現するとともに、世界経済の安定的発展に貢献すること。」と定めています（平成13年1月6日策定・公表）。この使命に基づいて、総合目標及び政策目標（以下「政策の目標」といいます。）を定めています（「参考1 財務省の「政策の目標」の体系図」（平成29年度版）参照）。

### (4) 財務省における政策評価の目的

政策評価の目的として、基本計画において次のように定めています。

- ① 財務省の使命、政策の目標、政策等を国民に明らかにし、納税者としての国民に対する説明責任（アカウンタビリティ）を果たすこと。
- ② 財務省の行政全般について、客観的な政策評価の実施を確保することにより、常により効率的で質が高く時代の要請に合った成果重視の行政を目指し続けること。
- ③ 財務省の仕事の進め方を改善し、職員の意欲の向上、組織の活性化を図ること。
- ④ 財務省が財政当局として、各府省の政策評価の結果を適切に活用していくこと。

## 2. 財務省の政策評価のスケジュール

例年、3月に翌年度に行う政策についての実施計画を策定・公表（事前分析表も含まれます。）（Plan）、これに基づいて政策を実施（Do）、翌年6月目途にその政策について政策評価書を作成・公表（Check）しています。政策評価書に記載された評価結果は、その作成後、現に実施されている政策の中に反映していくとともに、翌年3月に実施計画の策定等を行うにあたって、適切に反映（Action）しています。

このように、PDCAサイクルの実行を確保し、効果的かつ効率的な行政の推進及び財務省が行う諸活動についての国民への説明責任の徹底を目指しています。

## 3. 「平成29年度実績評価書」の概要

### (1) 目標

平成29年度は、「平成29年度政策評価実施計画」（平成29年3月作成、平成30年3月一部改正）において設定した30目標（6の総合目標、24の政策目標）について、実績評価方式による評価を実施しました（各目標に係る施策や測定指標の数等については「参考2 政策の目標ごとの測定指標等の設定状況及び関連する内閣の基本方針一覧表」を、「政策の目標」ごとの評定については「参考3 「政策の目標」の評定結果一覧表」を参照ください）。

（注1）実績評価方式とは、政策の不断の見直しや改善に資するため、事前に設定した目標に対する達成度合いについて評価する方式です。

（注2）測定指標には「テーマ又は施策の番号（2桁又は3桁）一定量的なもの（A）か定性的なもの（B）かの符号—上記の範囲内での枝番号」という4桁又は5桁の番号からなる指標番号を付しています。

例 「政1-1-1-A-1」：施策1-1-1（政策目標1-1の一つ目の施策）における定量的測定指標の一つ目のもの。

### イ 総合目標（6目標）

総合目標は、財務省の政策の目標の基本となるものであり、財務省として当面取り組んでいる大きな課題を国民に示し、評価を通じてその達成状況についての財務省の認識を説明するものであり、中期かつ大局的なテーマを内容としています。

①財政、②税制、③財務管理、④通貨・金融システム、⑤世界経済、及び⑥財政・経済運営の6つの政策分野について目標を定めています。

なお、総合目標は中期かつ大局的な内容であるため、単年度に実施する目標を定める政策目標のように具体的な達成手段としての施策を設定していません。他方、目標の内容を「テーマ」として明示し、テーマごとの評価を踏まえて目標全体の評価を行うことで評価過程の透明化に努めています（テーマが一つのものもあります。）。

### ロ 政策目標（24目標）

政策目標は、財務省が行う各分野の政策について単年度の達成度を測るものであり、財務省における基礎的な実績評価の対象となるものです。

平成29年度は、次の24目標について政策の実施状況を分析し、その達成度の評価を行いました。

(健全な財政の確保) 政策目標 1-1～1-6 の6目標

(適正かつ公平な課税の実現) 政策目標 2-1

(注) 政策目標 2-2～2-4 の3目標は、中央省庁等改革基本法第16条第6項に基づく国税庁の実施庁としての実績の評価に係る目標であり、平成30年10月頃を目途に評価を行う予定です。

(国の資産・負債の適正な管理) 政策目標 3-1～3-4 の4目標

(通貨及び信用秩序に対する信頼の維持) 政策目標 4-1 及び 4-2 の2目標

(貿易の秩序維持と健全な発展) 政策目標 5-1～5-3 の3目標

(国際金融システムの安定的かつ健全な発展と開発途上国の経済社会の発展の促進)  
政策目標 6-1～6-3 の3目標

(財務省が所管する法人及び事業等の適正な管理、運営の確保) 政策目標 7-1～  
11-1 の5目標

## (2) 評価方法

### イ 測定指標の達成度の判定

全ての「政策の目標」について、測定指標を設定しており、評価は、測定指標の達成度の判定を中心として、行っています。

測定指標には、数値目標を設定している定量的な測定指標と、達成すべき状態を文章で記述している定性的な測定指標があります。定量的な測定指標には目標値を達成したか否かが明確になるというメリットがありますが、他方、必ずしも数値だけでは適否の判断ができない場合やそもそも数値で表すことが難しい政策もあり、そのような場合には定性的な測定指標によることが適当と考えられます。財務省では、政策の内容に応じて、定量的な測定指標と定性的な測定指標を組み合わせ、より適切な評価がなされるよう努めています。

測定指標の実績(値)が目標(値)を達成している場合には「○」、達成していない場合には「×」としています。ただし、総合目標において中期の最終年度でない場合(平成29年度は全ての総合目標について最終年度となっているものではありません。)における途中年度の進捗が順調である場合には「□」としています。

また、実績(値)が目標(値)を達成していないもののその差が僅かである場合には「△」としています。

### ロ テーマ(総合目標の場合)又は施策(政策目標の場合)の評定

測定指標は、原則として、テーマ又は施策ごとに設定しており、その達成度の状況を中心としつつ、必要に応じて指標以外の要素も考慮し、テーマ又は施策の達成状況について、次の5段階で評定を行っています。

「s+ 目標超過達成」

「s 目標達成」

- 「a 相当程度進展あり」
- 「b 進展が大きくない」
- 「c 目標に向かっていない」

## ハ 「政策の目標」の評定

テーマ又は施策の評定を総合し、例えば、その「政策の目標」に係る施策の評定が全て「s」であれば「S」、一部が「s」で残りが「a」であれば「A」というように客観的な方法により、次の5段階で評定を行っています。

- 「S+ 目標超過達成」
- 「S 目標達成」
- 「A 相当程度進展あり」
- 「B 進展が大きくない」
- 「C 目標に向かっていない」

(注) 上記ロ及びハの各評定の表現は、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に従っています。ただし、符号は財務省において独自に設定しているものです。なお、テーマ又は施策の評定については、「政策の目標」の評定と区別するため、符号を小文字にしています。

## ニ その他

一部の定量的測定指標(政策目標5-3に係る政5-3-2-A-1)については、実績値のデータの集計がこの政策評価書の作成以降となるものがあります。これらは、この政策評価書では達成度を「-」と表示して判定対象外としておりますが、当該実績値を把握後、改めて上記の評定方法を適用し、必要に応じて、その政策目標の評定を見直します。

実施計画において「財務省ホームページ」等と記載していた部分については、「財務省ウェブサイト」に記載を修正しています。

# 財務省の「政策の目標」の体系図（平成29年度版）

## 財務省の使命

納税者としての国民の視点に立ち、効率的かつ透明性の高い行政を行い、国の財務を総合的に管理運営することにより、健全で活力ある経済及び安心で豊かな社会を実現するとともに、世界経済の安定的発展に貢献すること。

## 政策の目標

### 政策の基本目標（総合目標）

#### 財政（総合目標1）

我が国の財政状況が歴史的に見ても諸外国との比較においても、極めて厳しい状況にあることを踏まえ、社会保障・税一体改革を継続するとともに、国・地方を合わせたプライマリーバランス（基礎的財政収支）を黒字化し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すとの財政健全化目標達成に向け、経済再生を図りながら、歳入・歳出両面において財政健全化に取り組む。

#### 税制（総合目標2）

財政健全化目標達成に向け、社会保障と税の一体改革を継続するとともに、若い世代に光を当てることにより経済成長の社会基盤を再構築するなど、経済社会の構造変化を踏まえた税体系全般にわたる構造改革（オバーホール）を進める。

#### 財務管理（総合目標3）

経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、市場との緊密な対話に基づき、国債管理政策を遂行し、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、必要な財政資金を確実に調達する。同時に、国庫金の適正な管理を行う。また、社会経済情勢等の変化を踏まえ、財政投融资を活用して政策的に必要とされる資金需要に的確に対応する。さらに、地方公共団体との連携を進め、国公有財産の最適利用に取り組む。

#### 通貨・金融システム（総合目標4）

関係機関との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の整備・運用を図るとともに金融危機管理を行うことにより、金融システムの安定性の確保を図る。また、通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。

#### 世界経済（総合目標5）

我が国経済の健全な発展に資するよう、国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、アジア地域を含む国際金融システムの安定及びそれにに向けた制度強化、質の高いインフラ投資等を通じた開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指すとともに、日本企業の海外展開支援も推進する。

### 財政・経済運営（総合目標6）

総合目標1から5の目標を追求しつつ、大震災からの復興の加速に取り組むとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政再建の双方を同時に実現することを旨とし、関係機関との連携を図りながら、適切な財政・経済の運営を行う。

### 各政策分野の目標（政策目標）

#### 健全な財政の確保（政策目標1）

- 1-1 重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進
- 1-2 必要な歳入の確保
- 1-3 予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保
- 1-4 決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示
- 1-5 地方財政計画の策定をはじめ、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行
- 1-6 公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営

#### 適正かつ公平な課税の実現（政策目標2）

- 2-1 経済の好循環を確保するための税制の着実な実施。我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に対応するための税制の検討並びに税制についての広報の充実
- 2-2 国内税の適正かつ公平な賦課及び徴収
- 2-3 酒類業の健全な発展の促進
- 2-4 税理士業務の適正な運営の確保

#### 国の資産・負債の適正な管理（政策目標3）

- 3-1 国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制
- 3-2 財政投融资の対象として必要な資金需要への的確な対応、デイスロクロンジャーの推進及び機関に対するチャレの実施
- 3-3 庁舎及び信金を含む国有財産の適正な管理・処分及び有効活用と情報提供の充実
- 3-4 国庫金の効率的かつ正確な管理

#### 通貨及び信用秩序に対する信頼の維持（政策目標4）

- 4-1 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止
- 4-2 金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理

#### 貿易の秩序維持と健全な発展（政策目標5）

- 5-1 内外経済情勢等を踏まえ、適切な関税率の設定・関税制度の改善等
- 5-2 多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進
- 5-3 関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上

#### 国際金融システムの安定的かつ健全な発展と開発途上国の経済社会の発展の促進（政策目標6）

- 6-1 外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保
- 6-2 開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進
- 6-3 日本企業の海外展開支援の推進

#### 財務省が所管する法人及び事業等の適正な管理、運営の確保

- 7-1 政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保
- 8-1 地震再保険事業の健全な運営
- 9-1 安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理
- 10-1 日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保
- 11-1 たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保

## 政策の目標ごとの測定指標等の設定状況及び内閣の基本的な方針との関連一覧表

「政策の目標」		テーマ 又は 施策	測定指標			内閣の基本的な方針との関連※			
			定量的 指標	定性的 指標	合 計	施政 方針 演説	財政 演説	骨太 方針	その他
総合目標	1	我が国の財政状況が歴史的に見ても諸外国との比較においても、極めて厳しい状況にあることを踏まえ、社会保障・税一体改革を継続するとともに、国・地方を合わせたプライマリーバランス（基礎的財政収支）を黒字化し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すとの財政健全化目標達成に向け、歳入・歳出両面において財政健全化に取り組む。	1	1	2	○	○	○	○
	2	財政健全化目標達成に向け、社会保障と税の一体改革を継続するとともに、若い世代に光を当てることにより経済成長の社会基盤を再構築するなど、経済社会の構造変化を踏まえた税体系全般にわたる構造改革（オーバーホール）を進める。	1	0	1	○	○	○	○
	3	経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、市場との緊密な対話に基づき、国債管理政策を遂行し、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、必要な財政資金を確実に調達する。同時に、国庫金の適正な管理を行う。また、社会経済情勢等の変化を踏まえ、財政投融资を活用して政策的に必要とされる資金需要に的確に対応する。さらに、地方公共団体等との連携を進め、国有財産の有効活用を進める。	4	0	4	—	○	○	○
	4	関係機関との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の整備・運用を図るとともに金融危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を図る。また、通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。	2	0	2	—	—	—	○
	5	我が国経済の健全な発展に資するよう、国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、アジア地域を含む国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、質の高いインフラ投資等を通じた開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指すとともに、日本企業の海外展開支援も推進する。	2	0	5	○	—	○	○
	6	総合目標 1 から 5 の目標を追求しつつ、大震災からの復興の加速に取り組むとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政再建の双方を同時に実現することを目指し、関係機関との連携を図りながら、適切な財政・経済の運営を行う。	1	0	2	○	○	○	○
小 計		11	1	15	16				
政策目標	1-1	重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進	2	0	5	○	○	○	○
	1-2	必要な歳入の確保	1	0	1	○	○	—	○
	1-3	予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保	4	0	4	—	—	—	○
	1-4	決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示	2	3	0	3	—	—	—
	1-5	地方財政計画の策定をはじめ、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行	1	0	1	—	—	○	—
	1-6	公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営	1	1	1	2	—	—	—
	2-1	経済の好循環を確実なものとするための税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討並びに税制についての広報の充実	2	3	1	4	○	○	○

「政策の目標」		テーマ 又は 施策	測定指標			内閣の基本的な方針との関連※				
			定量的 指標	定性的 指標	合計	施政 方針 演説	財政 演説	骨太 方針	その他	
政策 目標	3-1	国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制	5	4	6	10	—	○	—	—
	3-2	財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関の資金需要への的確な対応、ディスクロージャーの推進及び機関に対するチェック機能の充実	4	2	4	6	—	○	○	○
	3-3	庁舎及び宿舍を含む国有財産の適正な管理・処分及び有効活用と情報提供の充実	6	7	14	21	—	—	○	○
	3-4	国庫金の効率的かつ正確な管理	3	3	0	3	—	—	—	—
	4-1	通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止	5	1	5	6	—	—	—	○
	4-2	金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理	2	0	4	4	—	—	—	○
	5-1	内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等	2	0	2	2	—	—	—	○
	5-2	多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進	2	1	2	3	○	—	○	○
	5-3	関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上	5	12	3	15	—	—	○	○
	6-1	外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保	4	1	3	4	○	—	—	○
	6-2	開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進	4	1	5	6	—	—	—	○
	6-3	日本企業の海外展開支援の推進	1	0	2	2	—	—	—	○
	7-1	政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保	2	0	3	3	—	—	○	○
	8-1	地震再保険事業の健全な運営	2	2	0	2	—	—	—	—
	9-1	安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理	3	0	3	3	○	○	○	—
	10-1	日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保	2	0	2	2	—	—	—	—
11-1	たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保	2	2	5	7	—	—	—	—	
小 計		67	43	76	119					
合 計		78	44	91	135					

※ 施政方針演説：第196回国会（30年1月22日安倍総理大臣）、第189回国会（27年2月12日安倍総理大臣）

財政演説：第196回国会（30年1月22日麻生財務大臣）

骨太方針：「経済財政運営と改革の基本方針2018」（30年6月15日閣議決定）、「経済財政運営と改革の基本方針2017」（29年6月9日閣議決定）、「経済財政運営と改革の基本方針2016」（28年6月2日閣議決定）、「経済財政運営と改革の基本方針2015」（27年6月30日閣議決定）

その他：骨太方針以外の閣議決定等

注1： 「内閣の基本的な方針との関連」欄の○印は、当該「政策の目標」が明示的に取り上げられているもの。

## 【総合目標】

		評定
1	財政	A
2	税制	A
3	財務管理	B
4	通貨・金融システム	A
5	世界経済	A
6	財政・経済運営	A

## 【政策目標】

		評定
1-1	重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進	S
1-2	必要な歳入の確保	S
1-3	予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保	S
1-4	決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示	S
1-5	地方財政計画の策定をはじめ、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行	S
1-6	公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営	S
2-1	経済の好循環を確実なものとするための税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討並びに税制についての広報の充実	S
3-1	国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制	S
3-2	財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関の必要な資金需要への的確な対応、ディスクロージャーの推進及び機関に対するチェック機能の充実	S
3-3	庁舎及び宿舍を含む国有財産の適正な管理・処分及び有効活用と情報提供の充実	B
3-4	国庫金の効率的かつ正確な管理	S
4-1	通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止	S
4-2	金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理	S
5-1	内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等	S
5-2	多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進	S
5-3	関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上	B
6-1	外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保	S
6-2	開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進	S
6-3	日本企業の海外展開支援の推進	S
7-1	政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保	B
8-1	地震再保険事業の健全な運営	S
9-1	安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理	S
10-1	日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保	S
11-1	たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保	S



**東日本大震災等への対応（概要）**  
**－平成29年度における主な取組状況－**

財務省は、東日本大震災等への対応として、平成29年度において主に以下の取組を行いました。各々の取組の概要は、以下のとおりです。

## 1. 財政・経済運営

平成30年度予算編成に当たっては、復興のステージの進展に応じて生じる新たな課題に引き続き迅速かつ適切に対応、特に、心のケアや生業（なりわい）の再生といったきめ細かなソフト支援に引き続き注力することとしており、被災者支援や住宅再建・復興まちづくり、産業・生業の再生、原子力災害からの復興・再生などのための経費 2 兆3,593億円を東日本大震災復興特別会計に計上しました。【政策目標 1－1】

東日本大震災及び熊本地震からの被災地の復興を着実に進める観点から、事故繰越事務手続の簡素化を引き続き行いました。【政策目標 1－3】

「平成30年度地方財政計画」については、震災復興特別交付税を3,252億円措置するなど、震災対応に万全を期す内容としました。【政策目標 1－5】

## 2. 国有財産

東日本大震災及び熊本地震における被災地に所在する貸付中の財産については、その被災状況に応じて、23件の貸付期間の不算入措置を講ずるなど、貸付相手方からの相談に丁寧に対応しました。

また、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）等により売却が求められている政府保有株式については、個々の株式売却の環境が整った時に売却が行えるよう所要の事務等準備を進め、日本郵政株式会社株式について、平成29年9月にローンチ（売出しの対外公表）をし、発行済株式総数の22.0%（9億9,009万9,100株）の市場への売却を行うとともに、日本郵政株式会社による自己株式の取得に応じ、発行済株式総数の1.6%（7,247万4,500株）の売却を行いました。この結果、合計で約1.4兆円の売却収入を確保しました。

【政策目標 3－3】

### 3. 政策金融

「経済財政運営と改革の基本方針2017」等を踏まえ、東日本大震災及び熊本地震等からの復興に貢献するよう、指定金融機関（日本政策投資銀行・商工組合中央金庫）において、危機対応業務として、日本政策金融公庫からのリスク補完措置を受け、円滑な資金供給を実施しました。

特に、東日本大震災については、日本政策金融公庫において、

① 影響を受けた中小企業等の資金繰り支援策として、平成23年度に創設した「東日本大震災復興特別貸付」や「東日本大震災復興緊急保証」の継続、

② 被災地域における雇用拡大及び創業等に係る融資について、貸付利率の引下げの実施等の措置を講じています。

また、熊本地震については、日本政策金融公庫において、「平成28年熊本地震特別貸付」や被災地域における創業に係る融資の貸付利率の引下げ及び「セーフティネット保証第4号」（通常の保証とは別枠で借入額の100%を保証）を熊本県（全域）と大分県の一部に適用するなどの措置を講じ、被災企業の資金繰りの円滑化を図りました。【政策目標7-1】

### 4. その他

#### (1) 金融システム

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構については、平成30年度予算や借入の認可等に当たり、被災地域における経済活動の維持等を図る観点から、業務運営が適切に行われるよう監督を行い、平成29年度においては、10件の再生支援決定が行われました。なお、同機構の支援決定期限は、議員立法により平成33年3月31日まで延長されました。【政策目標4-2】

#### (2) たばこ・塩事業

東日本大震災によって被災されたたばこ小売販売業者の営業再開が円滑に行われるよう、被災地域での営業所の仮移転の許可を弾力的に運用しており、平成29年度においては、21件の処理をしました。【政策目標11-1】

## Ⅱ 「政策の目標」ごとの実績評価書



総合目標 1 : 我が国の財政状況が歴史的に見ても諸外国との比較においても、極めて厳しい状況にあることを踏まえ、社会保障・税一体改革を継続するとともに、国・地方を合わせたプライマリーバランス（基礎的財政収支）を黒字化し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すとの財政健全化目標達成に向け、歳入・歳出両面において財政健全化に取り組む。

(平成 30 年 3 月一部改正)

### 上記目標の概要

急速な高齢化を背景とする社会保障経費の増加、リーマンショック後の経済危機への対応、名目経済成長率の低迷等もあり、財政状況は大幅に悪化しています。国・地方の長期債務残高が平成30年度末には1,107兆円（対GDP比196%）に達すると見込まれるなど、主要先進国の中でも最悪の水準となっており、極めて厳しい状況にあります。

そのため、政府は、日本の財政に対する信認を確保していくために、社会保障・税一体改革（用語集参照）を継続するとともに、国・地方のプライマリーバランス（用語集参照）を黒字化し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すとの財政健全化目標を実現することとします。また、国債に対する信認を確保するため、公債発行額をできる限り抑制し、財政健全化目標を踏まえ、中長期的に持続可能な財政構造を目指すこととし、上記の目標を設定しています。

(上記目標を構成するテーマ)

総 1-1 : 国・地方を合わせたプライマリーバランスを黒字化し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す。

### 総合目標 1 についての評価結果

総合目標についての評定 **A** 相当程度進展あり

### 評定の理由

政府は、国・地方を合わせたプライマリーバランスを黒字化し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すとの財政健全化目標を掲げています。

「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）に基づき、「人づくり革命」に必要な財源として、平成31年10月に予定される消費税率10%への引上げによる財源を活用し、教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保等と、財政再建とに、それぞれ概ね半分ずつ充当することとしました。

この結果、2020年度（平成32年度）のプライマリーバランス黒字化目標の達成は困難となりますが、プライマリーバランスの黒字化を目指すという目標はしっかりと堅持することとしました（注1）。

平成27年度は、プライマリーバランスの半減目標を達成し、また平成30年度予算は、「平成30年度予算編成の基本方針」（平成29年12月8日閣議決定）に基づき編成され、「経済財政運営と改革の基本方針2015」（以下「骨太の方針2015」といいます。）における「経済・財政再生計画」に定める3年間の一般歳出の「目安」（注）を達成するなど、財政健全化に向けた取組を進めました。

我が国の財政状況は依然として極めて厳しい状況であることに変わりはなく、更なる財政健全化に努める必要がありますが、以上のとおり、平成29年度においても財政健全化に向けた取り組みを着実に進めており、テーマの評定が「a 相当程度進展あり」であるため、当該総合目標の評定は、上記のとおり、「A 相当程度進展あり」としました。

(注1) 「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）に盛り込まれた「新経済・財政再生計画」においては、財政健全化目標として以下の目標が掲げられています。

- 経済再生と財政健全化に着実に取り組み、2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス黒字化を

	<p>目指す。</p> <p>○ 同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すことを堅持する。</p> <p>(注2)「骨太の方針2015」では、「国の一般歳出の水準の「目安」については、安倍内閣のこれまでの3年間の取組では一般歳出の総額の実質的な増加が1.6兆円程度となっていること、経済・物価動向等を踏まえ、その基調を2018(平成30)年度まで継続させていくこととしている。」とされています。</p>
政策の分析	<p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>我が国が掲げている財政健全化目標の達成は、財政の長期的な持続可能性を維持していくためには不可欠なものであり、総合目標1は引き続き政府が取り組むべきものであると考えています。</p> <p>この目標を達成するために、平成30年度予算では、「平成30年度予算編成の基本方針」に基づき、「経済・財政再生計画」の集中改革期間の最終年度の予算として、経済再生と財政健全化を両立する予算としています。これらは政策目標の達成に対して有効に機能していると考えています。</p>

テーマ	<p><b>総1-1：国・地方を合わせたプライマリーバランスを黒字化し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す。</b></p>			
測定指標(定量的な指標)	[主要]総1-1-A-1：財政健全化目標の達成に向けた取組			
				達成度
	目標値	国・地方を合わせたプライマリーバランスを黒字化し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す		□
	実績値	—		
	(目標値の設定の根拠)			
	「平成30年度予算編成の基本方針」等において、プライマリーバランスの黒字化を目指すという目標を堅持し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すとあるためです。			
	(参考)			
	国・地方のプライマリーバランス赤字の対GDP比(実額)		国・地方の長期債務残高の対GDP比	
	2018(平成30)年度(見込み)	▲2.9%(▲16.4兆円)	2018(平成30)年度末(見込み)	196%
	2017(平成29)年度(見込み)	▲3.4%(▲18.5兆円)	2017(平成29)年度末(見込み)	198%
2016(平成28)年度	▲3.0%(▲16.0兆円)	2016(平成28)年度末	196%	
2015(平成27)年度	▲2.9%(▲15.3兆円)	2015(平成27)年度末	193%	
2014(平成26)年度	▲3.8%(▲19.6兆円)	2014(平成26)年度末	193%	
2013(平成25)年度	▲5.3%(▲26.8兆円)	2013(平成25)年度末	192%	
2012(平成24)年度	▲5.5%(▲27.0兆円)	2012(平成24)年度末	188%	
2011(平成23)年度	▲6.4%(▲31.7兆円)	2011(平成23)年度末	181%	
2010(平成22)年度	▲6.3%(▲31.5兆円)	2010(平成22)年度末	173%	
(出所) 国・地方のプライマリーバランス赤字の対GDP比：内閣府中長期の経済財政に関する試算(平成30年1月)				
国・地方の長期債務残高の対GDP比：主計局調査課調				

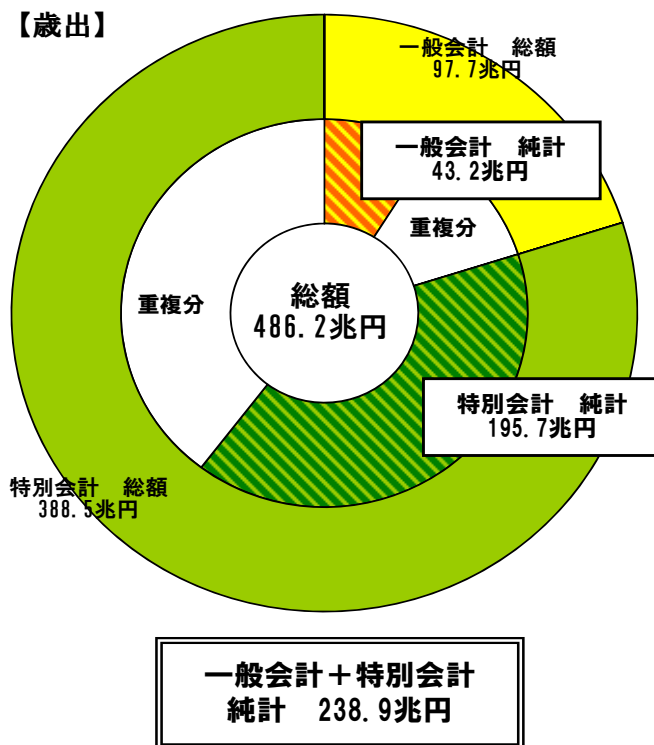
	<p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」(平成30年1月23日)では、2015(平成27)年度における国・地方を合わせたプライマリーバランス(対GDP比)は▲2.9%の赤字となり、国・地方を合わせたプライマリーバランスについて、2015(平成27)年度までに2010(平成22)年度に比べて赤字の対GDP比を半減する目標は達成しました。</p> <p>平成30年度予算では、「平成30年度予算編成の基本方針」に基づき、経済再生と財政健全化を両立する、「経済・財政再生計画」の集中改革期間の最終年度にふさわしい予算となっています。「子育て安心プラン」を踏まえた保育の受け皿整備など「人づくり革命」の推進や「生産性革命」の実現に向けた企業による設備や人材への力強い投資、研究開発・イノベーションの促進など重要な政策課題について、必要な予算措置を講じる一方、財政健全化への着実な取組を進め、メリハリの効いた予算編成を行いました。この結果、平成30年度予算は、一般歳出の伸びを対前年度で0.54兆円に抑制し、3年連続で「経済・財政再生計画」の「目安」を達成し、一般会計プライマリーバランスも改善(平成29年度：▲10.8兆円⇒平成30年度：▲10.4兆円)しております。このように、財政健全化に向けた取組を進めたことから、達成度は「□」としました。</p>		
測定指標(定性的な指標)	[主要]総1-1-B-1：社会保障・税一体改革の継続的な実施		
	<p>引き続き、社会保障・税一体改革を継続的に実施します。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律」(平成24年8月10日成立)や「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」(平成25年12月5日成立)等の内容を確実に実施していくためです。</p>	達成度	
実績及び目標の達成度の判定理由	<p>少子高齢化が進展する中で、社会保障制度の持続可能性の確保と財政健全化の同時達成を目指すという社会保障・税一体改革の考え方を踏まえ、社会保障の充実・安定化と同時に、重点化・効率化を進めることが必要であり、平成30年度予算においては、国民健康保険への財政支援等を実施しました。また、少子高齢化を克服するため、新しい経済政策パッケージ(平成29年12月8日閣議決定)を策定し、平成31年10月に予定される消費税率10%への引上げによる増収分の使い道を見直し、子育て層支援・介護人材の確保等と、財政再建とに、それぞれ概ね半分ずつ充当することとしたところです。社会保障・税一体改革については引き続き取り組んでいく必要があることから、達成度は「□」としました。</p>		□
テーマについての評定	a 相当程度進展あり		
評定の理由	<p>以上のとおり、全ての測定指標が「□」であるため、当該テーマの評定は、上記のとおり、「a 相当程度進展あり」としました。</p>		

## 総 1 - 1 に係る参考情報

参考指標 1 : 一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移

[https://www.mof.go.jp/budget/budger\\_workflow/budget/fy2018/seifuan30/04.pdf](https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2018/seifuan30/04.pdf)

参考指標 2 : 一般会計及び特別会計の歳出総額及び純計額（平成30年度）



(出所) 主計局総務課、法規課調

(注) 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

参考指標 3 : 公債発行額・公債依存度の推移

[https://www.mof.go.jp/budget/budger\\_workflow/budget/fy2018/seifuan30/04.pdf](https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2018/seifuan30/04.pdf)

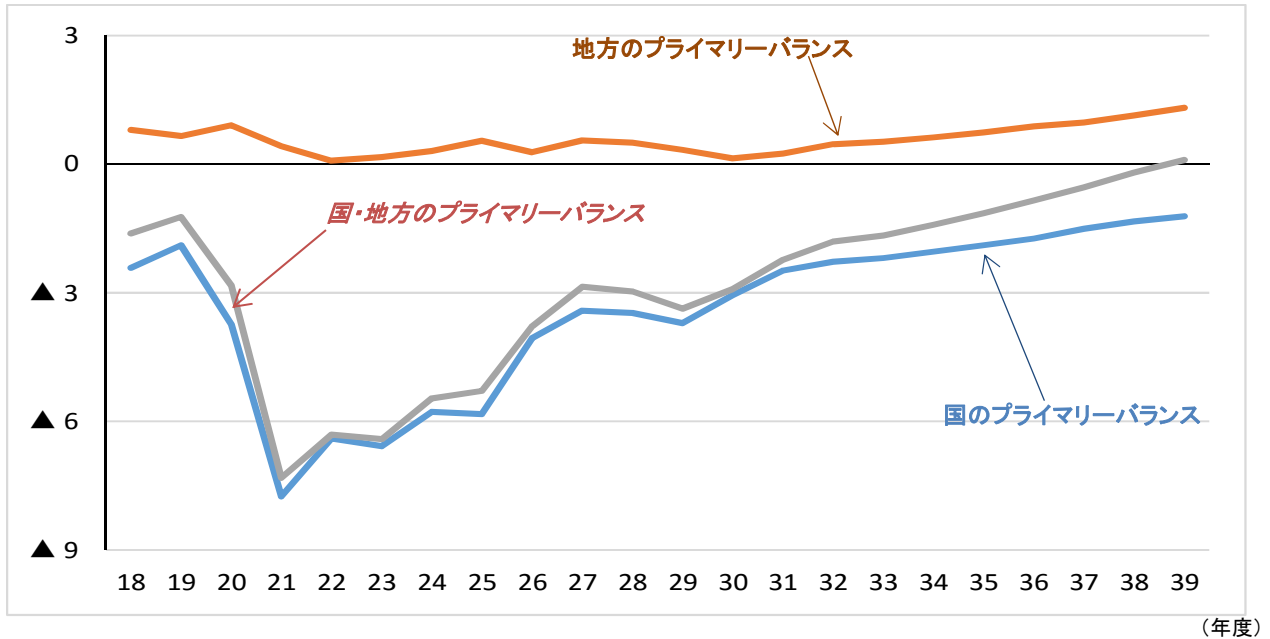
参考指標 4 : 公債残高の推移

[https://www.mof.go.jp/budget/budger\\_workflow/budget/fy2018/seifuan30/04.pdf](https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2018/seifuan30/04.pdf)



参考指標 5 : 国及び地方のプライマリーバランスの推移

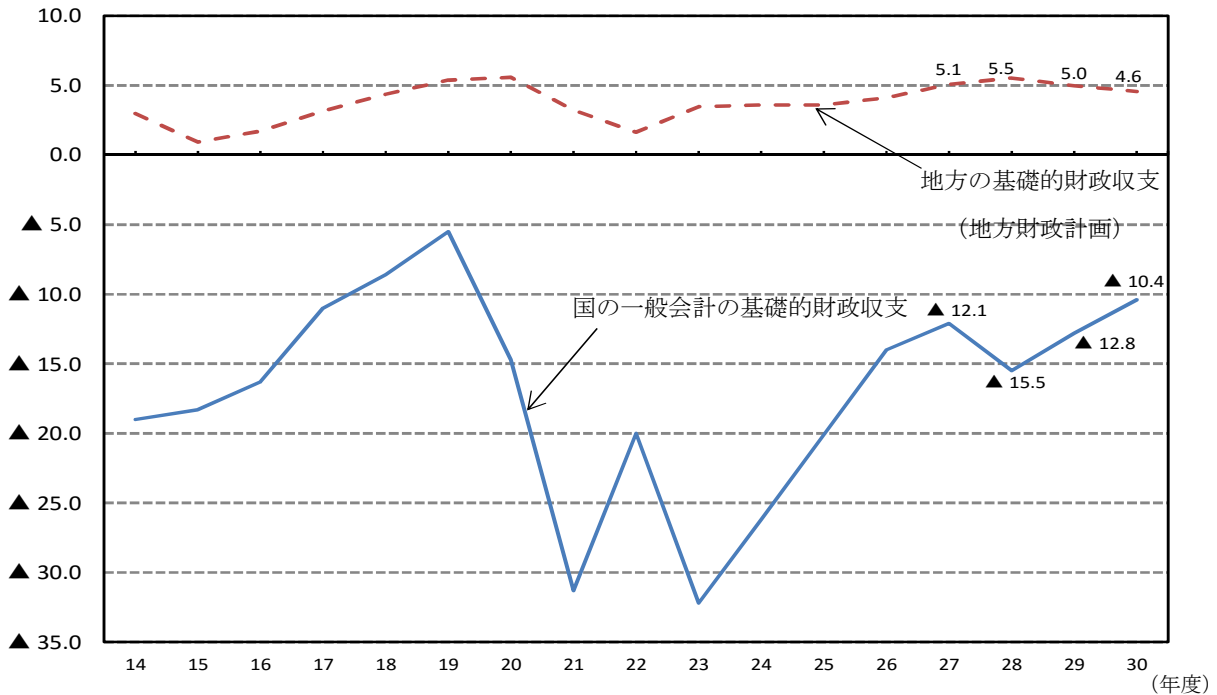
(対GDP比)  
(%)



(出所) 内閣府「国民経済計算」及び「中長期の経済財政に関する試算」(平成30年1月)。

参考指標 6 : 一般会計のプライマリーバランスの推移

(兆円)



(出所) 主計局調査課調

(注1) 地方のプライマリーバランスは地方財政計画ベース。国の一般会計のプライマリーバランスは、平成28年度までは決算、平成29年度は補正後予算、平成30年度は予算による。

(注2) 国の一般会計のプライマリーバランスについて、当初予算ベースでは、平成28年度は▲10.8兆円、平成29年度は▲10.8兆円、平成30年度は▲10.4兆円。

参考指標 7 : 国民負担率 (対国民所得比) の状況

<https://www.mof.go.jp/budget/topics/futanritsu/sy3002a.pdf>

<b>評価結果の反映</b>	<p>以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。</p> <p>我が国の財政に対する信託を確保していくために、社会保障・税一体改革を継続するとともに、国・地方のプライマリーバランスを黒字化し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すとの財政健全化目標達成に向けて、歳入・歳出両面において財政健全化に向けて取り組むこととしています。</p>		
<b>財務省政策評価懇談会における意見</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 昨今、気候変動に伴って大規模災害が立て続けに起きており、財政的な面でも機動的な対応がより一層求められることから、現行制度をプロアクティブに見直していただきたい。</li> <li>○ 増税は避けて社会保障は充実してほしいといった両立しないことについて、不都合な真実に向き合ってしっかり議論できる状況にしていかなければならない。</li> <li>○ 大規模災害の発生時に、財政資金が必要となった場合のシミュレーションをどの程度行っているのか。財政赤字がある中で、どういう形で対応するのか検討する必要がある。</li> <li>○ 歳出と歳入の組合せの同時方程式の議論が必要。また、国民は何を一番望んでいるのかを模索していただきたい。</li> <li>○ G20 の場で日本の財政赤字の解消につながる議論を行って、財政赤字の解消に向けて取り組んでいただきたい。</li> </ul>		
<b>総合目標に関する施政方針演説等内閣の主な重要政策</b>	<p>第196回国会 総理大臣施政方針演説（平成30年1月22日）</p> <p>第196回国会 財務大臣財政演説（平成30年1月22日）</p> <p>平成30年度予算編成の基本方針（平成29年12月8日閣議決定）</p> <p>平成29年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度（平成29年1月20日閣議決定）</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針2015（平成27年6月30日閣議決定）</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針2017（平成29年6月9日閣議決定）</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針2018（平成30年6月15日閣議決定）</p> <p>新しい経済政策パッケージ（平成29年12月8日閣議決定）</p>		
<b>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</b>	<p>我が国の財政状況：一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移</p> <p><a href="https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2018/seifuan30/04.pdf">https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2018/seifuan30/04.pdf</a>等</p>		
<b>前年度政策評価結果の政策への反映状況</b>	<p>財政健全化目標の確実な達成に向けて、「歳出改革・歳入改革」を推進した結果、平成30年度予算は、一般歳出の伸びを対前年度で0.54兆円に抑制し、3年連続で「経済・財政再生計画」の「目安」を達成し、一般会計プライマリーバランスも改善（平成29年度：▲10.8兆円⇒平成30年度：▲10.4兆円）するなど、財政健全化に向けた取組を進めました。</p>		
<b>担当部局名</b>	主計局（調査課、総務課）、大臣官房総合政策課、主税局（総務課、調査課）	<b>政策評価実施時期</b>	平成30年8月

総合目標 2： 財政健全化目標達成に向け、社会保障と税の一体改革を継続するとともに、若い世代に光を当てることにより経済成長の社会基盤を再構築するなど、経済社会の構造変化を踏まえた税体系全般にわたる構造改革（オーバーホール）を進める。

<b>上記目標の概要</b>	<p>税制は、社会の活力や経済発展の基盤として、財源調達機能（政府が提供する公共サービスの資金調達）や再分配機能（国民の所得や資産の再分配）を果たすことが期待されており、「公平・中立・簡素」の基本原則を踏まえつつ、経済社会の構造変化に対応した、不断の見直しに取り組んでいく必要があります。</p> <p>このため、社会保障と税の一体改革を継続するとともに、若い世代に光を当てることにより経済成長の社会基盤を再構築するなど、この四半世紀の経済社会の構造変化を踏まえた税体系全般にわたる構造改革（オーバーホール）を進めることとしています。また、消費税の軽減税率制度について、安定的な恒久財源を確保するため、平成30年度末までに歳入及び歳出における法制上の措置等を講ずることとされていることを踏まえ、対応を進めることとしています。</p> <p>（上記目標を構成するテーマ）</p> <p>総 2-1：我が国の経済社会の構造変化を踏まえた税制の構築</p>
----------------	---

### 総合目標 2 についての評価結果

総合目標についての評価 **A** 相当程度進展あり

<b>評定の理由</b>	<p>平成30年度税制改正において、経済社会の構造変化に対応するため、働き方の多様化を踏まえ、様々な形で働く人をあまねく応援する等の観点からの個人所得課税の見直し、デフレ脱却と経済再生に向けた賃上げ・生産性向上のための税制上の措置などについて対応することとし、これらの内容を含む「所得税法等の一部を改正する法律」が平成30年 3 月 28 日に、「国際観光旅客税法」が 4 月 11 日に成立しました。</p> <p>テーマ 2-1 の評価は「a 相当程度進展あり」であるため、当該総合目標の評価は、上記のとおり、「A 相当程度進展あり」としました。</p>
<b>政策の分析</b>	<p>（必要性・有効性・効率性等）</p> <p>平成30年度税制改正は、働き方の多様化を踏まえ、様々な形で働く人をあまねく応援する等の観点からの個人所得課税の見直し、デフレ脱却と経済再生に向けた賃上げ・生産性向上のための税制上の措置など、現下の経済社会の状況を踏まえて必要かつ有効なものとして検討されたものであり、妥当と考えています。</p> <p>また、租税特別措置については、「政策の達成目標」の実現状況など各府省等の政策評価の結果を記載した要望書を各府省等との議論において活用することにより、効率性の観点からも検討しており、妥当と考えています。</p>

テーマ	総2-1：我が国の経済社会の構造変化を踏まえた税制の構築	
測定指標（定性的な指標）	[主要]総2-1-B-1：経済社会の構造変化を踏まえた税制改正の検討	
	目標	<p>経済社会の構造変化を踏まえた税制を構築すべく、毎年度の税制改正を検討します。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>税制は、社会の活力や経済発展の基盤として、財源調達機能（政府が提供する公共サービスの資金調達）や再分配機能（国民の所得や資産の再分配）を果たすことが期待されており、「公平・中立・簡素」という基本原則を踏まえつつ、経済社会の構造変化に対応した、不断の見直しに取り組んでいく必要があるためです。</p>
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>平成30年度税制改正において、経済社会の構造変化に対応するため、下記について対応することとし、これらの内容を含む「所得税法等の一部を改正する法律」が平成30年3月28日に、「国際観光旅客税法」が4月11日に成立しました。</p> <p>① 働き方の多様化を踏まえ、様々な形で働く人をあまねく応援する等の観点から個人所得課税の見直しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替えを行う。</li> <li>・ 給与所得控除・公的年金等控除・基礎控除の適正化を行う。</li> </ul> <p>② デフレ脱却と経済再生に向け、賃上げ・生産性向上のための税制上の措置、中小企業の代替わりを促進する事業承継税制の拡充、観光促進のための税として国際観光旅客税の創設等を行う。</p> <p>③ 経済社会の国際化・ICT化等への対応として、国際課税制度を見直すとともに、税務手続の電子化を推進する。</p> <p>④ たばこ税の見直し等を行う。</p> <p>引き続き、財政健全化目標達成に向け、社会保障と税の一体改革を継続するとともに、経済社会の構造変化を踏まえた税体系全般にわたる構造改革（オーバーホール）を進める必要があること、また、消費税の軽減税率制度について、安定的な恒久財源を確保するため、平成30年度末までに歳入及び歳出における法制上の措置等を講ずることとされていることを踏まえ、対応を進める必要があることから、達成度は「□」としました。</p>
テーマについての評定	a 相当程度進展あり	
評定の理由	<p>平成30年度税制改正において、働き方の多様化を踏まえ、様々な形で働く人をあまねく応援する等の観点からの個人所得課税の見直し、デフレ脱却と経済再生に向けた賃上げ・生産性向上のための税制上の措置など、経済社会の構造変化に対応するための税制上の措置等を講じました。</p> <p>また、今後の税制のあり方の検討を進めるにあたり、税制調査会（用語集参照）において、「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告②」がとりまとめられました。</p> <p>以上を踏まえ、測定指標が「□」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「a 相当程度進展あり」としました。</p>	

総 2 - 1 に係る参考情報

参考指標 1 : 歳出に占める税収の割合

年度	平成 4	5	6	7	8	9	10	11	12
%	77.2	72.1	69.3	68.4	66.0	68.7	58.6	53.1	56.8
年度	13	14	15	16	17	18	19	20	21
%	56.5	52.4	52.5	53.7	57.4	60.2	62.3	52.3	38.4
年度	22	23	24	25	26	27	28	29(補)	30(予)
%	43.5	42.5	45.2	46.9	54.6	57.3	56.9	58.2	60.5

(出所) 「一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移」(平成30年4月作成)を基に主税局総務課で作成  
[https://www.mof.go.jp/budget/budger\\_workflow/budget/fy2018/seifuan30/04.pdf](https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2018/seifuan30/04.pdf)

(注) 平成28年度以前は決算額、平成29年度は補正後予算額、平成30年度は予算額による。

参考指標 2 : 主要税目(国税)の税収の推移

[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/condition/a03.htm#a02](https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/condition/a03.htm#a02)

参考指標 3 : 一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移【再掲(総 1 - 1 : 参考指標 1)】

評価結果の反映	<p>社会保障と税の一体改革を継続するとともに、個人所得課税について所得再分配機能の回復や多様な働き方に対応した仕組み等を目指す観点からそのあり方を検討するなど、経済社会の構造変化を踏まえた税体系全般にわたる構造改革(オーバーホール)を進めます。</p> <p>具体的には、経済社会の構造変化に対応した税制を構築するため、平成30年度税制改正の着実な実施、平成31年度の税制改正の内容の検討に取り組みます。</p>
---------	---

財務省政策評価懇談会における意見	該当なし
------------------	------

総合目標に関する施政方針演説等内閣の主な重要政策	<p>第196回国会 総理大臣施政方針演説(平成30年1月22日)</p> <p>第196回国会 財務大臣財政演説(平成30年1月22日)</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針2015(平成27年6月30日閣議決定)</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針2017(平成29年6月9日閣議決定)</p> <p>経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する論点整理(平成27年11月13日税制調査会)</p> <p>経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告(平成28年11月14日税制調査会)</p> <p>経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告②(平成29年11月20日税制調査会)</p> <p>平成30年度税制改正の大綱(平成29年12月22日閣議決定)</p>
--------------------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>税収の推移 :</p> <p>「歳出に占める税収の割合」</p> <p>「主要税目(国税)の税収の推移」 等</p>
---------------------------	---

<b>前年度政策評価結果 の政策への反映状況</b>	社会保障と税の一体改革に引き続き取り組みました。また、平成30年3月28日に「所得税法等の一部を改正する法律」、4月11日に「国際観光旅客税法」が国会で成立しました。
--------------------------------	---

<b>担当部局名</b>	主税局（総務課、調査課、税制第一課、税制第二課、税制第三課、参事官室）	<b>政策評価実施時期</b>	平成30年8月
--------------	-------------------------------------	-----------------	---------



総合目標3：経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、市場との緊密な対話に基づき、国債管理政策（財務管理）を遂行し、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、必要な財政資金を確実に調達する。同時に、国庫金の適正な管理を行う。また、社会経済情勢等の変化を踏まえ、財政投融资を活用して政策的に必要とされる資金需要に的確に対応する。さらに、地方公共団体等との連携を進め、国有財産の有効活用を進める。

<p><b>上記目標の概要</b></p>	<p>我が国の財政は、国及び地方の長期債務残高が平成29年度末には対GDP比で198%になると見込まれるなど、主要先進国の中で最悪の水準にあります。</p> <p>このような状況を踏まえ、財務省としては、必要とされる財政資金を確実に調達し、中長期的な調達コストを抑制していくという基本的な考え方に沿って、市場との緊密な対話に基づき、そのニーズ・動向等を踏まえた国債発行計画の策定を行うなど、国債管理政策を適切に運営していきます。同時に、国庫金（用語集参照）の効率的かつ正確な管理を行います。</p> <p>また、財政投融资（用語集参照）については、自助努力の促進による事業の効率的な実施や受益者負担の実現を通じて租税負担の抑制を図るという特徴を發揮しつつ、中長期的な視点から、かつ、民間金融を補完しながら、資金面からの成長制約を解消する役割を果たしていきます。</p> <p>さらに、「経済財政運営と改革の基本方針2016」（平成28年6月2日閣議決定）、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）及び「経済・財政再生アクション・プログラム2016」（平成28年12月21日経済財政諮問会議決定）等を踏まえ、地域や社会のニーズ及び個々の財産の特性に応じて、中長期的な視点から、国有財産（用語集参照）の有効活用を推進していきます。</p> <p>こうした取組を通じ、国の資産・負債について、適正な財務管理に努めます。</p> <p><b>（上記目標を構成するテーマ）</b></p> <p>総3-1：適切な国債管理政策を実施する          総3-2：財政投融资を適切に活用する          総3-3：国有財産の有効活用を推進する          総3-4：国庫金の適正な管理を行う</p>
-----------------------	---

### 総合目標3についての評価結果

総合目標についての評価 **B** 進展が大きくない

#### 評価の理由

テーマ3-1から3-4までの取組を通じ、国の資産・負債について、適切な財務管理に努めました。テーマ3-1の評価は「a」、テーマ3-2の評価は「a」、テーマ3-3の評価は「b」、テーマ3-4の評価は「a」であるため、当該総合目標の評価は、上記のとおり、「B 進展が大きくない」としました。

<b>政策の分析</b>	<p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ国債発行計画の策定等の国債管理政策を行うこと、国庫金の適正な管理を行うこと、対象事業の重点化・効率化を図りつつ、政策的必要性等の観点から財政投融资を活用すること及び国有財産の有効活用を図ることは、これらの取組を通じ、国の資産・負債について、適正な財務管理が可能となるため、重要で必要な取組と言えます。</p> <p>特に、国債発行計画の年限配分に当たって、「国債市場特別参加者会合」等の場を通じて市場との対話を行うこと等により、超長期から短期まで年限間のバランスのとれた発行額を設定すること、各会計の資金需要の状況を的確に把握し、国庫(用語集参照)内に生じた余裕資金を最大限有効活用すること、国民のニーズや社会経済情勢等の変化などを踏まえ、政策的に必要とされる資金需要に的確に対応した財政投融资計画(用語集参照)を編成すること、地方公共団体と連携して地域や社会のニーズを踏まえて国有財産を有効活用することは、総合目標3の目標達成に有効であると考えています。</p>
--------------	---

<b>テーマ</b>	<b>総3-1：適切な国債管理政策を実施する</b>	
<b>測定指標(定性的な指標)</b>	[主要] 総3-1-B-1：国債管理政策の適切な運営	
	<b>目標</b>	<p>市場との対話に基づき、そのニーズ・動向等を踏まえた国債管理政策を適切に運営していきます。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>市場のニーズ・動向等を踏まえた国債管理政策の遂行により、国債市場の予見可能性・安定性が高まることで、中長期的な調達コスト抑制や確実かつ円滑な国債発行を通じた財政運営基盤の確保が可能になると考えられるためです。</p>
	<b>実績及び目標の達成度の判定理由</b>	<p>国債管理政策については、市場との緊密な対話に基づき、市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行を行うなど、適切に遂行しています。</p> <p>国債発行計画は、市場に対し、今後1年間の国債発行予定を明示し、市場の予見可能性、安定性を高める役割を果たしています。</p> <p>平成29年度においては、市場のニーズ・動向等を踏まえ平成28年12月に策定した平成29年度国債発行計画に沿って国債を発行し、必要とされる財政資金を確実に調達しました。</p> <p>また、同計画に基づき、投資家の需要動向を的確に反映した年限構成の見直しや国債市場の流動性維持・向上策の拡充といった施策を実施しました。</p> <p>一方、補正予算で要調達額に変更があった場合や、市場のニーズ・動向等が変化した場合には、市場と対話しつつ、機動的かつ柔軟に見直すことが必要です。</p> <p>平成29年度補正予算については、平成29年12月22日に閣議決定、平成30年2月1日に成立しました。国債発行計画については、この補正予算における建設国債の約1.2兆円、借換債(用語集参照)の約1.5兆円の増額等を反映し、発行根拠法別発行額を変更しました。また、市場参加者との意見交換を踏まえ、流動性供給入札(用語集参照)のゾーン毎の発行額を見直した結果、同入札の総額を0.1兆円増額しました。</p> <p>平成30年度国債発行計画についても、「国債市場特別参加者会合」、「国債投資</p>



	<p>家懇談会」等の場を通じ、丁寧に市場との対話を行い、年限別発行額については、市場のニーズも踏まえつつ、バランスのとれた減額をするとともに、国債市場の流動性低下への懸念に配慮し、流動性供給入札を増額しました。</p> <p>引き続き、国債管理政策の適切な運営を行っていく必要があることから、「□」としました。</p>	
--	---	--

<b>テーマについての評価</b>	<b>a 相当程度進展あり</b>
-------------------	-------------------

<b>評価の理由</b>	<p>「国債市場特別参加者会合」、「国債投資家懇談会」等の場を通じて、市場との対話に基づき、そのニーズ・動向等を踏まえた国債管理政策を運営しました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「□」であるため、当該テーマの評価は、上記のとおり、「a 相当程度進展あり」としました。</p>
--------------	--

<b>テーマ</b>	<b>総3-2：財政投融资を適切に活用する</b>
------------	---------------------------

	<b>[主要]総3-2-B-1：各年度の財政投融资計画の編成</b>
--	------------------------------------

<b>測定指標（定性的な指標）</b>	<b>目標</b>	<p>財政投融资について、国民のニーズや社会経済情勢等の変化などを踏まえ、政策的に必要とされる資金需要に的確に対応した財政投融资計画を編成します。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>財政投融资計画について、政策的な必要性や民業補完性を精査し、国民のニーズや社会経済情勢等の変化などを踏まえた編成を行うことで、財政投融资を活用して政策的に必要な資金需要に的確に対応することが可能となるためです。</p>	<b>達成度</b>
---------------------	-----------	--	------------

<b>測定指標（定性的な指標）</b>	<b>実績及び目標の達成度の判定理由</b>	<p>平成30年度財政投融资計画の策定にあたっては、生産性向上に向けて、長期資金を積極的に供給することとしました。具体的には、競争力向上、地域活性化に取り組む事業者や規模拡大に取り組む農業者の設備投資支援、物流ネットワークの核となる高速道路整備の加速等に取り組むこととしています。あわせて、国際展開戦略推進に向け、必要なリスクマネーを供給することとしました。一方、真に必要な資金需要に適切に対応するため、各機関に手元資金の活用も促し、財投資金を効率的に配分することとしました。この結果、平成30年度財政投融资計画の規模は、144,631 億円（平成29年度計画比4.4% 減）となりました。</p> <p>なお、畜産分野を中心とした農業者の設備投資等の資金需要の増大に対応するため、平成29年度中に、(株) 日本政策金融公庫に対する財政融資資金の貸付けを1,175 億円増額（弾力追加）するとともに、同年度の財政投融资計画を補正し、生産性向上に取り組む事業者の設備投資等の資金需要の増大に対応するため、(株) 日本政策投資銀行に対する財政融資を2,800 億円追加しました。</p> <p>上記実績のとおり、必要な資金需要に的確に対応する平成30年度財政投融资計画を策定しました。引き続き、財政投融资を適切に活用していく必要があることから、達成度は「□」と評価しました。</p>	<b>□</b>
---------------------	------------------------	---	----------

<b>テーマについての評価</b>	<b>a 相当程度進展あり</b>
-------------------	-------------------

評定の理由

平成30年度財政投融资計画については、生産性向上に向けた事業者及び農業者の設備投資等の支援、物流ネットワークの核となる高速道路整備の加速等に取り組むなど、真に必要な資金需要に的確に対応しています。

以上のとおり、測定指標が「□」であるため、当該テーマの評定は、上記のとおり、「a 相当程度進展あり」としました。

総3-2に係る参考情報

財政投融资計画及び計画残高の推移

(単位：億円)

区 分	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
財政融資					
当初計画	117,616	109,610	100,876	108,662	108,538
改定計画	120,593	112,529	140,023	116,364	
実 績	91,014	87,826	123,857		
年度末残高	1,203,339	1,138,672	1,114,330		
産業投資					
当初計画	3,172	2,757	2,973	3,792	3,645
改定計画	3,402	2,757	5,667	3,792	
実 績	1,417	1,185	4,804		
年度末残高	48,097	49,004	51,764		
政府保証					
当初計画	41,012	33,848	30,962	38,828	32,448
改定計画	41,012	33,848	33,251	38,828	
実 績	35,192	29,063	29,282		
年度末残高	370,949	355,668	343,130		
財政投融资合計					
当初計画	161,800	146,215	134,811	151,282	144,631
改定計画	165,007	149,134	178,941	158,984	
実 績	127,623	118,073	157,942		
年度末残高	1,622,385	1,543,344	1,509,224		

(出所) 理財局財政投融资総括課調

(注1) 平成27年度の実績は資金年度ベースにおける計数整理を行ったものであり、28年度政策評価書の計数と異なっている。

(注2) 平成28年度の実績の計数は、28年度の決算時の見込値である。

(注3) 改定計画には、各年度の特別会計予算総則の規定に基づく長期運用予定額の増額分を含む。

(参考) 財政投融资計画残高において、財政融資資金及び簡易生命保険資金の引き受けた債券は引受価格(収入金ベース)で計上し、政府保証債は額面金額(政府保証外債は額面金額を外国貨幣換算率によって換算した金額)で計上している。

テーマ	総3-3：国有財産の有効活用を推進する		
測定指標 (定性的な指標)	[主要]総3-3-B-1：国有財産の有効活用に向けた各施策の取組状況		
	目 標	<p>国と地方公共団体が連携しながら、一定の地域に所在する国公有財産の情報を面的に共有し、国と地方公共団体の庁舎の合築など各地域における国公有財産の最適利用を図るほか、介護・保育などの分野を中心に国有財産の積極的な活用を推進するなど、地域や社会のニーズを踏まえた国有財産の有効活用に向けた各施策の取組状況を指標とします。</p>	達成度
	(目標の設定の根拠)	<p>国有財産の有効活用を推進するために、地域や社会のニーズを踏まえ、地方公共団体等と連携しながら着実に各取組を進めることが重要であるためです。</p>	
実績及び目標の達成度の判定理由	<p>地域における国公有財産の最適利用を進めるため、地方公共団体と連携した取組みを行い、地方公共団体との間で保有する施設の状況等に関する情報共有に取り組んだほか、監査の結果等を踏まえた省庁横断的な庁舎の入替調整等の実施や、「国家公務員宿舎の削減計画」に基づき減少させてきた宿舎戸数を増加させることがないよう有効活用に取り組みました。また、介護や保育などの分野を中心に地方公共団体等の要望に応じ、売却に加えて定期借地制度を利用した貸付けを行うなど、地域や社会のニーズを踏まえた国有財産の有効活用に取り組みました。</p> <p>引き続き、地方公共団体と連携し、上記のような国公有財産の最適利用への取組を行っていくほか、地域や社会のニーズ及び個々の財産の特性に応じて、中長期的な視点から、国有財産の有効活用を推進していく必要があることから、達成度は「□」としました。</p>		□
テーマについての評定	b 進展が大きくない		

<b>評定の理由</b>	<p>地方公共団体と連携して国公有財産の最適利用に取り組んでいるほか、地域や社会のニーズを踏まえた国有財産の有効活用の推進に取り組んでいます。そのため、本テーマ総3-3（国有財産の有効活用を推進する）と直接関係がある政策目標3-3における、施策政3-3-2（庁舎の有効活用の推進）、政3-3-3（宿舍の有効活用の推進）、政3-3-4（未利用国有地等の有効活用の推進）の評定は、いずれも「s」と判定したところです。</p> <p>一方で、今般、学校法人森友学園に対する国有地の売却等については、校舎の建設工事が進む中で新たな地下埋設物が発見され、損害賠償請求のおそれがあるなど切迫した状況の中、将来にわたって一切の国の責任を免除するよう特約条項を付すことも含め、ぎりぎりの対応であったが、その後、本事案に関し、国会等で様々な議論がなされる中で決裁文書の改ざんや応接録の廃棄等が行われていることが判明しました。</p> <p>これを受けて施策政3-3-5（事務の効率化などによる普通財産等（土地、政府保有株式等）の管理・処分の適正かつ迅速な事務処理）の評定は「c」としました。</p> <p>以上のとおり、本テーマ（国有財産の有効活用を推進する）の測定指標が「□」であり、かつ、本テーマに関連する政策目標3-3の施策のうち「国有財産の有効活用」に係る3つの施策の評定はいずれも「s」であるものの、当該テーマの評定は、上記のとおり、学校法人森友学園に対する国有地の売却等事案を受けて施策政3-3-5の評定を「c」と判定したことを踏まえ、「b 進展が大きくない」としました。</p> <p>※平成30年1月19日財政制度等審議会国有財産分科会「公共随契を中心とする国有財産の管理処分手続き等の見直しについて」  <a href="https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_national_property/proceedings_np/material/zaisan300119b.pdf">https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_national_property/proceedings_np/material/zaisan300119b.pdf</a></p>
--------------	---

<b>テーマ</b>	<b>総3-4：国庫金の適正な管理を行う</b>		
<b>測定指標（定性的な指標）</b>	[主要]総3-4-B-1：国庫金の効率的かつ正確な管理		
	<b>目標</b>	<p>国庫金の管理を一層効率的に行い、また出納の正確性を引き続き確保します。</p> <p>（目標の設定の根拠）          国庫金の過不足の調整（用語集参照）等国庫金の管理を一層効率的に行うこと、また各府省庁等から指示を受けて日本銀行が行う国庫金の出納事務の正確性を確保することが重要であるためです。</p>	<b>達成度</b>
	<b>実績及び目標の達成度の判定理由</b>	<p>資金の受け手の事情も考慮しつつ、資金の受入と支払を合わせる調整を行うとともに、それでも資金全体の現金に余裕が生じている場合には、これを資金需要への対応に際して有効活用するなど、国庫金の効率的な管理を行いました。</p> <p>出納の正確性については、国庫原簿（用語集参照）と歳入歳出主計簿との突合により、日本銀行の国庫金の出納事務が正確に行われているかの検証を行いました。</p> <p>引き続き、国庫金の効率的かつ正確な管理に取り組んでいく必要があることから、達成度は「□」としました。</p>	<b>□</b>

<b>テーマについての評定</b>	<b>a 相当程度進展あり</b>
<b>評定の理由</b>	<p>国庫金の過不足の調整等国庫金の管理を効率的に行い、また日本銀行が行う国庫金の出納事務の正確性を確保しました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「□」であるため、当該テーマの評定は、上記のとおり、「a 相当程度進展あり」としました。</p>
<b>評価結果の反映</b>	<p>以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。</p> <p><b>(国債管理政策)</b></p> <p>我が国の財政は、過去に例を見ない厳しい状況にあり、今後も大量の国債発行が見込まれています。国債発行当局として確実かつ円滑な国債発行により、必要とされる財政資金を確実に調達するとともに、中長期的な調達コストを抑制していくことによって、円滑な財政運営の基盤を確保するという基本的な考え方にに基づき、国債管理政策を運営していきます。</p> <p><b>(財政投融资)</b></p> <p>中長期的な視点から、かつ、民間金融を補完しながら、資金面からの成長制約を解消するという財政投融资の役割の下、国民のニーズや社会経済情勢等の変化などを踏まえた編成を行うことで、政策的に必要な資金需要に的確に対応していきます。</p> <p><b>(国有財産の有効活用)</b></p> <p>国有財産は国民共有の貴重な財産であることから、地域や社会のニーズ及び個々の財産の特性に応じて、中長期的な視点から国有財産の有効活用を推進していきます。</p> <p>一方で、今般、学校法人森友学園に対する国有地の売却等について、国会の質疑における指摘や会計検査院による検査結果の中で、合规性、経済性等の面から、より慎重な調査検討が必要であったと認められる事態等が見受けられたといった指摘がありました。また、その後、本事案に関し決裁文書の改ざんや応接録の廃棄等が行われていることが判明しました。</p> <p>これらを踏まえ、財政制度等審議会国有財産分科会への諮問を経て、処分価格等の明確化を含め国有財産の管理処分手続きの見直しを行いました。</p> <p>また、決裁文書の改ざんや応接録の廃棄等は重大な問題であり、二度とこうした事態が起こらないよう、森友学園案件に係る決裁文書の改ざん等に関する調査の結果を踏まえて、公文書管理の徹底、電子決裁への移行加速化等や、コンプライアンス、内部統制の総合的な態勢整備など、再発防止に向けた取組を進めます。</p> <p><b>(国庫金の管理)</b></p> <p>国庫金の管理を一層効率的に行い、また出納の正確性を引き続き確保します。</p>
<b>財務省政策評価懇談会における意見</b>	<p>○ 国有財産等の管理適正化、電子決裁への更なる移行を急ピッチで進めて、再発防止に努めてもらいたい。</p>

<b>総合目標に関する 施政方針演説等内閣 の主な重要政策</b>	<p>第190回国会 財務大臣財政演説（平成28年1月22日）</p> <p>平成28年度予算編成の基本方針（平成27年11月27日閣議決定）</p> <p>未来への投資を実現する経済対策（平成28年8月2日閣議決定）</p> <p>まち・ひと・しごと創生総合戦略（2016改訂版）（平成28年12月22日閣議決定）</p> <p>経済・財政再生アクション・プログラム2016（平成28年12月21日経済財政諮問会議決定）</p> <p>日本再興戦略2016（平成28年6月2日閣議決定）</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針2016（平成28年6月2日閣議決定）</p> <p>まち・ひと・しごと創生基本方針2016（平成28年6月2日閣議決定）</p> <p>ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）</p> <p>一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策（平成27年11月26日一億総活躍国民会議取りまとめ）</p>
---	---

<b>政策評価を行う過程 において使用した資料 その他の情報</b>	該当なし
--	------

<b>前年度政策評価結果 の政策への反映状況</b>	<p>28年度政策評価実施計画の実績評価を受けて、以下の取組を実施しました。</p> <p><b>（国債管理政策）</b></p> <p>我が国の財政は、深刻な状況にあり、今後も大量の国債発行が見込まれています。国債発行当局として確実かつ円滑な国債発行により、必要とされる財政資金を確実に調達するとともに、中長期的な調達コストを抑制していくことによって、円滑な財政運営の基盤を確保するという基本的な考え方にに基づき、国債管理政策を運営しました。</p> <p><b>（財政投融资）</b></p> <p>財政投融资計画の策定にあたっては、政策的必要性、民業補完性、有効性及び償還確実性等を精査し、必要な資金需要に的確に対応しました。各省庁・機関からは、財政投融资計画要求にあわせて、事前に自ら行った政策評価の結果の提出を受けました。要求内容の審査を行うにあたっては、各省庁・機関から提出された政策評価を積極的に活用しました。</p> <p><b>（国公有財産の最適利用）</b></p> <p>地域や社会のニーズ及び個々の財産の特性に応じて、中長期的な視点から、国公有財産の最適利用に取り組んだほか、国有財産の有効活用を推進しました。</p> <p><b>（国庫金の管理）</b></p> <p>国庫金の管理を一層効率的に行い、また出納の正確性を引き続き確保しました。</p>
--------------------------------	--

<b>担当部局名</b>	理財局（総務課、国庫課、国債企画課、国債業務課、財政投融资総括課、国有財産企画課、国有財産調整課、国有財産業務課、管理課、計画官）	<b>政策評価実施時期</b>	平成30年8月
--------------	---	-----------------	---------



総合目標 4：関係機関との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の整備・運用を図るとともに金融（通貨・金融システム）危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を図る。また、通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。

<b>上記目標の概要</b>	<p>金融仲介機能を発揮するための基盤となる金融システムの安定を確保するため、信用不安の連鎖が金融機関に波及し、社会不安を招かないようにする一方、健全な財政の確保の観点から、金融機関の安易な救済によって国民負担が生じないようにバランスをとることが重要であると考えます。このような考えの下、金融庁等と密接な連携を図りつつ、国際的な金融規制改革の議論や技術革新の進展による金融の変革の動きを踏まえながら、金融仲介機能を発揮するための基盤となる金融システムの安定の確保のため金融破綻処理制度の整備・運用を図るとともに、預金保険法等の法令に基づき、迅速・的確な金融危機管理を行います。</p> <p>また、通貨（用語集参照）の流通状況等を適切に把握し、偽造されにくい通貨を円滑に供給できるように製造計画の策定等を適切に行うとともに、国内外の関係機関との意見交換・情報収集等により偽造・変造を防止する環境整備に努めます。これらにより、通貨制度（用語集参照）の適切な運用に万全を期し、通貨に対する信頼の維持に努めます。</p> <p>（上記目標を構成するテーマ）</p> <p>総 4-1 金融システムの安定を確保する</p> <p>総 4-2 通貨に対する信頼を維持する</p>
----------------	--

#### 総合目標 4 についての評価結果

総合目標についての評価 **A 相当程度進展あり**

<b>評価の理由</b>	<p>金融庁等と連携しつつ、金融破綻処理制度の適切な整備・運用を行ったほか、預金保険法等の法令に基づき、迅速・的確な金融危機管理による金融システムの安定の確保に努めました。引き続き、こうした取組を行っていく必要があります。</p> <p>また、通貨制度の適切な運用に万全を期し、通貨に対する信頼の維持に努めました。引き続き、通貨に対する信頼の維持に向け取り組んでいく必要があります。</p> <p>テーマ 4-1 の評価は「a 相当程度進展あり」、テーマ 4-2 の評価は「a 相当程度進展あり」であるため、当該総合目標の評価は、上記のとおり、「A 相当程度進展あり」としました。</p>
--------------	--

<b>政策の分析</b>	(必要性・有効性・効率性等)
	金融システムは、資金仲介・リスク仲介機能や決済機能を担い、経済活動の基盤をなすものであることから、国民経済の発展のために、引き続き、金融システムの安定の確保に取り組んでいく必要があります。
	金融機関等をめぐる情勢の変化を踏まえつつ、預金保険機構等が行う資金調達について、金融破綻処理や金融危機管理等に十分対応できる規模の政府保証枠（用語集参照）の設定等を行うことは、金融破綻処理制度の整備・運用及び金融危機管理に有効です。
	また、金融庁等と連絡調整を密に行うことにより、事務運営を効率的に行うよう努めました。 通貨は、様々な経済取引の決済に使われ、経済活動の基盤をなすものであることから、通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に取り組んでいく必要があります。 平成29年度は、通貨の流通状況等を把握し適切に製造計画を策定し、見直すとともに、通貨の偽造・変造の防止のための国内外の関係機関との連携強化を図るなど、通貨に対する信頼の維持に資する取組を行いました。

<b>テーマ</b>	<b>総4-1：金融システムの安定を確保する</b>		
<b>測定指標（定性的な指標）</b>	[主要]総4-1-B-1：金融システムの安定を確保するための取組		
	<b>目標</b>	<p>金融システムの状況を適切に踏まえながら、金融庁等と緊密に連携しつつ、必要な金融システムの安定のための金融破綻処理制度の適切な整備・運用を行い、また、預金保険法等の法令に基づき、迅速・的確な金融危機管理を実施することにより、金融仲介機能を発揮するための基盤となる金融システムの安定の確保に万全を期していきます。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>金融システムは、資金仲介・リスク仲介機能や決済機能を担い、経済活動の基盤をなすものであることから、国民経済の発展のためには金融システムの安定の確保が不可欠であるためです。</p>	<b>達成度</b>
	<b>実績及び目標の達成度の判定理由</b>	<p>金融システムの状況を踏まえながら、金融庁等と連携しつつ、預金保険機構等に対する政府保証枠の設定等を行いました。また、金融庁における金融制度のあり方等に関する議論に参画したほか、株式会社地域経済活性化支援機構の業務の期限を延長するため、内閣府等と連携して株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号）の改正法案を国会に提出しました。引き続き、金融システムの安定の確保に取り組んでいく必要があることから、達成度は「□」としました。</p>	□
<b>テーマについての評価</b>	a 相当程度進展あり		
<b>評価の理由</b>	<p>金融庁等と連携しつつ、金融破綻処理制度の適切な整備・運用を行ったほか、預金保険法等の法令に基づき、迅速・的確な金融危機管理による金融システムの安定の確保に努めました。こうした取組は引き続き行う必要があります。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「□」であるため、当該テーマの評価は、上記のとおり、「a 相当程度進展あり」としました。</p>		



総 4 - 1 に係る参考情報

参考指標 1 : 国内金融機関の自己資本比率

(単位 : %)

	平成26年 3 月期	27年 3 月期	28年 3 月期	29年 3 月期	30年 3 月期
主要行等	(国際統一基準行) 16.93	(国際統一基準行) 15.63	(国際統一基準行) 16.17	(国際統一基準行) 16.29	(国際統一基準行) 17.63
	(国内基準行) 13.96	(国内基準行) 13.95	(国内基準行) 13.30	(国内基準行) 11.88	(国内基準行) 11.26
地域銀行	(国際統一基準行) 14.28	(国際統一基準行) 14.64	(国際統一基準行) 14.10	(国際統一基準行) 13.94	(国際統一基準行) 14.01
	(国内基準行) 11.04	(国内基準行) 10.50	(国内基準行) 10.20	(国内基準行) 9.86	(国内基準行) 9.70

(出所) 「主要行等の平成30年3月期決算の概要」(平成30年6月金融庁)  
<https://www.fsa.go.jp/news/30/ginkou/20180601-1/20180601-1.html> 等  
 「地域銀行の平成30年3月期決算の概要」(平成30年6月金融庁)  
<https://www.fsa.go.jp/news/30/ginkou/20180601-2/kessan.html> 等

- (注1) 小数点第2位の数は、四捨五入による。  
 (注2) 主要行等とは、みずほフィナンシャルグループ、三菱UFJフィナンシャル・グループ、三井住友フィナンシャルグループ、三井住友トラスト・ホールディングス、りそなホールディングス、新生銀行及びあおぞら銀行を指す。  
 (注3) 主要行等のうち国際統一基準行は、みずほフィナンシャルグループ、三菱UFJフィナンシャル・グループ、三井住友フィナンシャルグループ及び三井住友トラスト・ホールディングスを指す。また、地域銀行のうち国際統一基準行は、群馬銀行、千葉銀行、横浜銀行、八十二銀行、静岡銀行、滋賀銀行、中国銀行、山口銀行、伊予銀行、名古屋銀行及び北國銀行を指す。

参考指標 2 : 国内金融機関の不良債権比率・残高

(単位 : 兆円、%)

		平成26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期	30年3月期
主要行等	不良債権残高	4.0	3.5	3.1	2.9	2.2
	不良債権比率	1.3	1.1	1.0	0.9	0.7
地域銀行	不良債権残高	6.2	5.6	5.2	4.8	4.5
	不良債権比率	2.7	2.4	2.1	1.9	1.7
全国銀行	不良債権残高	10.2	9.1	8.4	7.7	7.0 (注2)
	不良債権比率	1.9	1.6	1.5	1.3	1.2 (注2)

(出所) 「主要行等の平成30年3月期決算の概要」(平成30年6月金融庁)  
<https://www.fsa.go.jp/news/30/ginkou/20180601-1/20180601-1.html> 等  
 「地域銀行の平成30年3月期決算の概要」(平成30年6月金融庁)  
<https://www.fsa.go.jp/news/30/ginkou/20180601-2/kessan.html> 等  
 「平成29年9月期における金融再生法開示債権の状況等(ポイント)」(平成30年2月金融庁)  
<https://www.fsa.go.jp/status/npl/20180209.html>

- (注1) 不良債権残高は金融再生法開示債権(用語集参照)残高、不良債権比率は金融再生法開示債権残高の対総与信比率。  
 (注2) 平成29年9月期の数値を記載。  
 (注3) 小数点第1位の数は、四捨五入による。  
 (注4) 主要行等とは、みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、三菱UFJ信託銀行、みずほ信託銀行、三井住友信託銀行、新生銀行及びあおぞら銀行を指す。

テーマ	総4-2：通貨に対する信頼を維持する	
測定指標（定性的な指標）	[主要]総4-2-B-1：通貨に対する信頼を維持するための取組	
	目 標	<p>通貨が様々な経済取引の決済において、国民から信頼され、安心して使われるために、通貨の流通状況等を把握し、偽造されにくい通貨を円滑に供給できるように、製造計画の策定等を適切に行うこと等により、日本銀行券・貨幣の円滑な供給及び偽造・変造の防止等通貨制度の適切な運用に万全を期していきます。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>日本銀行券及び貨幣を円滑に供給するためには、市中における通貨の流通状況等を勘案した製造計画の策定等を適切に行う必要があるほか、通貨の偽造・変造は、国民の通貨に対する信頼を失わせ、経済社会に深刻な影響を及ぼすおそれがあり、これを防止する必要があるためです。</p>
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>通貨の流通状況等については、日本銀行と連携して適切に把握しました。</p> <p>平成29年度においては、製造する貨幣について、流通状況等を勘案のうえ必要枚数を検証し、年度途中で適切に製造計画を見直しました。日本銀行券及び貨幣ともに、計画に基づき独立行政法人国立印刷局（以下、国立印刷局といいます。）や独立行政法人造幣局（以下、造幣局といいます。）に製造させることで通貨の円滑な供給を行いました。</p> <p>平成30年度に製造する通貨については、流通状況等を勘案のうえ、円滑に供給できるよう製造計画を策定しました。</p> <p>また、各国の通貨当局等の情報収集に努めるとともに、国内の関係機関と定期的に会議を開催して情報交換を緊密に行いました。さらに、国立印刷局及び造幣局に対して偽造防止技術の開発状況等を報告させるとともに、偽造防止技術の練磨の観点から、偽造抵抗力の強い技術を採用した記念貨幣（用語集参照）を発行するなど、通貨の偽造・変造を防止する環境の整備を進めました。</p> <p>これらにより、通貨制度の適切な運用に万全を期しました。</p> <p>（注）財務省ウェブサイト 「日本銀行券製造計画について」 <a href="https://www.mof.go.jp/currency/bill/lot/2018ginnkoukennkeikaku.html">https://www.mof.go.jp/currency/bill/lot/2018ginnkoukennkeikaku.html</a> 「貨幣製造計画について」 <a href="https://www.mof.go.jp/currency/coin/lot/2017kaheiseizou-henkou2.html">https://www.mof.go.jp/currency/coin/lot/2017kaheiseizou-henkou2.html</a> <a href="https://www.mof.go.jp/currency/coin/lot/2018kaheikeikaku.html">https://www.mof.go.jp/currency/coin/lot/2018kaheikeikaku.html</a></p> <p>上記実績のとおり、通貨制度の適切な運用に万全を期しました。引き続き、通貨制度の適切な運用に取り組んでいく必要があるため、達成度は「□」としました。</p>
テーマについての評定	a 相当程度進展あり	

<b>評定の理由</b>	<p>通貨の流通状況等については、日本銀行と連携して適切に把握し、貨幣の製造計画を見直すこと等により、通貨の円滑な供給を行いました。また、各国の通貨当局等の情報収集に努めるとともに、国内の関係機関と定期的に会議を開催して情報交換を緊密に行うこと等により、通貨の偽造・変造を防止する環境の整備を進めました。こうした取組は引き続き行う必要があります。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「□」であるため、当該テーマの評定は、上記のとおり、「a 相当程度進展あり」としました。</p>
--------------	---

<b>評価結果の反映</b>	<p>以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。</p> <p><b>(金融システムの安定の確保に向けた適切な制度の整備・運用)</b>  金融庁をはじめとする関係機関との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の適切な整備・運用とともに金融危機管理を行うことにより、金融仲介機能を発揮するための基盤となる金融システムの安定の確保に努めます。</p> <p><b>(通貨に対する信頼を維持するための取組)</b>  通貨が様々な経済取引の決済において、国民から信頼され、安心して使われるために、通貨の流通状況等を把握し、偽造されにくい通貨を円滑に供給できるように、製造計画の策定等を適切に行うこと等により、日本銀行券・貨幣の円滑な供給及び偽造・変造の防止等通貨制度の適切な運用に万全を期していきます。</p>
----------------	--

<b>財務省政策評価懇談会における意見</b>	該当なし
-------------------------	------

<b>総合目標に関する施政方針演説等内閣の主な重要政策</b>	<p>未来への投資を実現する経済対策（平成28年8月2日閣議決定）</p> <p>日本再興戦略2016（平成28年6月2日閣議決定）</p> <p>まち・ひと・しごと創生基本方針2016について（平成28年6月2日閣議決定）</p> <p>まち・ひと・しごと創生総合戦略（2016改訂版）（平成28年12月22日閣議決定）</p> <p>「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）</p>
---------------------------------	--

<b>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</b>	<p>我が国の金融情勢：</p> <p>「主要行等の平成30年3月期決算の概要」（金融庁）</p> <p>「地域銀行の平成30年3月期決算の概要」（金融庁）</p> <p>「平成29年9月期における金融再生法開示債権の状況等（ポイント）」（金融庁）</p> <p>一般会計予算書</p>
----------------------------------	---

<b>前年度政策評価結果の政策への反映状況</b>	<p><b>(金融システムの安定の確保に向けた適切な制度の整備・運用)</b>  金融庁をはじめとする関係機関との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の適切な整備・運用とともに金融危機管理を行うことにより、金融仲介機能を発揮するための基盤となる金融システムの安定の確保に努めました。</p> <p><b>(通貨に対する信頼を維持するための取組)</b>  通貨が様々な経済取引の決済において、国民から信頼され、安心して使われるために、</p>
---------------------------	---

通貨の流通状況等を把握し、偽造されにくい通貨を円滑に供給できるように、製造計画の策定等を適切に行うこと等により、日本銀行券・貨幣の円滑な供給及び偽造・変造の防止等通貨制度の適切な運用に万全を期しました。

**担当部局名**

大臣官房信用機構課、理財局国庫課

**政策評価実施時期**

平成30年8月

総合目標5：我が国経済の健全な発展に資するよう、国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、アジア地域を含む国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、質の高いインフラ投資等を通じた開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指すとともに、日本企業の海外展開支援も推進する。

<b>上記目標の概要</b>	<p>経済のグローバル化が進む中で、通貨に対する信認を確保しつつ、我が国経済の健全な発展を実現するためには、国際金融システムを安定させ、強固で持続可能かつ均衡ある世界経済の成長を生み出すとともに、保護主義に陥ることなく国際貿易の秩序ある発展を図ることが重要となっています。また、貧困や地球環境問題、テロ・大量破壊兵器の拡散といった問題にも国際社会が協力して積極的に取り組む必要があります。我が国は、こうした国際的協力において主体的な役割を果たしていきます。特に、我が国との関係が深いアジア経済の持続的発展に貢献することは、我が国経済の発展にもつながる重要な取組であり、アジアにおける金融市場の環境整備支援を含む地域金融協力の推進や、「質の高いインフラパートナーシップ」によるインフラ投資等の取組を通じて、アジアを含む世界の成長力の取り込みを図るとともに、日本企業の海外展開支援を推進していきます。また、国際貿易の秩序ある発展のために、多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携を推進していきます。</p> <p>(上記目標を構成するテーマ)</p> <p>総5-1：世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力に取り組む</p> <p>総5-2：国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力に取り組む</p>
----------------	--

### 総合目標5についての評価結果

総合目標についての評価 **A 相当程度進展あり**

<b>評定の理由</b>	<p>世界経済の持続的発展や国際金融システムの安定に向けた取組、地域金融協力の強化、途上国支援、日本企業の海外展開支援や国際貿易の秩序ある発展等の推進に積極的に取り組み、具体的な成果・進展があり、全てのテーマの評価が「a 相当程度進展あり」であるため、当該総合目標の評価は、上記のとおり、「A 相当程度進展あり」としました。</p>
<b>政策の分析</b>	<p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>G20(用語集参照)、G7(用語集参照)等の国際的な枠組みへの参画は、世界経済の安定を通じて我が国経済の健全な発展を実現するために重要な意義のある取組であり、引き続き取り組んでいくべきものと考えています。</p> <p>また、地域金融協力の強化や途上国支援等にも積極的に貢献しています。更に、「質の高いインフラパートナーシップ」、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」は、新興国の膨大なインフラ需要に対し、日本の強みである「質」の観点を活かしながら応えていくことを通じて、持続的な世界経済の成長と包摂的な途上国開発の両者に対し日本として貢献する重要な施策です。WTO(用語集参照)及び経済連携に関する取組は、国際的な貿易・投資を促進することにより、我が国及び世界経済の成長に貢献するものです。これらは目標の達成に大きく寄与していると言えます。</p> <p>日本企業の海外展開支援については、「未来投資戦略2017」の重要な柱の1つであり、国際協力機構(JICA)の円借款(用語集参照)や国際協力銀行(JBIC)といったツールを活用して推進しています。また、財務省単独で解決することが困難な政策課題に関して、G20各国や国際金融機関等の多</p>



様な主体と適切に連携して効率的に実行しています。

テーマ 総5-1：世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力に取り組む		
[主要] 総5-1-B-1：世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力への参画		
目 標	<p>世界経済の持続的発展等を目的として、G20、G7等の国際的な枠組みにおいて積極的に貢献するとともに、国際機関及び各国の財務金融当局との政策対話も積極的に行います。</p>	達成度
	<p>(目標の設定の根拠)</p> <p>国際金融システムの安定等を実現し、強固で持続可能かつ均衡ある世界経済の成長を生み出すためには国際的な協力が重要なためです。</p>	
測定指標 (定性的な指標)	<p>実績及び目標の達成度の判定理由</p> <p>G20では、平成29年4月・10月に開催されたG20財務大臣・中央銀行総裁会議、同年7月に開催されたG20ハンブルク・サミット、平成30年3月に開催されたG20財務大臣・中央銀行総裁会議などの場で我が国の経済政策について説明し、各国の理解を得たほか、世界経済に関する議論に積極的に参画しました。平成29年7月のG20ハンブルク・サミットでは、G20全体の計画である「ハンブルク行動計画」の策定に当たり、現在進行中である日本の成長戦略の取組を具体的に説明・発信することを通じて大きく貢献しました。加えて、当該計画において、我が国の推進する「質の高いインフラ」について、MDBsによる質の高いインフラ促進を支援していく旨を掲げるなど、その重要性につきG20各国の間で改めて合意を得ることができました。</p> <p>強固で、持続可能で、均衡ある、かつ包摂的な成長を支えるため、金融、財政及び構造政策を個別にまた総合的に用いるとのG20の決意は、平成30年3月に開催されたG20財務大臣・中央銀行総裁会議でも確認され、全ての政策手段を用いることが引き続き重要であることが合意されました。</p> <p>さらに、日本は、G20の次期議長国として、前議長国のドイツ及び現議長国のアルゼンチンと協働し、技術の発展に伴う労働への影響にいかに対応するか（「仕事の未来」）、また、膨大なインフラストラクチャーの需要に対する資金ギャップをいかに埋めるか（「アセットクラスとしてのインフラストラクチャー」）といったアルゼンチンが重視するテーマの議論に貢献するとともに、世界経済のリスクへの対応や、国際金融アーキテクチャ、金融規制、国際課税、テロ資金対策等の分野における課題についても一定の合意を得ました。経済の電子化への課税上の対応に関する平成31年のアップデートについては、日本が議論を主導し、各国間で合意されコミニケにも反映されました。</p> <p>G7では、平成28年に議長国を務めた経験を踏まえ、積極的に議論に参加し、イタリア議長下において平成29年5月のG7バーリ財務大臣・中央銀行総裁会議で採択された「成長と格差に関するバーリ政策アジェンダ」の策定に貢献するなど、国際金融システムの安定に向けて、議論を主導しました。加えて、平成28年のG7財務大臣・中央銀行総裁会議において設立が発表された、パンデミック発生時に迅速かつ効率的な資金動員を行い、人命や社会的損失の緩和、危機からの迅速な回復に重要な役割を果たすための枠組みであるパンデミック</p>	□

	<p>緊急ファシリティ（PEF）（用語集参照）について、平成29年6月に世界銀行とともに正式な立ち上げを行いました。</p> <p>そのほか、平成29年12月に世界銀行、世界保健機構（WHO）などの国際機関等とともに開催した「UHCフォーラム2017」などの機会を通じ、安定的な経済成長の礎となるユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）（用語集参照）の実現のために財務大臣が果たす役割の重要性について発信しました。</p> <p>アジア太平洋地域の持続可能な成長と繁栄に向けて活動を行う経済協力の枠組みであるAPECでは、平成29年10月にベトナム・ホイアンにて開催されたAPEC（用語集参照）財務大臣会合において、インフラ投資、金融包摂、災害リスクファイナンス・保険、税源浸食と利益移転についての議論に積極的に参画しました。</p> <p>世界経済の持続的発展に向けた国際的な協力の観点から、我が国の主導により大きな成果を実現するに至ったと考えられる場合に「○」とするところ、平成29年度においても国際機関及び各国の財務金融当局と連携して国際的な枠組みに積極的に参画しましたが、引き続き取り組んでいく必要があることから、達成度は「□」としました。</p>	
測定指標（定性的な指標）	<p>[主要] 総5-1-B-2：アジアにおける地域金融協力の推進</p>	
	<p><b>目 標</b></p> <p>ASEAN（東南アジア諸国連合）＋3（日中韓）（用語集参照）等の多国間のフォーラムで主導的役割を果たしつつ、アジア各国との二国間会議を積極的に推進し、アジア諸国との関係の深化・拡大に貢献していきます。また、関係省庁及び関係機関と連携して、アジアにおける金融市場の環境整備を支援し、民間資金の流入やノウハウの活用を促進していくこと等を通じて、アジア経済の持続的発展に貢献していきます。</p> <p><b>（目標の設定の根拠）</b></p> <p>我が国との関係が深いアジアにおける金融市場の環境整備支援を含む地域金融協力を推進することは、地域金融市場の安定化のために重要なためです。</p>	達成度
	<p><b>実績及び目標の達成度の判定理由</b></p> <p>ASEAN＋3財務大臣・中央銀行総裁会議のプロセスにおいては、域内の強靱性向上のため、CMIM（チェンマイ・イニシアティブ）（用語集参照）の即時性・有効性の向上を目的として、IMFとの連携強化のための合同テストランを実施する等の機能強化の取組を進めたほか、AMRO（ASEAN＋3マクロ経済リサーチ・オフィス）（用語集参照）については中期戦略の策定を通じた組織強化やCLMV（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム）をはじめとする域内国家の能力向上を支援するテクニカルアシスタンスプログラム支援を行いました。また、ABMI（アジア債券市場育成イニシアティブ）（用語集参照）の推進に向けた議論を主導するなど、地域金融協力の推進に貢献しました。</p> <p>二国間財務・金融協力に関しては、中国との間で平成29年5月6日に日中財務対話を開催したほか、タイとの二国間通貨スワップ取極（用語集参照）の締結、フィリピンと締結していた二国間通貨スワップ取極を米ドルだけでなく円でも引出可能とした上で契約期限を延長するなど、各国との二国間金融協力の強化を通じ、アジアにおける金融市場の環境整備を支援しました。</p>	□

測定指標（定性的な指標）		我が国の主導によりアジア地域の金融市場安定に大きな成果を実現するに至ったと考えられる場合に「○」とするところ、平成29年度には上記実績のとおりアジア地域の金融市場安定に寄与する取組を着実に推進しましたが、引き続き取り組んでいく必要があることから、達成度は「□」としました。	
	[主要]総5-1-B-3：「質の高いインフラパートナーシップ」の推進		
	目 標	平成27年5月及び11月に政府が発表した「質の高いインフラパートナーシップ」及びその更なる具体策を国際機関や関係省庁と連携しながら着実に実施し、「質の高いインフラ投資」を、アジアをはじめとする国々へ提供すること等を通じて、これらの国の更なる成長に貢献していきます。	達成度
		（目標の設定の根拠） アジアをはじめとした世界全体の成長市場は膨大なインフラ需要を抱えており、その持続的な成長に向けて「質の高いインフラ投資」を推進する取組が重要であるためです。	
	実績及び目標の達成度の判定理由	世界全体の膨大なインフラ整備需要に応えるため、政府が平成27年11月に発表した「質の高いインフラパートナーシップのフォローアップ」や平成28年5月に発表した「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」において、質の高いインフラ輸出促進のための更なる制度改善を進めることとされています。これを踏まえ、関係機関との連携を図りつつ、円借款の更なる迅速化や民間企業の投融资奨励に努めるなど、質の高いインフラ投資を推進しています。平成29年度については新たに、質の高いインフラを推進すると特に認められる案件に譲許性の高い円借款を供与するハイスpek 借款を設けました。 「質の高いインフラパートナーシップ」や「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」は継続中の取組であり、今後も個々の施策を引き続き着実に実施していく必要があることから、達成度は「□」としました。	□
	[主要]総5-1-B-4：日本企業の海外展開支援の推進		
	目 標	「日本再興戦略2016」等を踏まえ、関係省庁、関係機関および関連民間企業等と連携しつつ、日本企業の海外展開支援を推進し、経済成長の実現に貢献していきます。	達成度
		（目標の設定の根拠） 新興国を中心とする世界の市場の成長を取り込むために、日本企業が持つ高い技術力等の強みを活かし、積極的に世界市場への展開を図っていくことが重要であるためです。	
	実績及び目標の達成度の判定理由	日本企業の海外展開を支援するため、JICAについては、円借款の迅速化、新たな借款制度の導入等の制度改善を図っており平成29年度については、計6件、約3,775億円のSTEP（本邦技術活用条件）による円借款供与をはじめとした着実な支援を実施しました。また、JBICについては、リスクマネー供給の拡大を内容とする平成28年度の法改正により設立された特別業務勘定の対象案件としてアルゼンチン共和国政府との間で、日本企業による自動列車停止システム輸出を支援するバイヤーズ・クレジット（輸出金融）の貸付契約	□



	<p>を締結しました。このように改善・強化された制度・機能を活用し、日本企業の海外展開支援を推進しています。</p> <p>上記のようなJICA、JBIC等の機能の改善・強化を活用した日本企業の海外展開支援は今後も関係省庁・機関と連携しながら引き続き着実に実施していく必要があることから、達成度は「□」としました。</p>
テーマについての評定	a 相当程度進展あり
評定の理由	<p>以上のとおり、全ての測定指標が「□」であるため、「a 相当程度進展あり」としました。</p>

総5-1に係る参考情報

参考指標1：最近の世界経済の動向

	実質GDP成長率 (%)				消費者物価上昇率 (%)				失業率 (%)				経常収支 (10億ドル)			
	2014	2015	2016	2017	2014	2015	2016	2017	2014	2015	2016	2017	2014	2015	2016	2017
世界	3.4	3.2	3.1	3.4	3.2	2.8	2.9	3.3	n/a	n/a	n/a	n/a	419.9	247.4	238.6	144.3
日本	0.0	1.2	0.9	0.8	2.8	0.8	-0.2	0.5	3.6	3.4	3.2	3.2	36.5	135.6	176.1	171.0
米国	2.4	2.6	1.6	2.3	1.6	0.1	1.2	2.3	6.2	5.3	4.9	4.8	-392.1	-463.0	-469.4	-518.5
ドイツ	1.6	1.5	1.7	1.5	0.8	0.1	0.4	1.5	5.0	4.6	4.3	4.5	282.9	284.2	301.4	291.7
フランス	0.6	1.3	1.3	1.3	0.6	0.1	0.3	1.0	10.3	10.4	9.8	9.6	-30.3	-4.8	-11.5	-9.7
英国	3.1	2.2	2.0	1.5	1.5	0.1	0.7	2.5	6.2	5.4	5.0	5.2	-140.0	-153.3	-157.3	-112.3
ユーロ圏	1.1	2.0	1.7	1.6	0.4	0.0	0.3	1.1	11.6	10.9	10.0	9.7	334.0	365.7	403.0	382.5
中国	7.3	6.9	6.7	6.5	2.0	1.4	2.1	2.3	4.1	4.1	4.1	4.1	277.4	330.6	270.9	200.5
新興アジア	6.8	6.6	6.5	6.3	3.5	2.7	3.1	3.3	n/a	n/a	n/a	n/a	270.6	333.1	253.5	149.9
中南米	1.0	0.0	-0.6	1.6	4.9	5.5	5.8	4.2	n/a	n/a	n/a	n/a	-187.6	-182.1	-114.0	-125.4
CIS諸国	1.1	-2.8	-0.3	1.4	8.1	15.5	8.4	6.3	n/a	n/a	n/a	n/a	56.1	55.0	22.2	36.1
サハラ以南 アフリカ	5.1	3.4	1.4	2.9	6.3	7.0	11.3	10.8	n/a	n/a	n/a	n/a	-61.7	-88.2	-62.8	-57.4

IMFによる世界経済見通しの推移 (2018年1月)

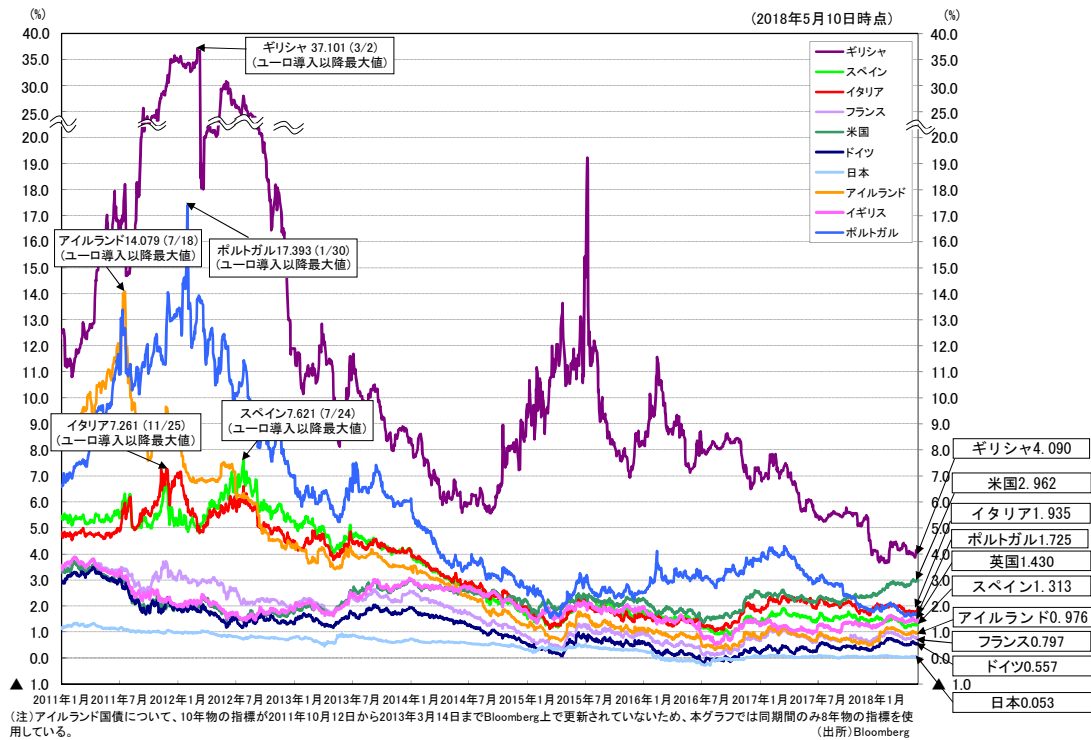
(対前年比GDP成長率、単位：%)

	2017			2018			2019		
	17.07 時点	17.10 時点	18.01 時点	17.07 時点	17.10 時点	18.01 時点	17.10 時点	18.01 時点	
日本	1.3	1.5	1.8	0.6	0.7	1.2	0.8	0.9	
米国	2.1	2.2	2.3	2.1	2.3	2.7	1.9	2.5	
ユーロ圏	1.9	2.1	2.4	1.7	1.9	2.2	1.7	2.0	
英国	1.7	1.7	1.7	1.5	1.5	1.5	1.6	1.5	
先進国計	2.0	2.2	2.3	1.9	2.0	2.3	1.8	2.2	
アジア	6.5	6.5	6.5	6.5	6.5	6.5	6.5	6.6	
中国	6.7	6.8	6.8	6.4	6.5	6.6	6.3	6.4	
新興国計	4.6	4.6	4.7	4.8	4.9	4.9	5.0	5.0	
世界計	3.5	3.6	3.7	3.6	3.7	3.9	3.7	3.9	

(出所) IMF “World Economic Outlook” (2018.4)

(<http://www.imf.org/en/Publications/WEO/Issues/2018/01/11/world-economic-outlook-update-january-2018>)

参考指標 2 : 欧州における国債市場の動向



参考指標 3 : 途上国の貧困削減状況

1日1.9ドル以下で生活している人口 (数)

(単位: 百万人)

	2002年	2005年	2008年	2011年	2015年(注1)
東アジア・太平洋	553	367	297	173	83
南アジア	583	539	501	362	231
欧州・中央アジア	29	26	15	11	4
中東・北アフリカ (注2)	-	10	9	-	-
サブサハラ・アフリカ	399	402	392	394	347
中南米	70	56	41	35	30
合計	1645	1401	1254	983	702

(出所) 世界銀行 World Development Indicators 2016 (<http://data.worldbank.org/products/wdi>)

(注1) 2015年は予測 (projection)

(注2) 中東・北アフリカ地域については、域内主要国における紛争と脆弱性のため、信頼できるデータが入手できていない。

参考指標 4 : テロリスト等に対する我が国による資産凍結措置対象者数

	資産凍結対象	
	追加	解除
平成13~24年度	657個人・団体	202個人・団体
25年度	11個人・団体	26個人・団体
26年度	46個人・団体	18個人・団体
27年度	46個人・団体	20個人
28年度	13個人・団体	8個人
29年度	16個人・団体	12個人
小計	789個人・団体	286個人・団体
累計	503個人・団体	

(出所) 国際局調査課外国為替室調

参考指標 5 : 海外インフラ案件の受注金額

統計等に基づくインフラ受注実績 (注)

(単位: 兆円)

	平成22年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
実績	10	16	19	20	21

(出所) 『経協インフラ戦略会議』資料 (<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keikyou/kaisai.html>)

(注) 各種統計値や業界団体へのヒアリング等を元に集計した網羅的な集計。「事業投資による収入額等」も含む。

参考情報: 日米経済対話の開催

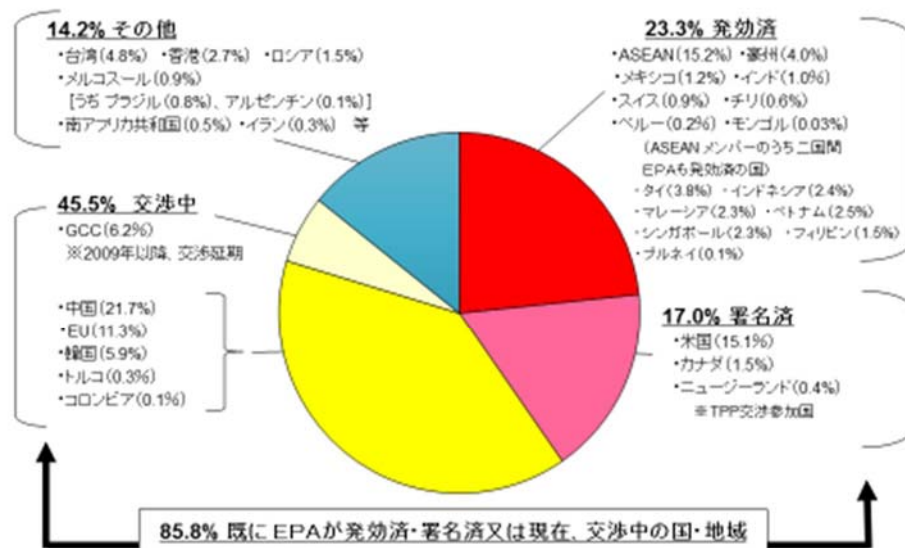
平成29年2月10日、ワシントンDCで日米首脳会談を行った際、安倍総理とトランプ大統領は、日米両国間に存在する強固な経済的な絆の深化に向けた取組として「日米経済対話」の立ち上げで一致しました。平成29年4月の初回会合に続き、同年10月16日、本対話の共同議長である麻生副総理とペンス副大統領の間で日米経済対話第二回会合を実施し、貿易及び投資のルールと課題に関する共通戦略、経済及び構造政策分野での協力、分野別協力、の3つの柱に沿って、具体的な成果を得るべく精力的に議論してきたことを評価するとともに、戦略的にも極めて重要なこの日米経済関係を更に深化させるため、今後とも建設的な議論を進めていくことの重要性について確認しました。

テーマ	総5-2: 国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力に取り組む	
測定指標 (定性的な指標)	[主要] 総5-2-B-1: 国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力への取組	
	目標	<p>WTOを中心とする多角的自由貿易体制の維持・強化に取り組むとともに、戦略的かつスピード感を持って、各地域における経済連携を推進していきます。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>世界的な保護主義の懸念が高まりつつある中で、世界経済の成長の源泉を豊かなものとするため、「自由で公正な経済圏」を作り上げることが重要であるためです。</p>
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>多角的自由貿易体制の維持・強化に関して、平成29年2月に発効したWTO貿易円滑化協定(用語集参照)について、受諾した各国において協定が適切に実施されるよう、各国・関係する国際機関等と連携して取り組むとともに、引き続き未受諾国の受諾に向けた取組を促しました。</p> <p>また、経済連携の推進に関して、TPP(用語集参照)交渉については、平成29年1月に米国が離脱を宣言した後、我が国が議論を主導し、平成30年1月に協定文が確定し、同年3月に11か国で署名が行われました。また、日EU・EPA(用語集参照)は、平成29年7月に大枠合意、同年12月に交渉妥結に至りました。</p> <p>また、税関分野における技術協力、WCO(用語集参照)をはじめとする国際機関等での取組、EPAにおける税関協力や税関相互支援協定の締結等の取組を通じた貿易円滑化の推進にも取り組みました。</p> <p>上記実績のとおり、財務省としてこれら具体的成果に貢献しました。引き続き、国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力に取り組んでいく必要があることから、達成度は「□」としました。</p>

テーマについての評定	a 相当程度進展あり
評定の理由	以上のとおり、測定指標が「□」であるため、当該テーマの評定は、上記のとおり、「a 相当程度進展あり」としました。

総5-2に係る参考情報

参考指標1：日本の貿易総額に占めるEPA締結国・地域の割合



【参考】主要国のFTA比率(注1)  
 日本:40.3%、米国:47.5%、EU:33.0%、韓国:67.9%、中国:38.7%

(注1) 日本は財務省貿易統計(2017年)をもとに作成。米国、EU、韓国、中国はWTO Direction of Trade Statistics(2017年4月)。  
 (注2) FTA比率：FTAと中国(現行締結国または署名済国)との貿易額が貿易総額に占める割合。

評価結果の反映	<p>以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。</p> <p>今後とも世界経済の持続的発展等を目的として、G20等の国際的な枠組みにおいても積極的に貢献し、国際機関及び各国の財務金融当局等との政策対話も積極的に行います。またIMF(用語集参照)のガバナンスや機能強化の議論に積極的に貢献します。</p> <p>ASEAN+3の枠組みや二国間金融協力を通じ、アジア地域金融協力を推進していきます。</p> <p>ODAに関しては、開発途上国における安定的な経済社会の発展に寄与するため、我が国の厳しい財政状況や国民のODAに対する見方も踏まえつつ、効果的かつ効率的な資金協力等を実施していきます。</p> <p>MDBsに関しては、主要出資国として業務運営に積極的に参画し、我が国のODA政策・開発理念をMDBsの政策に反映させていきます。</p> <p>質の高いインフラ投資の推進については、政府が平成27年11月21日に発表した「質の高いインフラパートナーシップのフォローアップ」や平成28年5月に発表した「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」に盛り込まれた制度改善を活用し、着実に実施していきます。</p> <p>日本企業のインフラビジネスにおける海外展開支援は、「未来投資戦略2017」においても重要な柱の一つとされており、関係省庁・機関と連携しながら、JICAの円借款やJBICの出融資保証業務等を通じて引き続き推進していきます。</p> <p>国際貿易の秩序ある発展に向けて、WTOを中心とする多角的自由貿易体制の強化に引き続き取り組むとともに、戦略的かつスピード感を持って、各地域における経済連携を推進していきます。</p>
---------	---

財務省政策評価懇談会における意見	該当なし
------------------	------

総合目標に関する施政方針演説等内閣の主な重要政策	<p>インフラシステム輸出戦略（平成28年5月23日改訂）</p> <p>開発協力大綱（平成27年2月10日閣議決定）</p> <p>質の高いインフラパートナーシップ（平成27年5月21日公表）</p> <p>質の高いインフラパートナーシップのフォローアップ（平成27年11月21日公表）</p> <p>第193回国会 総理大臣所信表明演説（平成29年1月20日）</p> <p>未来への投資を実現する経済対策（平成28年8月2日閣議決定）</p> <p>質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ（平成28年5月23日公表）</p> <p>未来投資戦略2017（平成29年6月9日閣議決定）</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針2017（平成29年6月9日閣議決定）</p> <p>総合的なT P P等関連政策大綱（平成29年11月24日T P P等総合対策本部決定）</p>
--------------------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	I M Fによる世界経済見通しの推移（平成30年1月）
---------------------------	-----------------------------

前年度政策評価結果の政策への反映状況	<p>G20、G7等における取組に積極的に参画し、またI M Fのガバナンスや機能強化の議論に積極的に貢献しました。</p> <p>A S E A N + 3の枠組みや二国間金融協力を通じ、アジア地域金融協力を推進しました。</p> <p>M D B sに関しては、主要出資国として業務運営に積極的に参画し、我が国のO D A政策・開発理念をM D B sの政策に反映させました。</p> <p>質の高いインフラ投資等を通じた開発途上国の経済社会の発展と我が国経済の推進のため、平成27年11月21日に政府が発表した「質の高いインフラパートナーシップのフォローアップ」や平成28年5月に発表した「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」を踏まえ、日本企業の海外展開支援を推進しました。</p> <p>日本企業のインフラビジネスにおける海外展開支援は、「未来投資戦略2017」においても重要な柱の一つとされており、関係省庁・機関と連携しながら、J I C Aの円借款やJ B I C等を通じて引き続き推進しました。</p> <p>国際貿易の秩序ある発展に向けて、W T Oを中心とする多角的自由貿易体制の強化に引き続き取り組むとともに、アジア・太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を戦略的に推進しました。</p>
--------------------	--

担当部局名	国際局（総務課、調査課、国際機構課、地域協力課、為替市場課、開発政策課、開発機関課）、関税局（総務課、関税課、参事官室（国際協力担当）、参事官室（国際交渉担当）、経済連携室）、財務総合政策研究所（総務研究部国際交流課）	政策評価実施時期	平成30年8月
-------	---	----------	---------



総合目標 6 : 総合目標 1 から 5 の目標を追求しつつ、大震災からの復興の加速に取り組むとともに  
 (財政・経済運営) に、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政再建の双方を同時に実現することを  
 目指し、関係機関との連携を図りながら、適切な財政・経済の運営を行う。  
 (平成 30 年 3 月一部改正)

<b>上記目標の概要</b>	<p>関係府省と連携しながら、社会保障・税一体改革を継続しつつ、経済成長と財政健全化を両立できるよう、「経済財政運営と改革の基本方針」、「未来投資戦略」及び「新しい経済政策パッケージ」に沿って適切な財政・経済の運営を行う。</p> <p>(上記目標を構成するテーマ)</p> <p>総 6-1 : 経済政策「アベノミクス」を推進することで、成長と分配の好循環を実現するとともに、プライマリーバランスを黒字化し、同時に債務残高対 GDP 比の安定的な引下げを目指す。</p>
----------------	--

### 総合目標 6 についての評価結果

総合目標についての評価 **A 相当程度進展あり**

<b>評定の理由</b>	<p>財務省として、関係府省と連携しながら、社会保障・税一体改革を継続しつつ、経済成長と財政健全化を両立できるよう、「経済財政運営と改革の基本方針」や「未来投資戦略」に沿って適切な財政・経済の運営を行ってきました。</p> <p>また、災害対応を始めとする追加的財政需要に適切に対処するための平成29年度補正予算（平成30年2月1日成立）を迅速かつ着実に実施するとともに、「新しい経済政策パッケージ」も踏まえ、平成30年度予算（平成30年3月28日成立）を編成しました。あわせて、東日本大震災等からの復興の加速に取り組みました。</p> <p>これまでのアベノミクスによる施策の実施により、経済の好循環が実現しつつあります。他方、我が国の財政状況は依然として極めて厳しい状況であること等も踏まえ、以上の状況を総合的に勘案し、テーマの評価が「a 相当程度進展あり」であるため、当該総合目標の評価は、上記のとおり、「A 相当程度進展あり」としました。</p>
<b>政策の分析</b>	<p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>「経済財政運営と改革の基本方針」や「未来投資戦略」等の政府の重要な方針に基づき適切な財政・経済の運営を行うことは、社会保障・税一体改革を継続するとともに、経済成長と財政健全化を両立するためには必要かつ有効な取組です。</p> <p>また、内閣府等の関係機関と連携し、政府の経済財政政策に係る方針の策定を効率的に行いました。</p>

テーマ	<p>総6-1：経済政策「アベノミクス」を推進することで、成長と分配の好循環を実現するとともに、プライマリーバランスを黒字化し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す。</p>	
測定指標（定性的な指標）	<p>[主要]総6-1-B-1：「平成30年度予算編成の基本方針」における目標達成に向けた取組の進捗状況の把握・分析</p>	
	<p>目標</p>	<p>「平成30年度予算編成の基本方針」における目標達成に向けた取組の進捗状況を把握・分析します。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>「経済再生なくして財政健全化なし」との基本方針の下、引き続き、600兆円経済の実現と財政健全化の達成の双方の実現を目指すことが重要であるからです。</p>
	<p>実績及び目標の達成度の判定理由</p>	<p>経済成長に関する目標と財政健全化目標を達成するための取組が適切に行われているかについて把握・分析しました。経済成長に関する目標については、「新しい経済政策パッケージ」をとりまとめ、「人づくり革命」と「生産性革命」を車の両輪として、少子高齢化という最大の長期的課題に取り組んでいます。財政健全化目標については、「経済財政運営と改革の基本方針」に基づき、「デフレ脱却・経済再生」への取組と、改革工程表（用語集参照）を十分踏まえた歳出・歳入改革を着実に推進しています。実際に、「経済財政運営と改革の基本方針2015」における「経済・財政再生計画」に定める3年間の一般歳出の「目安」を達成するなど、財政健全化に向けた取組を進めました。なお、引き続き、目標達成時期までの間、「経済財政運営と改革の基本方針」に記載されている政策の進捗状況を把握・分析していく必要があることから、達成度を「□」としました。</p>
	<p>[主要]総6-1-B-2：大震災からの復興加速への取組</p>	
	<p>目標</p>	<p>平成29年度政策評価実施計画に記載されている、実施予定の主な取組を着実に実施します。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>引き続き東日本大震災等からの復興の加速に取り組むことが重要であるからです。</p>
<p>実績及び目標の達成度の判定理由</p>	<p>総合目標1から5の目標を追求しつつ、東日本大震災等からの復興の加速に全力で、かつ適切に取り組みました。なお、引き続きこの取組を行っていく必要があるため、達成度を「□」としました。</p>	
<p>テーマについての評定</p>	<p>a 相当程度進展あり</p>	
<p>評定の理由</p>	<p>以上のとおり、すべての測定指標が「□」であるため、当該テーマの評定は、上記のとおり、「a 相当程度進展あり」としました。</p>	

総 6 - 1 に係る参考情報

参考指標 1 「主要経済指標（実質成長率等）」

(<http://www5.cao.go.jp/keizai/mitoshi/2018/h300122mitoshi.pdf>)

(出所) 平成30年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度（平成30年1月22日閣議決定）

<p><b>評価結果の反映</b></p>	<p>以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。</p> <p>関係府省と連携しながら、社会保障・税一体改革を継続しつつ、経済成長と財政健全化を両立できるよう、「経済財政運営と改革の基本方針」や「未来投資戦略」に沿って適切な財政・経済の運営を行っていきます。</p> <p>また、平成29年度補正予算及び平成30年度予算を迅速かつ着実に実施するとともに、東日本大震災等からの復興の加速に取り組みます。</p>
<p><b>財務省政策評価懇談会における意見</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 経済を見るためには、マクロ的視座（鳥の目）、ミクロ的視座（虫の目）に加えて、魚の目、いわば潮目をみるような時流の変化の見極めが重要であり、マクロ経済政策も係る視点から見ていくことが必要ではないか。</li> <li>○ プライマリーバランス黒字化による財政健全化とともに、経済成長によりGDPギャップ改善を促すといった政策も同時にきちんと考えていただきたい。</li> <li>○ フィンテックが発展するにつれて、預金口座の海外への移動など通貨の売買や資金の国外移動が容易になっていくので、これまで以上に国際的な通貨の暴落が生じやすくなる。通貨の暴落は過度なインフレを引き起こし得るため、財政の健全性を保ち、日本の財政や円の通貨価値の安定性を確保することが、より重要となる。</li> </ul>
<p><b>総合目標に関する施政方針演説等内閣の主な重要政策</b></p>	<p>第196回国会 総理大臣施政方針演説（平成30年1月22日）</p> <p>第196回国会 財務大臣財政演説（平成30年1月22日）</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針2015（平成27年6月30日閣議決定）</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針2017（平成29年6月9日閣議決定）</p> <p>未来投資戦略2017（平成29年6月9日閣議決定）</p> <p>平成30年度予算編成の基本方針（平成29年12月8日閣議決定）</p> <p>新しい経済政策パッケージ（平成29年12月8日閣議決定）</p> <p>平成30年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度（平成30年1月22日閣議決定了解）</p> <p>産業競争力の強化に関する実行計画（2018年版）（平成30年2月6日閣議決定）</p>
<p><b>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</b></p>	<p>国内の経済状況：主要経済指標（実質成長率等）（内閣府）</p>



<b>前年度政策評価結果 の政策への反映状況</b>	<p>経済成長と財政健全化の双方を実現する道筋について、経済財政諮問会議において検討を進め、「経済財政運営と改革の基本方針2017」を平成29年6月9日に閣議決定しました。また、成長戦略の司令塔である未来投資会議での議論を踏まえ、「未来投資戦略2017」を平成29年6月9日に閣議決定しました。また、財務省は、関係府省と連携しながら、社会保障・税一体改革を継続するなど、適切な財政・経済の運営を行いました。</p>
--------------------------------	---

<b>担当部局名</b>	大臣官房総合政策課、主計局（総務課、調査課）、主税局（総務課、調査課）	<b>政策評価実施時期</b>	平成30年8月
--------------	-------------------------------------	-----------------	---------

## 政策目標 1-1 : 重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進

(平成 30 年 3 月一部改正)

<b>上記目標の概要</b>	<p>国家は、多岐にわたる分野で多くの活動を行っており、これらの活動に必要な資金を租税や公債などの手段により調達し、必要な分野に資金を供給しています。</p> <p>経済財政状況を踏まえつつ、選択と集中の考え方により、一般会計と特別会計を合わせた歳出全体を必要性の高い分野に重点的に配分し、逆に重要性や必要性の低い分野、相対的に優先度の低い分野には配分しないという考えの下、財政活動全般を効率的、効果的なものとする必要があります。</p> <p>(上記目標を達成するための施策)</p> <p>政 1-1-1 : 重点的な予算配分を通じた財政の効率化等への取組</p> <p>政 1-1-2 : 財政に関する広報活動</p>
----------------	--

## 政策目標 1-1 についての評価結果

政策目標についての評価 **S** 目標達成

<b>評定の理由</b>	<p>(重点的な予算配分に向けた取組)</p> <p>平成29年度においては、「生産性革命」・「人づくり革命」、災害復旧等・防災・減災事業、総合的なTPP等関連政策大綱実現に向けた施策などの歳出の追加等を行うため、平成29年度補正予算が1月22日に国会に提出され、2月1日に成立しました。</p> <p>平成30年度予算編成に当たっては、「生産性革命」・「人づくり革命」といった重要課題に重点化しつつ、一般歳出等について「経済・財政再生計画」の「目安」を達成し、公債の発行額を安倍内閣発足以来6年連続で減額するなど、経済再生と財政健全化の両立を実現する予算としております。</p> <p>基礎的財政収支対象経費（国の一般会計歳出から国債費を除いたもの）については、74兆4,108億円であり、これに国債費23兆3,020億円を合わせた一般会計総額は、97兆7,128億円となっています。</p> <p>一方、歳入につきましては、租税等の収入は、59兆790億円、その他収入は、4兆9,416億円を見込んでいます。また、公債金は、33兆6,922億円であり、前年度当初予算に対し、6,776億円の減額を行っています。</p> <p>以上のとおり、重点的な予算配分に向けた取組については、「目標達成」と考えられます。</p> <p>(広報活動)</p> <p>予算編成プロセスを透明化・可視化し、財政の状況について国民各層の理解を得られるよう、我が国の財政について積極的に広報活動を行っています。</p> <p>また、財務省ウェブサイトのトップページの「財務省の政策」から予算のページに移動することで、引き続き概算要求書及び政策評価調書を速やかに閲覧できるようにしました。</p> <p>以上のとおり、広報活動については、「目標達成」と考えられます。</p> <p>以上のとおり、全ての施策について評価が「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評価は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。</p>
--------------	--

政策の分析	<p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進は、平成30年度予算編成の基本方針等の政府の方針に基づくものであり、経済再生と財政健全化の両立の実現を目指していくうえで、重要な意義のある取組です。</p> <p>平成30年度予算編成に当たって、上記のとおり重点的な配分を行い、有効な予算配分に努めたほか、予算執行調査結果、政策評価結果、行政事業レビュー、決算及び決算検査報告、国会での指摘・議決などの予算への反映・適切な活用等により、予算の効率化に努めています。</p>
	<p>(平成29年度行政事業レビューとの関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>予算編成支援システム</li> </ul> <p>「一者応札の改善に向けた積極的な取組を継続するとともに、更に、他業者の応札の阻害要因を対外的に丁寧な説明を行うなど、調達プロセスの透明性の向上に努める」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、政府関係機関と財務省を結ぶ通信専用線について、一般競争入札方式（最低価格）による契約の見直しを行い、調達の透明性・競争性の確保に努めることで、コスト削減を図りました。（事業番号0001）</p>

施策	政1-1-1：重点的な予算配分を通じた財政の効率化等への取組		
測定指標 (定性的な指標)	[主要]政1-1-1-B-1：予算編成における重点的な配分と財政健全化目標の達成に向けた取組の実施		
	目標	<p>一般会計と特別会計を合わせた歳出全体を必要性の高い分野に重点的に配分し、逆に重要性や必要性の低い分野、相対的な優先度の低い分野には配分しないという考えの下、財政活動全般を効率的、効果的なものにします。また、「経済財政運営と改革の基本方針2015」における「経済・財政再生計画」に掲げる国の一般歳出の水準等の「目安」を踏まえ、財政健全化に向けた取組を進めてまいります。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>予算を必要性の高い分野に重点的に配分することで、財政の効率化・質的改善を推進する必要があるためです。</p>	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>「新しい経済政策パッケージ」も踏まえ、平成30年度予算においては、保育の受け皿拡大や地域の中核企業による設備・人材投資等の促進等の重要課題に重点化しております。同時に、一般歳出の伸びを対前年度で5,367億円に抑制するなど、一般歳出等について「経済・財政再生計画」の「目安」を達成し、公債の発行額を安倍内閣発足以来6年連続で減額するなど、経済再生と財政健全化の両立を実現する予算とすることができたため、達成度は「○」としました。</p> <p>(<a href="https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2018/seifuan30/01.pdf">https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2018/seifuan30/01.pdf</a>)</p>	○
	政1-1-1-B-2：予算執行調査等の予算編成等への適切な活用・反映		
目標	<p>予算執行調査、政策評価、行政事業レビュー、決算及び決算検査報告、国会での指摘・議決などを予算編成等へ適切に活用・反映します。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>財政資金の効率的・効果的な活用のため、予算の「プラン（予算編成）」・「ド</p>	達成度	

		ウ（予算の執行）・「チェック（評価・検証）」・「アクション（予算への反映）」のサイクルにおける「チェック」・「アクション」機能を強化し、予算への確にフィードバックするためです。	
	<b>実績及び目標の達成度の判定理由</b>	平成30年度予算において、予算執行調査の結果を踏まえ、事業等の必要性・有効性・効率性について検証することで、事業の抜本の見直し等を行うとともに、決算結果を踏まえ、多額の不用が生じている事業等については、個々の予算の内容等を厳正に見直すことにより、これらの取組を予算編成等へ適切に活用・反映したほか、政策評価、行政事業レビュー、決算検査報告や国会での指摘・議決などについても、個々の事業等の必要性・効率性の検証を行うことなどにより、予算編成等へ適切に活用・反映したことから、達成度は「○」としました。  ( <a href="https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2018/seifuan30/27.pdf">https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2018/seifuan30/27.pdf</a> )  ( <a href="https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gskaigi/dai30/siryoku2.pdf">https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gskaigi/dai30/siryoku2.pdf</a> )	○
<b>政1-1-1-B-3：予算編成における東日本大震災への適切な対応</b>			
	<b>目標</b>	復興事業については、「平成28年度以降5年間を含む復興期間の復旧・復興事業の規模と財源について」を踏まえ、被災地の復興に真に必要な事業をしっかりと実施できるよう取り組んでいきます。  (目標の設定の根拠) 東日本大震災からの復興を迅速に進めるとともに、復興財源に対する被災地の不安を払拭するためです。	<b>達成度</b>
	<b>実績及び目標の達成度の判定理由</b>	平成30年度予算編成に当たっては、復興のステージの進展に応じて生じる新たな課題に引き続き迅速かつ適切に対応、特に、心のケアや生業（なりわい）の再生といったきめ細かなソフト支援に引き続き注力することとしており、被災者支援や住宅再建・復興まちづくり、産業・生業の再生、原子力災害からの復興・再生などのための経費2兆3,593億円を東日本大震災復興特別会計に計上したことから、達成度は「○」としました。	○
<b>施策についての評定</b>		s 目標達成	
<b>評定の理由</b>	平成30年度予算においては、「生産性革命」・「人づくり革命」といった重要課題に重点化しつつ、一般歳出等について「経済・財政再生計画」の「目安」を達成し、公債の発行額を安倍内閣発足以来6年連続で減額するなど、経済再生と財政健全化の両立を実現する予算とすることができました。以上のとおり、全ての測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。		

#### 政1-1-1に係る参考情報

参考指標1「一般会計及び特別会計の歳出総額及び純計額」【再掲（総1-1：参考指標2）】

参考指標2「一般会計歳出の構成」

[https://www.mof.go.jp/budget/budger\\_workflow/budget/fy2018/seifuan30/01.pdf](https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2018/seifuan30/01.pdf)

参考指標3「一般会計歳出概算所管別内訳」

[https://www.mof.go.jp/budget/budger\\_workflow/budget/fy2018/seifuan30/03.pdf](https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2018/seifuan30/03.pdf)

参考指標4「一般会計歳出の構成比と推移（歳出構造の変化）」

[https://www.mof.go.jp/budget/fiscal\\_condition/related\\_data/201803\\_kanryaku.pdf](https://www.mof.go.jp/budget/fiscal_condition/related_data/201803_kanryaku.pdf)

参考指標5「各予算のポイント」

[https://www.mof.go.jp/budget/budger\\_workflow/budget/fy2018/seifuan30/index.htm](https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2018/seifuan30/index.htm)

社会保障関係費の推移及び内訳

(単位：億円)

	29年度	30年度	増△減
年金給付費	114,831	116,853	(1.8%) 2,022
医療給付費	115,010	116,079	(0.9%) 1,068
介護給付費	30,130	30,953	(2.7%) 823
少子化対策費	21,149	21,437	(1.4%) 288
生活扶助等社会福祉費	40,205	40,524	(0.8%) 319
保健衛生対策費	3,042	3,514	(15.5%) 472
雇用労災対策費	368	373	(1.4%) 5
<b>社会保障関係費 合計</b>	<b>324,735</b>	<b>329,732</b>	<b>(1.5%) 4,997</b>

(出所) 「平成30年度社会保障関係予算のポイント」(平成29年12月 主計局厚生労働係)

([https://www.mof.go.jp/budget/budger\\_workflow/budget/fy2018/seifuan30/13.pdf](https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2018/seifuan30/13.pdf))

(注) 計数はそれぞれ四捨五入している。

文教及び科学振興費の推移及び内訳

(単位：億円、%)

区 分	26年度		27年度		28年度		29年度		30年度	
		伸率		伸率		伸率		伸率		伸率
文教及び科学振興費	(54,330) 54,421	1.4	(53,584) 53,613	△1.3	(53,580) 53,580	△0.0	53,567	△0.0	53,646	0.1
(内訳)										
義務教育費国庫負担金	15,322	3.0	15,284	△0.2	15,271	△0.1	15,248	△0.1	15,228	△0.1
科学技術振興費	13,372	2.8	12,857	△3.9	(12,930) 12,929	0.6	13,045	0.9	13,159	0.9
文教施設費	733	△43.3	729	△0.6	807	10.7	788	△2.3	766	△2.8
教育振興助成費	(23,825) 23,917	2.6	(23,687) 23,716	△0.5	23,442	△1.0	23,315	△0.5	23,225	△0.4
育英事業費	1,077	△10.8	1,027	△4.7	1,132	10.2	1,171	3.5	1,269	8.4

(出所) 「平成30年度文教・科学技術予算のポイント」(平成29年12月 主計局文部科学係)

([https://www.mof.go.jp/budget/budger\\_workflow/budget/fy2018/seifuan30/11.pdf](https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2018/seifuan30/11.pdf))

(注1) 各年度の予算額は当初予算額である。

(注2) 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

(注3) 上段( )書きは、組替え後の計数であり、翌年度の伸率は、組替え後の計数との比較である。

公共事業関係費の推移

(単位：億円、%)

	26年度		27年度		28年度		29年度		30年度	
	予算額	伸率	予算額	伸率	予算額	伸率	予算額	伸率	予算額	伸率
予算額	59,685	12.9	59,711	0.0	59,737	0.0	59,763	0.0	59,789	0.0

(出所)「平成30年度国土交通省・公共事業関係予算のポイント」(平成29年12月 主計局国土交通・公共事業総括係)  
[https://www.mof.go.jp/budget/budger\\_workflow/budget/fy2018/seifuan30/17.pdf](https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2018/seifuan30/17.pdf)

(注) 各年度の予算額は当初予算額である。

ODA予算の推移

(単位：億円、%)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額	5,502	5,422	5,519	5,527	5,538
伸率	△1.3	△1.5	△1.8	0.1	0.2

(出所)「平成30年度内閣、復興、外務・経済協力関係予算のポイント」(平成29年12月 主計局経済協力係)  
[https://www.mof.go.jp/budget/budger\\_workflow/budget/fy2018/seifuan30/05.pdf](https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2018/seifuan30/05.pdf)

(注) 各年度の予算額は当初予算額である。

防衛関係費の推移及び内訳

区 分	26年度		27年度		28年度		29年度		30年度	
	予算額	伸率	予算額	伸率	予算額	伸率	予算額	伸率	予算額	伸率
人件・糧食費	20,930	5.2	21,121	0.9	21,473	1.7	21,662	0.9	21,850	0.9
歳出化経費	17,944	4.6	18,260	1.8	18,377	0.6	18,767	2.1	18,898	0.7
一般物件費	9,974	△5.0	10,420	4.5	10,692	2.6	10,822	1.2	11,163	3.2
防衛関係費	48,848	2.8	49,801	2.0	50,541	1.5	51,251	1.4	51,911	1.3
SACO関係経費	120	36.3	46	△61.5	28	△39.5	28	0.2	51	80.6
米軍再編関係経費 (地元負担軽減)	890	37.7	1,426	60.3	1,766	23.9	2,011	13.9	2,161	7.5
政府専用機関係経費	—	—	108	皆増	140	30.1	216	54.2	312	44.0
その他	47,838	2.2	48,221	0.8	48,607	0.8	48,996	0.8	49,388	0.8

(出所)「平成30年度防衛関係予算のポイント」(平成29年12月 主計局防衛係)

[https://www.mof.go.jp/budget/budger\\_workflow/budget/fy2018/seifuan30/19.pdf](https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2018/seifuan30/19.pdf)

(注1)「人件・糧食費」とは、隊員等に支給される給与等及び営内で生活している隊員等の食事代である。

「歳出化経費」とは、過去の年度に締結した契約に基づいて生じる当年度の支払いである。

(注2) 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

中小企業対策費の推移

(単位：億円、%)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額	1,853	1,856	1,825	1,810	1,771
伸率	2.3	0.2	△1.7	△0.8	△2.2

(出所)「平成30年度予算のポイント 経済産業、環境、司法・警察係予算」(平成29年12月 主計局経済産業係)  
[https://www.mof.go.jp/budget/budger\\_workflow/budget/fy2018/seifuan30/07.pdf](https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2018/seifuan30/07.pdf)

(注) 各年度の予算額は当初予算額である。

農林水産関係予算の推移

(単位：億円、%)

区 分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
						増△減
農 林 水 産 関 係 予 算	(1.3) 23,267	(△0.8) 23,090	(0.0) 23,091	(△0.1) 23,071	23,021	(△0.2) △50
(1) 公 共 事 業	(1.1) 6,578	(0.2) 6,592	(2.6) 6,761	(1.1) 6,833	<29.8> 6,860	(0.4) 27
(2) 非 公 共 事 業	(1.3) 16,689	(△1.1) 16,499	(△1.0) 16,330	(△0.6) 16,238	<70.2> 16,161	(△0.5) △76
農 業 関 係 予 算	17,396	17,302	17,308	17,325	17,336	11
林 業 関 係 予 算	2,916	2,904	2,933	2,956	2,997	41
水 産 業 関 係 予 算	1,834	1,818	1,784	1,774	1,772	△2
農山漁村地域整備交付金	1,122	1,067	1,067	1,017	917	△100

(出所)「平成30年度農林水産関係予算のポイント」(平成29年12月 主計局農林水産係)

([https://www.mof.go.jp/budget/budger\\_workflow/budget/fy2018/seifuan30/15.pdf](https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2018/seifuan30/15.pdf))

(注1) 予算額は当初予算額で、上段の( )書きは対前年度増△減率、< >書きは農林水産関係予算に占める構成比である。

(注2) 計数は、それぞれ四捨五入によっているので端数において合計と合致しないものがある。

エネルギー対策費の推移

(単位：億円、%)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予 算 額	9,642	8,985	9,308	9,635	9,186
伸 率	13.5	△6.8	3.6	3.5	△4.7

(出所)「平成30年度予算及び財政投融资計画の説明」(平成30年1月 財務省主計局、理財局)

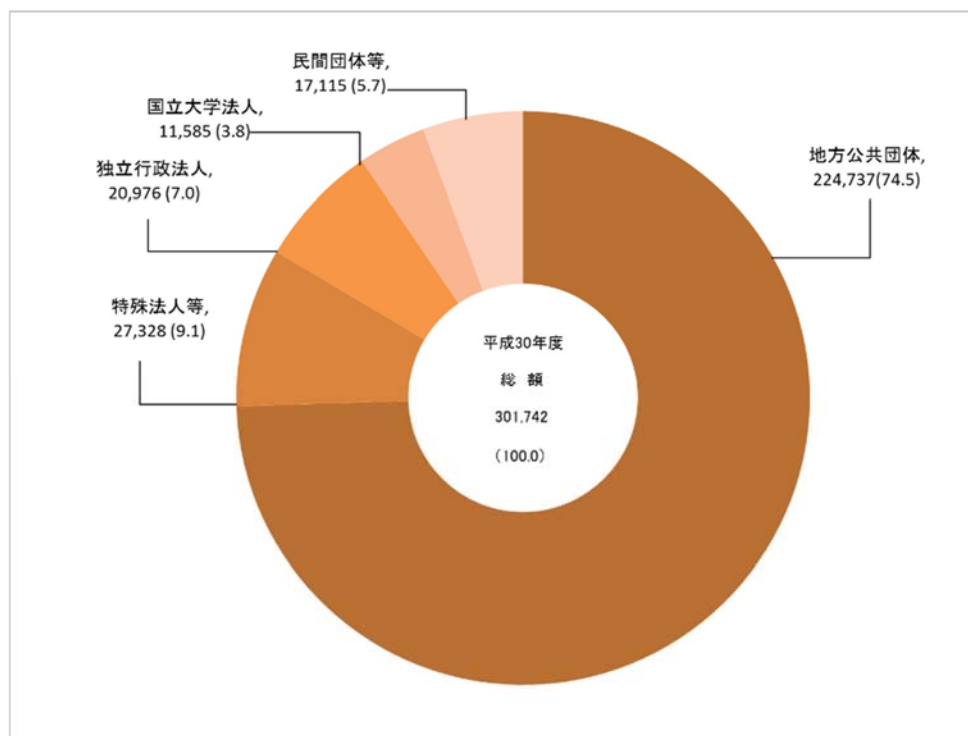
([https://www.mof.go.jp/budget/budger\\_workflow/budget/fy2018/seifuan30/h30y\\_a.pdf](https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2018/seifuan30/h30y_a.pdf))

(注) 各年度の予算額は当初予算額である。

参考指標6「補助金等の内訳(交付先別、主要経費別)」

(単位：億円、%)

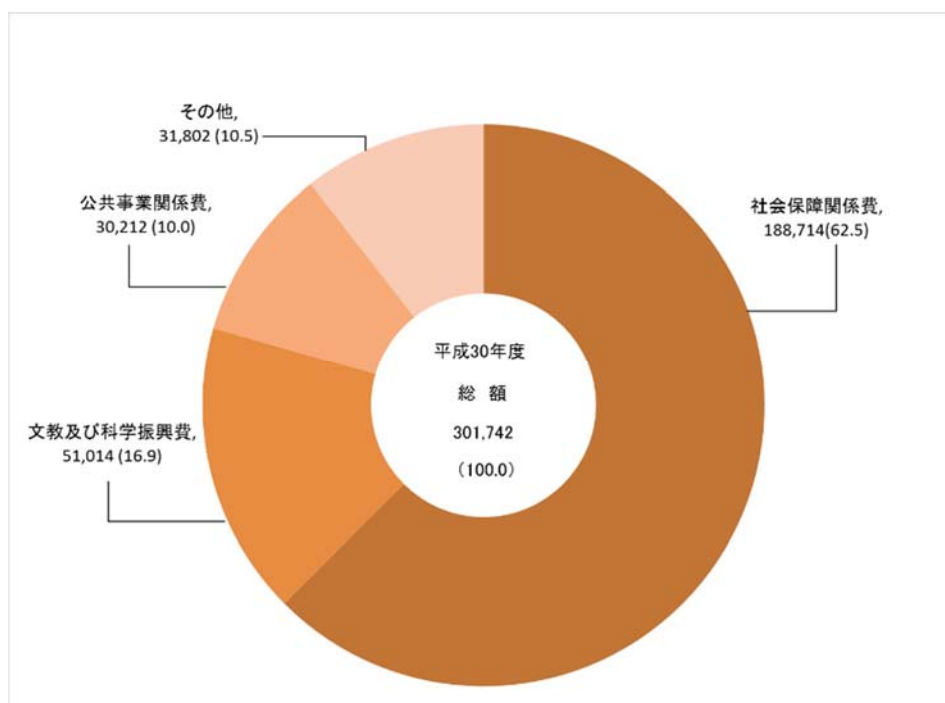
補助金等の交付先別概要(一般会計)





交付先	26年度		27年度		28年度		29年度		30年度	
	予算額	伸率	予算額	伸率	予算額	伸率	予算額	伸率	予算額	伸率
地方公共団体	213,800	6.3	222,182	3.9	224,782	1.2	229,628	2.2	224,737	1.4
特殊法人等	28,138	3.7	27,682	△ 1.6	27,877	0.7	26,936	△ 4.0	27,328	1.5
独立行政法人	19,841	0.8	20,828	5.0	20,614	△ 1.0	20,807	0.9	20,976	0.8
国立大学法人	11,937	3.1	11,792	△ 1.2	11,649	△ 1.2	11,617	△ 0.3	11,585	△ 0.3
民間団体等	21,097	10.4	18,934	△ 10.3	18,232	△ 3.7	18,240	1.0	17,115	△ 6.1
合計	294,813	5.8	301,419	2.2	303,154	0.6	307,229	1.3	301,742	0.8

### 補助金等の主要経費別内訳（一般会計）



事項	26年度		27年度		28年度		29年度		30年度	
	予算額	伸率	予算額	伸率	予算額	伸率	予算額	伸率	予算額	伸率
社会保障関係費	180,341	6.9	186,861	3.6	189,416	1.4	194,313	2.6	188,714	1.3
文教及び科学振興費	52,127	2.3	51,230	△ 1.5	51,046	△ 0.3	51,051	0.01	51,014	△ 0.1
公共事業関係費	29,841	9.2	30,023	0.6	30,024	0.0	29,987	△ 0.1	30,212	0.7
その他	32,504	2.7	33,304	5.2	32,668	△ 1.9	31,878	△ 2.4	31,802	△ 0.2
合計	294,813	5.8	301,419	2.2	303,154	0.6	307,229	1.3	301,742	0.8

(出所) 主計局調整係調

(注1) 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

(注2) 各年度の伸率は比較対照のため前年度の予算額を組替えて算出している場合がある。



参考指標 7 「補助金等の整理合理化状況」

(単位：件、億円)

区分 年度	新規		合理化廃止		合理化減額		補助率 引下げ 件数ウ	統合・メニュー化件数			終 期 設 定 件 数 オ	定員削減カ		その他 件数 キ	合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額		統合前エ	統合後	差引		件数	金額		件数 ア～キ	金額 ア＋イ＋カ
24	187 (1)	3,919 (0)	114	1,763	835	8,084	0	14	6	8	188	6	1	66	1,223	9,848
25	242	13,132	146	8,114	736	10,044	0	12	10	2	390	5	2	94	1,383	18,160
26	307	10,861	121	1,361	614	4,201	1	14	5	9	444	6	1	50	1,250	5,563
27	221 (1)	9,166 (8)	125	3,280	719	4,706	4	2	1	1	316	6	1	57	1,229	7,987
28	167	3,021	149	2,130	657	5,347	4	7	6	1	306	6	1	30	1,159	7,478
29	199	1,657	82	1,679	632	3,249	2	11	10	1	327	6	1	31	1,091	4,929
30	221	2,409	100	713	622	3,377	1	22	22	-	357	5	1	42	1,149	4,090

(出所) 主計局調整係調

(注1) 計数は、一般会計の計数である。

(注2) 上段( )は、行政改革推進法等に基づき新たに設立された独立行政法人に対する運営費交付金等を指し、外書である。

(注3) その他件数の主な内訳は、採択基準の見直し等である。

(注4) 件数は整理合理化の区分ごとに措置した補助事項単位で計上しており、合計の件数はそれらの延べ件数である。

<b>施策</b>	<b>政1-1-2：財政に関する広報活動</b>	
<b>測定指標 (定性的な指標)</b>	[主要] 政1-1-2-B-1：財政に関する広報活動の実施状況	
	<b>目標</b>	積極的に説明会等の広報活動を実施します。  (目標の設定の根拠) 財政に関し、国民に対する説明責任を果たすためです。
	<b>実績及び目標の達成度の判定理由</b>	平成29年度は、財政に関するパンフレットの作成・配布や説明会等の広報活動を行ったことから、達成度を「○」としました。
	<b>達成度</b>	○
	政1-1-2-B-2：概算要求書等の財務省ウェブサイトからの閲覧可能化	
	<b>目標</b>	各府省のウェブサイトで公開される概算要求書及び政策評価調書を、財務省ウェブサイトから可能な限り速やかに閲覧できるようにします。  (目標の設定の根拠) 納税者の視点に立った予算編成を行い、予算の効率性を高めるためです。
<b>実績及び目標の達成度の判定理由</b>	財務省ウェブサイトのトップページの「財務省の政策」から予算のページに移動することで、引き続き概算要求書及び政策評価調書を速やかに閲覧できるようにしたことから、達成度を「○」としました。	
<b>達成度</b>	○	
<b>施策についての評定</b>	s 目標達成	
<b>評定の理由</b>	平成29年度は、財政に関するパンフレットについて、アンケート調査結果を踏まえた見直しを行ったほか、小中高生向けの特別授業である「財政教育プログラム」を実施するとともに、多数の大学や地方公共団体等に積極的に出向き、国民の方々に「財政の現状」や「財政健全化に向けた取組」、「社会保障・税一体改革」等について現状と課題を知って頂くことに努めました。(実施回数：196回) また、財務省ウェブサイトから予算のページに速やかに移動でき、概算要求書及び政策評価調書の閲覧を迅速にできるようにすることで、予算がどのように配分されているか、適切な使途が行われたのかについて、分かりやすく必要な情報をすぐに提供できるように努めました。	

以上のとおり、全ての測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

### 政 1 - 1 - 2に係る参考情報

#### 参考指標 1：財務省ウェブサイトの予算・決算に関するページへのアクセス件数

(単位：件)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
アクセス件数	295,090	284,452	270,223	271,155	267,195

(出所) 大臣官房文書課広報室調

(注1) 財務省ウェブサイト内に開設している予算・決算に関するページ (<https://www.mof.go.jp/budget/index>を含むURL) へのアクセス件数。

(注2) 平成29年度のシステム変更に伴いアクセス件数を集計するソフトウェアが変更となったため、平成29年度よりアクセス件数の集計方法が変更されていることから、その集計結果には留意する必要がある。

#### 評価結果の反映

以下のとおり、上記の評価結果も踏まえて実施します。

先般閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2018」に「新経済・財政再生計画」が盛り込まれたことから、同計画において掲げられた財政健全化目標の達成に向けた歳出改革の取組方針を踏まえ、財政健全化に向けた取組を進めていきます。

同時に、予算執行調査結果、政策評価結果、行政事業レビュー、決算及び決算検査報告、国会での指摘・議決などの予算への反映・適切な活用努めます。

広報活動については、財政の現状や政府の取組に係る図表等を用いた分かりやすい説明を、資料やウェブサイト等の多様な媒体によって、引き続き積極的に行います。

また、財政の効率化・質的改善を推進するための調査研究等及び予算編成支援システムの運用に必要な経費の確保に努めます。

#### 財務省政策評価懇談会における意見

- 日本はG7メンバーで先進国と思われているが、日本の財政状況は、EUに加盟できない水準にある。このような厳しい現実を含め、わかりやすい広報を行わないといけないのではないか。
- 将来の社会にとって財政赤字そのものがリスクになるが、今後、高齢者が増える状況において、非正規労働者の年金に対する財政配分が不十分である。財政赤字の問題とは切り離して、配分の問題はどのように議論されているのか。こども手当のように子供に対する配分は当然必要であるが、高い所得の家庭に対する高等教育の無償化はおかしいのではないかとといった当然の議論が起きていない。そのようなテーマについての世論喚起が必要である。

政策目標に係る予算額	区 分		平成27年度	28年度	29年度	30年度
	予算の 状況 (千円)	当初予算	2,461,163	2,400,924	3,199,431	4,099,780
		補正予算	△ 191	△ 10,442	△ 6,282	
		繰越等	—	—	N. A.	
		合 計	2,460,972	2,390,482	N. A.	
執行額 (千円)		2,369,320	2,277,570	N. A.		

(概要)

財政の効率化・質的改善を推進するための予算・決算の作成、調査研究等、並びに予算編成事務等の合理化、迅速化を図るための予算編成支援システムの運用に必要な経費等。

(注) 平成29年度「繰越等」、「執行額」等については、平成30年11月に確定するため、平成30年度実績評価書に掲載予定。

<b>政策目標に関する 施政方針演説等内閣 の主な重要政策</b>	<p>第196回国会 総理大臣施政方針演説 (平成30年1月22日)</p> <p>第196回国会 財務大臣財政演説 (平成30年1月22日)</p> <p>平成30年度予算編成の基本方針 (平成29年12月8日閣議決定)</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針2015 (平成27年6月30日閣議決定)</p> <p>平成28年度以降5年間を含む復興期間の復旧・復興事業の規模と財源について (平成27年6月30日閣議決定)</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針2017 (平成29年6月9日閣議決定)</p> <p>新しい経済政策パッケージ (平成29年12月8日閣議決定)</p>
---	--

<b>政策評価を行う過程 において使用した資料 その他の情報</b>	<p>我が国の財政状況：予算書、「平成30年度予算のポイント」、「日本の財政関係資料 (平成30年3月)」(財務省)等</p>
--	---

<b>前年度政策評価結果 の政策への反映状況</b>	<p>平成30年度予算編成に当たっては、「経済・財政再生計画」に定める財政健全化目標の達成に向け、予算の効率化に取り組みました。</p> <p>広報活動については、日本各地の大学及び地方公共団体等で講義や説明を行ったほか、我が国の財政状況について国民の理解が得られるよう図表等を用いた分かりやすい説明を、多様な媒体により積極的に行いました。</p>
--------------------------------	--

<b>担当部局名</b>	主計局 (総務課、司計課、調査課、主計官、主計企画官)	<b>政策評価実施時期</b>	平成30年8月
--------------	-----------------------------	-----------------	---------

## 政策目標 1-2 : 必要な歳入の確保

上記目標の概要	<p>健全な財政を確保するためには、財政需要については、原則として公債や借入金にはよらず、税収等で賄うという考え方が基本となります（非募債主義・財政法）。</p> <p>このうち、まず税収は、内国税である租税等から成るものです。毎年度の税制改正等の政策目的を踏まえつつ、必要な税収の確保に努めるとともに、その時点で判明している課税実績、政府経済見通しに係る諸指標等を基礎に、適切な見積りに努めます。また、今後とも、税収の見積り等に関する情報を「租税及び印紙収入予算の説明」等において開示し、説明責任の向上に努めていきます。</p> <p>次に、税収及び公債金収入以外の国の歳入である「その他収入」については、現下の極めて厳しい財政事情の下、可能な限りその確保に努めるとともに、各項目別に最近の実績等を基礎に適切な見積りに努めます。</p> <p>最後に、公債の発行は、歳出の重点化、節減合理化に努めてもなお財源が不足する場合に限って、やむを得ない措置として行います。</p> <p>(上記目標を達成するための施策) 政1-2-1 : 必要な歳入の確保等</p>
---------	--

## 政策目標 1-2 についての評価結果

## 政策目標についての評定 S 目標達成

評定の理由	<p>平成30年度予算編成において、税収の見積りに当たっては、政府経済見通しや、直近の課税実績、企業収益の見通し等、当初予算編成時に利用可能なデータや経済指標等を最大限活用して、税目ごとに見積りを行い、所得税19.0兆円、法人税12.2兆円、消費税17.6兆円等、合計59.1兆円を一般会計税収として見込みました。これは、平成3年度以来27年振りの高い水準です。また、できる限りの税外収入の確保（平成30年度予算4.9兆円）にも努めました。この結果、公債の発行額は6年連続で減額されました。さらに、税収の見積り等に関する情報を「租税及び印紙収入予算の説明」等において開示し、引き続き国民への説明責任を果たすことに努めました。</p> <p>施策1-2-1の評定が「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評定は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。</p>
政策の分析	<p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>平成30年度予算編成の基本方針等の政府の方針に基づき、財政健全化の実現を目指していくうえで、できるだけ公債の発行によらず、必要な歳入の確保に努めることは必要な取組です。</p> <p>税収について適切な見積りを行うとともに、できる限りの税外収入の確保を図り、公債の発行額を極力抑制することは、健全な財政を確保していくうえで、有効な取組です。</p> <p>また、適切な税収見積りのため、例えば法人税について、主要な大法人に対する調査、企業収益や景気動向に関する民間調査機関からのヒアリング等を効率的に実施しました。</p>

<b>施策</b>	<b>政1-2-1：必要な歳入の確保等</b>		
<b>測定指標（定性的な指標）</b>	[主要]政1-2-1-B-1：必要な歳入の確保及び説明責任の向上		
	<b>目標</b>	<p>税制改正等の政策目的を踏まえつつ、必要な歳入の確保に努めるとともに、歳入の見積り等に関する情報を「租税及び印紙収入予算の説明」等や財務省ウェブサイトにおいて開示する方法を通じ、国民への説明責任の向上に努めます。また「その他収入」について、現下の極めて厳しい財政事情の下、可能な限りその確保に努め、最近の実績等を基礎に適切な見積りを行います。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>税制改正等の政策目的を踏まえつつ、必要な歳入の確保に努め、歳入の見積り等に関する情報を「租税及び印紙収入予算の説明」等において開示し、説明責任の向上に努めるためです。また、「その他収入」についても、可能な限りその確保に努め、適切な見積りを行うためです。</p>	<b>達成度</b>
	<b>実績及び目標の達成度の判定理由</b>	<p>平成30年度においては、一般会計歳入として59.1兆円と、平成3年度以来27年振りの高い水準を計上したほか、平成30年度租税及び印紙収入予算の規模、主な税目に関する情報を「租税及び印紙収入予算の説明」として早期にとりまとめ、国会に提出するとともに、財務省ウェブサイトを活用し、その公開に努めたところから、達成度は「○」としました。</p> <p>（<a href="https://www.mof.go.jp/tax_policy/reference/budget_explanation/008a30a.pdf">https://www.mof.go.jp/tax_policy/reference/budget_explanation/008a30a.pdf</a>）</p> <p>さらに、「その他収入」について、可能な限りの税外収入の確保（平成30年度予算4.9兆円）に努め、最近の実績等を基礎に適切な見積りに努めたことから、達成度は「○」としました。</p>	○
<b>施策についての評定</b>	s 目標達成		
<b>評定の理由</b>	<p>歳入の見積り等に関する情報を適時適切に開示するとともに、「その他収入」の適切な見積りに努めました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>		

### 政1-2-1に係る参考情報

#### 参考指標1：一般会計歳入予算の推移と内訳

(単位：億円)

項目	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
租税及印紙収入	500,010	545,250	576,040	577,120	590,790
税外収入	46,259	49,518	46,408	53,173	48,782
公債金	412,500	368,630	344,320	343,698	336,922
年金特例公債金	—	—	—	—	—
前年度剰余金	54	22	450	556	634
合計	958,823	963,420	967,218	974,547	977,128

(出所)「平成30年度一般会計歳入歳出概算」(平成29年12月 主計局総務課)

([https://www.mof.go.jp/budget/budger\\_workflow/budget/fy2018/seifuan30/03.pdf](https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2018/seifuan30/03.pdf))

(注) 各年度の計数は、当初予算額(単位未満四捨五入)である。

#### 参考指標2：一般会計歳入の推移

([https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/condition/a03.htm](https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/condition/a03.htm))

参考指標3：一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移【再掲（総1－1：参考指標1）】

<p><b>評価結果の反映</b></p>	<p>以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。          今後も、経済指標や課税実績等の幅広い要素を基に見積りを行うことにより税収及び税外収入の確保に努めるとともに、税収の見積り等に関する説明責任の向上に努めていきます。</p>		
<p><b>財務省政策評価懇談会における意見</b></p>	<p>該当なし</p>		
<p><b>政策目標に関する 施政方針演説等内閣 の主な重要政策</b></p>	<p>第196回国会 総理大臣施政方針演説（平成30年1月22日）          第196回国会 財務大臣財政演説（平成30年1月22日）          平成30年度予算編成の基本方針（平成29年12月8日閣議決定）</p>		
<p><b>政策評価を行う過程 において使用した資料 その他の情報</b></p>	<p>日本の財政状況：「平成30年度一般会計歳入歳出概算」、「一般会計税収の推移」（財務省）</p>		
<p><b>前年度政策評価結果 の政策への反映状況</b></p>	<p>経済指標や課税実績等の幅広い要素を基に見積りを行うことにより税収及び税外収入の確保に努めるとともに、税収の見積り等に関する説明責任の向上に努めました。</p>		
<p><b>担当部局名</b></p>	<p>主計局（総務課）、主税局（総務課）</p>	<p><b>政策評価実施時期</b></p>	<p>平成30年8月</p>



## 政策目標 1-3 : 予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保

<b>上記目標の概要</b>	<p>国の予算の執行の責任及び権限は各省各庁の長に委ねられていますが、財政当局としても予算執行が法令の定めにもとづき、かつ経済的、効率的に行われるよう各省各庁への要請等を行っています。</p> <p>また、予算の質の向上・効率化を図るためには、予算執行の透明性の向上を図るとともに、PDCAサイクルにおける、C (=チェック) 及びA (=アクション) の機能を強化する必要があります。このような観点から、上記の目標を設定しています。</p> <p>(上記目標を達成するための施策)</p> <p>政1-3-1 : 予算執行に関する情報開示の充実  政1-3-2 : 円滑かつ効率的な予算執行の確保  政1-3-3 : 予算執行調査の実施  政1-3-4 : 各省各庁等に対する予算の適正かつ効率的な執行の確保のための要請等</p>
----------------	--

## 政策目標 1-3 についての評価結果

政策目標についての評価 **S** 目標達成

<b>評定の理由</b>	<p>全ての施策について評価が「S 目標達成」であるため、当該政策目標の評価は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。</p>
<b>政策の分析</b>	<p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>予算執行の透明性の向上や適正な予算執行の確保は、次年度の予算編成等への反映にもつながる必要な取組です。</p> <p>予算執行調査の実施に当たっては、積極的な実地調査を行うなど、調査の質の向上等を図りつつ、調査結果を平成30年度予算に的確に反映しています。</p> <p>また、繰越事務手続については、各地方出先機関等と各地方公共団体との間において簡素化の徹底を図るほか、東日本大震災及び熊本地震からの被災地の復興を着実に進める観点から、事故繰越事務手続の簡素化を引き続き行うことなどにより、事務手続の効率化を図るとともに、復興事業を含めた予算の円滑な執行に資しており、有効性が認められると考えます。</p> <p>(平成29年度行政事業レビューとの関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>官庁会計システム (歳入金電子納付システムを含む)</li> </ul> <p>予算執行等の会計情報を処理するシステムである官庁会計システムについて、特定ベンダーに依存しないシステム環境の構築 (OSS化) 等により運用コストの削減を図りました。(事業番号002)</p>

<b>施策</b>	<b>政1-3-1：予算執行に関する情報開示の充実</b>		
<b>測定指標 (定性的な指標)</b>	[主要]政1-3-1-B-1：定期的な予算執行に関する情報開示の確認		
	<b>目標</b>	各府省庁の予算執行等に係る情報開示の状況を定期的に確認します。  (目標の設定の根拠) 各府省庁において開示されている予算執行等に係る情報について、財務省のウェブサイトから閲覧できる状態を維持するためです。	<b>達成度</b>
	<b>実績及び目標の達成度の判定理由</b>	予算執行の透明性を確保する観点から、各府省庁のウェブサイトで定期的に開示している予算執行等に係る情報を、各府省庁の協力のもと、財務省のウェブサイトから閲覧できるようにし、その開示状況を定期的に確認したことから、達成度は「○」としました。  ( <a href="https://www.mof.go.jp/budget/topics/portalsite.htm">https://www.mof.go.jp/budget/topics/portalsite.htm</a> )	○
<b>施策についての評定</b>		s 目標達成	
<b>評定の理由</b>	各府省庁のウェブサイトで定期的に開示している予算執行等に係る情報を、財務省のウェブサイトから閲覧できるようにしました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。		

<b>施策</b>	<b>政1-3-2：円滑かつ効率的な予算執行の確保</b>		
<b>測定指標 (定性的な指標)</b>	[主要]政1-3-2-B-1：円滑かつ効率的な予算執行の確保の取組		
	<b>目標</b>	法令と予算との整合性等に留意の上、繰越制度等を活用します。  (目標の設定の根拠) 円滑かつ効率的な予算執行を確保するためです。	<b>達成度</b>
	<b>実績及び目標の達成度の判定理由</b>	予算の執行に当たっては、財務大臣の承認を要するものが法令で定められており、これらの法令の定めにより、繰越明許費、国庫債務負担行為及び移流用を活用すること等によって、円滑かつ効率的に予算執行がなされるよう努めました。 東日本大震災及び熊本地震からの被災地の復興を着実に進める観点から、事故繰越事務手続の簡素化を引き続き行いました。 以上のことから、達成度は「○」としました。	○
<b>施策についての評定</b>		s 目標達成	
<b>評定の理由</b>	予算の執行に当たっては、法令の定めにより、円滑かつ効率的に予算執行がなされるよう努めるとともに、事故繰越事務手続の簡素化を引き続き行いました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。		



<b>施策</b>	<b>政1-3-3：予算執行調査の実施</b>		
<b>測定指標 (定性的な指標)</b>	[主要]政1-3-3-B-1：予算執行調査の実施		
	<b>目標</b>	<p>予算執行調査を着実に実施し、調査結果や予算への反映状況を速やかに公表します。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>予算執行の実態を把握し、予算の効率化が図られるようにするためです。</p>	<b>達成度</b>
	<b>実績及び目標の達成度の判定理由</b>	<p>平成29年度については、予算の効率化が図られるよう、積極的な実地調査の実施や専門家の知見の活用など、調査の質の向上等を図り、52件の予算執行調査を着実に実施しました。また、調査結果については調査終了後、その反映状況についても予算の決定後、速やかに公表したことから、達成度は「○」としました。</p> <p>(<a href="https://www.mof.go.jp/budget/topics/budget_execution_audit/fy2017/hanei/index.html">https://www.mof.go.jp/budget/topics/budget_execution_audit/fy2017/hanei/index.html</a>)</p>	○
<b>施策についての評価</b>		s 目標達成	
<b>評価の理由</b>	<p>予算の効率化が図られるよう、積極的な実地調査の実施など、調査の質の向上等を図り、調査を着実に実施しました。また、調査結果については調査終了後、その反映状況についても予算の決定後、速やかに公表しました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>		

### 政1-3-3に係る参考情報

#### 参考指標1 予算執行調査の実施件数及び反映額 (単位：件、億円)

調査年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
調査件数	75	75	56	52	52
翌年度予算への反映額	263	379	278	493	260
	0	—	835	2	—

(出所) 主計局司計課予算執行企画室調

(注) 翌年度予算への反映額の上段は歳出予算、下段は歳入予算への反映額である。

<b>施策</b>	<b>政1-3-4：各省各庁等に対する予算の適正かつ効率的な執行の確保のための要請等</b>		
<b>測定指標 (定性的な指標)</b>	[主要]政1-3-4-B-1：予算の適正かつ効率的な執行の確保のための要請等の実施		
	<b>目標</b>	<p>文書による要請及び会議・研修を実施します。</p> <p>また、各省各庁が締結した契約（少額随意契約等を除く。）について、統計を作成し、公表します。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>各省各庁等の予算の適正かつ効率的な執行を確保するためです。</p>	<b>達成度</b>
	<b>実績及び目標の達成度の判定理由</b>	<p>補助金等予算の執行に関する手続等について文書により通知するとともに、財務局等繰越決算事務担当者会議や会計事務職員研修など、各種会議・研修を実施しました。また、契約の透明性を高めるため、各省各庁が28年度に締結した契約（少額随意契約等を除く。）について、「契約金額及び件数に関する統計」及び「随意契約に関する統計」を取りまとめて公表し、随意契約の適正化に努めたことから、達成度は「○」としました。</p> <p>(<a href="https://www.mof.go.jp/budget/topics/public_purchase/fy2016_t/index.html">https://www.mof.go.jp/budget/topics/public_purchase/fy2016_t/index.html</a>)</p>	○
<b>施策についての評定</b>	s 目標達成		
<b>評定の理由</b>	<p>文書による要請や各種会議・研修を実施するとともに、各省各庁が28年度に締結した契約について、「契約金額及び件数に関する統計」及び「随意契約に関する統計」を取りまとめて公表しました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>		

### 政1-3-4に係る参考情報

#### 参考指標1 会計検査院検査報告に掲記された不当事項等の推移

(単位：件)

事 項 別	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
A. 不当事項	470	402	450	345	333
B. 意見表示又は処置要求事項	77	100	49	43	28
C. 検査院の指摘に基づき改善処置を講じた事項（処置済事項）	64	76	57	49	47
D. 特に掲記を要すると認められた事項	0	0	0	0	1

(出所) 主計局司計課調

参考指標 2 会計事務職員研修等の実績

(単位：名)

研修名 (対象職員)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
会計事務職員研修 (各府省庁等、都道府県)	91	97	89	91	97
	119	104	107	101	107
政府関係法人会計事務職員研修 (政府関係法人)	114	112	118	118	121
会計事務職員契約管理研修 (各府省庁等、都道府県、政府関係法人)	58	95	94	86	77
予算担当職員初任者研修 (各府省庁等)	110	115	139	127	125
会計監査事務職員研修 (各府省庁等)	—	—	—	89	80

(出所) 会計センター研修部調

(注) 会計事務職員研修の上段は春季、下段は秋季の研修である。

評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。
	法令や予算との整合性等に留意し、円滑かつ効率的な予算執行の確保に努めます。
	予算の効率化が図られるよう、様々な視点から、より深度のある予算執行調査を実施するとともに、予算執行に関する情報開示の充実、各府省庁等の会計事務職員を対象とした会議・研修の効果的な実施及び随意契約の適正化に引き続き努めます。
	また、予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保を図るため、予算執行状況について調査の着実な実施等に取り組むために必要な経費の確保に努めます。

財務省政策評価懇談会における意見	該当なし
------------------	------

政策目標に係る予算額	区 分		平成27年度	28年度	29年度	30年度
	予算の 状況 (千円)	当初予算	8,460,778	8,466,560	4,862,382	4,947,936
		補正予算	—	△ 77,411	—	/
		繰越等	—	—	N. A.	
		合 計	8,460,778	8,389,149	N. A.	
執行額 (千円)	7,912,041	7,819,253	N. A.			

(概要)

適正な予算執行の確保に必要な経費や会計センターに必要な経費として、各省庁の予算を執行するための官庁会計システムに係る経費等

(注) 平成29年度「繰越等」、「執行額」等については、平成30年11月頃に確定するため、平成30年度実績評価書に掲載予定。

<b>政策目標に関する 施政方針演説等内閣 の主な重要政策</b>	行政の透明性向上のための予算執行等の在り方について（平成25年6月28日閣議決定）
---	---

<b>政策評価を行う過程 において使用した資 料その他の情報</b>	該当なし
--	------

<b>前年度政策評価結果 の政策への反映状況</b>	<p>予算執行に関する情報開示を充実し、適正かつ効率的な予算執行を確保するため、引き続き、財務省ウェブサイトから各府省庁の予算執行に関する情報開示を閲覧できるようにするとともに、法令及び予算に則った予算執行に係る各手続の適切な審査や各府省庁等の会計事務職員を対象とした会議・研修等の効果的な実施、入札契約の改善や随意契約の適正化の推進に努めました。また、予算執行調査については、予算の効率化が図られるよう、専門家の知見の活用等を図りつつ、より深度のある調査を実施しました。</p>
--------------------------------	--

<b>担当部局名</b>	主計局（総務課、司計課、法規課）、会計センター	<b>政策評価実施時期</b>	平成30年8月
--------------	-------------------------	-----------------	---------

## 政策目標 1-4 : 決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示

上記目標の概要	<p>決算は予算のような規範性はなく、政府が財政法、会計法等の定めるところに従い執行した実績を国民及び国会に対して報告する性格を持っています。</p> <p>このような決算の性格を踏まえ、広く国民が財政に対する関心及び理解を深めるためにも、今後とも正確で分かりやすい決算の作成に努めます。また、決算及び決算検査報告、決算に関する国会での指摘・議決等については、予算編成や執行への反映に努めます。</p> <p>(上記目標を達成するための施策)</p> <p>政1-4-1 : 予算使用の状況、国庫歳入歳出状況及び決算概要の報告</p> <p>政1-4-2 : 平成28年度歳入歳出決算の国会への早期提出</p>
---------	---

## 政策目標 1-4 についての評価結果

政策目標についての評価 S 目標達成

評定の理由	<p>全ての施策について評価が「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評価は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。</p>
政策の分析	<p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>財政状況についての透明性の確保や説明責任の向上及びその早期公表は極めて重要であり、予算編成や予算執行へ反映していくためにも国の財政状況や施策の結果を適確に開示した決算の作成は必要かつ有効な取組です。</p> <p>平成28年度歳入歳出決算を早期に取りまとめ、可能な限り早期に国会へ提出したことは、決算結果等の平成30年度予算編成等への反映や、国会における決算審議の充実に資する観点から有効な取組です。</p> <p>なお、平成28年度歳入歳出決算の国会提出にあたり、会計事務の電子化等により事務の効率化に努めています。</p>

施策	政1-4-1 : 予算使用の状況、国庫歳入歳出状況及び決算概要の報告							
測定指標 (定量的な指標)	[主要] 政1-4-1-A-1 : 予算使用の状況、国庫歳入歳出状況及び決算概要の定期的な公表状況							
		年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	達成度
	目標値	予算使用の状況	5回	5回	5回	5回	5回	○
		国庫歳入歳出状況	15回	15回	15回	15回	15回	○
		決算概要	1回	1回	1回	1回	1回	○
実績値	○	○	○	○	○	○	/	
(出所) 主計局司計課調								

	<p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>年度の途中における予算使用の状況、国庫歳入歳出状況及び予算の執行実績である決算の概要について、国民及び国会に対する適時適切な報告に努めるため、目標を設定しました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>予算使用の状況、国庫歳入歳出状況及び決算の概要について、国民及び国会に対して適時適切に報告したことから、達成度は「○」としました。</p>
<b>施策についての評価</b>	s 目標達成
<b>評価の理由</b>	<p>予算使用の状況、国庫歳入歳出状況及び決算の概要について、国民及び国会に対して適時適切に報告しました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>

## 政 1 - 4 - 1 に係る参考情報

### 予算使用の状況、国庫歳入歳出状況及び決算概要の報告

憲法第91条及び財政法第46条において、内閣には国会及び国民に対する財政状況の報告が義務付けられていますが、近時の財政に対する国民の関心の高まりも踏まえつつ、財政に関する透明性の確保や説明責任を果たす観点から、官報やウェブサイトを活用し、その広報、公開に努めたところです。具体的な内容及び掲載方法は次のとおりです。

- (1) 「平成29年度財政法第46条に基づく国民への財政報告（うち平成27年度決算に関すること）」：官報及びウェブサイト掲載  
[https://www.mof.go.jp/budget/report/46\\_report/fy2017/index.html](https://www.mof.go.jp/budget/report/46_report/fy2017/index.html)
- (2) 「予算使用の状況」（財政法第46条第2項の規定に基づくもので四半期毎）：官報及びウェブサイト掲載  
[https://www.mof.go.jp/budget/report/budget\\_use/index.htm](https://www.mof.go.jp/budget/report/budget_use/index.htm)
- (3) 「国庫歳入歳出状況」（毎月）：官報及びウェブサイト掲載  
[https://www.mof.go.jp/budget/report/revenue\\_and\\_expenditure/index.htm](https://www.mof.go.jp/budget/report/revenue_and_expenditure/index.htm)
- (4) 「平成28年度決算概要（見込み）」：記者発表及びウェブサイト掲載  
[https://www.mof.go.jp/budget/budger\\_workflow/account/fy2016/20170705.html](https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/account/fy2016/20170705.html)
- (5) 「平成28年度決算概要」：記者発表及びウェブサイト掲載
  - イ 一般会計  
[https://www.mof.go.jp/budget/budger\\_workflow/account/fy2016/ke290731.html](https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/account/fy2016/ke290731.html)
  - ロ 特別会計  
[https://www.mof.go.jp/budget/budger\\_workflow/account/fy2016/ke290731tokkai.html](https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/account/fy2016/ke290731tokkai.html)
- (6) 「平成28年度決算の国会提出」：ウェブサイト掲載  
[https://www.mof.go.jp/budget/budger\\_workflow/account/fy2016/ke2911.html](https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/account/fy2016/ke2911.html)
- (7) 「平成28年度決算書の情報」：ウェブサイト掲載  
<https://www.bb.mof.go.jp/hdocs/bxss010bh28a.html>
- (8) 「平成28年度決算の説明」：ウェブサイト掲載  
[https://www.mof.go.jp/budget/budger\\_workflow/account/fy2016/ke\\_setsumei28.html](https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/account/fy2016/ke_setsumei28.html)

(注) 国の決算は、年度末である3月31日までに収入又は支出の原因が発生しているものは、原則としてその年度の収入又は支出として整理することとなっており、翌年度の7月31日まで、現金の出納の完結に必要な整理期間を設けている。

施策	政1-4-2：平成28年度歳入歳出決算の国会への早期提出						
測定指標（定量的な指標）	政1-4-2-A-1：歳入歳出決算の会計検査院への送付日						
	年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	達成度
	目標値	25.9.10前後	26.9初旬	27.9初旬	28.9初旬	29.9初旬	○
	実績値	25.9.3	26.9.2	27.9.1	28.9.2	29.9.1	
	<p>(出所) 主計局司計課調  (目標値の設定の根拠)  平成15年に参議院から会計年度翌年の11月20日前後に決算を国会へ提出するよう要請を受けており、会計検査院における検査確認に2ヶ月程度の期間を要していることから9月初旬を目標とするものです。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)  平成28年度歳入歳出決算については、平成29年9月1日に会計検査院に送付し、国会からの早期提出(会計年度翌年の11月20日前後)の要請に応えるよう努めたことから、達成度は「○」としました。</p>						
	[主要]政1-4-2-A-2：歳入歳出決算の国会への提出日						
	年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	達成度
	目標値	25.11.20前後	26.11.20前後	27.11.20前後	28.11.20前後	29.11.20前後	○
	実績値	25.11.19	26.11.18	28.1.4	28.11.18	29.11.21	
	<p>(出所) 主計局司計課調  (注) 平成26年度歳入歳出決算の国会提出が平成28年1月4日となったのは、平成27年11月20日前後に国会が開会されていなかったためです。  (目標値の設定の根拠)  平成15年に参議院から会計年度翌年の11月20日前後に決算を国会へ提出するよう要請を受けているためです。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)  平成28年度歳入歳出決算については、平成29年11月21日に国会に提出し、国会からの早期提出(会計年度翌年の11月20日前後)の要請に応えるよう努めたことから、達成度は「○」としました。</p>						
施策についての評定	s 目標達成						
評定の理由	<p>平成28年度歳入歳出決算については、平成29年11月21日に国会に提出し、国会からの早期提出(会計年度翌年の11月20日前後)の要請に応えました。</p> <p>また、決算審議の参考に供するために作成している「決算の説明」についても、可能な限り、事務・事業の計画と実績、主要な長期計画の実施状況等定量的データを積極的に取り入れるなど、各種の分析や評価に資するものを掲載するよう各省各庁に要請し、分かりやすい資料の作成に努めました。</p> <p>以上のとおり、全ての測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>						



<b>評価結果の反映</b>	<p>以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。</p> <p>年度途中における予算使用の状況、国庫歳入歳出状況及び予算の執行実績である決算の概要について、正確性を確保しつつ、国民及び国会に対し適時適切に報告します。また、平成29年度歳入歳出決算については、平成28年度歳入歳出決算に引き続き、会計検査院へ早期に送付し、平成30年11月20日前後には国会提出が可能となるよう努めます。</p>		
<b>財務省政策評価懇談会における意見</b>	<p>該当なし</p>		
<b>政策目標に関する施政方針演説等内閣の主な重要政策</b>	<p>該当なし</p>		
<b>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</b>	<p>該当なし</p>		
<b>前年度政策評価結果の政策への反映状況</b>	<p>近時の財政に対する国民の関心の高まりも踏まえつつ、財政に関する透明性の確保や説明責任を果たす観点から、引き続き官報やウェブサイトを活用し、その広報、公開に努めたところです。</p> <p>平成28年度歳入歳出決算については、国会等の議論も踏まえ、国会における決算審議の充実等に資する観点から、会計検査院へ早期に送付するとともに、平成29年11月21日に国会へ提出しました。</p>		
<b>担当部局名</b>	主計局（司計課）	<b>政策評価実施時期</b>	平成30年8月

政策目標 1-5 : 地方財政計画の策定をはじめ、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行  
(平成 30 年 3 月一部改正)

<b>上記目標の概要</b>	<p>平成29年度の地方の財政状況は、国税・地方税の税収は増加するものの、地方交付税交付金の財源となる交付税及び譲与税配付金特別会計（用語集参照）における前年度からの繰越金が皆減となったことから、財源不足が前年度に比べ拡大する見込みであり、引き続き厳しい状況にあります。</p> <p>地方財政に関する事務については、地方財政計画の策定、地方税制度及び地方債等を所管する総務省との調整が重要となります。</p> <p>このような状況において、国の財務を総括する観点から、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務を適切かつ円滑に遂行します。</p> <p>また、国・地方を合わせたプライマリーバランス（用語集参照）を黒字化し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すという財政健全化目標を実現するため、財務省としても適切に対応していきます。</p> <p>このような状況から、上記の目標を設定しています。</p> <p>(上記目標を達成するための施策) 政1-5-1 : 地方の歳入面・歳出面の改革</p>
----------------	---

政策目標 1-5 についての評価結果

政策目標についての評価 S 目標達成

<b>評定の理由</b>	<p>「平成30年度地方財政計画」は、総務省との調整の結果、震災復興特別交付税を措置するなど、震災対応に引き続き万全を期すほか、歳出面では歳出特別枠を廃止するとともに、歳入面では地方の一般財源の総額を適切に確保するなど、「経済財政運営と改革の基本方針2015」（平成27年6月30日閣議決定）に沿った内容となっています。</p> <p>施策1-5-1の評価が「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評価は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。</p>
<b>政策の分析</b>	<p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>地方財政に関する事務の適切な遂行は、「経済財政運営と改革の基本方針2015」（平成27年6月30日閣議決定）をはじめとする政府の方針に沿った「平成30年度地方財政計画」の策定等にあって、必要な取組です。</p> <p>国・地方間の諸課題については、総務省との調整・協議を円滑に行い、効率的な実施に取り組んでいます。</p>

施策	政1-5-1：地方の歳入面・歳出面の改革		
測定指標 （定性的な指標）	[主要]政1-5-1-B-1：地方の歳入面・歳出面の改革		
	目標	<p>国の財務を総括する観点から、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務を適切かつ円滑に遂行するため、歳出特別枠を見直すなど地方の歳入面・歳出面における改革を進めていきます。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>「経済財政運営と改革の基本方針2015」（平成27年6月30日閣議決定）に、地方行財政制度について、「国の一般歳出については、安倍内閣のこれまでの取組を基調として、社会保障の高齢化による増加分を除き、人口減少や賃金・物価動向等を踏まえつつ、増加を前提とせず歳出改革に取り組む。地方においても、国の取組と基調を合わせ取り組む。」「別枠加算や歳出特別枠といったリーマンショック後の歳入・歳出面の特別措置について、経済再生に合わせ、危機対応モードから平時モードへの切替えを進めていく。」と定められているからです。</p>	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>財務省は地方税法を総務省と共管する立場から、国税・地方税を通ずる諸課題や平成30年度税制改正を取り巻く状況等について、総務省と密接に意見交換・調整を行い、危機対応モードから平時モードへの切替えを進めるため、歳出特別枠を廃止するとともに、地方財政計画の歳入面・歳出面における改革等に取り組んだことから、達成度は「○」としました。</p>	○
施策についての評定	s 目標達成		
評定の理由	<p>「平成30年度地方財政計画」は、総務省との調整の結果、震災復興特別交付税を3,252億円措置するなど、震災対応に万全を期すほか、歳出面では歳出特別枠を廃止するとともに、歳入面では地方の一般財源の総額を適切に確保するなど、「経済財政運営と改革の基本方針2015」（平成27年6月30日閣議決定）に沿った内容となっています。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>		

### 政1-5-1に係る参考情報

#### 参考指標1：平成30年度地方財政計画（通常収支分）

（URL：[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000531537.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000531537.pdf) 9P）

#### 参考指標2：地方向け補助金等の全体像

（URL：[https://www.mof.go.jp/budget/budger\\_workflow/budget/fy2018/seifuan30/26.pdf](https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2018/seifuan30/26.pdf)）

#### 参考指標3：地方の一般財源総額について

（URL：

[https://www.mof.go.jp/about\\_mof/councils/fiscal\\_system\\_council/sub-of\\_fiscal\\_system/proceedings/material/zaiseia291031/02.pdf](https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_fiscal_system/proceedings/material/zaiseia291031/02.pdf) 8P）

<b>評価結果の反映</b>	国・地方の財政の健全化に向けて、地方歳出の削減や、地方交付税の制度改革等の諸課題等について総務省と調整を行っていきます。		
<b>財務省政策評価懇談会における意見</b>	該当なし		
<b>政策目標に関する施政方針演説等内閣の主な重要政策</b>	経済財政運営と改革の基本方針2015（平成27年6月30日閣議決定） 経済財政運営と改革の基本方針2017（平成29年6月9日閣議決定） 平成30年度予算編成の基本方針（平成29年12月8日閣議決定）		
<b>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</b>	我が国の地方財政状況：「平成30年度地方財政計画」（総務省）、「地方向け補助金等の全体像」（財務省）		
<b>前年度政策評価結果の政策への反映状況</b>	国・地方の財政の健全化に向けて、地方歳出の削減や地方交付税の制度改革等について総務省と調整を行いました。		
<b>担当部局名</b>	主計局（主計官、主計企画官）、主税局（総務課）、理財局（計画官）	<b>政策評価実施時期</b>	平成30年8月

## 政策目標 1-6 : 公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営

<b>上記目標の概要</b>	<p>現行の財政・会計に係る制度の基本にある考え方は、①国の財政を処理する権限は国会の議決に基づいて行使しなければならないこと、②財政の健全性を確保すること、③国の支出は適正かつ公正に行われなければならないこと、といった点です。</p> <p>また、財政・会計に係る制度の運用については、透明性、説明責任の向上が求められています。平成29年度においても、国の財務状況等に関する説明責任の履行の向上等のため、国の財務書類の作成・公表に努めます。</p> <p>(上記目標を達成するための施策) 政 1-6-1 : 国の財務書類の作成・公表等</p>
----------------	---

政策目標 1-6 についての評価結果	
政策目標についての評価	S 目標達成
<b>評価の理由</b>	<p>施策 1-6-1 の評価が「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評価は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。</p>
<b>政策の分析</b>	<p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>企業会計の慣行を参考とする特別会計の財務書類については、「特別会計に関する法律」第19条及び第20条の規定に基づき作成・公表しており、一般会計及び全特別会計から構成された「国の財務書類」については、国民への説明責任向上等のため、財政制度等審議会の報告等に基づき平成15年度決算分から作成・公表しています。これらは、公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営に必要な取組と言えます。</p> <p>発生主義等の企業会計の考え方や手法を活用することで、国の財政状況をストック（資産・負債）やフロー（業務費用・財源）といった情報で一覧的に分かりやすく開示することが可能となり、国民に対する説明責任の履行の向上等につながっています。</p> <p>財務書類作成システムの運用等により、昨年度に引き続き、「国の財務書類」を平成29年度内に公表しています（平成30年1月）。また、財務書類等の公表についても、ウェブサイトを活用するなど効率化に取り組んでいます。</p>

施策	政1-6-1：国の財務書類の作成・公表等						
測定指標 (定量的な指標)	[主要]政1-6-1-A-1：国の財務書類（一般会計・特別会計）の公表日						
	年度	平成25年度 (24年度分)	26年度 (25年度分)	27年度 (26年度分)	28年度 (27年度分)	29年度 (28年度分)	達成度
	目標値	26年1月下旬	27年1月下旬	28年1月下旬	29年1月下旬	30年1月下旬	○
	実績値	26.1.31	27.1.30	28.1.29	29.1.31	30.1.30	
	<p>(出所) 主計局法規課調 (目標値の設定の根拠) 「公会計整備の一層の推進に向けて～中間取りまとめ～」(平成18年6月14日財政制度等審議会)において、「財政活動の効率化・適正化等に向けて財務書類の一層の活用を図るためには、できる限り早期に作成・公表を行えるよう、システムの整備等について検討していく必要がある」との提言がなされたことから、その測定のため公表日を目標値として設定しました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由) 平成30年1月下旬とした目標値のとおり、平成30年1月30日に公表したことから、達成度は「○」としました。</p>						
測定指標 (定性的な指標)	政1-6-1-B-1：国民に対して分かりやすい国の財務書類関係資料の作成・公表						
	目標	<p>国の財務書類のポイント(パンフレット)やその要旨(リーフレット)において、図表等を用いて国民に対するより分かりやすい説明を行います。</p> <p>(目標の設定の根拠) 『財務書類等の一層の活用に向けて』(平成27年4月30日財政制度等審議会 法制・公会計部会)等において、国民に対する分かりやすい説明が求められているためです。</p>				達成度	
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>国の財務書類のポイント(パンフレット)に解説項目を追加したほか、要点を絞って説明したリーフレットを作成するなど、図表等を用いて国民に対してより分かりやすい説明を行ったことから、達成度は「○」としました。</p>				○	
施策についての評定		s 目標達成					
評定の理由	<p>「国の財務書類」の作成・公表に関しては、国の予算・決算等の国会審議での活用等の観点から1月中の公表を目標とし、平成28年度決算分を平成30年1月30日に財務省ウェブサイト等で公表を行っており、目標を達成しました。また、公表に当たっては、国民に対してより分かりやすい説明のため、国の資産、負債、業務費用等の構造や経年変化等を解説したパンフレットを作成したほか、要点を絞って説明したリーフレットを作成しています。</p> <p>「特別会計財務書類」については、平成27年度分に引き続き、平成28年度分を会計検査院の検査を経た上で国会へ提出しました(平成30年1月30日)。</p> <p>さらに、各府省の作成する省庁別財務書類や政策別コスト情報についても、国民に情報の的確な開示が行われるよう内容の審査を行うとともに、各府省の求めに応じ助言を行い、前年度に引き続き概ね1月に公表されたところです。</p> <p>以上のとおり、全ての測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>						

政 1 - 6 - 1 に係る参考情報

参考指標 1 : 国の財務書類及び省庁別財務書類の公表状況 (平成28年度分)

日付	種 類	備 考
平成30年 1月30日	国の財務書類 (平成28年度分)	説明資料もあわせて作成・公表
	平成28年度特別会計財務書類	「特別会計に関する法律」第19条に基づき、会計検査院の検査を経て、国会に提出
	平成28年度省庁別財務書類	各府省において、概ね同日に公表

(出所) 主計局法規課公会計室調

評価結果の反映	<p>以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。</p> <p>「国の財務書類」について、平成28年度分に引き続き、より充実した説明資料も併せて作成・公表し、国民に対する分かりやすい説明に努め、予算の審議等に活用するために、翌年度1月に公表します。更に「省庁別財務書類」等についても、各府省よりの確な財務情報の開示がなされるよう必要な助言等を行います。</p> <p>また、平成31年度の予算要求については、平成30年度「国の財務書類」の平成32年1月公表等のため、引き続き企業会計の考え方などの高度で専門的な知識を有する公認会計士に「省庁別財務書類」等の審査、「国の財務書類」の作成補助等を業務委託するための経費の確保に努めます。</p>

財務省政策評価懇談会における意見	該当なし
------------------	------

政策目標に係る予算額	区 分		平成27年度	28年度	29年度	30年度
	予算の 状況 (千円)	当初予算	9,990	8,968	10,572	11,269
		補正予算	—	—	—	
		繰越等	—	—	N. A.	
		合 計	9,990	8,968	N. A.	
執行額 (千円)		6,480	9,720	N. A.		

(概要)

国の財務書類の作成・公表等

(注) 平成29年度「繰越等」、「執行額」等については、平成30年11月頃に確定するため、平成30年度実績評価書に掲載予定。

政策目標に関する施政方針演説等内閣の主な重要政策	該当なし
--------------------------	------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	該当なし
---------------------------	------



<p><b>前年度政策評価結果の政策への反映状況</b></p>	<p>「国の財務書類」については、平成27年度分に引き続き、より充実した説明資料も併せて作成・公表し、国民に対する分かりやすい説明に努めました。「特別会計財務書類」については、会計検査院の検査を経た上で国会へ提出しました。さらに「省庁別財務書類」についても、各府省よりの的確な財務情報の開示がなされるよう必要な助言等を行いました。</p> <p>また、「政策別コスト情報」を各府省が作成・公表するにあたって、的確な情報開示が行われるように必要な助言等を行いました。</p>
----------------------------------	--

<p><b>担当部局名</b></p>	<p>主計局（法規課）</p>	<p><b>政策評価実施時期</b></p>	<p>平成30年 8 月</p>
---------------------	-----------------	------------------------	------------------

政策目標 2-1：経済の好循環を確実なものとするための税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討並びに税制についての広報の充実

<b>上記目標の概要</b>	<p>経済の好循環を確実なものとするため、平成29年度税制改正を着実に実施していきます。</p> <p>また、総合目標 2 において述べたとおり、「公平・中立・簡素」という基本原則を踏まえつつ、我が国の経済社会の構造変化に対応するとともに喫緊の課題に応えるため、各年度の税制改正作業等に取り組みます。</p> <p>併せて、税制全般に対する理解が深まるよう、税制に関する広報に取り組んでいきます。</p> <p>(上記目標を達成するための施策)</p> <p>政 2-1-1：経済の好循環を確実なものとするための税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討</p> <p>政 2-1-2：税制についての広報の充実</p>
----------------	---

政策目標 2-1 についての評価結果	
政策目標についての評定	S 目標達成
<b>評定の理由</b>	<p>平成29年度税制改正の内容を着実に実施するとともに、税制に関する広報にも積極的に取り組みました。</p> <p>また、平成30年度税制改正において、経済社会の構造変化に対応するため、働き方の多様化を踏まえ、様々な形で働く人をあまねく応援する等の観点からの個人所得課税の見直し、デフレ脱却と経済再生に向けた賃上げ・生産性向上のための税制上の措置などについて対応することとし、これらの内容を含む「所得税法等の一部を改正する法律」が平成30年 3 月 28 日に、「国際観光旅客税法」が 4 月 11 日に成立しました。</p> <p>施策 2-1-1、2-1-2 の評定は「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評定は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。</p>

<b>政策の分析</b>	<p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>平成30年度税制改正は、働き方の多様化を踏まえ、様々な形で働く人をあまねく応援する等の観点からの個人所得課税の見直し、デフレ脱却と経済再生に向けた賃上げ・生産性向上のための税制上の措置など、現下の経済社会の状況を踏まえて必要かつ有効なものとして検討されたものであり、妥当と考えています。</p> <p>また、租税特別措置については、「政策の達成目標」の実現状況など各府省等の政策評価の結果を記載した要望書を各府省等との議論において活用することにより、効率性の観点からも検討しており、妥当と考えています。</p>
	<p>(平成29年度行政事業レビューとの関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 諸外国の税制に関する調査</li> </ul> <p>「外部有識者の所見を踏まえ、分かりやすい成果目標（アウトカム）の設定の検討に努める。また、経費の更なる効率化にも努める。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、昨今の経済情勢や我が国が抱える中長期的な課題等を踏まえ、関係部局とも密に協議をしたうえで調査分野を選定するように努めました。また、例えば具体的にどの改正に調査が結びついたかを示す等の、より「分かりやすい成果目標」設定のあり方の検討に努めました。</p> <p>また、経費の効率化については、調査対象項目の精査及び調査開始後の委託先事業者とのやりとりの緊密化を通じた調査の質の向上等の取組を徹底しました。加えて、一者応札や入札不調を防ぐべく、委託先となり得る業者の一般的な繁忙期を勘案した調査時期の柔軟化や公告期間の延長等を行い、更なる経費の効率化に努めました。（事業番号0003）</p>

<b>施策</b>	<p>政2-1-1-1：経済の好循環を確実なものとするための税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討</p>	
<b>測定指標（定性的な指標）</b>	<p>[主要]政2-1-1-B-1：平成29年度税制改正の着実な実施と平成30年度税制改正の検討</p>	
	<b>目標</b>	<p>平成29年度税制改正について着実に実施していきます。また、我が国の経済社会の構造変化に対応するとともに喫緊の課題に応えるため、平成30年度税制改正の内容を検討していきます。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>「公平・中立・簡素」という基本原則を踏まえつつ、我が国の経済社会の構造変化に対応するとともに喫緊の課題に応えるため、各年度の税制改正作業等に取り組む必要があるためです。</p>
	<b>実績及び目標の達成度の判定理由</b>	<p>平成29年度税制改正の内容について、パンフレットの作成・配布、ウェブサイトを通じた情報提供、全国各地における説明会等を通じて各制度の周知徹底を図り、活用を促しました。</p> <p>また、平成30年度税制改正において、経済社会の構造変化に対応するため、下記について対応することとしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 働き方の多様化を踏まえ、様々な形で働く人をあまねく応援する等の観点から個人所得課税の見直しを行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替えを行う。</li> <li>・ 給与所得控除・公的年金等控除・基礎控除の適正化を行う。</li> </ul> </li> </ul>
	<b>達成度</b>	○

		<p>② デフレ脱却と経済再生に向け、賃上げ・生産性向上のための税制上の措置、中小企業の代替わりを促進する事業承継税制の拡充、観光促進のための税として国際観光旅客税の創設等を行う。</p> <p>③ 経済社会の国際化・ICT化等への対応として、国際課税制度を見直すとともに、税務手続の電子化を推進する。</p> <p>④ たばこ税の見直し等を行う。</p> <p>これらを含む「所得税法等の一部を改正する法律」が平成30年3月28日に、「国際観光旅客税法」が4月11日に成立したことから、達成度は「○」としました。</p>	
<b>施策についての評定</b>		s 目標達成	
<b>評定の理由</b>	<p>平成29年度税制改正の内容を着実に実施するとともに、平成30年度税制改正において、働き方の多様化を踏まえ、様々な形で働く人をあまねく応援する等の観点からの個人所得課税の見直し、デフレ脱却と経済再生に向けた賃上げ・生産性向上のための税制上の措置など、経済社会の構造変化に対応するための税制上の措置等を講じました。</p> <p>以上を踏まえ、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>		

## 政2-1-1に係る参考情報

### 参考指標1：所得・消費・資産等の税収構成比の推移（国税）

[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/condition/a03.htm#a04](https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/condition/a03.htm#a04)

### 参考指標2：国民負担率の内訳の国際比較

[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/itn\\_comparison/j01.htm#a03](https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/itn_comparison/j01.htm#a03)

### 参考指標3：税制改正（内国税関係）による増減収見込額

[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/fy2018/30taikou\\_08.htm#san01](https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2018/30taikou_08.htm#san01)

### 参考指標4：個人所得課税の税率の推移

[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/income/b02.htm#a02](https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/income/b02.htm#a02)

### 参考指標5：個人所得課税の実効税率の国際比較（夫婦2人（片働き）の給与所得者）

[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/itn\\_comparison/j02.htm#a05](https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/itn_comparison/j02.htm#a05)

### 参考指標6：法人税率の推移

[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/corporation/c01.htm#a02](https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/corporation/c01.htm#a02)

### 参考指標7：法人実効税率の国際比較

[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/corporation/c01.htm#a04](https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/corporation/c01.htm#a04)

### 参考指標8：国民所得に占める消費課税（国税・地方税）の割合

[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/consumption/d01.htm#a02](https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/d01.htm#a02)

参考指標 9 : 付加価値税率（標準税率及び食料品に対する適用税率）の国際比較  
([https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/itn\\_comparison/j04.htm#a02](https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/itn_comparison/j04.htm#a02))

参考指標10 : 最近における相続税の主な改正  
([https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/property/e02.htm#a02](https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/property/e02.htm#a02))

参考指標11 : 主要国の相続税の負担率  
([https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/itn\\_comparison/j05.htm](https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/itn_comparison/j05.htm))

参考指標12 : 一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移【再掲（総 1 - 1 : 参考指標 1）】

参考指標13 : 税収比率の推移【再掲（総 2 - 1 : 参考指標 1）】

参考指標14 : 主要税目（国税）の税収の推移【再掲（総 2 - 1 : 参考指標 2）】

測定指標（定量的な指標）	<b>施策 政2-1-2：税制についての広報の充実</b>						
	[主要]政2-1-2-A-1：税制メールマガジン登録者数						(単位：人)
	年 度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	達成度
	目標値	増加	増加	増加	増加	増加	○
	実績値	27,242	28,240	28,972	29,771	30,667	
	(出所) 大臣官房文書課広報室調 (目標値の設定の根拠) 税制全般に対する国民の理解が深まるように、広報の充実を行った結果を税制メールマガジン登録者数で測定するために指標を設定しました。更に国民の皆様は税制メールマガジン登録をしていただくため、目標値として「増加」と設定しました。						
	(目標の達成度の判定理由) 実績値のとおり、税制メールマガジン登録者が増加したことから、達成度は「○」としました。						
	政2-1-2-A-2：財務省の税制関連ウェブサイトに関する評価（内容の分かりやすさ）[新]						(単位：%)
	年 度	平成28年度		29年度		達成度	
	目標値	—		70.0		○	
実績値	66.1		79.3				
(出所) 主税局総務課調 (注) 数値は、財務省の税制関連ウェブサイトのアンケート調査において、「分かりやすかった」から「分かりにくかった」の5段階評価で上位評価（「分かりやすかった」及び「まあまあ分かりやすかった」）を得た割合です。							
(目標値の設定の根拠) 国民に対する税制に関する広報を充実させる観点から、税制関連ウェブサイトの分かりやすさを測定するために指標を設定しました。平成28年度の実績値が66%であり、税制関連ウェブサイトの充実を一層図るため、目標値として「70」と設定しました。							
(目標の達成度の判定理由) 実績値のとおり、ウェブサイトの分かりやすさの上位評価割合が「79.3%」だったこと及び利用者の利便性を向上する観点から、複数のページを1つにまとめるなど、一覧性を高める見直しを行ったことから、達成度は「○」としました。							

政2-1-2-A-3：社会保障と税の一体改革に関する説明会の開催				
年度	平成27年度	28年度	29年度	達成度
目標値	47 都道府県	47 都道府県	47 都道府県	○
実績値	47 都道府県	47 都道府県	47 都道府県	
測定指標 (定量的な指標)	(出所) 主税局総務課調			
	(目標値の設定の根拠) 社会保障と税の一体改革に対する国民の理解が深まるよう、広報の充実を行った結果を説明会の開催状況により測定するために指標を設定しました。幅広い層の方に対して積極的に広報を行っていくため、目標値として「47都道府県で実施」と設定しました。			
	(目標の達成度の判定理由) 実績値のとおり、47都道府県で説明会を実施したことから、達成度は「○」としました。			
施策についての評定	s 目標達成			
評定の理由	<p>税制に関するパンフレットの作成、財務省ウェブサイトへの掲載等を行うとともに、財務省の税制関連ウェブサイトについて、利用者の利便性を向上する観点から、複数のページを1つにまとめるなど、一覧性を高める見直しを行いました。</p> <p>また、税制の現状と課題、社会保障と税の一体改革等について、全国各地における説明会や税制メールマガジンの配信等を行うとともに、関係府省庁と連携して、政府広報を通じた社会保障と税の一体改革に関するインフォ動画等を作成しました。</p> <p>以上を踏まえ、全ての指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>			

## 政2-1-2に係る参考情報

### 参考指標1：財務省ウェブサイトの税制に関するページへのアクセス件数

(単位：件)

年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
アクセス件数	12,047,882	12,250,533	12,034,336	11,081,200	16,483,876

(出所) 大臣官房文書課広報室調

(注1) 上記は、財務省ウェブサイト内に開設している税制に関するページ ([https://www.mof.go.jp/tax\\_policy](https://www.mof.go.jp/tax_policy)) へのアクセス件数。

(注2) 平成29年度のシステム変更に伴いアクセス件数を集計するソフトウェアが変更となったため、平成29年度よりアクセス件数の集計方法が変更されていることから、その集計結果には留意する必要がある。



<b>評価結果の反映</b>	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。
	経済の好循環を確実なものとするための税制を着実に実施するとともに、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討を行います。
	また、税制関連のウェブサイトについては、アクセス数自体ではなく、アンケート調査を通じた内容の分かりやすさへの評価を測定指標に変更したところであり、より回答しやすいアンケート調査にするとともに、調査結果を踏まえて内容の改善を目指すなど、広報の充実に一層取り組みます。
	また、社会保障と税の一体改革についても、引き続き、関係省庁と連携して周知・広報に努めていきます。
	なお、平成31年度の予算要求については、本政策目標の達成に向けて必要となる、企画・立案の整備、調査研究、各種広報活動等の経費を適切に確保するように努めます。

<b>財務省政策評価懇談会における意見</b>	○ 来年度は消費税の8%から10%への引上げがあるので、次年度の税制に係る広報の評価については、引き続き「S」をキープできるよう頑張ってください。
-------------------------	---

政策目標に係る予算額	区 分		平成27年度	28年度	29年度	30年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算		165,541	164,705	154,082	/
		補正予算		△53	—	—	
		繰越等		—	—	N. A.	
		合 計		165,488	164,705	N. A.	
執行額 (千円)			63,372	76,223	N. A.		

(概要)	
税制の企画立案に必要な経費です。	
(注) 平成29年度「執行額」等については、平成30年11月頃に確定するため、平成30年度実績評価書に掲載予定です。	

<b>政策目標に関する 施政方針演説等内閣 の主な重要政策</b>	<p>第196回国会 総理大臣施政方針演説 (平成30年1月22日)</p> <p>第196回国会 財務大臣財政演説 (平成30年1月22日)</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針2015 (平成27年6月30日閣議決定)</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針2017 (平成29年6月9日閣議決定)</p> <p>経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する論点整理 (平成27年11月13日税制調査会)</p> <p>経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告 (平成28年11月14日税制調査会)</p> <p>経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告② (平成29年11月20日税制調査会)</p> <p>「BEP Sプロジェクト」の勧告を踏まえた国際課税のあり方に関する論点整理 (平成28年11月14日税制調査会)</p> <p>平成30年度税制改正の大綱 (平成29年12月22日閣議決定)</p>
---	---

<b>政策評価を行う過程 において使用した資料 料その他の情報</b>	我が国税制の現状に関する資料：「所得・消費・資産等の税収構成比の推移」、「国民負担率の内訳の国際比較」 等
---	---

<b>前年度政策評価結果 の政策への反映状況</b>	<p>(我が国の経済・社会の構造変化に対応するとともに、喫緊の課題に応えるための税制の構築)</p> <p>社会保障と税の一体改革に引き続き取り組みました。また、平成30年3月28日に「所得税法等の一部を改正する法律」、4月11日に「国際観光旅客税法」が国会で成立しました。</p> <p>なお、租税特別措置を含めた税制改正を行うにあたっては、要望時において各府省等に対し、「政策の達成目標」の実現状況など各府省等が行った政策評価の結果を記載した要望書の提出を求め、税制改正案の立案に向けた各府省等との議論において活用しました。</p> <p>(税制についての広報の充実)</p> <p>税制の現状と課題、税制改正の内容など、税制全般に対する国民の理解・納得が深まるよう、幅広い媒体を活用し、広報活動の充実を図りました。</p> <p>財務省の税制関連ウェブサイトについて、利用者の利便性を向上する観点から、複数のページを1つにまとめるなど、一覧性を高める見直しを行いました。</p>
--------------------------------	--

<b>担当部局名</b>	主税局（総務課、調査課、税制第一課、税制第二課、税制第三課、参事官室）	<b>政策評価実施時期</b>	平成30年6月
--------------	-------------------------------------	-----------------	---------

## 政策目標3-1：国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制

<b>上記目標の概要</b>	<p>我が国の財政は、深刻な状況にあり、今後も大量の国債発行が見込まれています。国債管理政策を運営する国債発行当局としては、</p> <p>①確実かつ円滑な国債発行により、必要とされる財政資金を確実に調達するとともに、</p> <p>②中長期的な調達コストを抑制していくことにより、円滑な財政運営の基盤を確保する、という基本的な考えから、上記の目標を設定しています。</p> <p>(上記目標を達成するための施策)</p> <p>政3-1-1：市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行・債務管理</p> <p>政3-1-2：国債市場の流動性維持・向上</p> <p>政3-1-3：保有者層の多様化</p> <p>政3-1-4：市場との対話等</p> <p>政3-1-5：国債に係る国民等の理解向上のための取組</p>
----------------	---

## 政策目標3-1についての評価結果

政策目標についての評価 **S** 目標達成

<b>評定の理由</b>	<p>平成29年度国債発行計画に基づき、市場のニーズ・動向等を踏まえた確実かつ円滑な国債発行を行ったほか、中長期的な調達コスト抑制のため、丁寧に市場との対話を行いました。</p> <p>全ての施策が「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評定は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。</p>
<b>政策の分析</b>	<p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>本政策目標「国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制」は、深刻な財政状況下で、必要とされる財政資金を確実に調達し、円滑な財政基盤を確保するために必要かつ有効な取組と考えられます。</p> <p>また、平成29年度においては、市場のニーズ・動向等を踏まえ国債市場の流動性維持・向上に資する施策を実施したほか、平成30年度国債発行計画の策定にあたり、「国債市場特別参加者会合」、「国債投資家懇談会」等の場を通じ、丁寧に市場との対話を行いつつ、国債の年限・発行額を設定するなど効率的に施策を実施しました。</p> <p>(平成29年度行政事業レビューとの関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>政府借入金入札システム（旧国庫事務電算化システム）</li> </ul> <p>行政事業レビュー推進チームの所見も踏まえ、利用者の利便性向上と事務の効率化を図るとともに、入札における更なる競争性の確保を図るなど運用コストの削減に努めました。（事業番号012）</p>

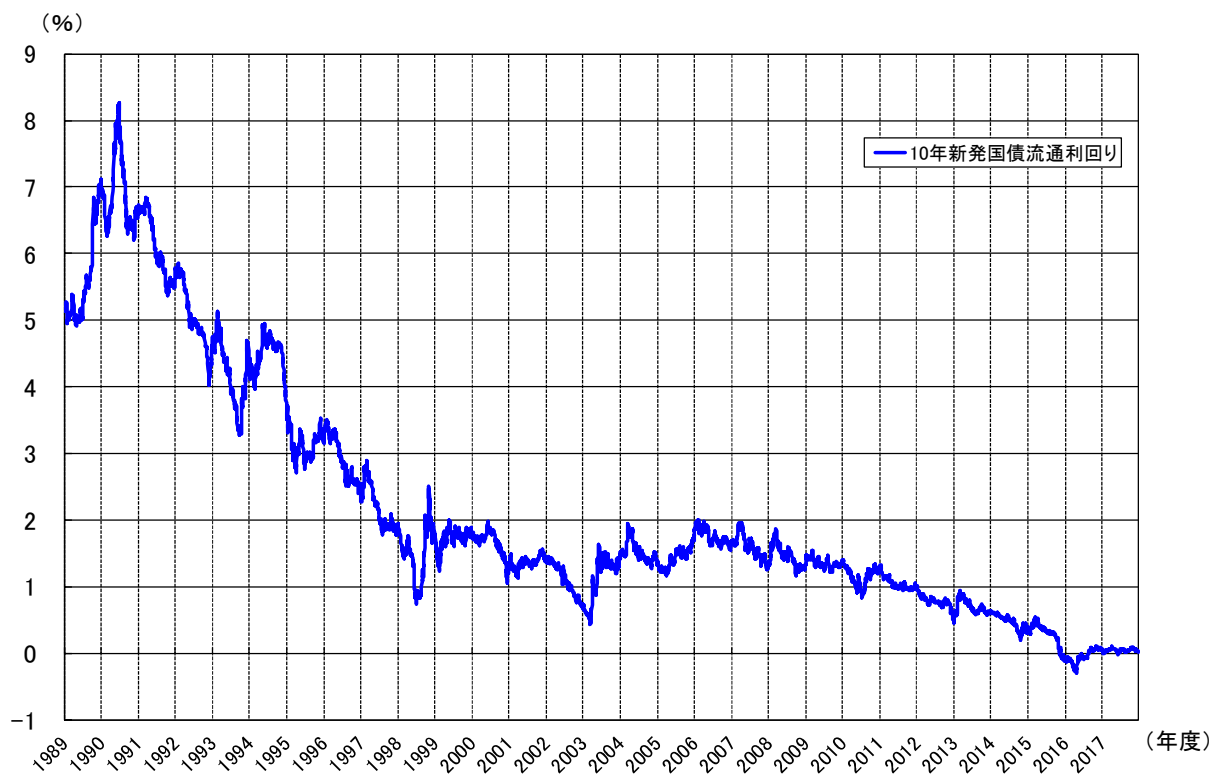
施策	政3-1-1:市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行・債務管理	
測定指標 (定性的な指標)	[主要]政3-1-1-B-1:市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行	
	目標	<p>平成29年度国債発行計画に沿って、市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行を行います。具体的には、投資家の需要動向を的確に反映した年限構成の見直し、国債市場の流動性維持・向上に取り組めます。</p> <p>また、入札の実施日・発行額等を事前に周知すること等により、国債、政府短期証券（用語集参照）及び借入金の入札を円滑かつ確実に実施します。</p> <p>さらに、平成29年度中に策定する平成30年度国債発行計画についても、市場のニーズ・動向等を踏まえ、国債の発行年限等のバランスのとれた計画を策定します。</p> <p><b>(目標の設定の根拠)</b></p> <p>現在の国債発行・流通の状況を踏まえると、投資家の需要動向を的確に反映した年限構成の見直し、国債市場の流動性の維持・向上に向けた取組が重要なためです。</p> <p>また、国債等の入札については、入札参加者にとって予見可能性の高い運営を図ることが、必要な財政資金を確実にかつ低コストで調達する上で重要です。</p> <p>さらに、平成30年度国債発行計画においても引き続き、市場のニーズ・動向等を踏まえた計画策定が重要です。</p>
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>平成29年度国債発行計画（当初）に沿って、投資家の需要動向を的確に反映した年限構成とすることにより、市場への悪影響を避けつつ低金利環境を活用しました。具体的には、</p> <p>(1) 投資家の需要動向を的確に反映した年限構成の見直し(中短期債（5年、2年、1年債）の大幅な減額（対前年度当初比▲4.8兆円）、長期債（10年債）の減額（同▲1.2兆円）、超長期債（40年、30年、20年債）は、40年債の増額（同+0.6兆円）及び20年債の減額（同▲1.2兆円））</p> <p>(2) 国債市場の流動性の維持・向上策の拡充（流動性供給入札（用語集参照）の増額（同+1.2兆円））</p> <p>といった施策を行いました。</p> <p>その後、平成29年度国債発行計画については、補正予算における建設国債の約1.2兆円、借換債の約1.5兆円の増額等を反映し、発行根拠法別発行額（用語集参照）を変更しました。</p> <p>また、国債、政府短期証券及び借入金の入札について、その実施日・発行額等を事前に周知するとともに、入札結果の発表（<a href="https://www.mof.go.jp/jgbs/auction/calendar/index.htm">https://www.mof.go.jp/jgbs/auction/calendar/index.htm</a>）を、当日所定の時刻に行うなど、一連の入札業務を円滑かつ確実に実施し、入札参加者にとって予見可能性の高い運営に努めました。</p> <p>平成30年度国債発行計画についても、「国債市場特別参加者会合」、「国債投資家懇談会」等の場を通じ、丁寧に市場との対話を行い、カレンダーベース市</p>

測定指標 (定性的な指標)		<p>中発行額（用語集参照）が減少（対平成29年度比▲7.0兆円）する中で、市場のニーズ・動向等を踏まえた年限構成としました。</p> <p>（1）年限別発行額については、バランスのとれた減額（中短期債は大幅な減額（同▲5.8兆円）、超長期債のうち、2年連続で減額してきた20年債の発行額は維持）</p> <p>（2）流動性供給入札について、国債市場の流動性低下への懸念に配慮し、増額（同+1.8兆円）</p> <p>平成30年度国債発行計画（平成29年12月22日公表）</p> <p><a href="https://www.mof.go.jp/jgbs/issuance_plan/fy2018/index.html">https://www.mof.go.jp/jgbs/issuance_plan/fy2018/index.html</a></p> <p>上記実績のとおり、市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行・計画の策定を行ったことから、達成度は、「○」としました。</p>	
	[主要]政3-1-1-B-2:適切な債務管理		
	目標	<p>借換債の発行額の将来推計等の分析を活用し、国債発行計画の策定を行います。</p> <p>買入消却（用語集参照）の枠を維持し、市場参加者の意見や市場の状況等を踏まえ、適切に買入消却を実施します。</p> <p><b>（目標の設定の根拠）</b></p> <p>国債残高が多額に上り、今後も大量の国債発行が見込まれる中、将来の借換債の動向等を分析・把握することは、適切な債務管理を行っていく上で重要なためです。</p> <p>同時に、過去に発行した国債の適切な管理に取り組むことも重要です。</p>	達成度
実績及び目標の達成度の判定理由	<p>借換債の発行額の将来推計等の分析を行い、国債発行計画を策定する際の参考としました。</p> <p>買入消却については、国債市場特別参加者会合等における市場参加者の声や市場の変化を踏まえ、物価連動債を対象として総額約1,204億円実施しました。</p> <p>上記実績のとおり、借換債の発行額の将来推計等の定量的な分析や、買入消却の実施を行ったことから、達成度は、「○」としました。</p>	○	
施策についての評定		s 目標達成	
評定の理由	<p>平成29年度国債発行計画に基づき、市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行を行うとともに、物価連動債については、流動性の維持・向上等のため、買入消却を継続する等、適切な債務管理を行いました。</p> <p>また、平成30年度国債発行計画の策定に当たり、借換債の発行額の将来推計等も参考とした上で、「国債市場特別参加者会合」、「国債投資家懇談会」等の場を通じ、丁寧に市場との対話を行いました。平成30年度の年限別発行額については、市場のニーズも踏まえつつ、バランスのとれた減額をするとともに、国債市場の流動性低下への懸念に配慮し、流動性供給入札を増額しました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>		

政 3 - 1 - 1 に係る参考情報

参考指標 1 : 10年新発債利回りの推移

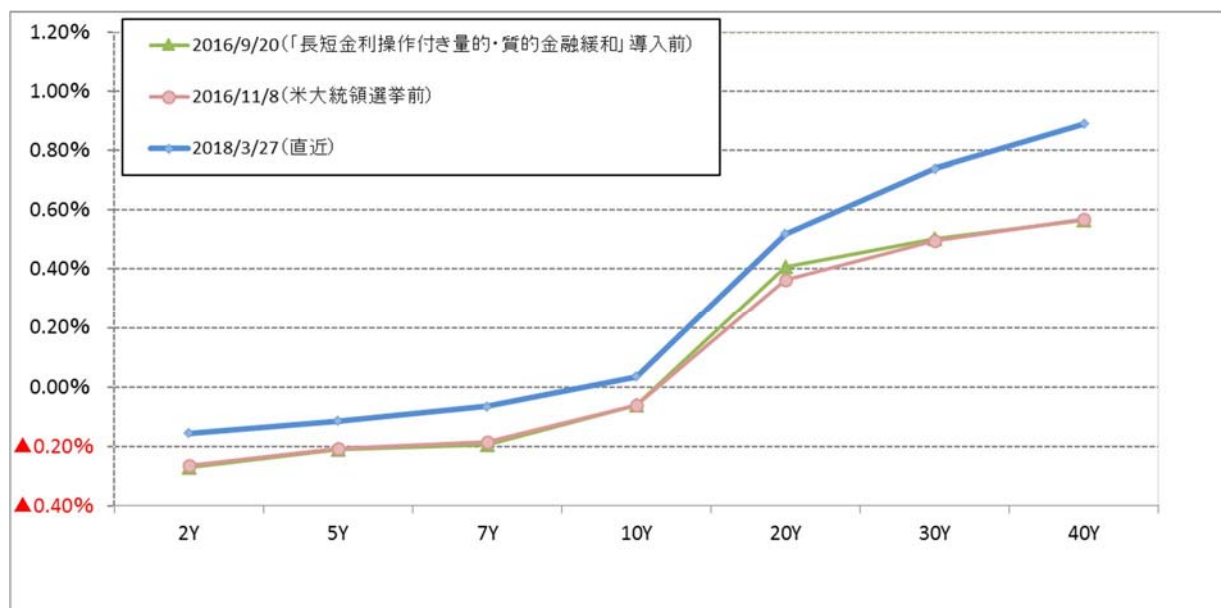
長期金利(10年新発債)の推移



出所: 日本相互証券(単利)終値ベース

(出所) 10年新発債利回り (日本相互証券) を基に、理財局国債業務課で作成

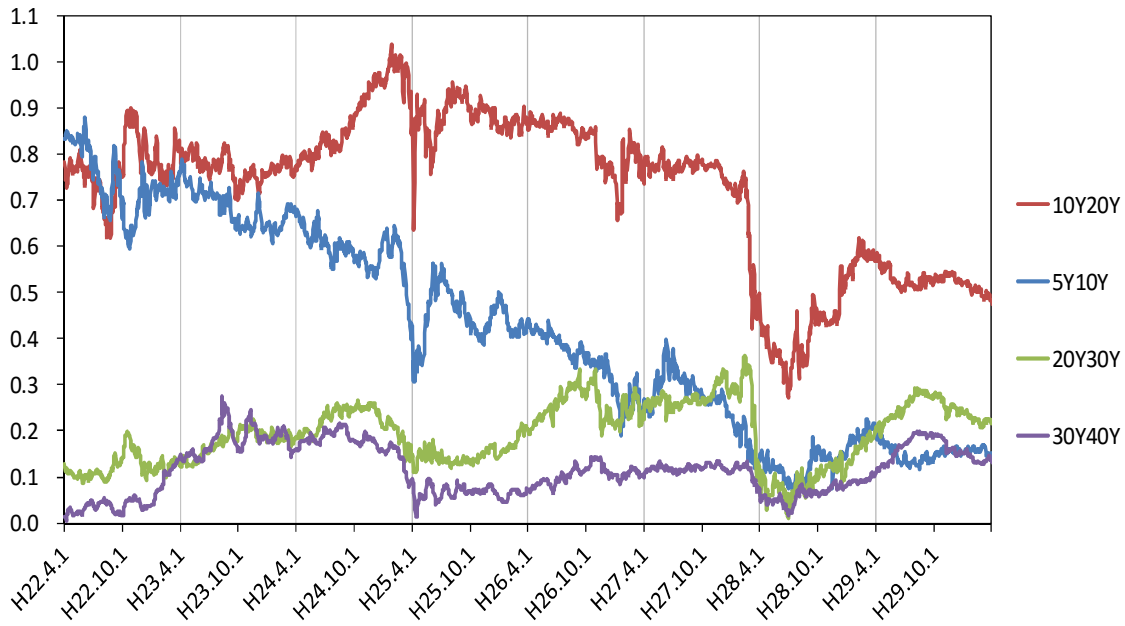
参考指標 2 : 国債のイールドカーブ



(出所) 日本相互証券からの金利情報を基に、理財局国債業務課で作成



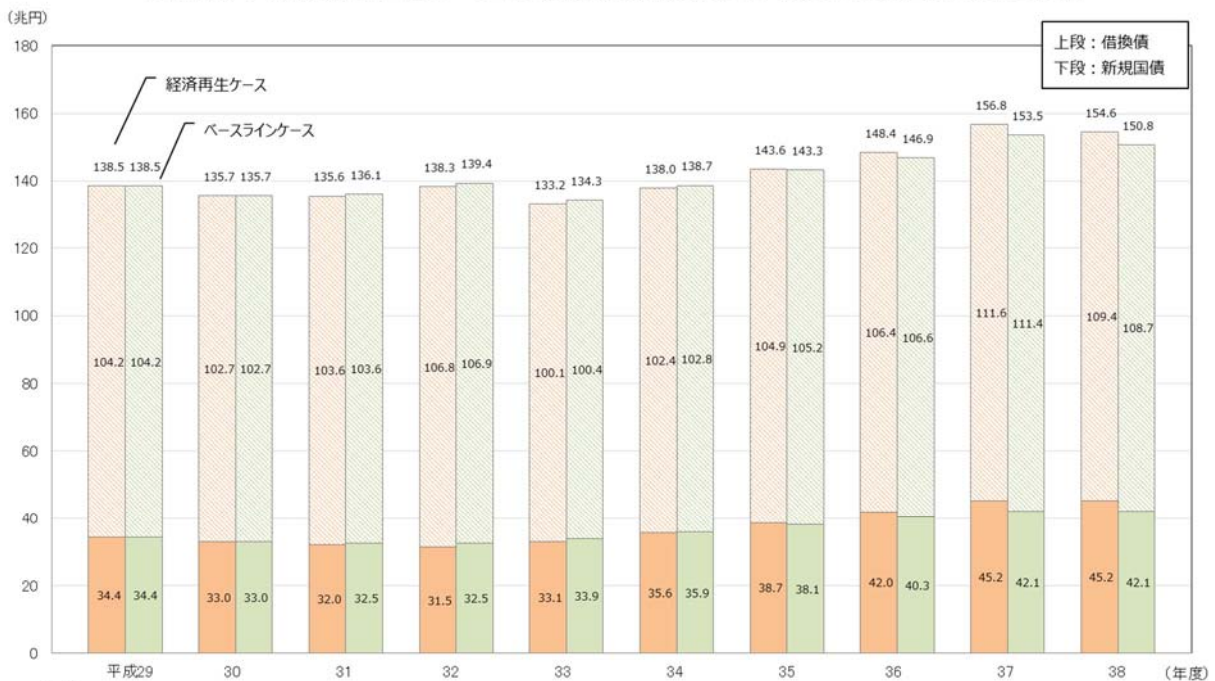
参考指標 3：国債の年限間スプレッドの推移



(出所) 日本相互証券からの金利情報を基に、理財局国債業務課で作成

参考指標 4：借換債発行額の将来推計

内閣府中長期試算に基づく国債発行額(財投債及び復興債を除く)の将来推計



[前掲]  
 ・新規国債：内閣府「中長期の経済財政に関する試算(平成29年7月)」の「経済再生ケース」・「ベースラインケース」の計数を使用。  
 ・借換債：平成29年度は国債発行計画(当初)、平成30年度は概算要求の普通国債(復興債を除く、以下同じ。)の額を使用。平成31年度以降は、平成28年度末の普通国債の償還予定をベースに、平成29年度計画と同一の年限構成割合(注)で発行額が推移するものとして、財務省理財局において試算。前倒債の発行額は、平成29年度計画ベースの見込額を使用。

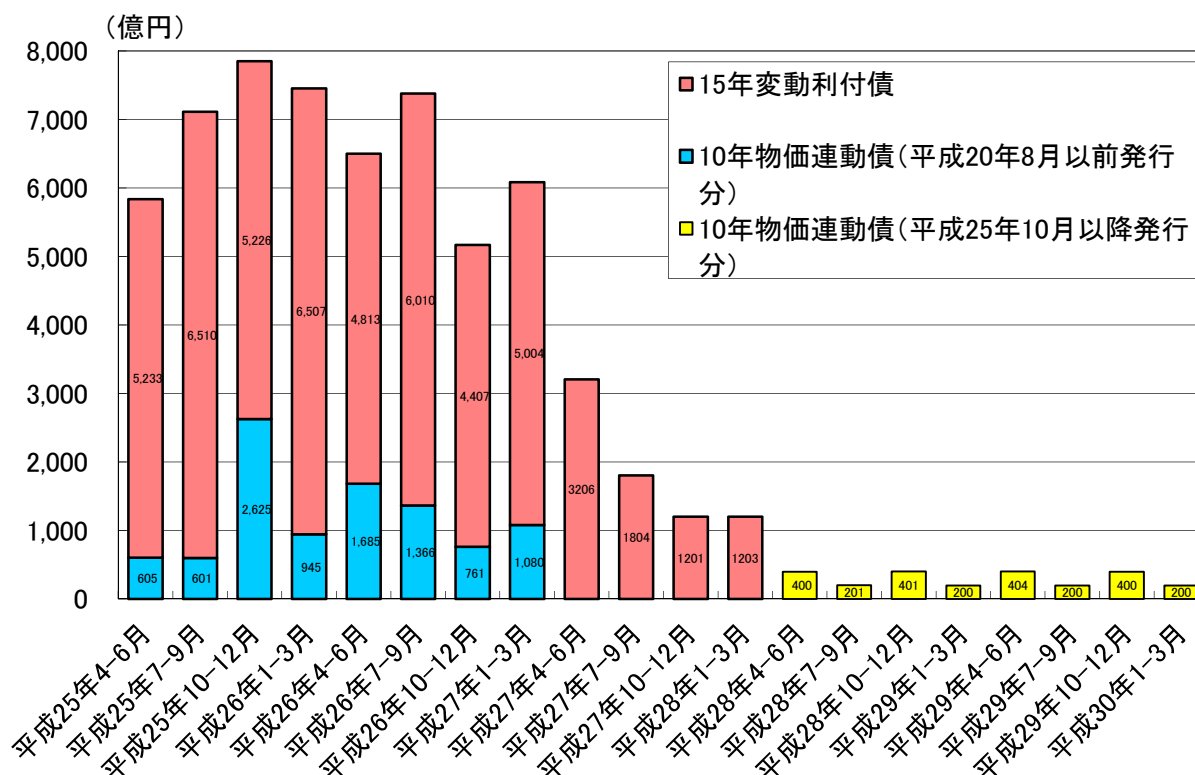
(注)平成30年度以降の流動性供給入札の実施額及びゾーンごとの配分額は、平成29年度計画と同一額で推移すると仮定。

(出所) 「国の債務管理の在り方に関する懇談会」

([https://www.mof.go.jp/about\\_mof/councils/gov\\_debt\\_management/proceedings/material/d20171018-1.pdf](https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/gov_debt_management/proceedings/material/d20171018-1.pdf))



参考指標5：買入消却実施実績



(出所) 理財局国債業務課調

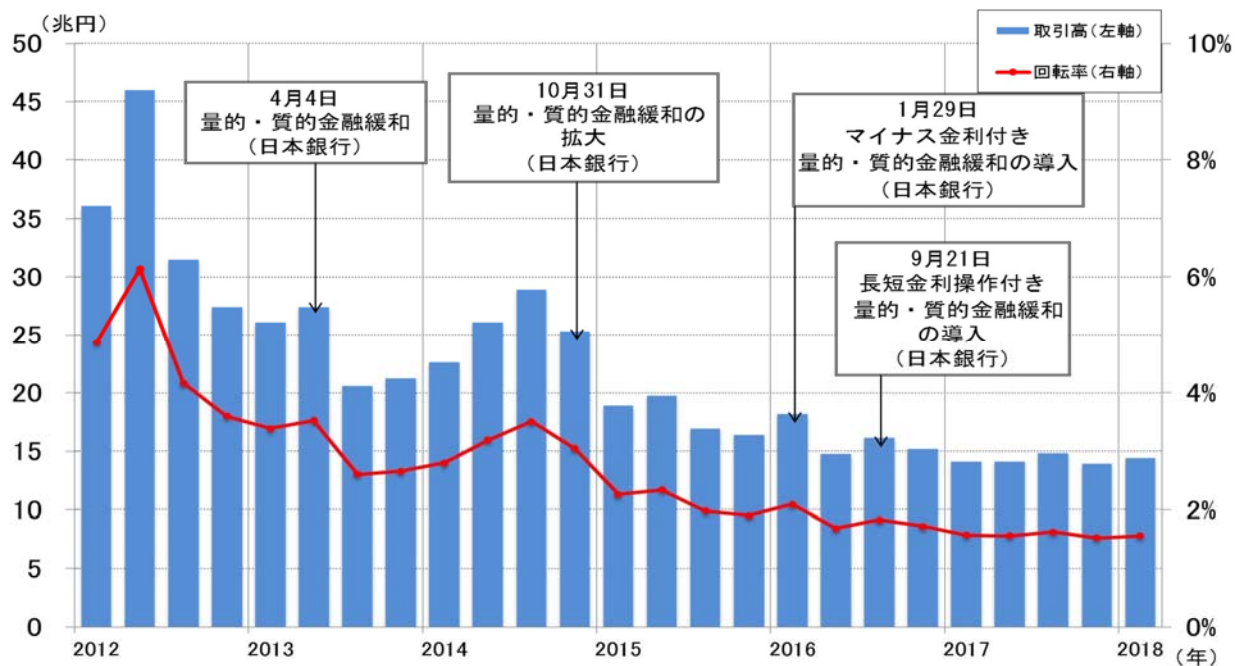
(注) 金額は実績。

施策		政3-1-2：国債市場の流動性維持・向上	
測定指標 (定性的な指標)	[主要]政3-1-2-B-1:国債市場の流動性維持・向上		
	目標	<p>平成29年度国債発行計画に沿って、国債市場の流動性維持・向上を行います。具体的には、流動性供給入札（既発債の追加発行）について、市場において流動性向上を求める声強い「残存5年超15.5年以下」及び「残存15.5年超39年未満」のゾーンを増額します。ゾーン毎の発行額等については、市場参加者との意見交換を踏まえ、市場環境や投資ニーズに応じて柔軟に調整することとします。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>流動性供給入札（既発債の追加発行）を増額することは、流動性の維持・向上に寄与すると考えられるためです。</p>	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>平成29年度国債発行計画に沿って、国債市場の流動性維持・向上策を拡充しました。具体的には、流動性供給入札の総額を、当初、対平成28年度（当初）計1.2兆円増額し、10.8兆円としました。流動性供給入札のゾーン毎の発行額等は、市場参加者との意見交換を踏まえ、市場環境や投資ニーズに応じて柔軟に調整することとしており、4-6月期は、「残存5年超15.5年以下」及び「残存15.5年超39年未満」のゾーンを増額しました。一方、7月以降は、市場参加者との意見交換を踏まえ、「残存15.5年超39年未満」のゾーンの増額分を「残存1年</p>	○

		<p>超5年以下」のゾーンに振り替えたため、結果として、平成29年度国債発行計画（補正）の流動性供給入札の総額は、10.9兆円となりました。</p> <p>平成30年度国債発行計画では、「国債市場特別参加者会合」、「国債投資家懇談会」等の場を通じ、市場関係者の意見を聴取した上で、流動性供給入札について、国債市場の流動性低下への懸念に配慮し、過去最大の12.6兆円に増額することとしました。</p> <p>また、国債の一銘柄当たりの市場流通量を確保するという観点から、平成29年度においても、平成28年度同様に、リオープン（用語集参照）発行を実施し、国債の流動性向上に取り組みました。</p> <p>平成29年度リオープン方式について  <a href="https://www.mof.go.jp/jgbs/topics/press_release/290327-03.htm">（https://www.mof.go.jp/jgbs/topics/press_release/290327-03.htm）</a></p> <p>上記実績のとおり、平成29年度国債発行計画に沿って流動性維持・向上策を拡充したこと等から、達成度は、「○」としました。</p>	
<p><b>施策についての評価</b></p>	<p>s 目標達成</p>		
<p><b>評価の理由</b></p>	<p>平成29年度国債発行計画に基づき、流動性供給入札を増額したほか、平成30年度国債発行計画についても市場関係者の意見を聴取しつつ、流動性の維持・向上に関する施策を講ずることとしました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>		

政3-1-2に係る参考情報

参考指標1：投資家の国債取引高と回転率



(出所) 日本証券業協会「国債投資家別売買高」、日本銀行「公社債発行・償還および現存額」を基に、理財局国債業務課で作成

参考指標2：流動性供給入札の発行額（総額及びゾーン別発行額）の推移

（単位：億円）

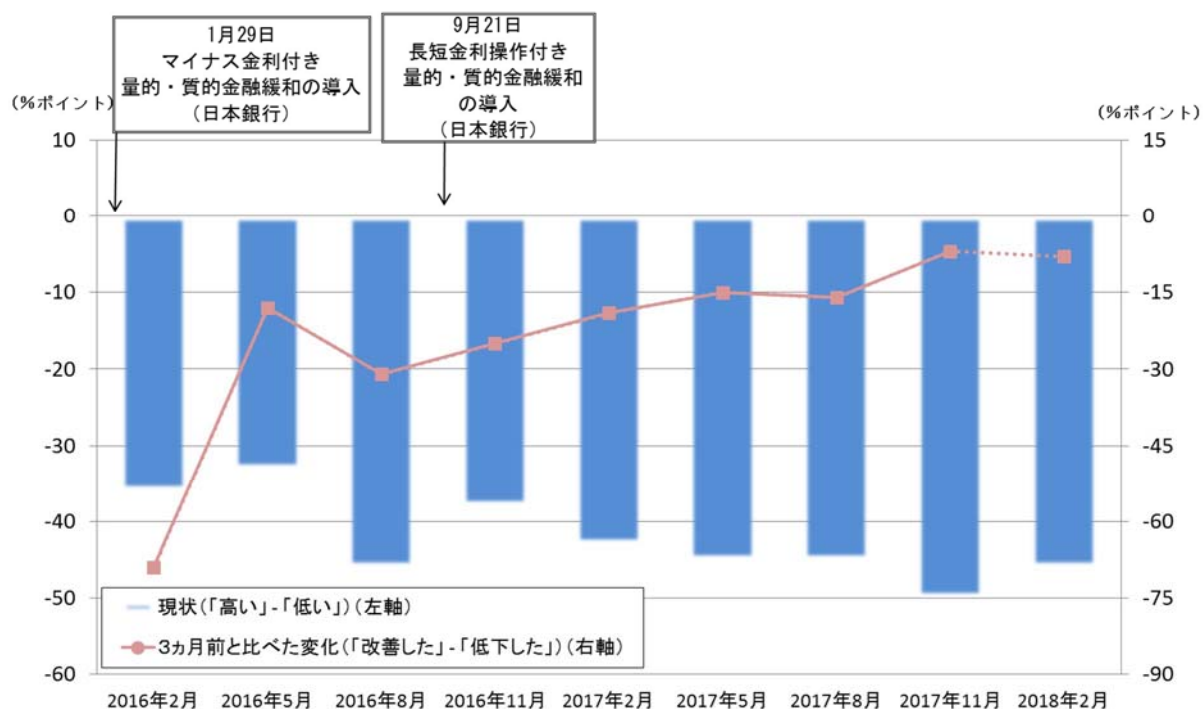
	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
1年超～5年以下	—	—	—	11,971	16,971
5年超～15.5年以下	35,935	47,931	59,884	59,862	65,778
15.5年超～39年未満	35,943	35,903	35,914	23,959	25,905
合計	71,878	83,834	95,798	95,792	108,654

（出所）理財局国債業務課調

（注）平成25年4-6月期までは残存5～15年及び残存15年～29年、平成25年7-9月期は残存5～15年及び残存15年～39年を区切りとしていた。なお、平成25年10-12月期からは残存5～15.5年及び残存15.5年～39年を区切りとしている。また、平成26年4-6月期以降は、残存5～15.5年においても30年債が対象に加わっている。

参考指標3：債券市場の機能度（日本銀行「債券市場サーベイ」）

債券市場の機能度(市場関係者の見方)



（出所）日本銀行「債券市場サーベイ」を基に、理財局国債業務課で作成

<b>施策</b>	<b>政3-1-3：保有者層の多様化</b>	
<b>測定指標（定性的な指標）</b>	[主要]政3-1-3-B-1:保有者層の多様化	
	<b>目標</b>	<p>個人や海外投資家を含めた保有者層の多様化を図る観点から、個人向け国債の利便性の向上や海外投資家に対するIRに取り組んでいきます。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>銀行等の市中金融機関の保有割合が高く、個人や海外投資家の保有割合が低い日本の国債市場は、市況が変化した場合に、市場参加者の取引が一方向に流れがちな傾向にあります。そのため、国債市場の安定化の観点から、様々な市場の見方や投資スタンスに基づいた国債取引が行われるよう、国債の保有者層の多様化を図ることが重要なためです。</p>
	<b>実績及び目標の達成度の判定理由</b>	<p>個人投資家については、平成29年度においても引き続きすべての個人向け国債を毎月募集・発行するなど、個人の国債保有の促進に向けた取組を実施しました。</p> <p>海外投資家については、引き続き国内における国債の安定消化に努めつつ、多様な投資家層による取引は市場を安定させる効果があること、海外投資家の中には中央銀行、年金基金、生命保険など国債の安定保有が見込める投資家も存在すること等を踏まえ、様々なネットワークやチャンネルを通じた海外IRを実施しました。具体的には、海外投資家への個別訪問等を中心に、きめ細かい投資家ニーズ等の把握や情報提供を行いました。また、より効果的かつ効率的なIR実施に資するPDCAサイクル強化の一環として、平成29年度からは、新たなリレーションの構築や、各投資家の国債に関する運用体制を理解するため、海外投資家の東京拠点についても多数訪問しました。</p> <p>（参考）平成29年度の国内における海外投資家との面談件数：119件 同年度の在外の海外投資家への訪問件数：131件 日本国債ニュースレター（英）の送付部数：2,007先（平成30年3月）</p> <p>上記実績のとおり、個人や海外投資家を含めた保有者層の多様化を図る観点から、個人の国債保有の促進に向けた取組や海外投資家に対するIRを実施しており、達成度は、「○」としました。</p>
<b>施策についての評価</b>	s 目標達成	
<b>評価の理由</b>	<p>個人投資家については、平成28年度においても引き続きすべての個人向け国債を毎月募集・発行するなど、個人の国債保有の促進に向けた取組を行いました。</p> <p>海外投資家については、引き続き国内における国債の安定消化に努めつつ、多様な投資家層による取引は市場を安定させる効果があること、海外投資家の中には中央銀行、年金基金、生命保険など国債の安定保有が見込める投資家も存在すること等を踏まえ、海外IRを実施しました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>	

政 3 - 1 - 3 に係る参考情報

参考指標 1 : 国債の保有者別内訳の推移

(単位 : 億円)

所 有 者	平成25年度末	26年度末	27年度末	28年度末	29年12月末	割 合
一般政府 (除く公的年金)	234,328	213,645	40,119	37,900	34,127	0.3%
公的年金	662,617	535,294	520,649	480,694	458,516	4.2%
財政融資資金	6,000	30,566	5	10	10	0.0%
日本銀行	2,010,605	2,746,067	3,644,155	4,273,429	4,493,916	41.1%
市中金融機関	5,905,371	5,637,656	5,227,722	4,628,108	4,468,010	40.9%
海外	814,734	976,551	1,103,412	1,166,388	1,224,668	11.2%
家計	200,321	158,406	123,732	125,263	123,908	1.1%
その他	195,503	137,982	131,682	116,819	120,401	1.1%
合 計	10,029,479	10,436,167	10,791,476	10,828,611	10,923,556	100%

(出所) 日本銀行「資金循環統計」を基に、理財局国債企画課で集計

参考指標 2 : 海外投資家との面談回数

平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
58	68	84	141	119

(出所) 理財局国債企画課調

参考指標 3 : 在外海外投資家への訪問回数

平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
49	128	105	98	131

(出所) 理財局国債企画課調

参考指標 4 : 個人向け国債の発行額 (実績) 及び計画額

(単位 : 億円)

年度		平成 25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
計画額	当初	20,000	25,000	23,000	20,000	30,000
	補正後	24,000	26,000	21,000	32,000	30,000
発行額 (実績)		33,962	28,305	22,274	45,565	34,493

(出所) 理財局国債業務課調

参考指標5：英文ニュースレター送付先件数

平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
1,143	1,183	1,443	2,142	2,007

(出所) 理財局国債企画課調

施策		政3-1-4：市場との対話等						
		[主要]政3-1-4-A-1：国債関係の懇談会等の開催状況						
測定指標 (定量的な指標)			平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	達成度
	国の債務管理の在り方に関する懇談会	目標値	実施	実施	実施	実施	実施	/
		実績値	○	○	○	○	○	
	国債市場特別参加者会	目標値	実施	実施	実施	実施	実施	/
		実績値	○	○	○	○	○	
	国債投資家懇談会	目標値	実施	実施	実施	実施	実施	/
		実績値	○	○	○	○	○	
	国債トップリテラー会議	目標値	実施	実施	実施	実施	実施	/
		実績値	○	○	○	○	○	
			(出所) 理財局国債企画課調 (注) 当該年度内に懇談会等の開催実績がある場合には○、ない場合には×を記載。 (目標値の設定の根拠) 市場との対話等は、国債関係の懇談会等を中心に行っていることから、これらの開催を指標としました。市場参加者・有識者との定期的かつオープンな対話を通じ、国債管理政策の企画及び立案を行うこと、並びに施策を適時・的確に市場に発信することは重要であることから、これらの趣旨を踏まえて開催することを目標としました。  (目標の達成度の判定理由) 国債関係の懇談会等は、昨年度に引き続き各会合を開催し、国債管理政策の企画及び立案の参考としたほか、施策の適時・的確な市場への発信を行ったことから、達成度は、「○」としました。					

[主要] 政3-1-4-A-2: 入札の結果発表を当日所定の時刻に行った割合 (単位: %)

年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	達成度
目標値 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
実績値	入札回数 (a)	237	233	229	229	
	うち入札の結果発表を 所定の時刻に行った 回数 (b)	235	231	228	229	
	割合 (%) (b) / (a)	99.2	99.1	99.6	100.0	100.0

(出所) 理財局国債業務課調  
 (注1) 測定対象は、国債、国庫短期証券及び借入金の入札回数。  
 (注2) 国債（割引短期国債は除く）の入札結果発表は、入札当日の午後0時45分に実施。  
 (注3) 国庫短期証券の入札結果発表は、入札当日の午後0時35分に実施。  
 (注4) 借入金の入札結果発表は、入札当日の午後1時に実施。  
 (注5) 平成25年度において、入札の結果発表を当日所定の時刻に公表できなかった理由は、日銀のシステムトラブル、及び入札参加者の応札ミス。  
 (注6) 平成26、27年度において、入札の結果発表を当日所定の時刻に公表できなかった理由は、入札参加者の応札ミス（それぞれ2件、1件）。  
 (注7) この指標は入札が行われる場合における結果発表状況に係るもので、入札回数に対する目標値ではありません。  
**(目標値の設定の根拠)**

市場との対話等において、入札の結果発表を確実にかつ速やかに行うことは、市場参加者の予測可能性を高めることにつながり、政策目標を達成する観点から重要であるため、目標値として「100.0%」を設定しました。

**(目標の達成度の判定理由)**

入札の結果発表を当日所定の時刻に行った割合が100.0%であるため、達成度は、「○」としました。

[主要] 政3-1-4-A-3: 「国債及び借入金並びに政府保証債務現在高」を所定の時期に公表した割合

年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	達成度
目標値	100	100	100	100	100	
実績値	前年度 第4四半期分	○	○	○	○	○
	第1四半期分	○	○	○	○	
	第2四半期分	○	○	○	○	
	第3四半期分	○	○	○	○	
	割合	100	100	100	100	

測定指標 (定量的な指標)



		<p>(出所) 理財局国債企画課調  (注) 国債及び借入金並びに政府保証債務現在高」を所定の時期（該当する月の翌々月10日）に公表した場合には○、所定の時期に公表していない場合に×を記載。</p> <p><b>(目標値の設定の根拠)</b>  市場との対話等において、公的債務全体の現状に関する情報を所定の時期に公表し、国債管理政策の透明性の向上を図ることは、市場参加者の予測可能性を高めることにつながり、政策目標を達成する観点から重要であるため、目標値として「100%」を設定しました。</p> <p><b>(目標の達成度の判定理由)</b>  「国債及び借入金並びに政府保証債務現在高」を所定の時期に公表した割合は100.0%であるため、達成度は、「○」としました。</p>	
		[主要]政3-1-4-B-1:市場との対話等	
測定指標 (定性的な指標)	目 標	<p>国債関係の懇談会等の開催、入札結果の確実かつ速やかな発表、債務残高の所定の時期の公表のほか、市場との緊密な意見交換を行います。</p> <p><b>(目標の設定の根拠)</b>  市場との対話等を通じて、国債発行当局の施策を適時・的確に市場に発信することや、市場のニーズや動向を的確に把握することは、政策目標の達成のために重要です。</p>	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>国債市場特別参加者会合や国債投資家懇談会等の開催に加え、国債市場特別参加者や投資家に対する国債市場の動向等に関するヒアリングを実施する等により、市場との緊密な意見交換を行いました。</p> <p>上記実績のとおり、国債市場特別参加者や投資家など市場関係者との緊密な意見交換を行ったことから、達成度は、「○」としました。</p>	○
<b>施策についての評定</b>		s 目標達成	
評定の理由	<p>国債関係の懇談会等の開催、入札結果の確実かつ速やかな発表、債務残高の所定の時期における公表を行ったほか、市場関係者との緊密な意見交換を実施し、市場との対話の推進に努めたところです。</p> <p>以上のとおり、全ての測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>		

### 政3-1-4に係る参考情報

平成28年度に引き続き、公的債務全体の現状や政策を概観する「債務管理レポート」を発行しました。

([https://www.mof.go.jp/jgbs/publication/debt\\_management\\_report/2017/index.html](https://www.mof.go.jp/jgbs/publication/debt_management_report/2017/index.html))

施策	政3-1-5：国債に係る国民等の理解の向上のための取組							
測定指標 (定量的な指標)	[主要]政3-1-5-A-1:国債関係の定期的な公表資料の年間公表回数							
	年度		平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	達成度
	債務管理レポート (日)	目標値	1	1	1	1	1	/
		実績値	1	1	1	1	1	○
	債務管理レポート (英)	目標値	1	1	1	1	1	/
		実績値	1	1	1	1	1	○
	日本国債ニュース レター(英)	目標値	4	12	12	12	12	/
		実績値	4	12	12	12	12	○
	国債統計年報	目標値	1	1	1	1	1	/
		実績値	1	1	1	1	1	○
<p>(出所) 理財局国債企画課調  (注1) 日本国債ニュースレター(英)は、平成25年度までは年4回、平成26年度以降は毎月発行しています。  (注2) レポート等を当該年度内に所定の頻度で発行した場合には○、所定の頻度で発行していない場合には×を記載。  (目標値の設定の根拠)  定期的な公表資料を通じて、我が国の国債市場や国債管理政策についての情報を発信していくことが、国債に係る広報・広告の充実のためには重要であるため、各公表資料について必要な資料作成の頻度の達成を目標値としました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)  各定期的な公表資料を全て当該年度内に所定の頻度で発行しましたので、達成度は、「○」としました。</p>								
測定指標 (定性的な指標)	[主要]政3-1-5-B-1:国債に係る国民等の理解の向上							
	目標	「債務管理レポート」や「国債ニュースレター」の発行のほか、積極的にウェブサイト等を通じた情報発信や広報活動に努めます。また、個人向け国債の国債広告についても、内容を充実させ、国民等の理解の向上に努めます。 (目標の設定の根拠) 国債の安定消化を確保する等の観点から、国債市場や国債管理政策についての透明性を高めるには、国債に係る国民等の理解の向上が重要なためです。					達成度	
	実績及び目標の達成度の判定理由	「債務管理レポート」(年1回発行)や「国債ニュースレター」(毎月発行)の発行、各種会合の議事要旨、資料の迅速な公表等、積極的にウェブサイト等を通じた情報発信や広報活動に努めました。 また、国債広告についても、個人投資家層の裾野を広げる観点等から、新					○	

	<p>聞広告を減少させる一方で電車内ビジョン等の動画広告やWEB広告等の掲載媒体数を増やし、個人向け国債ウェブサイトでは、WEB動画等のコンテンツを充実させるなど、国民等の理解の向上に努めました。</p> <p>上記実績のとおり、積極的に国債管理政策に関する情報発信を行ったほか、国債広告についても内容を充実させ、国民等の理解の向上に努めたこと等から、達成度は、「○」としました。</p>	
<b>施策についての評価</b>	s 目標達成	
<b>評価の理由</b>	<p>平成29年度においても、国債市場や国債管理政策についての透明性を高め、国債の安定消化を確保する等の観点から、積極的にウェブサイト等を通じた情報発信や広報活動に努めました。また、国債広告についても内容を充実させ、国民等の理解の向上に努めました。</p> <p>以上のとおり、全ての測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>	

政3-1-5に係る参考情報

参考指標1：個人向け国債及び、その商品性の認知状況の推移 (単位：%)

	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
認知度	93.7	95.6	95.0	93.1	89.4

(出所) 国債広告の効果測定に関する調査

参考指標2：個人向け国債お知らせメールの登録者数 (単位：件)

	平成25年度末	26年度末	27年度末	28年度末	29年度末
登録者数	22,893	23,130	23,144	23,087	23,168

(出所) 大臣官房文書課広報室調

参考指標3：国債等に関する情報のウェブサイトへのアクセス件数と個人向け国債ウェブサイトへのアクセス件数の合計 (単位：件)

	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
国債関連のウェブサイトへのアクセス件数 (注1)	1,009,407	770,516	528,380	429,706	364,525
特設ページへのアクセス件数 (注2)			380,766	215,140	268,018
スマートフォン専用ページへのアクセス件数	153,829	276,983	178,424	261,223	354,012

(出所) 大臣官房文書課広報室調

(注1) 財務省ウェブサイト内に開設している「国債等に関する情報」と「個人向け国債」へのアクセス件数の合計。

(注2) 特設ページは外部サイトで実施した広告からのアクセス専用で平成27年度から導入したもの。

(注3) 平成29年度のシステム変更に伴いアクセス件数を集計するソフトウェアが変更となったため、平成29年度よりアクセス件数の集計方法が変更されていることから、その集計結果には留意する必要がある。

評価結果の反映

以下のとおり、上記の政策を引き続き実施していきます。

国債発行計画の策定に当たっては、市場のニーズ・動向等を踏まえつつ、国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制の観点から、国債の発行額・発行年限を設定します。さらに、平成30年度においても、「国債市場特別参加者会合」等の場を通じ丁寧に市場との対話を行いつつ、流動性供給入札などの国債市場の流動性維持・向上に向けた施策を実施していきます。

個人や海外投資家を含めた保有者層の多様化を図る観点から、個人向け国債の利便性の向上や海外投資家に対するIRに取り組んでいきます。

また、国債市場や国債管理政策についての透明性を高めるため、積極的にウェブサイト等を通じた情報発信や広報活動に引き続き努めます。

なお、平成29年度政策評価結果を踏まえ、平成31年度においても、国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制のため、引き続き必要な経費（公債の償還及び利子の支払い等を行うために必要な経費等）の確保に努めます。

<b>財務省政策評価懇談会における意見</b>	該当なし
-------------------------	------

<b>政策目標に係る予算額等</b>	区 分		平成27年度	28年度	29年度	30年度
	予算の状況 (千円)	当初予算	230,378,029,059	225,195,618,969	220,251,923,580	214,621,186,920
		補正予算	△3,427,776,414	△3,755,346,502	△1,395,465,326	—
		繰越等	△541,259,786	530,652,439	N. A.	/
		合 計	226,408,992,859	221,970,924,906	N. A.	
執行額(千円)	220,791,350,752	218,008,715,249	N. A.			

(概要)

国債の償還・利払い・事務手数料、国債の円滑な発行を図るための経費等です。

(注)平成29年度「繰越等」、「執行額」等については、平成30年11月頃に確定するため、平成30年度実績評価書に掲載予定です。

<b>政策目標に関係する施政方針演説等内閣の主な重要政策</b>	第196回国会 財務大臣財政演説（平成30年1月22日）
----------------------------------	------------------------------

<b>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</b>	「資金循環統計」（日本銀行） 等
----------------------------------	------------------

<p><b>前年度政策評価結果の政策への反映状況</b></p>	<p>平成28年度政策評価実施計画の実績評価を受けて、以下の取組を実施しました。</p> <p>国債発行計画の策定に当たっては、市場のニーズ・動向等を踏まえつつ、国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制の観点から、国債の発行額・発行年限を設定しました。さらに、平成29年度においても、「国債市場特別参加者会合」等の場を通じ丁寧に市場との対話を行いつつ、流動性供給入札などの国債市場の流動性維持・向上に向けた施策を実施しました。</p> <p>個人や海外投資家を含めた保有者層の多様化を図る観点から、個人の国債保有の促進に向けた取組や海外投資家に対する I R を実施しました。</p> <p>また、国債市場や国債管理政策についての透明性を高めるため、積極的にウェブサイト等を通じた情報発信や広報活動に引き続き努めました。</p> <p>なお、平成28年度政策評価結果を踏まえ、平成30年度においても、国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制のため、引き続き必要な経費（公債の償還及び利子の支払い等を行うために必要な経費等）の確保に努めました。</p>
----------------------------------	---

<p><b>担当部局名</b></p>	<p>理財局（国債企画課、国債業務課）</p>	<p><b>政策評価実施時期</b></p>	<p>平成30年 8 月</p>
---------------------	-------------------------	------------------------	------------------

政策目標3-2：財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関の資金需要への的確な対応、ディスクロージャーの推進及び機関に対するチェック機能の充実

<b>上記目標の概要</b>	<p>財政投融资については、国民のニーズや社会経済情勢等の変化などを踏まえ、政策的な必要性や民業補完性・償還確実性を精査し、必要な資金需要に的確に対応していきます。</p> <p>さらに、財政投融资に対する国民の信頼を確保し、対象事業の重点化・効率化を図る観点から、財政投融资計画編成、運用プロセス、将来の政策コスト等に関する情報開示の推進を通じて、財政投融资に関するディスクロージャーを推進するとともに、財政投融资対象機関に対するチェック機能の充実を図っていきます。</p> <p>その他、財政融資資金の資産債務管理（ALM）（用語集参照）の高度化のための施策を引き続き実施していきます。</p> <p>（上記目標を達成するための施策）</p> <p>政3-2-1：社会経済情勢等の変化を踏まえ、財政投融资対象機関に対する適切な審査に基づく財政投融资計画の編成</p> <p>政3-2-2：政策コスト分析等のディスクロージャーの推進</p> <p>政3-2-3：財政投融资対象機関に対するチェック機能の充実</p> <p>政3-2-4：貸付金の確実な回収とALMの充実等による財務の健全性の確保</p>
----------------	--

政策目標3-2についての評価結果	
政策目標についての評価	S 目標達成
<b>評定の理由</b>	<p>全ての施策が「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評定は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。</p>
<b>政策の分析</b>	<p>（必要性・有効性・効率性等）</p> <p>財政投融资の対象事業の重点化・効率化を図りつつ、必要な事業への資金供給を確保することは、資源配分の調整機能や経済の安定化機能を通じて、我が国経済の健全な発展を実現するために必要です。また、財政投融资のディスクロージャーに努めることは、財政投融资に関する透明性を確保し、国民からの信頼、市場からの信託を維持するために必要です。</p> <p>平成30年度財政投融资計画については、生産性向上に向けた事業者及び農業者の設備投資等の支援、物流ネットワークの核となる高速道路整備の加速等に取り組むなど、真に必要な資金需要に適切に対応しています。</p> <p>政策目的の達成のため、対象分野、スキーム、事業及び財投の規模等について、政策的必要性、民業補完性、有効性や償還確実性等の観点から、対象事業の重点化・効率化を図りました。</p>



施策	政3-2-1: 社会経済情勢等の変化を踏まえ、財政投融资対象機関に対する適切な審査に基づく 財政投融资計画の編成		
測定指標 (定性的な指標)	[主要] 政3-2-1-B-1: 社会経済情勢等の変化を踏まえ、政策評価を活用した適切な審査に基づく財政投融资計画の編成		
	目標	<p>平成30年度財政投融资計画の編成においては、政策的な必要性や民業補完性・償還確実性を精査し、国民のニーズや社会経済情勢等の変化などを踏まえ、必要な資金需要に的確に対応していきます。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>政策的な必要性や民業補完性・償還確実性を精査し、国民のニーズや社会情勢等の変化などを踏まえた編成を行うことで、財政投融资を活用して政策的に必要な資金需要に的確に対応することが可能となるためです。</p>	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>平成30年度財政投融资計画の策定にあたっては、各省庁・機関から要求とともに提出された、政策的必要性、民業補完性、事業等の有効性、償還確実性等の観点から行った政策評価を積極的に活用し、審査を行いました。</p> <p>平成30年度財政投融资計画では、生産性向上に向けて、長期資金を積極的に供給することとしました。具体的には、競争力向上、地域活性化に取り組む事業者や規模拡大に取り組む農業者の設備投資支援、物流ネットワークの核となる高速道路整備の加速等に取り組むこととしています。あわせて、インフラ海外展開への支援等を行う国際展開戦略推進に向け、必要なリスクマネーを供給することとしました。一方、真に必要な資金需要に適切に対応するため、各機関に手元資金の活用も促し、財投資金を効率的に配分することとしました。この結果、平成30年度財政投融资計画の規模は、144,631億円(平成29年度計画比4.4%減)となりました。</p> <p>なお、畜産分野を中心とした農業者の設備投資等の資金需要の増大に対応するため、平成29年度中に、株式会社日本政策金融公庫に対する財政融資資金の貸付けを1,175億円増額(弾力追加)するとともに、同年度の財政投融资計画を補正し、生産性向上に取り組む事業者の設備投資等の資金需要の増大に対応するため、株式会社日本政策投資銀行に対する財政融資を2,800億円追加しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「平成30年度財政投融资計画(平成29年12月22日公表)」 (<a href="https://www.mof.go.jp/filp/plan/fy2018/index.html">https://www.mof.go.jp/filp/plan/fy2018/index.html</a>)</li> <li>・「平成30年度予算編成等における政策評価の活用状況」 (<a href="https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/policy_evaluation/proceedings/material/62seihyoukon4.pdf">https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/policy_evaluation/proceedings/material/62seihyoukon4.pdf</a>)</li> <li>・「平成30年度財政投融资計画編成における政策評価の活用」 (<a href="https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/policy_evaluation/proceedings/material/62seihyoukon11.pdf">https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/policy_evaluation/proceedings/material/62seihyoukon11.pdf</a>)</li> </ul> <p>上記実績のとおり、平成30年度財政投融资計画の策定においては、社会経済情勢等の変化を踏まえ、必要な資金需要に的確に対応することとしたことから、当該測定指標の達成度を「○」と評価しました。</p>	○



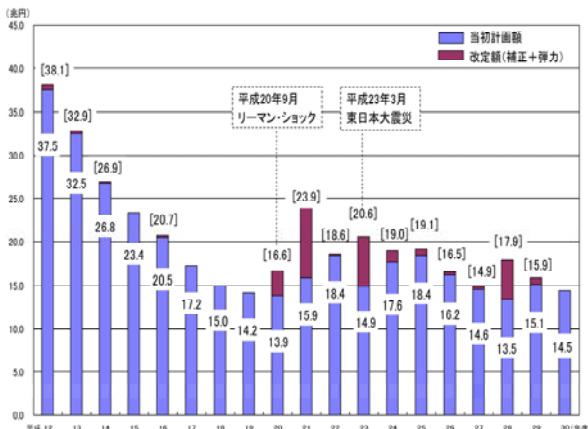
[主要]政3-2-1-B-2：産業投資を活用した長期リスクマネーの供給		
測定指標 (定性的な指標)	目標	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	○
施策についての評定		s 目標達成
評定の理由	<p>平成30年度財政投融資計画については、政策評価を活用した適切な審査等を踏まえた上で、生産性向上に向けた事業者及び農業者の設備投資等の支援、物流ネットワークの核となる高速道路整備の加速等に取り組むなど、真に必要な資金需要に適切に対応しています。また、産業投資を活用して長期リスクマネーを積極的に供給するとともに、ガバナンスの強化に向けて、官民ファンドに対し、出資者として、課題を指摘しました。</p> <p>以上のとおり、全ての測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>	

### 政3-2-1に係る参考情報

- 平成30年度財政投融资計画の重要施策について見ると、以下のとおりです。
  - ・ 生産性向上については、株式会社日本政策金融公庫において、中小企業・小規模事業者による創業・事業再生や働き方改革に資する生産性向上の取組、農業者による規模拡大を目的とした設備投資等への資金需要に対応することとしており、株式会社日本政策投資銀行において、企業の競争力強化や地域活性化に資する事業の支援等を行うこととしました。また、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において、平成31年度以降に発行を予定している政府保証債を予め財政融資資金に置き換えることとし、これにより大都市圏環状道路等の整備加速による生産性の向上等を推進することとしました。
  - ・ 国際展開戦略推進については、株式会社国際協力銀行、独立行政法人国際協力機構、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構において、日本企業によるインフラ海外展開への支援等を行うこととしました。
  - ・ 教育・福祉・医療については、独立行政法人日本学生支援機構において、進学意欲のある学生等に対し貸付規模として所要の額を確保することとしているほか、独立行政法人福祉医療機構において、福祉医療サービスの基盤強化を行うこととしました。
  - ・ 地方公共団体向けについては、地方債計画に基づき、社会資本整備や災害復旧を中心に、地方公共団体の円滑な資金調達に貢献する観点から、必要な資金需要に的確に対応することとしました。
- 財政融資資金の資金調達に関しては、新たな貸付け及び既往の貸付けの継続に必要な財源として、平成30年度において、財政投融资特別会計国債12兆円の発行を予定しています。また、財政融資資金の資金繰りのため、財政融資資金証券（用語集参照）1.5兆円の発行を予定しています。

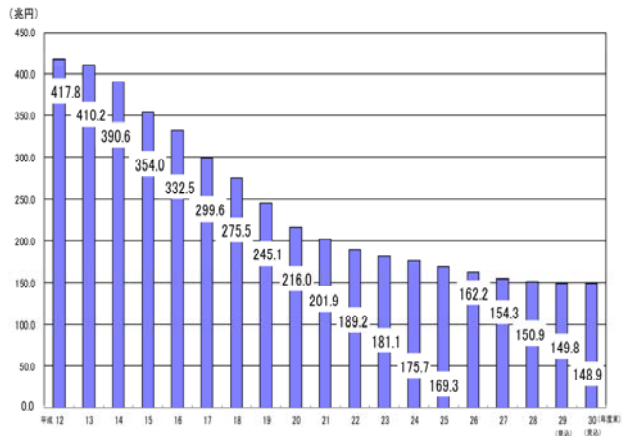
### 参考指標1：「財政投融资計画の推移（フロー、ストック）」

財政投融资計画の推移（フロー）



(注) 1. 当初計画ベース。「」は補正・弾力による改定後。  
2. 平成12年度は、一般財政投融资ベース。

財政投融资計画の推移（ストック）



(注) 平成28年度までは実績。平成29年度以降は、平成29年度12月22日時点の見込であり、今後異同を生ずることがある。

([https://www.mof.go.jp/filp/reference/filp\\_statistics/gaku\\_suii.pdf](https://www.mof.go.jp/filp/reference/filp_statistics/gaku_suii.pdf))  
 ([https://www.mof.go.jp/filp/reference/filp\\_statistics/zandaka\\_suii.pdf](https://www.mof.go.jp/filp/reference/filp_statistics/zandaka_suii.pdf))

参考指標 2 : 「財政投融资計画及び実績（機関別）」

(単位：億円)

区 分	平成28年度		平成29年度 改定計画	平成30年度 当初計画
	改定計画	実績		
1. 生産性向上	90,531	80,654	78,308	75,672
(1) 地域活性化	56,877	47,075	48,762	47,442
(株)日本政策金融公庫	42,950	34,219	37,315	38,175
( 国民一般向け業務 )	20,840	17,506	19,380	19,595
( 中小企業者向け業務 )	12,900	8,670	11,190	10,380
( 農林水産業者向け業務 )	2,740	2,740	3,525	4,830
( 特定事業等促進円滑化業務 )	1,000	11	500	700
( 危機対応円滑化業務 )	5,470	5,292	2,720	2,670
(株)日本政策投資銀行	12,000	11,646	9,800	7,790
沖縄振興開発金融公庫	1,069	867	845	1,036
(一財)民間都市開発推進機構	410	100	272	281
(株)民間資金等活用事業推進機構	168	50	160	160
(株)農林漁業成長産業化支援機構	50	-	130	-
(株)商工組合中央金庫	230	194	240	-
(2) 交通インフラの整備	33,654	33,579	29,546	28,230
うち(独)日本高速道路保有・債務返済機構	9,560	9,560	13,850	27,450
(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構	23,721	23,660	15,294	272
2. 国際展開戦略推進	25,763	20,325	24,440	20,046
(株)国際協力銀行	17,090	15,482	16,660	11,724
(独)国際協力機構(有償資金協力業務)	4,680	2,540	5,487	6,184
(株)海外交通・都市開発事業支援機構	1,045	92	1,137	1,268
(株)海外通信・放送・郵便事業支援機構	679	66	416	312
(株)海外需要開拓支援機構	200	189	210	135
(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構	2,069	1,956	530	423
3. 教育・福祉・医療	14,576	12,856	12,197	12,449
うち(独)日本学生支援機構	7,944	7,944	7,003	7,075
(独)福祉医療機構	4,765	3,089	3,531	3,486
(独)国立病院機構	798	798	558	864
4. 地方	42,043	39,785	38,457	32,102
地方公共団体	36,443	34,185	32,407	28,102
地方公共団体金融機構	5,600	5,600	6,050	4,000
5. その他	6,028	4,322	5,582	4,362
うち(独)都市再生機構	4,173	3,788	4,420	3,464
(独)住宅金融支援機構	1,658	350	931	681
合 計	178,941	157,942	158,984	144,631

(出所) 理財局財政投融资総括課調

(注1) 平成28年度実績は、平成28年度の決算時の見込値である。

(注2) 改定計画には、各年度の特別会計予算総則の規定に基づく長期運用予定額の増額分を含む。

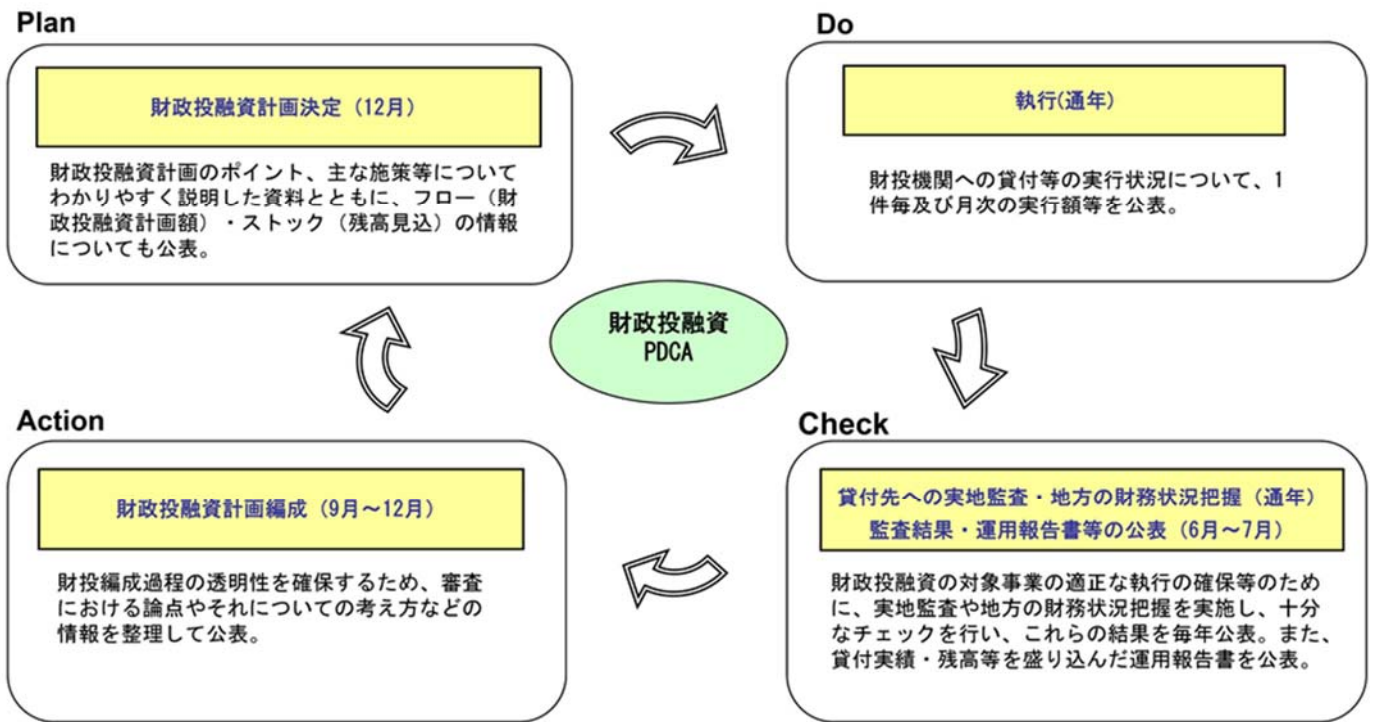
参考指標 3 : 「財政融資資金の融通条件」

([https://www.mof.go.jp/about\\_mof/councils/fiscal\\_system\\_council/sub-of\\_filp/proceedings/material/zaitoa281221/1-3.pdf](https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_filp/proceedings/material/zaitoa281221/1-3.pdf))

施策	政3-2-2：政策コスト分析等のディスクロージャーの推進							
測定指標（定量的な指標）	[主要]政3-2-2-A-1：財政投融资関係の定期的な資料の公表及び内容の充実							
	年度	作成頻度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	達成度
	財政投融资リポート	目標値	実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	○
		年1回	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	
	FILP REPORT	目標値	実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	
		年1回	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	
	財政投融资リポート （別冊）	目標値	実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	
		年1回	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	
	FILP REPORT （Extension Volume）	目標値	実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	
		年1回	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	
	財政金融統計月報	目標値	実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	
		年1回	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	
	財政融資資金現在高	目標値	実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	
		月1回	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12	
	産業投資現在高	目標値	実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	
		月1回	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12	
	財政融資資金預託金 利・貸付金利	目標値	実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	
		月1回	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12	
	翌年度財政投融资計 画要求	目標値	実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	
		年1回	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	
財政投融资計画月別 実行状況	目標値	実績値	実績値	実績値	実績値	実績値		
	月1回	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12		
財政投融资リポートの内容の 充実に向けた取組（解説を充実 させたトピック	日本経済再生 に向けた緊急 経済対策への 財政投融资に よる対応等	官民ファン ドを通じた リスクマネ ー供給等	「地方への 好循環拡大 に向けた緊 急経済対 策」への対 応	低金利状況 を活かした 財政投融资 の積極的な 活用	平成28年度 における財 政投融资計 画の補正・ 追加			
<p>（出所）理財局財政投融资総括課調 （注）実績値／目標値で記載しています。 （目標値の設定の根拠） 財政投融资に関するディスクロージャーを推進し、国民からの信頼、市場からの信託を維持するため、財政投融资計画の編成及び運用、財政融資資金の資産・負債の状況等に関して情報開示を行うことが重要です。</p>								

	<p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>実績値が目標値に達したため、当該測定指標の達成度は「○」と評価しました。</p>	
測定指標 (定性的な指標)	[主要]政3-2-2-B-1：政策コスト分析の充実	
	<p>目標</p> <p>財政融資対象の全機関において政策コスト分析（用語集参照）の実施及び公表内容の充実に努めます。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>政策コスト分析の充実は、財政投融资のディスクロージャーを推進する観点から重要であるためです。</p>	達成度
	<p>実績及び目標の達成度の判定理由</p> <p>財政融資を活用している事業について、財政融資対象の全機関が一定の前提条件を設定して政策コスト分析を実施しました。公表にあたっては、より国民の理解につながるよう、政策コストの枠組みや分析手法、分析結果の概要などについて、ポイントを絞ってわかりやすくまとめた資料を作成しました。</p> <p>また、従来より作成・公表している「財政投融资リポート（別冊）」については、財政投融资計画の編成過程における政策コスト分析の具体的な活用例を新たに記載したことに加え、理解を深める上で参考となる図表を加筆し、内容の充実に図りました。</p> <p>・「財政投融资リポート2017別冊・財政投融资対象事業に関する政策コスト分析（平成29年度）」  （<a href="https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_filp/report/zaitoa290725/290725c.pdf">https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_filp/report/zaitoa290725/290725c.pdf</a>）</p> <p>上記実績のとおり、財政融資を活用している事業について、財政融資対象の全機関において政策コスト分析を実施するとともに、公表内容の充実に図ったことから、当該測定指標の達成度を「○」と評価しました。</p>	○
<p>施策についての評定</p>	s 目標達成	
<p>評定の理由</p>	<p>財政投融资について、国民の理解を深め、その運営についてのチェックを容易にする観点から、PDCAの各段階において、わかりやすい情報発信や透明性の確保に努めています。また、財政融資を活用している事業について、財政融資対象の全機関の政策コストの分析結果を取りまとめ、公表するとともに、公表内容の充実に努めました。</p> <p>以上のとおり、全ての測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>	

財政投融资の透明性の確保への取組



(出所) 理財局財政投融资総括課

- 平成29年度においては、①財政投融资計画決定時における、重点分野をわかりやすく説明した「財政投融资計画参考資料」や財投機関別の残高見込を記載した「財政投融资計画残高見込」等の公表 (Plan)、②財政投融资の貸付けなどの実行状況の月次別・一件別の公表 (Do)、③従来の財務局等が行う実地監査に加えて、地方公営企業の病院事業及び上下水道事業について、財務本省の実地監査官が財務局等と連携した監査の実施 (Check)、④編成過程における審査の論点や審査当局の考え方について整理した情報の公表 (Action)、などに取り組みました。

また、「財政投融资リポート」や、財政融資資金の月々の資産・負債の概要を示している「財政融資資金月報」は、多くの方が手軽にアクセスできるように、財務省ウェブサイト (<https://www.mof.go.jp/filp/publication/index.html>) に掲載しています。



参考指標 1 : 「政策コスト分析」

(単位 : 億円)

機 関 名	政策コスト (29年度)	① 分析期首までに 投入された出資金 等の機会費用分	② 分析期間中に新 たに見込まれる政 策コスト
(株) 日本政策金融公庫	8,421	6,608	1,814
(株) 国際協力銀行	717	2,576	△ 1,858
(独) 国際協力機構	1,732	21,049	△ 19,317
(独) 日本学生支援機構	1,454	0	1,454
(独) 国立病院機構	1,298	365	933
(独) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構	10,264	30	10,234
(独) 住宅金融支援機構	678	23	654
(独) 都市再生機構	△ 43,526	3,803	△ 47,328
(独) 日本高速道路保有・債務返済機構	8,387	8,142	245
(独) 水資源機構	581	14	567
地方公共団体金融機構	△ 6,314	—	△ 6,314
(国研) 森林研究・整備機構	6,761	4,336	2,425
(株) 日本政策投資銀行	△ 3,421	2,213	△ 5,634
新関西国際空港 (株)	△ 744	258	△ 1,002
中部国際空港 (株)	△ 646	45	△ 691
その他10機関	78	621	△ 542

(出所) 理財局財政投融资総括課

(注) マイナス (△) の政策コストは、分析期間全体を通じて、国への納付金・配当金等の現在価値の合計が、国から投入される補助金等と出資金等の機会費用の現在価値の合計を上回ることを示しています。



参考指標 2 : 「財政投融资特別会計財政融資資金勘定の損益計算書・貸借対照表」

■ 損益計算書

(単位：億円)

損失			利益		
科目	平成27年度	平成28年度	科目	平成27年度	平成28年度
諸支出金	3,069	2,346	資金運用収入	16,839	14,013
事務取扱費	55	56	雑収入	33	72
公債金利息等	10,569	8,537			
本年度利益	3,180	3,146			
合計	16,872	14,085	合計	16,872	14,085

■ 貸借対照表

(単位：億円)

借方			貸方		
科目	平成27年度末	平成28年度末	科目	平成27年度末	平成28年度末
現金預金	48,326	36,846	預託金	367,142	328,431
有価証券	2,616	2,216	公債等	964,523	966,541
貸付金	1,284,244	1,261,610	金利変動準備金	2,566	5,746
未収収益等	(注) 2,223	3,193	本年度利益	3,180	3,146
合計	1,337,410	1,303,864	合計	1,337,410	1,303,864

(出所) 「財政投融资レポート2017」

([https://www.mof.go.jp/filp/publication/filp\\_report/zaito2017/index.html](https://www.mof.go.jp/filp/publication/filp_report/zaito2017/index.html))

(注) 「平成28年度財務省政策評価書」では、4,840億円と記載しておりましたが、正しくは2,223億円です。

参考指標 3 : 「財政投融资特別会計投資勘定の損益計算書・貸借対照表」

■ 損益計算書

(単位：億円)

損失			利益		
科目	平成27年度	平成28年度	科目	平成27年度	平成28年度
事務取扱費	1	1	貸付金利息	0	1
出資金償却損	264	-	株式配当金・納付金	5,352	4,233
地方公共団体金融機構納付金収入交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰入	3,000	2,000	株式処分益	-	2,528
本年度利益	2,088	4,761	預託金利子等	1	1
合計	5,353	6,762	合計	5,353	6,762

■ 貸借対照表

(単位：億円)

借方			貸方		
科目	平成27年度末	平成28年度末	科目	平成27年度末	平成28年度末
現金預金	5,036	5,743	資本	28,272	30,862
貸付金	1,379	1,572	利益積立金	25,822	23,883
土地等	0	0	本年度利益	2,088	4,761
出資金	144,440	139,435	固定資産評価差益	94,673	87,244
合計	150,855	146,750	合計	150,855	146,750

(出所) 「財政投融资レポート2017」

([https://www.mof.go.jp/filp/publication/filp\\_report/zaito2017/index.html](https://www.mof.go.jp/filp/publication/filp_report/zaito2017/index.html))

参考指標 4 : 「財政投融资に関するウェブサイトへのアクセス件数の推移」

(単位：件)

	26年度	27年度	28年度	29年度
アクセス件数	134,576	111,143	119,709	102,072

(出所) 大臣官房文書課広報室調

(注1) 財務省ウェブサイト内に開設している財政投融资関連のページ (/filp/indexを含むページ) へのアクセス件数。

(注2) 平成29年度のシステム変更に伴いアクセス件数を集計するソフトウェアが変更となったため、平成29年度よりアクセス件数の集計方法が変更されていることから、その集計結果には留意する必要がある。

施策		政3-2-3：財政投融资対象機関に対するチェック機能の充実						
測定指標（定量的な指標）	[主要]政3-2-3-A-1：実地監査結果							
	独立行政法人等		平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	達成度
		目標値（％）	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	/
		計画件数	7	6	5	3	4	
		実施件数	7 (2)	6 (1)	5(1)	3(0)	4(1)	
		実績（％）	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
	地方公共団体等		平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	達成度
	地方公共団体	目標値（％）	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	/
		計画件数	328	278	280	254	256	
		実施件数	326	277	280	254	256	
		実績（％）	99.4	99.6	100.0	100.0	100.0	
	公営企業	目標値（％）	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	/
		計画件数	564	429	431	414	408	
		実施件数	564	428	431	414	408	
		実績（％）	100.0	99.8	100.0	100.0	100.0	
	<p>(出所) 理財局管理課調</p> <p>(注1) 独立行政法人等についての実施件数の( )書は、政策効果の検証等特定の事項に重点を置いて実施する実地監査(スポット監査)の件数(内書)です。</p> <p>(注2) 公営企業についての計画及び実施件数は、経営状況把握を実施した公営企業数です。</p> <p>(注3) 独立行政法人等については、事務年度(7月から翌年6月までの期間)ベースで計上しています。</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>財政投融资対象機関に対するチェック機能の充実において、実地監査に取り組むことは、財政投融资の対象事業の適正な執行の確保、財務の健全性の維持につながり、政策目標を達成する観点から重要であるためです。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>上記実績のとおり、実績値が目標値に達したため、当該測定指標の達成度は、「○」と評価しました。</p>							
	施策についての評定		s 目標達成					

<b>評定の理由</b>	<p>実地監査について、財務局等が行う実地監査の充実を図るため、平成28年度から財務本省の実地監査官が財務局等と連携して監査を実施しており、平成29年度においては、前年度までの地方公営企業の病院事業に加えて、新たに上下水道事業についても連携して監査を実施しております。これまでの償還確実性の確認に加え、経営上の問題点及び将来リスクをより重点的に確認することで、財政投融资の対象事業の適正な執行の確保、財務の健全性の維持に努めました。なお、実地監査の結果及び反映状況等については、財政制度等審議会財政投融资分科会に報告の上、公表しています。</p> <p>・「財政融資資金等の実地監査について（平成29年6月15日財政制度等審議会財政投融资分科会資料）」  <a href="https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_filp/proceedings/material/zaitoa290615/zaito290615_3.pdf">https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_filp/proceedings/material/zaitoa290615/zaito290615_3.pdf</a> )</p> <p>この他、地方向け財政融資資金の融資審査の充実を図る観点から、平成17年度以降、財務状況把握を実施しており、平成29年度の地方公共団体の財務状況把握については、モニタリングを行った1,788の地方公共団体のうち、286の地方公共団体に対してヒアリングを行いました。財務状況把握の結果についても、同様に分科会に報告の上、公表しています。</p> <p>・「平成28年度地方公共団体の財務状況把握等の結果について（平成29年6月15日財政制度等審議会財政投融资分科会資料）」  <a href="https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_filp/proceedings/material/zaitoa290615/zaito290615_2.pdf">https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_filp/proceedings/material/zaitoa290615/zaito290615_2.pdf</a> )</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>
--------------	---

<b>施策</b>	<b>政3-2-4：貸付金の確実な回収とALMの充実等による財務の健全性の確保</b>						
	[主要]政3-2-4-B-1：貸付金の確実な回収とALMの充実等による財務の健全性の確保						
<b>測定指標（定性的な指標）</b>	<table border="1"> <tr> <td style="background-color: #e0f2f1; text-align: center; vertical-align: middle;"><b>目標</b></td> <td> <p>財政投融资対象機関に対する既往の貸付金の確実な回収を行うとともに、金利スワップ取引の実施といった措置も講じます。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>財政投融资として、政策的必要性の高い資金需要に的確に対応していくためには、その前提として、貸付金の確実な回収とALMの充実等による財務の健全性の確保が重要なためです。</p> </td> <td style="background-color: #e0f2f1; text-align: center; vertical-align: middle;"><b>達成度</b></td> </tr> <tr> <td style="background-color: #e0f2f1; text-align: center; vertical-align: middle;"><b>実績及び目標の達成度の判定理由</b></td> <td> <p>財政投融资対象機関に対する既往の貸付金について、対象事業の収益性が確保されているかなどを財政投融资計画の編成を通じて確認するとともに、定期的に各機関の収支状況をモニタリングしつつ、確実な回収を行いました。</p> <p>財政投融资の対象分野は広範囲に及び、様々な性質の事業があるため、各財政投融资対象機関が求める貸付金の期間は、5年から40年に至るまで多岐にわたります。また、貸付金の回収が主に均等償還型であるのに対し、財投債及び預託金の償還は満期一括型となっています。</p> <p>このため、常に資産と負債を適切に管理しながら、デュレーションギャップ（平均残存期間の差）やマチュリティギャップ（今後の各年度における満期額の差）の縮小に努めなければ、金利変動によるリスクを増大させてしまうこととなります。</p> <p>加えて、将来生じうる損失の発生に備えるための財政投融资特別会計財政融資資金勘定の積立金（金利変動準備金）については、平成18年度以降、臨時的・特</p> </td> <td style="background-color: #e0f2f1; text-align: center; vertical-align: middle;">○</td> </tr> </table>	<b>目標</b>	<p>財政投融资対象機関に対する既往の貸付金の確実な回収を行うとともに、金利スワップ取引の実施といった措置も講じます。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>財政投融资として、政策的必要性の高い資金需要に的確に対応していくためには、その前提として、貸付金の確実な回収とALMの充実等による財務の健全性の確保が重要なためです。</p>	<b>達成度</b>	<b>実績及び目標の達成度の判定理由</b>	<p>財政投融资対象機関に対する既往の貸付金について、対象事業の収益性が確保されているかなどを財政投融资計画の編成を通じて確認するとともに、定期的に各機関の収支状況をモニタリングしつつ、確実な回収を行いました。</p> <p>財政投融资の対象分野は広範囲に及び、様々な性質の事業があるため、各財政投融资対象機関が求める貸付金の期間は、5年から40年に至るまで多岐にわたります。また、貸付金の回収が主に均等償還型であるのに対し、財投債及び預託金の償還は満期一括型となっています。</p> <p>このため、常に資産と負債を適切に管理しながら、デュレーションギャップ（平均残存期間の差）やマチュリティギャップ（今後の各年度における満期額の差）の縮小に努めなければ、金利変動によるリスクを増大させてしまうこととなります。</p> <p>加えて、将来生じうる損失の発生に備えるための財政投融资特別会計財政融資資金勘定の積立金（金利変動準備金）については、平成18年度以降、臨時的・特</p>	○
<b>目標</b>	<p>財政投融资対象機関に対する既往の貸付金の確実な回収を行うとともに、金利スワップ取引の実施といった措置も講じます。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>財政投融资として、政策的必要性の高い資金需要に的確に対応していくためには、その前提として、貸付金の確実な回収とALMの充実等による財務の健全性の確保が重要なためです。</p>	<b>達成度</b>					
<b>実績及び目標の達成度の判定理由</b>	<p>財政投融资対象機関に対する既往の貸付金について、対象事業の収益性が確保されているかなどを財政投融资計画の編成を通じて確認するとともに、定期的に各機関の収支状況をモニタリングしつつ、確実な回収を行いました。</p> <p>財政投融资の対象分野は広範囲に及び、様々な性質の事業があるため、各財政投融资対象機関が求める貸付金の期間は、5年から40年に至るまで多岐にわたります。また、貸付金の回収が主に均等償還型であるのに対し、財投債及び預託金の償還は満期一括型となっています。</p> <p>このため、常に資産と負債を適切に管理しながら、デュレーションギャップ（平均残存期間の差）やマチュリティギャップ（今後の各年度における満期額の差）の縮小に努めなければ、金利変動によるリスクを増大させてしまうこととなります。</p> <p>加えて、将来生じうる損失の発生に備えるための財政投融资特別会計財政融資資金勘定の積立金（金利変動準備金）については、平成18年度以降、臨時的・特</p>	○					

		<p>例的に一般会計等に繰り入れた結果、金利変動に対する対応余力が著しく低下しています。</p> <p>これらを踏まえ、財投債の発行年限を可能な限り貸付けのキャッシュフローに見合うよう調整することでデュレーションギャップの最小化及びマチュリティギャップの縮小に努めるとともに、金利スワップ取引（用語集参照）の実施（取引回数：24回、想定元本：計1兆2,000億円）を通じて金利変動リスクを低減することにより、適切なALMに取り組みました。</p> <p>・「財政投融资特別会計における金利スワップ取引実施状況（平成29年度）」  <a href="https://www.mof.go.jp/filp/reference/zaitou_swap/sw20171001.html">https://www.mof.go.jp/filp/reference/zaitou_swap/sw20171001.html</a>  <a href="https://www.mof.go.jp/filp/reference/zaitou_swap/sw20180401.html">https://www.mof.go.jp/filp/reference/zaitou_swap/sw20180401.html</a></p> <p>上記実績のとおり、財政投融资対象機関に対する既往の貸付金について約定通りの確実な回収を行うとともに、金利スワップ取引の実施などを通じて金利変動リスクを低減することにより、適切なALMに取り組んだことから、当該測定指標の達成度を「○」と評価しました。</p>	
--	--	---	--

<b>施策についての評価</b>	s 目標達成
------------------	--------

<b>評価の理由</b>	<p>財政投融资対象機関に対する既往の貸付金について約定通りの確実な回収を行いました。また、財務の健全性を確保する観点から財投債の発行年限を可能な限り貸付けのキャッシュフローに見合うよう調整することでデュレーションギャップの最小化、及びマチュリティギャップの縮小に努めるとともに、金利スワップ取引の実施を通じて金利変動リスクを低減することにより、適切なALMに取り組みました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」と評価しました。</p>
--------------	---

<b>評価結果の反映</b>	<p>以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。</p> <p>財政投融资計画の策定にあたっては、各省庁・機関から要求とともに提出された、政策的必要性、民業補完性、事業等の有効性、償還確実性等の観点から行った政策評価を積極的に活用し、審査を行います。</p> <p>また、財政投融资に関する透明性の確保に努めるとともに、財政融資対象の全機関において政策コスト分析を実施します。さらに、財政投融资対象機関に対するチェック機能の発揮に努めます。</p> <p>加えて、財政投融资特別会計の財務の健全性確保のため、適切な資産債務管理（ALM）に取り組むこととします。</p> <p>その他、政策的必要性はあるものの、民間では実施が困難な事業を行う機関への資金供給の確保と、適切なALMを実施するために必要な経費の確保に努めます。</p>
----------------	---

<b>財務省政策評価懇談会における意見</b>	該当なし
-------------------------	------

政策目標に係る予算額	区 分		平成27年度	28年度	29年度	30年度
	予算の 状況 (千円)	当初予算	32,603,169,094	37,853,102,935	27,336,172,487	26,443,203,293
		補正予算	△ 605,854,965	3,447,460,438	-	
		繰越等	72,900,000	△202,350,000	N. A.	
		合計	32,070,214,129	41,098,213,373	N. A.	
執行額(千円)		31,169,371,335	40,766,966,197	N. A.		

**(概要)**

民間では実施困難ではあるが政策として必要な事業を実施する機関への資金供給の確保と、財政投融资対象事業の重点化・効率化等のために必要な経費です。

(注1) 平成28年度の補正予算及び執行額には、一般会計から財政投融资特別会計投資勘定への繰入2,590億円を含んでいます。

(注2) 平成29年度「繰越等」、「執行額」等については、平成30年11月頃に確定するため、平成30年度実績評価書に掲載予定。

<b>政策目標に関する 施政方針演説等内閣 の主な重要政策</b>	<p>第196回国会 財務大臣財政演説（平成30年1月22日）</p> <p>まち・ひと・しごと創生総合戦略 改訂2017（平成29年12月22日閣議決定）</p> <p>新しい経済政策パッケージ（平成29年12月8日閣議決定）</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針2017（平成29年6月9日閣議決定）</p> <p>まち・ひと・しごと創生基本方針2017（平成29年6月9日閣議決定）</p> <p>未来投資戦略2017（平成29年6月9日閣議決定）</p>
---	--

<b>政策評価を行う過程 において使用した資料 その他の情報</b>	<p>財政政策の状況：平成30年度財政投融资計画、「財政融資金月報」、「財政投融资レポート2017」、平成28年度財政融資資金運用報告書 等</p>
--	--

<b>前年度政策評価結果 の政策への反映状況</b>	<p>平成28年度政策評価実施計画の実績評価を受けて、以下の取組を実施しました。</p> <p>財政投融资計画の策定にあたっては、政策的必要性、民業補完性、有効性や償還確実性等を精査し、必要な資金需要に的確に対応しました。各省庁・機関からは、財政投融资計画要求にあわせて、事前に自ら行った政策評価の結果の提出を受けました。要求内容の審査を行うにあたっては、各省庁・機関から提出された政策評価を積極的に活用しました。</p> <p>また、財政投融资の透明性向上を一層進めるとともに、財政投融资対象機関に対するチェック機能の充実を図りました。</p> <p>さらに、財政投融资特別会計の財務の健全性確保のため、適切なALMに取り組みました。</p> <p>その他、政策的必要性はあるものの、民間では実施が困難な事業を行う機関への資金供給の確保と、適切なALMを実施するために必要な経費を確保しました。</p>
--------------------------------	--

<b>担当部局名</b>	理財局（財政投融资総括課、管理課、計画官室）	<b>政策評価実施時期</b>	平成30年8月
--------------	------------------------	-----------------	---------



## 政策目標3-3：庁舎及び宿舍を含む国有財産の適正な管理・処分及び有効活用と情報提供の充実

上記目標の概要	<p>国民共有の貴重な財産である国有財産については、地域・社会のニーズや経済財政状況の変化を踏まえ、国有財産である庁舎及び宿舍の管理・運用の最適化の推進や未利用国有地等の活用など、個々の財産の特性に応じた適正な管理・処分及び有効活用に取り組みます。</p> <p>また、地域・社会のニーズを適切に反映させるため、地方公共団体等との連携強化に取り組み、国有財産に関する情報提供の充実を図っていくという考えから、上記の目標を設定しています。</p>
	<p>(上記目標を達成するための施策)</p> <p>政3-3-1：行政財産等の監査の実施</p> <p>政3-3-2：庁舎の有効活用の推進</p> <p>政3-3-3：宿舍の有効活用の推進</p> <p>政3-3-4：未利用国有地等の有効活用の推進</p> <p>政3-3-5：事務の効率化などによる普通財産等（土地、政府保有株式等）の管理・処分の適正かつ迅速な事務処理</p> <p>政3-3-6：国有財産増減及び現在額総計算書等の国会への早期報告と情報提供の充実</p>

## 政策目標3-3についての評価結果

政策目標についての評価 B 進展が大きくない

評価の理由	<p>学校法人森友学園に対する国有地の売却等事案を受けて、施策3-3-5の評価については「c 目標に向かっていない」としているものの、中心的な施策である国有財産の有効活用を進めており、他の施策3-3-1～3-3-4、3-3-6の5つの施策については「s 目標達成」であることから、当該政策目標の評価は、「B 進展が大きくない」としました。</p>
-------	---

政策の分析	<p>(必要性・有効性・効率性)</p> <p>国民共有の貴重な財産である国有財産を適正な方法により管理・処分することや有効活用を推進することは必要な取組です。具体的には、行政財産（用語集参照）等の監査の実施、庁舎の有効活用の推進、宿舍の有効活用の推進、未利用国有地（用語集参照）等の有効活用の推進、事務の効率化などによる普通財産（用語集参照）等の管理・処分の適正かつ迅速な事務処理に取り組みました。</p> <p>また、国有財産増減及び現在額総計算書等の国会への早期報告や情報提供の充実に取り組みました。これらの取組は、政策目標達成のために有効な施策であるほか、外部委託を活用した事務運営は効率化に資する取組です。</p>
	<p>(平成29年度行政事業レビューとの関係)</p> <p>・ 国有財産台帳価格改定時価倍率調査</p> <p>「調査の執行に当たっては、引き続き、競争性・透明性の確保によりコストの削減に努める」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、執行に当たっては、適切に発注時期の設定を行い、繁忙期である年末年始等の業者の負担を軽減することにより、競争性を高め、引き続きコストの削減に努めました。（事業番号0013）</p>



- ・ 府省共通国有財産総合情報管理システム

「一者応札の改善に向け具体的な取組を実施するとともに、コストの妥当性、透明性の確保にも努める。また、最新技術の導入等による更なる運用コスト削減について、引き続き取り組む」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、サーバ機器更新に伴い仮想化技術の導入によるサーバ機器集約化等により、運用コストの削減を図りました。また、民間事業者からのヒアリングも行いつつ、資料提供依頼（RFI）、既存設計書や作業報告書等の閲覧資料の拡充、入札情報の業者への積極的な情報提供、国庫債務負担行為による複数年度契約の活用などの取組を行うことにより、より多くの事業者が入札に参加できることを目指すとともに、より一層の公平性・透明性の確保に努めました。（事業番号0014）

- ・ 公務員宿舍建設等に必要経費（民間資金等を活用した公務員宿舍の整備、維持管理及び運営に必要な経費を含む）

「既存ストックの長寿命化等によるトータルコストの軽減に努めるとともに、国有財産としての効果的な活用の観点も踏まえ、中長期的なコスト抑制に努める」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、当該事業の実施に当たっては、改修費の節減に引き続き取り組み、コスト削減に努めました。（事業番号0015）

- ・ 特定国有財産の整備（一般会計及び財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定）

「特定国有財産整備計画（用語集参照）の不断の見直しを行い、事業を進めるとともに、PFI（用語集参照）事業の積極的な活用、一者応札の改善、新たな工法や使用資材等に関する知見を取り入れることなどにより、引き続き、コスト削減に努める」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、当該事業の実施に当たっては、重要性・緊急性の観点から、特定国有財産整備計画の不断の見直しを行うなど、コスト削減に努めました。（事業番号0016及び0019）

- ・ 公務員宿舍の維持管理に必要な経費

「行政監視に基づく事業の見直しに関する決議（平成23年12月8日衆議院決算行政監視委員会）」の趣旨を踏まえ、国家公務員宿舍の維持管理に当たっては民間委託を推進し、日常管理業務等及び修繕に係る費用については、過去の執行実績を踏まえた単価の見直しを行うなど、引き続きコスト削減に努める」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、当該事業の実施に当たっては、引き続きコスト削減に努めました。（事業番号0018）

- ・ 普通財産管理処分経費

「普通財産の処分の在り方については、引き続き、個々の財産の特性に応じ、きめ細かな検討を行う。また、管理処分業務の外部委託に当たっては、平成28年度をもって、市場化テスト（用語集参照）が終了しているものの、これまでの導入の効果を踏まえながら、地域の実情も考慮した調達に努める」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、市場化テストの結果や過去の執行実績を精査し、単価の見直しなどを行い、概算要求へ反映しました。（事業番号0017）

施策	政3-3-1：行政財産等の監査の実施						
測定指標 (定量的な指標)	[主要]政3-3-1-A-1：監査実施割合 (単位：%)						
	年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	達成度
	目標値	100.0	100.0	100.0	100.0 (525)	100.0 (520)	○
	実績値	100.0 (571)	100.0 (530)	100.0 (530)	100.7 (529)	100.1 (521)	
<p>(出所) 理財局国有財産調整課国有財産監査室調</p> <p>(注1) 目標値の( )内は年度当初計画の件数 実績値の( )内は実績の件数</p> <p>(注2) 平成25年度から27年度までの実施率は、最終的な監査計画に対する実施割合としていますが、平成28年度及び29年度の実施率は年度当初計画に対する実施割合としています。</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>国有財産の有効活用を促進するため、国有財産の監査の充実・強化を図っており、現地における深度ある監査を進めています。</p> <p>平成29年度においても、引き続き、現地における深度ある監査を監査計画に対して100%実施するため、目標値を設定しました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>実績値が目標値に達したため、達成度は、「○」としました。</p>							
施策についての評価	s 目標達成						
評価の理由	<p>未利用国有地の洗い出しや空きスペースの創出などに主眼を置いた「庁舎等、省庁別宿舎の公用財産に対する監査」及び「市街地に所在する道路、河川等の公共用財産に対する監査」に事務量を重点的に配分するとの方針に基づき、現地において、国有財産の現況を正しく把握したうえで、財政への貢献や地域のニーズを踏まえた有効活用を求める等の深度ある監査を計画どおり実施し、指標を達成しました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>						

<b>施策</b>	<b>政3-3-2：庁舎の有効活用の推進</b>	
<b>測定指標 (定性的な指標)</b>	[主要]政3-3-2-B-1：庁舎の入替調整等の実施状況	
	<b>目標</b>	<p>庁舎については、行政組織の見直しによって生じる既存庁舎の過不足を解消し、借受庁舎の解消による借受費用の縮減や売却可能財産の創出を図るため、監査の結果等を有効に活用した上で省庁横断的な入替調整等を積極的に行うことにより、引き続き、既存庁舎の効率的な活用を推進します。</p> <p>(目標の設定の根拠)          現下の厳しい財政事情を踏まえ、庁舎の効率的な活用を推進する必要があるためです。</p>
	<b>実績及び目標の達成度の判定理由</b>	<p>借受庁舎の解消による借受費用の縮減や売却可能財産の創出を図るため、監査の結果等を有効に活用した上で省庁横断的な入替調整等を積極的に実施しました。具体的には、平成30年1月及び平成30年3月に、財政制度等審議会に諮った上で、中央合同庁舎第2号館等全国9市・区に所在する合計12庁舎について、庁舎等使用調整計画を策定するなど、既存庁舎の効率的な活用を推進しました。</p> <p>○</p> <p>※庁舎等使用調整計画（平成30年1月19日諮問）  <a href="https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub_of_national_property/proceedings_np/material/zaisan300119e.pdf">https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub_of_national_property/proceedings_np/material/zaisan300119e.pdf</a>          上記実績のとおり、既存庁舎の効率的な活用の推進に取り組んだことから、達成度は、「○」としました。</p>
<b>施策についての評価</b>	s 目標達成	
<b>評定の理由</b>	<p>現下の厳しい財政事情を踏まえ、監査の結果等を有効に活用した上で省庁横断的な入替調整等を積極的に実施するため、財政制度等審議会に諮った上で庁舎等使用調整計画を策定するなど、既存庁舎の効率的な使用を推進しました。</p> <p>また、老朽化等により継続して使用することが困難な庁舎については、利用者利便に十分配慮しつつ、スクラップ・アンド・ビルドの考え方に基づく特定国有財産整備計画の活用も含めた移転・集約化等を推進するとともに、建替えと民間借受けのコスト比較を行い、最も効率的な調達方法の選択に努めました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>	

### 政3-3-2に係る参考情報

#### 参考指標1：既存庁舎等の入替調整等実績の推移

(単位：件)

	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
庁舎数	51	55	60	72	37
官署数	108	107	99	105	53

(出所) 理財局国有財産調整課調

参考指標 2 : 庁舎等使用調整計画による借受費用縮減及び売却可能財産の創出実績の推移

		平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
借受費用縮減	(㎡)	10,366	2,234	5,254	16,470	390
	(億円)	9.1	0.9	2.9	15.5	0.1
売却可能財産	(㎡)	14,258	19,440	7,562	1,820	1,060

(出所) 理財局国有財産調整課調

施策	政3-3-3 : 宿舍の有効活用の推進							
測定指標 (定量的な指標)	[主要] 政3-3-3-A-1 : 宿舍戸数の推移 (単位: 万戸)							
	年度	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度末	29年度	達成度
	目標値	(減少)	(減少)	(減少)	(減少)	16.3	16.3以下	○
	実績値	20.1	18.6	17.5	16.6	16.3	16.3	
(出所) 理財局国有財産調整課調 (注) 平成24年度から平成27年度及び平成29年度は各年9月1日現在の戸数 (目標値の設定の根拠) 平成23年12月に取りまとめられた「国家公務員宿舍の削減計画」で達成した宿舍の必要戸数約16.3万戸を増加させることなく有効活用を行うこととし、目標値を16.3万戸と設定しました。  (目標の達成度の判定理由) 平成29年5月の財政制度等審議会国有財産分科会に報告し、宿舍削減計画を達成した約16.3万戸の宿舍戸数を増加させることなく取り組んだことから、達成度は、「○」としました。								
施策についての評価		s 目標達成						
評定の理由	「国家公務員宿舍の削減計画」及び平成24年11月に取りまとめた『「国家公務員宿舍の削減計画」に基づくコスト比較等による個別検討結果及び宿舍使用料の見直しについて』において、 ① 宿舍戸数について、平成28年度末を目途に、宿舍戸数約21.8万戸から必要戸数の16.3万戸まで、5.6万戸(25.5%)程度の削減を行う、 ② 宿舍使用料(駐車場の使用料を含む)については、宿舍に係る歳出に概ね見合う歳入を得る水準まで、使用料の引上げを行う必要があり、平成26年4月から2年ごとに3段階で引き上げを実施する、とされています。 ① 宿舍戸数の削減については、平成28年度末に削減計画の目標である16.3万戸まで宿舍戸数を削減したものであり、平成29年度においても、この宿舍戸数を増加させることなく、適切な管理を実施しました。また、既存宿舍について長期間の有効活用を可能にするため、既存宿舍の耐震改修工事を実施する等の必要な改修を行いました。 ② 宿舍使用料については、政策的対応を講じた上で、平成26年4月から段階的な引上げを開始し、平成30年4月に3回目の引上げを行いました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。							

施策	政3-3-4 : 未利用国有地等の有効活用の推進						
測定指標 (定量的な指標)	政3-3-4-A-1 : 未利用国有地 (財務省所管一般会計所属普通財産) の一般競争入札実施状況 (単位 : %、件数)						
	年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	達成度
	目標値	1,619	1,676	1,358	1,342	1,262 (90以上)	○
	実績値	1,501 (92.7)	1,265 (75.5)	1,322 (97.3)	1,341 (99.9)	1,238 (98.1)	
	<p>(出所) 理財局国有財産業務課調  (注1) 目標値の ( ) 内は目標実施率  実績値の ( ) 内は実施計画に対する実施率  (注2) 平成26年度の一般競争入札実施件数(実績値)は、前年度以前の不調、不落財産で売却可能性の向上が見込めない財産を入札に付さなかったことから、一般競争入札実施計画件数を大幅に下回っている。これを受け、平成27年度以降の一般競争入札実施計画件数については、財産の内容をより精査して設定。  (目標値の設定の根拠)  未利用国有地が発生した場合にはまず、地方公共団体等から公的取得等要望を募り、要望がない場合には、一般競争入札に付しているところです。現下の財政事情等を踏まえ、税外収入の確保に努める必要があることから、一般競争入札を計画的に実施する必要があり、実施計画件数を目標値として設定しました。  (目標の達成度の判定理由)  実績値が目標値に達したため、達成度は、「○」としました。</p>						
測定指標 (定性的な指標)	[主要] 政3-3-4-B-1 : 介護や保育などの人々の安心につながる分野での国有財産の有効活用						
	目標	<p>地域や社会のニーズに対応した国有財産の有効活用の観点から、人々の安心につながる分野で国有財産を積極的に活用することとし、介護施設や保育所等の整備にあたっては、地方公共団体等の要望に応じ、売却に加えて、定期借地制度を利用した貸付けを行います。</p> <p>なお、用地確保が困難な都市部等における介護施設整備を促進するため、定期借地制度による貸付料を5割減額するなど、「介護離職ゼロ」に向けた介護施設整備の促進に貢献します。</p> <p>(目標の設定の根拠)  「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」(平成27年11月26日一億総活躍国民会議取りまとめ)において、「介護離職ゼロ」に向けた緊急対策として「国有地の更なる活用」が取りまとめられていること、また、「待機児童解消加速化プラン」において、「国有地を活用した保育所整備」が待機児童の解消に向けた支援策の1つとされていること、さらには、「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)において、「国有地の更なる活用により受け皿の拡大を促進する」とされているなどから、地域や社会のニーズに対応した国有財産の有効活用を図る必要があるためです。なお、「経済・財政再生アクション・プログラム2016」(平成28年12月21日経済財政諮問会議決定)(以下「AP」といいます。)において、「目標は設定せず、国有地の定期借地件数をモニターする」とされています(【AP改革項目関連：社会資本整備等④】)。</p>				達成度	



測定指標（定性的な指標）	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>地域や社会のニーズに対応した国有財産の有効活用の観点から、人々の安心につながる分野で国有財産を積極的に活用することとし、介護施設や保育所等の整備に当たっては、地方公共団体等の要望に応じ、売却に加えて定期借地制度を利用した貸付けを行いました。特に、用地確保が困難な都市部等における介護施設整備を促進するため、定期借地制度による貸付料を5割減額するなど、「介護離職ゼロ」に向けた介護施設整備の促進に貢献しています。</p> <p>・保育関係：売却 7件 ・高齢者関係：売却 7件  定期借地貸付 10件 定期借地貸付 19件  定期借家貸付 1件  ・障害者関係：売却 4件  定期借地貸付 2件</p> <p>上記実績のとおり、地域や社会のニーズに対応した国有財産の有効活用に積極的に取り組んだことから、達成度は、「○」としました。</p>	○
	政3-3-4-B-2：災害応急対策等の備えなど防災に関する諸活動の推進への国有財産の有効活用		
	目標	<p>災害応急対策等への備えとして、国有地を活用した避難場所、避難所、備蓄など防災に関する諸活動の推進に配慮します。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>「防災基本計画」（平成28年5月31日中央防災会議決定）において、防災に関する諸活動の推進に当たり、国有財産の有効活用を図るとされているためです。</p>	達成度
実績及び目標の達成度の判定理由	<p>災害応急対策等への備えとして、避難場所、避難所、備蓄など防災の諸活動の推進に配慮し、地方公共団体へ未利用国有地の情報提供に取り組みました。その結果、2件の財産について売買契約等を締結しました。</p> <p>以上のことから、達成度は、「○」としました。</p>	○	
政3-3-4-B-3：地区計画活用型一般競争入札や二段階一般競争入札の活用			
目標	<p>一定規模以上で、需要が高く、民間事業者による様々な企画提案が期待されるなどの土地については、資産価値の向上やまちづくりの観点から、地方公共団体と連携のうえ、地区計画活用型一般競争入札（用語集参照）や二段階一般競争入札（用語集参照）の活用を検討します。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>まちづくりに配慮した土地利用を行いつつ、民間の企画力・知見を具体的な土地利用に反映させ、資産価値の向上や地域経済の活性化等の効果を実現するためです。</p>	達成度	
実績及び目標の達成度の判定理由	<p>平成29年度においては、上記の効果を実現するために、地方公共団体と連携のうえ、地区計画活用型一般競争入札を実施した財産4件及び二段階一般競争入札を実施した財産2件について契約を実施しました。</p> <p>以上のことから、達成度は、「○」としました。</p>	○	

測定指標（定性的な指標）	政3-3-4-B-4：交換制度の活用及び瑕疵等明示売却の実施		
	目 標	<p>無道路地・不整形地（用語集参照）といった土地の形状により建物が建てられない財産等において、隣接している土地と交換することで土地の有効活用が可能な場合には、交換制度を活用します。</p> <p>また、隣接地との境界が未確定となっている財産等については、その現状を明示した上で積極的に入札（瑕疵等明示売却）に付します。</p>	達成度
		<p>（目標の設定の根拠）</p> <p>現下の厳しい財政状況の下、土地の形状により建物が建てられない財産、隣接地との境界が未確定となっている財産など売却困難事由のある財産について、積極的な処理促進を図る必要があるためです。</p>	
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>無道路地・不整形地といった土地の形状により建物が建てられない財産等について、交換制度の活用を検討し、隣接所有者等との交渉を2件行うほか、貸付け相手方に対し、貸付料改正時に交換制度の説明に努めましたが、交換の実施までには至りませんでした。</p> <p>また、隣接地との境界が未確定となっている財産等については、その現状を明示した上で積極的に入札（瑕疵等明示売却）に付した結果、263件の売買契約を締結しました。</p> <p>以上のことから、達成度は「○」としました。</p>	○
	政3-3-4-B-5：暫定活用の推進		
	目 標	<p>売却までの間、暫定活用が可能な未利用国有地や売却困難財産及び売れ残り財産について、一時貸付に係る要望を募るなどの有効活用を図ります。</p>	達成度
		<p>（目標の設定の根拠）</p> <p>税外収入の確保に加え、国有地の管理コストを削減するためです。</p>	
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>売却までの間、暫定活用が可能な未利用国有地や、一般競争入札に付したものの成約に至らなかった売れ残り財産等については、財務局等のウェブサイトで一時的貸付等に係る要望を募り、暫定活用の推進に努めた結果、平成29年度においては、344件の財産について一時貸付等の契約を締結しました。</p> <p>以上のことから、達成度は、「○」としました。</p>	○
	政3-3-4-B-6：売却及び貸付にかかる公正、透明な処理及び暴力団排除の徹底		
	目 標	<p>売却や貸付を行うに当たっては、法令等に基づいて明確化された手続に従い、公正、透明な処理を行います。</p> <p>なお、契約に当たっては、警察当局と連携して暴力団等の排除を徹底します。</p> <p>また、国有地の取得に関する架空取引話への対策として、財務省ウェブサイト等を通じた一般に向けた注意喚起とともに、売却等手続の理解・浸透を図ります。</p>	達成度
	<p>（目標の設定の根拠）</p> <p>未利用国有地の売却等について、公用・公共用の利用を優先する考え方を基本としつつ、速やかに、かつ、公正、透明に行う必要があるためです。</p> <p>「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）の施行を受け、普通財産の管理・処分に係る契約に関し、警察当局と連携した暴</p>		



		力団排除を行うためです。 国有地の架空取引話による被害を防止するためです。	
実績及び目標の達成度の判定理由		売却や貸付を行うに当たっては、法令等に基づいて明確化された手続に従い、公正、透明な処理を行いました。 なお、契約に当たっては、警察当局と連携して暴力団等の排除を徹底しました。 また、国有地の取得に関する架空取引話への対策として、財務省ウェブサイト等を通じて注意喚起するなど、売却等手続の理解・浸透を図りました。 以上のことから、達成度は、「○」としました。	○
施策についての評定		s 目標達成	
評定の理由	<p>未利用国有地については、公用・公共用優先の原則に基づき、優先的に地方公共団体等からの利用要望を受け付け、地域や社会のニーズに対応した国有財産の有効活用の観点から、介護や保育などの分野で国有財産を積極的に活用することとし、介護施設や保育所等の整備に当たっては、地方公共団体等の要望に応じ、売却に加えて定期借地制度を利用した貸付けを行いました。また、一定期間内に利用要望がない場合には、財政収入確保の観点から、一般競争入札により処分しました。</p> <p>そのほか、地方公共団体へ未利用国有地の情報提供や売買契約等を行い避難場所、避難所、備蓄などの防災に関する諸活動の推進に寄与したことや、地方公共団体と連携のうえ地区計画活用型一般競争入札や二段階一般競争入札を実施しました。</p> <p>売却困難事由のある財産や売れ残り財産については、交換制度の活用や瑕疵等明示売却を行うとともに、売却までの間は財政収入の確保や維持管理コスト削減のため、暫定活用を推進しました。</p> <p>なお、売却等に当たっては、法令等に基づいて明確化された手続きに従い、公正、透明な処理を行うとともに、契約に当たっては、警察当局と連携し、暴力団等の排除を徹底し、ウェブサイト等を通じて、国有地の取得に関する架空取引話への注意喚起をするなど、売却等手続きの理解・浸透を図りました。</p> <p>以上のとおり、全ての測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>		

### 政3-3-4に係る参考情報

#### 参考指標1：財務省所管一般会計所属普通財産（土地）の年度別現在額の推移

(単位：百万㎡、億円)

	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
面積	787	787	786	785	N.A
台帳価格	47,157	47,398	45,959	45,904	N.A

(出所)「国有財産増減及び現在額総計算書」(理財局管理課国有財産情報室)

(注)平成29年度については、30年11月に確定後、国会に報告される国有財産増減及び現在額総計算書に掲載予定。

#### 参考指標2：未利用国有地の推移

(単位：件、百万㎡、億円)

	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
件数	3,186	3,284	3,873	3,463	N.A
面積	9	9	10	9	N.A
台帳価格	5,457	5,613	4,558	4,234	N.A

(出所)理財局国有財産業務課調

(注)平成29年度については、30年11月に確定後、平成30年度実績評価書に掲載予定。

参考指標3：未利用国有地の状況（平成28年度末）

合計 3,463件 (4,234億円)					
地方公共団体等が利用する財産		処分対象財産		処分困難事由のある財産	
国利用	地方公共団体等利用	入札未実施	売残(注1)	直困難(注2)	当分困難(注3)
48件 (326億円)	263件 (1,441億円)	882件 (868億円)	1,179件 (275億円)	378件 (279億円)	713件 (1,044億円)

(出所) 財務局等から報告を受けて、理財局国有財産業務課で集計。

(注1) 「売残」は、過去の入札において、成約に至らなかった財産である。

(注2) 「直困難」は、境界の再確認等のために直ちには入札により処分することができない財産である。

(注3) 「当分困難」は、境界係争中など、当分の間処分が困難な財産である。

参考指標4：一般競争入札における落札状況

(単位：件、%)

		平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
合 計	実施件数	1,501	1,265	1,322	1,341	1,238
	落札件数	542	476	517	724	469
	落札率	36.1	37.6	39.1	54.0	37.9
最低売却価格 公表物件	実施件数	1,480	1,261	1,319	1,333	1,237
	落札件数	536	472	514	716	468
	落札率	36.2	37.4	39.0	53.7	37.8
最低売却価格 非公表物件	実施件数	21	4	3	8	1
	落札件数	6	4	3	8	1
	落札率	28.6	100.0	100.0	100.0	100.0

(出所) 財務局等から報告を受けて、理財局国有財産業務課で集計。

(注) 平成29年度実績は速報値。30年度に確定後、30年度政策評価書に掲載。

参考指標5：未利用国有地等（財務省所管一般会計所属普通財産）の売却結果の推移

(単位：件数、%、億円)

	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
実施件数	1,501	1,265	1,322	1,341	1,238
落札件数	542	476	517	724	469
契約件数	652	542	633	817	522
成 約 率	43.4	42.8	47.9	60.9	42.2
契約金額	777	829	557	1,311	316

(出所) 財務局等から報告を受けて、理財局国有財産業務課で集計。

(注1) 上記表は、一般競争入札の売却結果の推移を示したものである。

(注2) 平成29年度実績は速報値。30年度に確定後、30年度政策評価書に掲載。

(注3) 平成28年度の契約件数及び契約金額については、入札の結果、落札となった財産を、29年4月1日以降に契約したものを含むため、28年度実績評価書の計数と異なっている。

(注4) 契約件数及び契約金額は、各年度に入札を実施し、契約が翌年度になったものも含まれる。

施策	政3-3-5：事務の効率化などによる普通財産等（土地、政府保有株式等）の管理・処分の適正かつ迅速な事務処理						
	政3-3-5-A-1：旧里道・旧水路等の売却事務処理状況						(単位：%)
年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	達成度	
目標値	100.0	100.0	100.0	82.7以上	82.7以上	○	
実績値	100.0	100.0	100.0	83.7	83.0		
売却通知件数	2,279 (2,279)	2,059 (2,059)	1,983 (1,983)	2,163 (1,811)	1,691 (1,403)		
測定指標 (定量的な指標)	<p>(出所) 財務局等から報告を受けて、理財局国有財産業務課で集計。</p> <p>(注1) 目標値及び実績値は、売却価格通知をした件数のうち30日（閉庁日を除く）以内に処理した件数の処理率。</p> <p>(注2) ( )内は30日（閉庁日を除く）以内に処理した件数</p> <p>(注3) 25年度から27年度の売却価格通知件数は、国の責によらず通知できなかったものを除いた件数となっており、28年度及び29年度の実施計画及び実績値と異なっています。</p> <p>(注4) 28年度及び29年度の実績値については、相手方の資金繰り等により契約時期を指定される等のやむを得ない理由により、売却価格通知を30日（閉庁日を除く）以内にできなかった場合を除いた処理率となっています。</p> <p>(注5) 平成25年度の実績件数については、精査の結果、平成25年度実績評価書と異なっています。</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>迅速な事務処理を徹底するため、申請書を受理してから売却価格を通知するまでの期間を30日（閉庁日を除く）以内とし、期限内の処理を図ることとしておりますが、財産の個別事情によっては事務処理に時間を要するケースがあることも踏まえ、過去の実績値を参考に目標値を設定しました。</p> <p>なお、目標値について、25年度から27年度においては、国の責によらず通知できなかったものを全て除き、目標値100%としていましたが、継続して目標を達成しており、一層の事務処理の迅速化を図っていく観点から、28年度及び29年度においては、国の責によらないもののうち、申請時に書類の不備があったものなどについても30日（閉庁日を除く）以内に処理する対象に含めることとし、過去の実績値を参考に目標値を82.7%以上に設定しました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>実績値が目標値に達したため、達成度は、「○」としました。平成29年度においても、業務委託した民間事業者に対して迅速な事務処理を徹底するよう指導することに努めました。</p>						
	政3-3-5-A-2：国有財産に関する相談、照会の処理状況（1週間以内に回答又は途中経過を連絡した割合）						(単位：%)
	年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	達成度
	目標値	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.8以上	○
	実績値	99.8	99.8	99.8	99.9	99.9	
	相談、照会件数	9,683 (9,662)	10,492 (10,470)	11,376 (11,354)	10,748 (10,736)	9,883 (9,878)	

	<p>(出所) 財務局等からの報告及び理財局国有財産業務課国有財産審理室における処理件数を同室で集計。  (注) ( ) 内は相談、照会件数のうち1週間以内に回答又は途中経過を連絡した件数</p> <p><b>(目標値の設定の根拠)</b></p> <p>国有財産に関する相談、照会に対して、迅速な対応を行うこととしていますが、相談、照会の内容によっては調査に時間を要するケースがあることも踏まえ、過去の実績値を参考に目標値を設定しました。</p> <p><b>(目標の達成度の判定理由)</b></p> <p>実績値が目標値に達したため、達成度は、「○」としました。平成29年度においても、迅速な対応に努め、応接に当たってはできる限り専門用語を避け、平易な言葉を用いつつ、親切・丁寧な対応を心掛けました。</p>	
測定指標(定性的な指標)	<b>政3-3-5-B-1：貸付中財産の積極的な買受勧奨の実施</b>	
	<b>目 標</b>	<p>物納財産などの貸付中財産については、機会を捉えて積極的に買受勧奨を行います。</p> <p><b>(目標の設定の根拠)</b></p> <p>歳入の確保及び資産の圧縮を図るためです。</p>
	<b>実績及び目標の達成度の判定理由</b>	<p>貸付中の財産については、管理事務の軽減等の観点から、借主に対して買受意向の確認調査を実施するとともに、面談を行うことにより、機会を捉えて積極的に買受勧奨を行い、売却促進に努めました。その結果、594件(速報値)の財産を売却しました。</p> <p>以上のことから、達成度は、「○」としました。</p>
	<b>達成度</b>	○
	<b>政3-3-5-B-2：貸付中財産の東日本大震災等にかかる適切な対応の実施</b>	
	<b>目 標</b>	<p>東日本大震災等における被災地に所在する貸付中財産については、その被災状況に応じて貸付期間の不算入措置を講ずるなど、貸付相手方からの相談に丁寧に対応していきます。</p> <p><b>(目標の設定の根拠)</b></p> <p>東日本大震災等における被災地に所在する貸付中の財産にかかる不算入措置などは、被災した貸付相手方への配慮のためです。</p>
	<b>実績及び目標の達成度の判定理由</b>	<p>東日本大震災及び熊本地震における被災地に所在する貸付中の財産については、その被災状況に応じて、23件の貸付期間の不算入措置を講じました。また、貸付相手方からの相談に丁寧に対応しました。</p> <p>以上のことから、達成度は、「○」としました。</p>
	<b>達成度</b>	○
	<b>[主要] 政3-3-5-B-3：国有財産の管理処分事務等の外部委託</b>	
	<b>目 標</b>	<p>国有財産の管理処分事務等については、国の事務・事業の減量及びその運営の効率化を推進する観点から、会計法令に則り国自ら行わなければならない事務を除き、外部委託により実施します。</p> <p><b>(目標の設定の根拠)</b></p> <p>「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」(平成11年4月27日閣議決定)に基づき、国の事務・事業の減量及びその運営の効率化を図るためです。</p>
<b>達成度</b>	○	

測定指標（定性的な指標）	実績及び目標の達成度の判定理由	未利用国有地の管理業務、一般競争入札に係る物件調書の作成、売却等に係る鑑定評価及び合同宿舎の施設改修工事の設計・監理の事務などのうち、会計法令に則り国自ら行わなければならない事務を除き、外部委託を行いました。 以上のことから、達成度は、「○」としました。	○
	政3-3-5-B-4：政府が保有する特殊会社等の株式の管理・処分		
	目標	<p>特殊会社等の株式に係る株主議決権の行使等については、「政府保有株式に係る株主議決権行使等の方針」（平成28年5月17日公表）に基づき、個別の議案等に対応し、その結果については、ウェブサイトで公表します。</p> <p>また、処分が求められている特殊会社の株式については、適切な処分に向けた所要の準備を進め、個々の株式処分の環境が整った場合、株式市場の状況等を勘案しつつ、処分を行います。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>特殊会社等の株式については、国民共有の財産であり、企業価値及び株式価値の向上を図る観点から、適切に株主議決権の行使等を行う必要があること、また、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）等により、処分が求められているためです。</p>	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）等により売却が求められている政府保有株式については、個々の株式売却の環境が整った時に機動的な売却が行えるよう所要の事務準備等を進め、日本郵政株式会社株式について、平成29年9月にローンチ（売出しの対外公表）をし、発行済株式総数の22.0%（9億9,009万9,100株）の市場への売却を行うとともに、日本郵政株式会社による自己株式の取得に応じ、発行済株式総数の1.6%（7,247万4,500株）の売却を行いました。この結果、合計で約1.4兆円の売却収入を確保しました。</p> <p>また、特殊会社等の株式については、企業価値及び株式価値の向上を図る観点から適切に株主議決権の行使等を行うため、平成28年5月に策定した「政府保有株式に係る株主議決権行使等の方針」（以下、「方針」という。）に基づいて、特殊会社等との対話を行うとともに、特殊会社等の株主総会において個別の議案等に対応し、その結果を平成29年9月に公表しました。なお、「方針」の対象法人については、機動的に変更できるようにしました。</p> <p>以上のことから、達成度は、「○」としました。</p>	○
政3-3-5-B-5：物納株式等の管理・処分			
目標	<p>物納株式等については、引き受け後、可能な限り速やかに所要の準備を進め、個々の株式処分の環境が整った場合、株式市場の状況等を勘案しつつ、外部委託の活用等により処分を行います。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>物納株式等については、金銭に代わるものとして納付されたものであり、株式市場の状況等を考慮しつつ、可能な限り速やかに換価する必要があるためです。</p>	達成度	



	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>物納のあった上場株式については、株式市場の状況等に応じて処分を行いました。また、非上場株式については、積極的な買受勧奨を実施し、処分できるものは処分を行いました。</p> <p>以上のことから、達成度は、「○」としました。</p>	○
<b>施策についての評定</b>		c 目標に向かっていない	
評定の理由	<p>未利用国有地等の維持管理事務等について、外部委託を活用し効率的な事務処理を行いました。</p> <p>旧里道・旧水路（用語集参照）等の財産についての調査依頼等に対し、関係機関への照会調査や現地確認調査等を的確に行い、その結果、誤信使用財産（用語集参照）であることが確認された場合には、使用者の申請により売却を行いました。なお、売却事務処理にあたり申請者に対して丁寧な説明を行い、適正かつ迅速な事務処理をしました。</p> <p>誤信使用財産については、優先順位をつけた計画を策定し、計画的に処理しました。</p> <p>貸付中の財産について、維持管理にかかる事務を軽減する観点から買受勧奨を行うことにより売却促進に努め、東日本大震災や熊本地震における被災地に所在する貸付中の財産について、貸付相手方からの相談に丁寧に対応しました。これらの事務についても、会計法令に則り国自らが行わなければならない事務を除き、外部委託を活用し、効率的な事務処理を行いました。</p> <p>さらに、国有財産に関する相談、照会に対して、迅速かつ丁寧な対応に努めました。</p> <p>なお、特殊会社の株式については、売却収入を復興財源に充てることとされている日本郵政株式会社株式の売却を行い、特殊会社等の株式に係る株主議決権の行使等については、個別の議案等に対応し、その結果について、ウェブサイトで公表しました。また、物納株式等については、引き受け後、可能な限り速やかに所要の準備を進め、株式処分の環境が整ったものについては、株式市場の状況等に応じつつ、外部委託の活用等により処分を行いました。</p> <p>今般、学校法人森友学園に対する国有地の売却等については、校舎の建設工事が進む中で新たな地下埋設物が発見され、損害賠償請求のおそれがあるなど切迫した状況の中、将来にわたって一切の国の責任を免除するよう特約条項を付すことも含め、ぎりぎりの対応であったが、その後、本事案に関し、国会等で様々な議論がなされる中で決裁文書の改ざんや応接録の廃棄等が行われていることが判明しました。</p> <p>以上のとおり、全ての測定指標は「○」であるものの、当該施策の評定は、上記のとおり、学校法人森友学園に対する国有地の売却等事案を受けて、「c 目標に向かっていない」としました。</p> <p>※平成30年1月19日財政制度等審議会国有財産分科会「公共随契を中心とする国有財産の管理処分手続き等の見直しについて」  <a href="https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_national_property/proceedings_np/material/zaisan300119b.pdf">https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_national_property/proceedings_np/material/zaisan300119b.pdf</a></p>		

政3-3-5に係る参考指標

参考指標1：財務省所管普通財産の管理業務の状況

(単位：件、箇所、棟)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
巡回 箇所	3,863	3,963	4,262	5,265	4,128
草刈 箇所	4,392	3,838	4,313	4,848	3,996
柵設置 箇所	481	484	454	330	398
不法投棄物処理 件	361	310	256	236	227
立木伐採・剪定 箇所	569	589	554	609	600
立看板設置 件	1,560	1,128	1,568	1,681	1,454
建物解体 棟	35	31	30	55	59
合計 件、箇所、棟	11,261	10,343	11,437	13,024	10,862

(出所) 財務局等から報告を受けて、理財局国有財産業務課で集計。

施策	政3-3-6：国有財産増減及び現在額総計算書等の国会への早期報告と情報提供の充実						
測定指標 (定量的な指標)	政3-3-6-A-1：国有財産増減及び現在額総計算書等の会計検査院への送付日						
	年度	平成25年度 (平成24年度 決算)	平成26年度 (平成25年度 決算)	平成27年度 (平成26年度 決算)	平成28年度 (平成27年度 決算)	平成29年度 (平成28年度 決算)	達成度
	目標値	—	—	—	28.9月初旬	29.9月初旬	○
	送付日	25.9.3	26.9.2	27.9.1	28.9.2	29.9.1	
	(出所) 理財局管理課国有財産情報室調						
	(目標値の設定の根拠)						
	<p>決算について、平成15年に参議院から会計年度翌年の11月20日前後に国会へ提出するよう要請を受けたところであり、歳入歳出決算の国会提出と合わせて国会に報告している国有財産増減及び現在額総計算書等について、会計検査院における検査確認に2か月程度の期間を要していることを考慮し、9月初旬を目標とするものです。</p>						
	(目標の達成度の判定理由)						
	<p>平成28年度国有財産増減及び現在額総計算書等については、国有財産総合情報管理システムにより効率的かつ的確に作成しました。また、平成29年9月1日に会計検査院に送付し、国会からの早期提出(会計年度翌年の11月20日前後)の要請に応えるよう努めたことから、達成度は「○」としました。</p>						
	[主要]政3-3-6-A-2：国有財産増減及び現在額総計算書等の国会への報告日						
年度	平成25年度 (平成24年度 決算)	平成26年度 (平成25年度 決算)	平成27年度 (平成26年度 決算)	平成28年度 (平成27年度 決算)	平成29年度 (平成28年度 決算)	達成度	
目標値	—	—	—	28.11.20前後	29.11.20前後	○	
報告日	25.11.19	26.11.18	28.1.8	28.11.18	29.11.21		



	<p>(出所) 理財局管理課国有財産情報室調  (注) 平成26年度国有財産増減及び現在額総計算書等の国会報告が平成28年1月8日となったのは、平成27年11月20日前後に国会が開会されていなかったためです。</p> <p><b>(目標値の設定の根拠)</b>  決算について、平成15年に参議院から会計年度翌年の11月20日前後に国会へ提出するよう要請を受けたところであり、歳入歳出決算の国会提出と合わせて国会に報告している国有財産増減及び現在額総計算書等についても、当該要請を踏まえて対応するためです。</p> <p><b>(目標の達成度の判定理由)</b>  平成28年度国有財産増減及び現在額総計算書等については、国会からの早期提出(会計年度翌年の11月20日前後)の要請に応え、平成29年11月21日に国会へ報告したことから、達成度は「○」としました。</p>	
	<p><b>政3-3-6-B-1：ウェブサイトにおける情報内容の充実、利便性の向上</b></p>	
測定指標(定性的な指標)	<p><b>目 標</b></p> <p>財務省ウェブサイトや国有財産情報公開システムについて、情報内容の充実や利便性の向上に努めます。</p> <p><b>(目標の設定の根拠)</b>  国有財産行政の透明性を高め、より積極的な説明責任を果たす必要があるためです。</p>	達成度
	<p><b>実績及び目標の達成度の判定理由</b></p> <p>国有財産レポートについて、最新の国有財産行政を反映するなど内容の充実を図ったほか、国有財産の各種統計について、「財政金融統計月報(国有財産特集)」にまとめ、これらを財務省ウェブサイトに掲載しました。</p> <p>また、庁舎・宿舍・未利用国有地等の「国有財産一件別情報」について、地図情報の追加や作成・更新の前倒しを行い、国有財産情報公開システムを通じて提供しました。</p> <p>※国有財産情報公開システム  <a href="http://www.kokuyuzaisan-info.mof.go.jp/kokuyu/">http://www.kokuyuzaisan-info.mof.go.jp/kokuyu/</a>  以上のことから、達成度は、「○」としました。</p>	○
<p><b>政3-3-6-B-2：未利用国有地の売却情報等の公開・情報発信</b></p>		
測定指標(定性的な指標)	<p><b>目 標</b></p> <p>すべての未利用国有地については、ウェブサイトやメールマガジン等を通じて、所在地、数量のほか都市計画法上の制限や図面など国民のニーズに即応した情報の公開に努めるとともに売却予定財産及び売却結果等についてタイムリーに公表します。</p> <p><b>(目標の設定の根拠)</b>  未利用国有地に関する情報については、国民の利便性の向上等の観点から、積極的に情報提供する必要があるためです。</p>	達成度
	<p><b>実績及び目標の達成度の判定理由</b></p> <p>すべての未利用国有地について、「公用・公共用の取得等要望を受け付ける物件」、「今後入札を予定している物件」等に係る所在地、数量、都市計画法上の制限、図面などの財産情報を各財務局等ウェブサイトに掲載し、それを定期的に更新することにより、国民のニーズに即応したタイムリーな公開に努めるとともに、一般競争入札及び公共団体等への売却結果等を取りまとめて公表しました。</p>	○

	<p>また、一般競争入札にあたっては、新聞広告や折込みチラシにより、未利用国有地の売却情報を発信しました。</p> <p>更に、平成26年6月以降、引き続き国有地の売却情報等に関するメールマガジン（「国有財産物件情報メールマガジン」）の配信を実施し、平成29年度は200回の配信を行いました。</p> <p>以上のことから、達成度は、「○」としました。</p>	
<b>施策についての評定</b>	s 目標達成	
<b>評定の理由</b>	<p>平成28年度国有財産増減及び現在額総計算書等については、国有財産総合情報管理システムにより効率的かつ的確に作成し、会計検査院の検査を経た上で、平成29年11月21日に国会に報告しました。</p> <p>また、国有財産レポートの内容を充実し、国有財産の各種統計とともに財務省ウェブサイトに掲載したほか、「国有財産一件別情報」を国有財産情報公開システムを通じ提供するなど、情報内容の充実等に努めました。</p> <p>すべての未利用国有地については、引き続き、国民のニーズに即応した情報のタイムリーな公開を行うとともに、一般競争入札で売却を予定している財産や、一般競争入札及び公共団体等への売却結果を取りまとめて随時公表し、積極的に情報開示を行いました。</p> <p>以上のとおり、全ての測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>	

### 政3-3-6に係る参考情報

#### 参考指標1：国有財産情報公開システムへのアクセス件数

(単位：件)

	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
アクセス件数	486	92,902	86,244	106,315	117,205

(出所) 理財局管理課国有財産情報室調

(注) 平成25年度のアクセス件数は、国有財産情報公開システムのセキュリティ対策の一層の強化等のため、運用を見合わせたことから、運用を再開した平成26年3月31日の件数となっている。

#### 参考指標2：国有財産に関する定期的な公表資料の公表状況及び内容の充実

	作成頻度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
国有財産増減及び現在額総計算書 ( <a href="https://www.mof.go.jp/national_property/reference/houkoku/index.htm">https://www.mof.go.jp/national_property/reference/houkoku/index.htm</a> )	年1回	○	○	○	○	○
国有財産無償貸付状況総計算書 ( <a href="https://www.mof.go.jp/national_property/reference/houkoku/index.htm">https://www.mof.go.jp/national_property/reference/houkoku/index.htm</a> )	年1回	○	○	○	○	○
国有財産の増減及び現在額に関する説明書・国有財産の無償貸付状況に関する説明書 ( <a href="https://www.mof.go.jp/national_property/reference/houkoku/index.htm">https://www.mof.go.jp/national_property/reference/houkoku/index.htm</a> )	年1回	○	○	○	○	○
国有財産レポート ( <a href="https://www.mof.go.jp/national_property/publication/report/">https://www.mof.go.jp/national_property/publication/report/</a> )	年1回	○	○	○	○	○
財政金融統計月報 (国有財産特集) ( <a href="https://www.mof.go.jp/national_property/reference/statistics/data.htm">https://www.mof.go.jp/national_property/reference/statistics/data.htm</a> )	年1回	○	○	○	○	○

(出所) 理財局国有財産企画課・管理課国有財産情報室調

評価結果の反映

以下のとおり、実施していきます。

国民共有の貴重な財産である国有財産については、有効活用を図っていくとともに適正な管理・処分を行います。具体的には、庁舎の効率的な使用の推進、宿舍の適正な管理の実施、行政財産等の監査の実施、未利用国有地等の有効活用の推進に引き続き取り組みます。

普通財産等（土地、政府保有株式等）の管理・処分の適正かつ迅速な事務処理に関し、学校法人森友学園に対する国有地の売却等事案について、国会での指摘や会計検査院の検査結果を踏まえ、公共随意契約を中心とする国有財産の管理処分手続きについて、一層の適正性の向上に努めるとともに平成30年度においては、引き続き関係する通達を改正するなど手続きの明確化に取り組みます。

なお、平成30年度においては、平成30年1月19日財政制度等審議会国有財産分科会にて取りまとめを行った「公共随契を中心とする国有財産の管理処分手続き等の見直しについて」に基づき、新たな測定指標を設定しました。

また、決裁文書の改ざんや応接録の廃棄等は重大な問題であり、二度とこうした事態が起こらないよう、森友学園案件に係る決裁文書の改ざん等に関する調査の結果を踏まえて、公文書管理の徹底、電子決裁への移行加速化等や、コンプライアンス、内部統制の総合的な態勢整備など、再発防止に向けた取組を進めます。

また、国有財産増減及び現在額総計算書等の国会への早期報告や情報提供の充実に引き続き取り組みます。

さらに、国有財産の適正な管理及び有効活用の推進並びに情報提供の充実のために必要な経費、庁舎の計画的かつ効率的な整備に必要な経費、庁舎の耐震化に必要な経費及び合同宿舍の長寿命化等を図るための改修等に必要な経費の確保に努めます。

財務省政策評価懇談会における意見

- 国有財産の有効活用が重要である。我々の世代で全て売り払ってしまうと、我々の孫や子孫は赤字も背負うし国有財産もなくなってしまうので、リースの活用など、将来世代に対しても貢献できるよう何が出来るかを考えていただきたい。

		区分	平成27年度	28年度	29年度	30年度
政策目標に係る予算額	予算の状況 (千円)	当初予算	70,128,130	81,583,238	51,060,771	50,175,294
		補正予算	1,964,378	△188,567	△365,552	
		繰越等	1,071,802	△5,601,082	N. A.	
		合計	73,164,310	75,793,589	N. A.	
	執行額(千円)	68,495,806	71,430,476	N. A.		

(概要)

国有財産一般事務費、普通財産管理処分費、国有財産制度等調査経費などの国有財産の管理及び処分に必要な経費及び老朽化等に伴う宿舍の改修等に必要な経費、庁舎等の集約立体化・移転再配置等に必要な経費です。

(注) 平成29年度「繰越等」、「執行額」については、平成30年11月頃に確定するため、平成30年度実績評価書に掲載予定です。

<b>政策目標に関する 施政方針演説等内閣 の主な重要政策</b>	<p>一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策（平成27年11月26日一億総活躍国民会議取りまとめ）</p> <p>ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）</p> <p>防災基本計画（平成29年4月11日中央防災会議決定）</p> <p>未来投資戦略2017（平成29年6月9日閣議決定）</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針2017（平成29年6月9日閣議決定）</p> <p>経済・財政再生計画 改革工程表 2017改定版（平成29年12月21日経済財政諮問会議決定）</p> <p>まち・ひと・しごと創生総合戦略（2017改訂版）（平成29年12月22日閣議決定）</p>
---	--

<b>政策評価を行う過程 において使用した資料 その他の情報</b>	該当なし
--	------

<b>前年度政策評価結果 の政策への反映状況</b>	<p>平成28年度政策評価実施計画の実績評価を受けて、以下の取組みを実施しました。</p> <p>国民共有の貴重な財産である国有財産については、有効活用を図っていくとともに適正な管理・処分を行いました。具体的には、行政財産等の監査の実施、庁舎の有効活用の推進、宿舍の有効活用の推進、未利用国有地等の有効活用の推進、事務の効率化などによる普通財産等の管理・処分の適正かつ迅速な事務処理に取り組みました。</p> <p>また、国有財産増減及び現在額総計算書等の国会への早期報告や情報提供の充実に取り組みました。</p> <p>さらに、国有財産の適正な管理、有効活用の推進並びに情報提供の充実のために必要な経費、庁舎の計画的かつ効率的な整備に必要な経費、庁舎の耐震化に必要な経費及び合同宿舍の長寿命化等を図るための改修等に必要な経費の確保に努めました。</p>
--------------------------------	---

<b>担当部局名</b>	理財局（国有財産企画課、国有財産調整課、国有財産業務課、政府出資室、国有財産有効活用室、国有財産監査室、国有財産審理室、国有財産情報室）	<b>政策評価実施時期</b>	平成30年8月
--------------	--	-----------------	---------

## 政策目標3-4：国庫金の効率的かつ正確な管理

<b>上記目標の概要</b>	<p>財務省では、国庫金（用語集参照）受払状況や残高の確認及び予測に基づいて国庫金の過不足の調整（用語集参照）をすること等により、国庫金の管理を行っています。国庫金の管理にあたっては、効率的に行うとともに、出納の正確性を引き続き確保することを目指します。</p> <p>（上記目標を達成するための施策）</p> <p>政3-4-1：国庫金の効率的な管理</p> <p>政3-4-2：国庫金の出納事務の正確性の確保</p> <p>政3-4-3：国庫収支に関する情報提供</p>
----------------	---

## 政策目標3-4についての評価結果

政策目標についての評価 **S** 目標達成

<b>評定の理由</b>	<p>全ての施策が「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評価は、上記のとおり「S 目標達成」としました。</p>
<b>政策の分析</b>	<p>（必要性・有効性・効率性等）</p> <p>国庫金は、国の資産の一部を成しており、その効率的かつ正確な管理は、適正な財務管理のために不可欠です。</p> <p>また、国庫金の効率的な管理を図るうえで、国庫内に生じた余裕資金を最大限活用する施策は、有効な取組であったと考えます。</p> <p>さらに、国庫収支事務オンラインシステムを活用すること等により、事務を効率的に行っています。</p> <p>（平成29年度行政事業レビューとの関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国庫収支見込システム</li> </ul> <p>国庫収支事務オンラインシステムは行政事業レビューの所見において「システム運用経費について、入札における競争性の確保を図るなど、引き続きコストの削減に努める。」とされたことを踏まえ、平成30年度予算において、執行状況等を踏まえ、運用コストを見直したことによる削減を反映しました。</p> <p>（事業番号020）</p>

施策	政3-4-1：国庫金の効率的な管理						
測定指標 (定量的な指標)	[主要]政3-4-1-A-1：資金需要に対して国庫内の資金で対応した割合 (単位：%)						
	年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	達成度
	目標値	-	-	-	19.6	20.5	○
	実績値	18.3	17.4	21.6	27.0	31.3	
	<p>(出所) 理財局国庫課調</p> <p>(注1) 資金需要の平均額に対し、国庫余裕金の繰替使用及び政府短期証券の国庫内引受の平均残高の合計額が占める割合。</p> <p>(注2) 年度ごとの財政状況等による特別な変動の影響をなるべく排除するため、目標値には過去5年の平均を利用しています。</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>国庫金の効率的な管理のためには、各会計の資金需要の状況を的確に把握し、国庫内に生じた余裕資金を最大限有効活用することが重要です。</p> <p>市場への影響等も勘案しつつ、国庫内に生じた余裕資金を用いて、資金需要が生じている特別会計等へ無利子での貸し付け(国庫余裕金の繰替使用)や、特別会計等が発行する政府短期証券の引受け(政府短期証券の国庫内引受)を行うことにより、特別会計等の資金需要を満たすと同時に民間からの資金調達額を抑制することが可能となります。</p> <p>したがって、資金需要に対して国庫内の資金で対応した割合について、過去5年の平均より増加させることを目標値として設定しました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>国庫内に生じた余裕資金を有効活用し、特別会計等への貸し付けを行い、民間からの資金調達額を抑制しました。実績値が目標値に達したため、達成度は「○」としました。</p>						
施策についての評定	s 目標達成						
評定の理由	<p>国庫収支事務オンラインシステムを活用することで、各府省庁等の歳出金等の受払情報を迅速に入手するとともに、受払実績のデータを蓄積することにより、国庫の資金繰り業務を効率的に行いました。</p> <p>国庫金の受入と支払のタイミングのずれにより、国庫に一時的に発生する国庫余裕金を抑制するため、国庫金の受入日(租税・年金保険料の受入日)に支払日を合わせる調整を行いました。</p> <p>国庫収支の時期的な調整を行った上で、それでも国庫に余裕が生じている場合には、外国為替資金特別会計に国庫余裕金の繰替使用を行うことにより、外国為替資金証券(用語集参照)の発行残高が抑制されました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>						



政3-4-1に係る参考情報

参考指標1：国庫余裕金繰替使用による政府短期証券（外国為替資金証券）発行残高抑制額（平均残高）の推移

（単位：億円）

	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
4月	33,867	24,633	—	314,133	304,767
5月	19,290	15,032	1,742	326,516	328,516
6月	14,900	22,933	31,667	327,067	335,133
7月	26,161	23,355	45,903	323,484	340,935
8月	109,581	62,484	82,194	319,161	347,613
9月	101,233	49,067	136,367	310,233	353,700
10月	95,774	39,774	83,323	296,871	359,161
11月	104,633	34,733	80,467	292,667	361,533
12月	137,613	113,935	210,645	288,226	365,452
1月	123,065	90,161	139,000	290,065	370,774
2月	161,357	94,286	195,862	294,714	376,714
3月	123,774	83,258	300,097	293,032	381,258
平均抑制額	87,260	54,381	108,975	306,392	352,074

（出所）理財局国庫課調

（注）平成27年度9月以降は、政府短期証券の流通市場相場における利回りが恒常的にマイナスとなったことから、政府短期証券の国庫内引受に代えて国庫余裕金繰替使用を実施したため、国庫余裕金繰替使用による外国為替資金証券発行残高の抑制額が増加した。

参考指標2：政府短期証券（財務省証券）の平均残高の推移

（単位：億円）

	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
4月	—	8,833	24,300	—	—
5月	—	16,548	21,194	—	—
6月	2,767	—	—	—	—
7月	3,161	—	—	—	—
8月	—	—	—	—	—
9月	—	—	—	—	—
10月	—	—	—	—	—
11月	—	—	—	—	—
12月	—	—	—	—	—
1月	—	—	—	—	—
2月	—	—	—	—	—
3月	—	—	—	—	—
年度平均	496	2,132	3,787	—	—
年度末残	—	—	—	—	—

（出所）理財局国庫課調

（注）国庫金が不足する場合には、財務省証券の発行による資金調達を行います。



<b>施策</b>	<b>政3-4-2：国庫金の出納事務の正確性の確保</b>						
<b>測定指標（定量的な指標）</b>	[主要]政3-4-2-A-1：一般会計歳入歳出主計簿と国庫原簿との突合結果						(単位：円)
	年 度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	達成度
	目標値	0	0	0	0	0	○
	実績値	0	0	0	0	0	
	<p>(出所) 主計局司計課、理財局国庫課調</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>国庫金の出納結果を記帳した「国庫原簿」は、日本銀行からの報告に基づき作成しています。国庫金の出納事務が正確に行われているかどうかの検証として、毎年度、この国庫原簿と各府省庁等の予算執行の結果（歳入歳出主計簿）が一致することを確認しているため、国庫原簿と歳入歳出主計簿との金額の差異を指標として設定しました。</p> <p>引き続き日本銀行の国庫金の出納事務が正確に行われていくように、歳入歳出差引剰余金等について一般会計歳入歳出主計簿と国庫原簿との金額の差異を目標値として「0」と設定しました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>国庫原簿と一般会計歳入歳出主計簿とを突合し、両者が一致することを確認しました。実績値が目標値に達したため、達成度は「○」としました。なお、特別会計についても、国庫原簿と歳入歳出主計簿の突合を行いました。</p>						
<b>施策についての評価</b>		s 目標達成					
<b>評価の理由</b>	以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。						

<b>施策</b>	<b>政3-4-3：国庫収支に関する情報提供</b>						
<b>測定指標（定量的な指標）</b>	[主要]政3-4-3-A-1：国庫収支に関する定期的な公表資料の公表の状況						(単位：%)
	年 度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	達成度
	目標値	100	100	100	100	100	○
	実績値	100	100	100	100	100	
	<p>(出所) 理財局国庫課調</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>国庫収支に関する迅速かつ正確な情報提供を以下のとおり行うため、定期的な作成資料を予定通りに公表した割合を目標値として「100%」と設定しました。</p> <p>①「財政資金対民間収支」を毎月報道発表し、財務省ウェブサイトに掲載します。(年12回)</p> <p>②「国庫の状況報告書」を財政法の規定に基づき四半期毎に閣議を経て国会に報告するとともに、国民に対する報告として官報及び財務省ウェブサイトに掲載します。(年4回)</p> <p>③「財政金融統計月報（国庫収支特集）」に前年度の財政資金対民間収支の実績と国庫収支に関する統計資料を掲載します。(年1回)</p>						

	(目標の達成度の判定理由) 引き続き、上記の定期的な作成資料を予定通りに公表しました。実績値が目標値に達したため、達成度は「○」としました。
<b>施策についての評価</b>	s 目標達成
<b>評価の理由</b>	以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

<b>評価結果の反映</b>	<p>資金の受け手の事情も考慮しつつ、資金の受入と支払を合わせる調整を行うとともに、それでも国庫全体の現金に余裕が生じている場合には、これを資金需要への対応に際して有効活用するなど、引き続き国庫金の効率的な管理を進めます。</p> <p>出納事務の正確性の確保については、国庫原簿と歳入歳出主計簿との突合により、日本銀行の国庫金の出納事務が正確に行われているかどうかの検証を引き続き行います。</p> <p>国庫収支に関する情報提供については、財政資金対民間収支を毎月報道発表し、財務省ウェブサイトに掲載すること等により、国庫収支に関する迅速かつ正確な情報提供を引き続き行います。</p> <p>また、国庫収支の見込みの精度向上に必要なシステム関係経費等、国庫金の効率的な管理に必要な経費の確保に努めます。</p>
----------------	---

<b>財務省政策評価懇談会における意見</b>	該当なし
-------------------------	------

政策目標に係る予算額	区 分		平成27年度	28年度	29年度	30年度
	予算の状況 (千円)	当初予算	54,100	134,425	55,667	55,629
		補正予算	—	△7,921	—	/
		繰越等	—	—	N. A.	
		合計	54,100	126,504	N. A.	
執行額(千円)	49,810	117,512	N. A.			

(概要) 国庫の資金繰りを効率的に行うため、日本銀行や各府省等から報告されるべき情報をオンラインで登録・確認するための国庫収支事務オンラインシステムに関する経費等です。 (注1) 平成29年度「繰越等」、「執行額」等については、平成30年11月頃に確定するため、平成30年度実績評価書に掲載予定です。 (注2) 平成28年度のみ予算額が大きいのは、国庫収支事務オンラインシステムの更改に伴う一時的経費が含まれていることによるものです。
--

<b>政策目標に関係する施政方針演説等内閣の主な重要政策</b>	該当なし
----------------------------------	------

<b>政策評価を行う過程 において使用した資 料その他の情報</b>	該当なし
--	------

<b>前年度政策評価結果 の政策への反映状況</b>	<p>28年度政策評価実施計画の実績評価を受けて、以下の取組を実施しました。</p> <p>資金の受け手の事情も考慮しつつ、資金の受入と支払を合わせる調整を行うとともに、それでも国庫全体の現金に余裕が生じている場合には、これを資金需要への対応に際して有効活用するなど、引き続き国庫金の効率的な管理を進めました。</p> <p>出納事務の正確性の確保については、国庫原簿と歳入歳出主計簿との突合により、日本銀行の国庫金の出納事務が正確に行われているかどうかの検証を引き続き行いました。</p> <p>国庫収支に関する情報提供については、財政資金対民間収支を毎月報道発表し、財務省ウェブサイトに掲載すること等により、国庫収支に関する迅速かつ正確な情報提供を引き続き行いました。</p> <p>また、国庫収支の見込みの精度向上に必要なシステム関係経費等、国庫金の効率的な管理に必要な経費の確保に努めました。</p>
--------------------------------	--

<b>担当部局名</b>	理財局（国庫課）	<b>政策評価実施時期</b>	平成30年 8 月
--------------	----------	-----------------	-----------

## 政策目標 4-1 : 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止

上記目標の概要	<p>財務省設置法（平成11年法律第95号）第3条では「通貨に対する信頼の維持」が任務とされています。これは、通貨（用語集参照）を通じた取引の安全の確保という国民生活に直結する重要な責務です。通貨に対する信頼を維持することを目的として、通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止等通貨制度（用語集参照）の適切な運用を行います。</p> <p>（上記目標を達成するための施策）</p> <p>政4-1-1：通貨の円滑な供給</p> <p>政4-1-2：偽造通貨対策の推進</p> <p>政4-1-3：国家的な記念事業としての記念貨幣の発行</p> <p>政4-1-4：貨幣回収準備資金の保有する地金の適正な管理</p> <p>政4-1-5：通貨への関心の向上</p>
---------	---

## 政策目標 4-1 についての評価結果

政策目標についての評価 S 目標達成

評定の理由	<p>全ての施策が「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評定は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。</p>
政策の分析	<p>（必要性・有効性・効率性等）</p> <p>財務省の任務である「通貨に対する信頼の維持」（財務省設置法第3条）を図る上で、通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止は必要です。</p> <p>通貨の流通状況等を勘案した製造計画の策定や通貨の偽造・変造の防止のための国内外の関係機関との連携強化等は、通貨に対する信頼を維持するために有効な取組と言えます。</p> <p>（平成29年度行政事業レビューとの関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>貨幣の製造に必要な経費</li> </ul> <p>「貨幣の信頼性の維持に十分配慮しつつ、製造現場での生産管理ノウハウの活用等により、引き続き、コスト削減に努める。また、設備投資等により貨幣製造体制の効率化を図り、コスト削減に努める。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、当該事業の実施に当たっては、コストの削減に取り組みました。（事業番号0022）</p>

施策	政4-1-1: 通貨の円滑な供給			
測定指標 (定性的な指標)	[主要] 政4-1-1-B-1: 通貨を円滑に供給するための製造計画の策定等の適切な実行			
	目標	<p>通貨が様々な経済取引の決済において、国民から信頼され、安心して使われるよう、通貨の流通状況等を勘案の上、通貨を円滑に供給できるように製造計画の策定等を適切に行います。</p>	達成度	
		<p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>日本銀行券及び貨幣を円滑に供給するためには、市中における通貨の流通状況等を勘案した製造計画の策定等を行う必要があるためです。</p>		
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>平成29年度に製造する貨幣について、日本銀行と連携しつつ貨種毎の市中の流通状況や磨損の状況等を勘案のうえ、必要枚数を検証し、年度途中で適切に製造計画を見直しました。具体的には、五百円貨幣の製造枚数を引き下げる一方、五十円貨幣及び十円貨幣の製造枚数を引き上げる等の変更を行いました。日本銀行券及び貨幣ともに、計画に基づき独立行政法人国立印刷局（以下、国立印刷局といいます。）及び独立行政法人造幣局（以下、造幣局といいます。）に製造させることで通貨の円滑な供給を行いました。</p> <p>平成30年度に製造する通貨については、通貨の流通状況等を勘案のうえ、円滑に供給できるよう製造計画を策定しました。</p> <p>(注)財務省ウェブサイト 「日本銀行券製造計画について」 <a href="https://www.mof.go.jp/currency/bill/lot/2018ginnkoukennkeikaku.html">https://www.mof.go.jp/currency/bill/lot/2018ginnkoukennkeikaku.html</a> 「貨幣製造計画について」 <a href="https://www.mof.go.jp/currency/coin/lot/2017kaheiseizou-henkou2.html">https://www.mof.go.jp/currency/coin/lot/2017kaheiseizou-henkou2.html</a> <a href="https://www.mof.go.jp/currency/coin/lot/2018kaheikeikaku.html">https://www.mof.go.jp/currency/coin/lot/2018kaheikeikaku.html</a></p> <p>上記実績のとおり、通貨の流通状況等を勘案した製造計画の策定等により、通貨を円滑に供給したため、達成度は「○」としました。</p>		○
	政4-1-1-B-2: 製造貨幣大試験の適切な実施			
	目標	<p>平成29年度においても、製造貨幣大試験（用語集参照）を実施し、貨幣の量目（用語集参照）が適正であることを適切に確認します。</p>	達成度	
	<p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>市中に対して貨幣の量目が適正であることを公開の場で適切に確認し、国民の通貨に対する信頼の維持を図るためです。</p>			
実績及び目標の達成度の判定理由	<p>昨年度の製造貨幣大試験以降に製造された貨幣について、平成29年11月27日に第146次製造貨幣大試験を行い、製造貨幣大試験要領に基づき、貨幣の量目が適正であることを公開の場で適切に確認しました。</p> <p>(注)財務省ウェブサイト 「第146次製造貨幣大試験の実施結果について」 <a href="https://www.mof.go.jp/currency/coin/test/20171127.html">https://www.mof.go.jp/currency/coin/test/20171127.html</a></p> <p>上記実績のとおり、貨幣の量目が適正であることを確認したため、達成度は「○」としました。</p>		○	

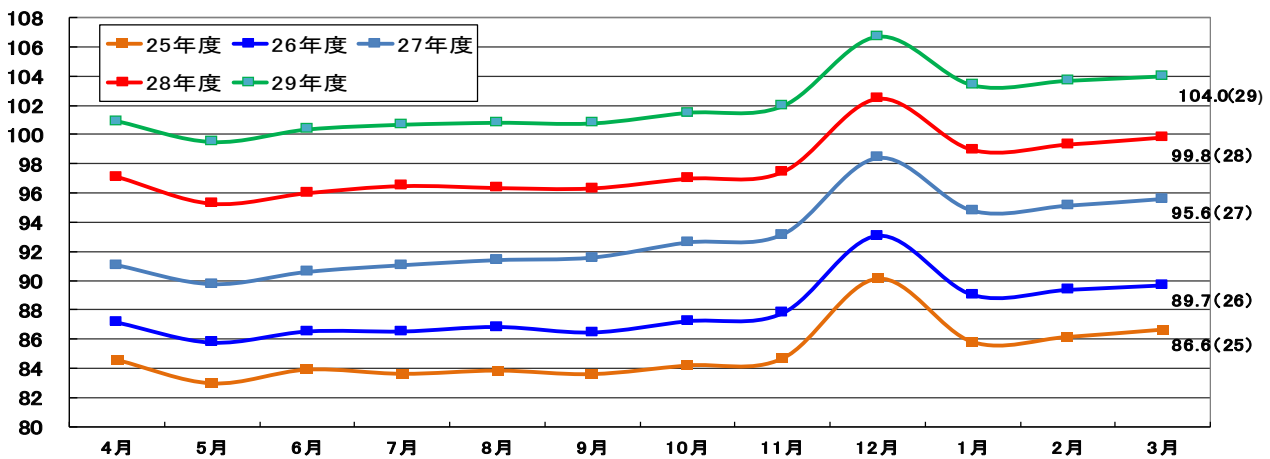
<b>施策についての評価</b>	s 目標達成
<b>評価の理由</b>	通貨を円滑に供給するための製造計画の策定等の適切な実行については、必要枚数を検証し、平成29年度の貨幣製造計画の見直しなどにより通貨を円滑に供給したほか、平成30年度の製造計画について、通貨を円滑に供給できるよう流通状況等を勘案し策定しました。
	また、製造貨幣大試験の適切な実施についても、大試験を行い、貨幣の量目が適正であることを適切に確認しました。
	以上のとおり、全ての測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

政4-1-1に係る参考情報

参考指標1：通貨の流通高

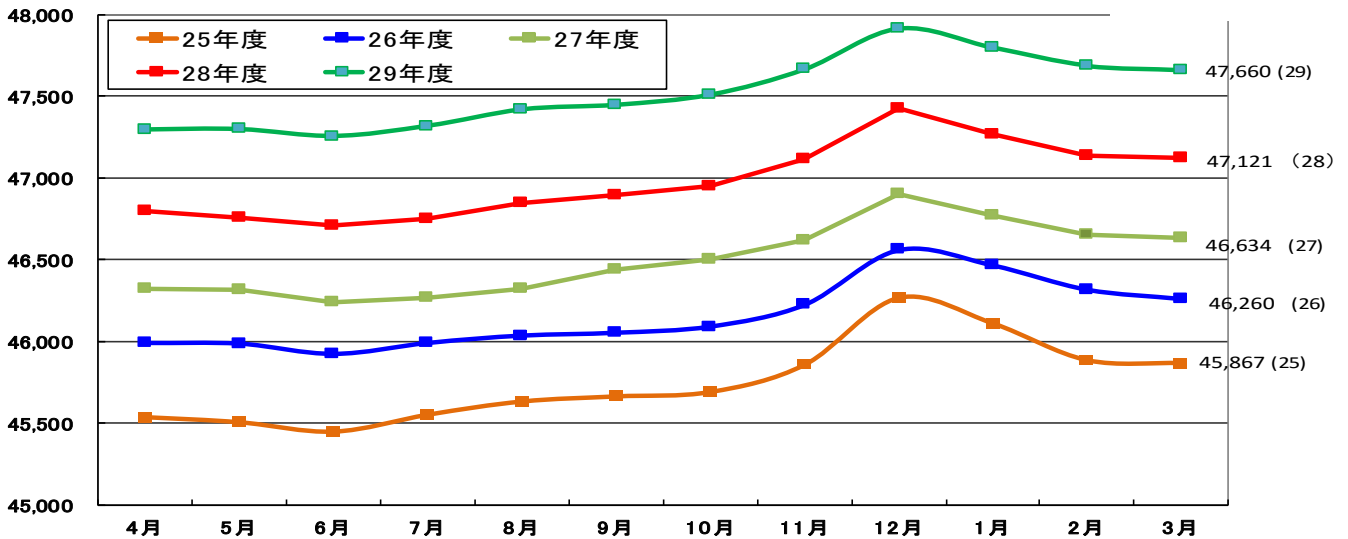
① 日本銀行券

(単位：兆円)



② 貨幣

(単位：億円)



(出所) 日本銀行調 (日本銀行統計) を国庫課通貨企画調整室においてグラフ化したもの。

(注) ( ) 内の数字は年度を示しています。

<b>施策</b>	<b>政4-1-2：偽造通貨対策の推進</b>		
<b>測定指標 (定性的な指標)</b>	[主要]政4-1-2-B-1：偽造通貨対策の適切な推進		
	<b>目標</b>	国内外の関係機関との連携強化を図るなど、通貨の偽造・変造の防止等通貨制度の適切な運用に万全を期します。  (目標値の設定の根拠) 通貨の偽造・変造は、国民の通貨に対する信頼を失わせ、経済社会に深刻な影響を及ぼすおそれがあり、これを防止する必要があるためです。	<b>達成度</b>
	<b>実績及び目標の達成度の判定理由</b>	各国の通貨当局等の情報の収集に努めるとともに、国立印刷局、造幣局、日本銀行、警察当局、税関当局や関係業界団体等との意見交換の実施等による連携強化を図りました。また、五百円貨幣のクリーン化（用語集参照）の継続、偽造抵抗力の強い技術を採用した記念貨幣の発行、通貨偽造及び偽造通貨行使の防止を企図したポスター（約3万枚）の配布などを行いました。 「世界一安全な日本」創造戦略について（平成25年12月10日閣議決定）も踏まえたこれらの取組により、通貨の偽造・変造を防止する環境整備を進め、通貨制度の適切な運用に万全を期しました。 こうした取組の結果として、平成29年度における偽造通貨の発見枚数は、日本銀行券1,236枚、五百円貨幣608枚と低い水準でした。  上記のとおり、通貨の偽造・変造を防止する環境整備を進め、通貨制度の適切な運用に万全を期したため、達成度は「○」としました。	○
<b>施策についての評定</b>	s 目標達成		
<b>評定の理由</b>	偽造通貨対策の推進については、通貨の偽造・変造を防止する環境整備を進め、通貨制度の適切な運用に万全を期しました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。		

## 政4-1-2に係る参考情報

### 参考指標1：偽造通貨の発見枚数

#### (1) 日本銀行券

(単位：枚)

	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
一万円札	528	1,649	904	2,495	1,012
五千円札	53	107	43	13	39
二千円札	2	1	18	0	0
千円札	225	543	364	68	185
合計	808	2,300	1,329	2,576	1,236

(出所) 警察庁公表資料を基に理財局国庫課通貨企画調整室が作成。

(注) 発見枚数とは、届出等により警察が押収した枚数。



## (2) 貨幣

(単位：枚)

	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
五百円貨幣	1,206	610	592	656	608

(出所) 警察庁公表資料を基に理財局国庫課通貨企画調整室が作成。

(注) 発見枚数とは、届出等により警察が押収した枚数。

施策		政4-1-3：国家的な記念事業としての記念貨幣の発行	
		[主要]政4-1-3-B-1：記念貨幣の適切な発行	
測定指標 (定性的な指標)	目標	記念貨幣の発行について、関係機関と連携しつつ、適切に発行します。  (目標値の設定の根拠) 記念貨幣は、国家的な記念事業(用語集参照)として閣議の決定を経て発行されるものであり、その適切な発行により、通貨に対する信頼の維持を図るためです。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>小笠原諸島復帰50周年記念貨幣の発行が閣議決定されたことを踏まえ、政令改正により発行する貨幣の図柄や発行枚数を定める等、所要の手続きを経て、関係機関との連携の下、同記念貨幣を適切に発行しました。</p> <p>また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会記念貨幣について、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会記念貨幣に関する会合」を踏まえ、一連のシリーズとして今後大会開催までに4回に分けて発行することとし、その第一次発行分に関し、図柄等を定める政令改正を行い、所要の準備を進めました。</p> <p>(注) 財務省ウェブサイト 「小笠原諸島復帰50周年記念貨幣」 <a href="https://www.mof.go.jp/currency/coin/commemorative_coin/ogasawara50/index.html">https://www.mof.go.jp/currency/coin/commemorative_coin/ogasawara50/index.html</a> 「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会記念貨幣について」 <a href="https://www.mof.go.jp/currency/coin/commemorative_coin/2020_olymparagames/index.html">https://www.mof.go.jp/currency/coin/commemorative_coin/2020_olymparagames/index.html</a> 「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会記念貨幣に関する会合について」 <a href="https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/2020_olymparagames/index.html">https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/2020_olymparagames/index.html</a></p> <p>上記のとおり、平成29年度発行分の記念貨幣については、関係機関と連携しつつ、所要の手続きを経て着実に発行したため、達成度は「○」としました。</p>	○
施策についての評定		s 目標達成	
評定の理由	<p>国家的な記念事業としての記念貨幣の発行については、平成29年度発行の記念貨幣について、関係機関と連携しつつ、所要の手続きを着実に発行しました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>		

<b>施策</b>	<b>政４－１－４：貨幣回収準備資金の保有する地金の適正な管理</b>						
<b>測定指標（定量的な指標）</b>	[主要]政4-1-4-A-1：地金の売払い計画及び実績						(単位：t、%)
	年 度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	達成度
	目標値	1,900.0	1,200.0	850.0	250.0	0	○
	実績値	1,904.0 (100.2)	1,204.4 (100.4)	851.5 (100.2)	251.4 (100.6)	0 (-)	
	<p>(出所) 理財局国庫課通貨企画調整室調</p> <p>(注) 平成25年度、26年度及び28年度の目標値については、年度途中に見直しを行っています。</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>磨損等により市中の流通に不相当となり政府が受け入れた貨幣を溶解した地金は、新たな貨幣を製造するために使用することとされています。ただし、新たな貨幣の製造等に使用しない地金がある場合には、地金の需要動向も見極めつつ市中へ売却しており、地金の適正な管理を行うため、指標を設定しています。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>磨損等により市中の流通に不相当となり政府が受け入れる貨幣の数量や、新たな貨幣の製造に必要な地金の在庫量の動向を見極め、平成29年度においては地金の売払いを行わないこととしました。これにより、新たな貨幣を安定的に製造するために必要な地金の数量を確保しました。上記のとおり、貨幣回収準備資金（用語集参照）の保有する地金を適正に管理したため、達成度は「○」としました。</p>						
<b>施策についての評価</b>	s 目標達成						
<b>評価の理由</b>	<p>新たな貨幣の製造に必要な地金の数量を確保し、貨幣回収準備資金の保有する地金を適正に管理しました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>						

<b>施策</b>	<b>政４－１－５：通貨への関心の向上</b>		
<b>測定指標（定性的な指標）</b>	[主要]政4-1-5-B-1：通貨に関する適切な情報の発信と質問への対応		
	目 標	<p>通貨に関する適切な情報提供や寄せられた質問に対する親切丁寧かつ速やかな回答により、国民の通貨への関心の向上に努めます。</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>通貨は生活上も経済上も国民にとって必要不可欠な存在であり、国民の通貨に関する関心の高まりは、通貨に対する信頼の維持に寄与するものであるためです。</p>	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>通貨に関する情報については、ウェブサイトやポスターの活用等により、分かりやすく正確な提供に努めました。平成29年12月より通貨の偽造防止技術を紹介するため、政府インターネットテレビによる広報を実施しています。</p> <p>また、寄せられた質問等については速やかに回答するとともに、応接に当たっては、専門用語を避け、平易な言葉を用いつつ、インターネットが使用できる方には内容に関連する事項が記載されているウェブサイトも参照していただきな</p>	

	<p>から説明するなど丁寧な対応に努めました。</p> <p>(注) 財務省ウェブサイト 「通貨に関する報道発表の実施状況」 (平成29年) <a href="https://www.mof.go.jp/whats_new/2017currency.htm">https://www.mof.go.jp/whats_new/2017currency.htm</a> (平成30年) <a href="https://www.mof.go.jp/whats_new/2018currency.htm">https://www.mof.go.jp/whats_new/2018currency.htm</a></p> <p>上記のとおり、通貨に関する適切な情報提供に努めたため、達成度は「○」としました。</p>	
<b>施策についての評定</b>	s 目標達成	
<b>評定の理由</b>	<p>通貨への関心の向上のための取組については、通貨に関する適切な情報提供に努めました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>	

#### 政4-1-5に係る参考情報

##### 参考指標1：通貨に関する質問、照会等の受付件数

(単位：件)

	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
質問・照会等件数	1,316	4,637	2,595	3,535	881

(出所) 理財局国庫課通貨企画調整室調

(注) 理財局国庫課通貨企画調整室にあった質問、照会の件数です。

<b>評価結果の反映</b>	<p>平成29年度政策評価結果においては、一定の評価を得られたものの、通貨が様々な経済取引の決済において、国民から信頼され、安心して使われるために、引き続き平成30年度以降においても、通貨に対する信頼を維持することを目的として、通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止等通貨制度の適切な運用を行います。</p> <p>このため、通常貨幣や記念貨幣の発行のために必要な経費、通貨の偽造・変造を防止する環境整備のために必要な経費など、通貨の円滑な供給のために必要な経費の確保に努めます。</p>
----------------	---

<b>財務省政策評価懇談会における意見</b>	該当なし
-------------------------	------

政策目標に係る予算額	区 分		平成27年度	28年度	29年度	30年度
	予算の 状況 (千円)	当初予算	14,906,886	14,789,726	14,712,923	14,846,120
		補正予算	—	—	—	
		繰越等	—	—	N.A.	
		合計	14,906,886	14,789,726	N.A.	
執行額(千円)		14,900,035	14,782,363	N.A.		

(概要)

貨幣の製造等に必要経費。

(注) 平成29年度「繰越等」、「執行額」等については、平成30年11月頃に確定するため、平成30年度実績評価書に掲載予定です。

<b>政策目標に関する 施政方針演説等内閣 の主な重要政策</b>	「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）
---	---------------------------------

<b>政策評価を行う過程 において使用した資 料その他の情報</b>	該当なし
--	------

<b>前年度政策評価結果 の政策への反映状況</b>	<p>平成28年度政策評価実施計画の実績評価を受けて、以下の取組を実施しました。</p> <p><b>（通貨の円滑な供給）</b> 通貨の流通状況等を勘案した製造計画の策定等により、通貨の円滑な供給を行いました。</p> <p><b>（通貨の偽造・変造の防止）</b> 関係機関との偽造通貨発見時の連絡体制を確認し、情報交換をより緊密に行ったほか、五百円貨幣のクリーン化の継続、偽造抵抗力の強い技術を採用した記念貨幣の発行、通貨偽造及び偽造通貨行使の防止を企図したポスターの配布など通貨の偽造・変造を防止する環境整備を進めました。</p> <p><b>（国家的な記念事業としての記念貨幣の発行）</b> 平成29年度発行分の記念貨幣については、関係機関と連携しつつ、所要の手続きを経て着実に発行しました。</p> <p><b>（貨幣回収準備資金の保有する地金の適正な管理）</b> 新たな貨幣の製造に必要な地金の数量を確保するなど、貨幣回収準備資金の保有する地金を適正に管理しました。</p> <p><b>（通貨への関心の向上）</b> 通貨に関する情報については、ウェブサイト、政府インターネットテレビ及びポスターの活用等により、分かりやすく正確な提供に努めました。</p>
--------------------------------	--

<b>担当部局名</b>	理財局（国庫課）	<b>政策評価実施時期</b>	平成30年8月
--------------	----------	-----------------	---------

政策目標 4-2 : 金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理

上記目標の概要	<p>金融仲介機能を発揮するための基盤となる金融システムの安定を確保するため、信用不安の連鎖が金融機関に波及し、社会不安を招かないようにする一方、健全な財政の確保の観点から、金融機関の安易な救済によって国民負担が生じないようにバランスを取ることが重要であると考えます。このような考えの下、金融庁等とともに、金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理を実施します。</p> <p>また、地域経済の活性化支援や東日本大震災への対応も含め、関係機関の適切な監督を通じて、地域の信用秩序の基盤強化等を図ります。</p> <p>(上記目標を達成するための施策)</p> <p>政4-2-1 : 金融システムの安定のために必要な制度の整備</p> <p>政4-2-2 : 預金保険機構等の適切な監督、金融システムの安定のための諸措置の実施</p>
---------	---

政策目標 4-2 についての評価結果

政策目標についての評価 **S** 目標達成

評定の理由	<p>金融庁等と連携しつつ、金融破綻処理制度の適切な整備・運用を行ったほか、預金保険法等の法令に基づき、迅速・的確な金融危機管理による金融システムの安定の確保に努めました。また、預金保険機構等について、平成30年度予算の認可等の監督を適切に行いました。さらに、株式会社地域経済活性化支援機構の業務の期限を延長するため、内閣府等と連携して株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号）の改正法案を国会に提出しました。</p> <p>以上のとおり、施策4-2-1の評定は、「s 目標達成」、施策4-2-2の評定は、「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評定は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。</p>
政策の分析	<p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>金融システムは、資金仲介・リスク仲介機能や決済機能を担い、経済活動の基盤をなすものであることから、国民経済の発展のために、引き続き、金融システムの安定の確保に取り組んでいく必要があります。</p> <p>金融機関等を巡る情勢の変化を踏まえつつ、預金保険機構等が行う資金調達について、金融破綻処理や金融危機管理などに十分対応できる規模の政府保証枠（用語集参照）の設定等を行うことは、金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理に有効です。</p> <p>また、金融庁等と連絡調整を密に行うことにより、事務運営を効率的に行うよう努めました。</p>

<b>施策</b>	<b>政4-2-1：金融システムの安定のために必要な制度の整備</b>		
<b>測定指標 (定性的な指標)</b>	[主要] 政4-2-1-B-1：金融システムの安定のために必要な制度の整備		
	<b>目標</b>	金融破綻処理制度及び金融危機管理の企画・立案に関する情報収集等を行い、金融庁等と連携して、必要な制度整備を行います。預金保険機構等における政府保証枠について、金融機関の経営状況や市場の動向も踏まえつつ、政府保証枠が適切なものとなるようにします。  (目標の設定の根拠) 金融仲介機能を発揮するための基盤となる金融システムの安定を確保するためです。	<b>達成度</b>
	<b>実績及び目標の達成度の判定理由</b>	金融庁における金融制度のあり方等に関する議論に参画したほか、金融機関の経営状況や市場の動向も踏まえつつ、預金保険機構等に対する政府保証枠の設定を行う等、金融庁等と連携して金融破綻処理制度の整備・運用に努めたことから、「○」としました。	
<b>施策についての評定</b>		s 目標達成	
<b>評定の理由</b>	金融庁等と連携しつつ、金融制度のあり方等に関する議論に参画するなど金融破綻処理制度の適切な整備・運用を行いました。また、預金保険法等の法令に基づき、迅速・的確な金融危機管理による金融システムの安定の確保に努めました。 以上のおお、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のおお、「s 目標達成」としました。		

#### 政4-2-1に係る参考情報

##### 参考指標1：預金保険機構等に対する政府保証枠

(単位：兆円)

		平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
預金保険機構		69	69	69	69	69
(内訳)	一般勘定	19	19	19	19	19
	危機対応勘定	35	35	35	35	35
	金融再生勘定	3	3	3	3	3
	金融機能強化勘定	12	12	12	12	12
生命保険契約者保護機構		0.46	0.46	0.46	0.46	0.46
銀行等保有株式取得機構		20	20	20	20	20
(株) 地域経済活性化支援機構		1	1	1	1	1
(株) 東日本大震災事業者再生支援機構		0.50	0.50	0.50	0.50	0.50

(出所) 一般会計予算書を基に、大臣官房信用機構課で作成。

##### 参考指標2：国内金融機関の自己資本比率【再掲(総4)(1)】

##### 参考指標3：国内金融機関の不良債権比率・残高【再掲(総4)(2)】



施策	政4-2-2：預金保険機構等の適切な監督、金融システムの安定のための諸措置の実施	
測定指標 (定性的な指標)	[主要]政4-2-2-B-1：預金保険機構等の適切な監督	
	目標	<p>預金保険機構等について、金融庁等とともに、予算・資金計画の策定及び借入残高等の管理や既に供与した公的資金の回収が適切に行われるよう監督します。また、保険契約者保護機構や投資者保護基金等についても、適切に監督します。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>適正な監督を通じて国民負担が生じないようにするためです。</p> <p>また、預金者や保険契約者、投資者の保護を図り、金融システムの安定を確保するためです。</p>
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>預金保険機構等については、預金保険料率の中長期的なあり方を踏まえて料率変更の認可を行ったほか、国民負担が生じないよう、平成30年度予算・資金計画や借入の認可等を行いました。また、金融機関の財務基盤を強化することにより、信用秩序の維持に資するよう金融機能強化法に基づく国の資本参加決定(全国信用協同組合連合会)に同意しました。保険契約者保護機構や投資者保護基金等については、国民負担が生じないよう、セーフティネット財源の積立にかかる認可や、平成30年度予算・資金計画の認可等を行いました。</p> <p>上記のとおり、預金保険機構等について、適切に監督を行ったことから、「○」としました。</p>
	[主要]政4-2-2-B-2：株式会社地域経済活性化支援機構の適切な監督	
	目標	<p>公的資金を適正に活用し、地域の再生現場の強化や地域活性化に資する支援を通じて地域の信用秩序の基盤強化を図る観点から、地域金融機関等との連携により設立したファンドの活用等を通じ地域経済の活性化に資する事業活動を支援する株式会社地域経済活性化支援機構について、関係省庁と連携して適切に監督します。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>公的資金を適正に活用し、地域の再生現場の強化や地域活性化に資する支援を通じて地域の信用秩序の基盤強化を図るためです。</p>
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>株式会社地域経済活性化支援機構については、平成30年度予算の認可等に当たり、地域の信用秩序の基盤強化を図る観点から、業務運営が適切に行われるよう監督を行い、平成29年度においては、12件の事業再生支援決定、7件の特定専門家派遣(用語集参照)決定、2件のファンド設立、28件の特定支援(用語集参照)決定が行われました。また、同機構の業務の期限を延長するため、内閣府等と連携して株式会社地域経済活性化支援機構法の改正法案を平成30年2月9日に国会に提出しました。</p> <p>上記のとおり、株式会社地域経済活性化支援機構について、適切に監督を行ったことから、「○」としました。</p>



測定指標（定性的な指標）		[主要]政4-2-2-B-3：株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の適切な監督		
		目標	<p>公的資金を適正に活用し、東日本大震災に見舞われた地域における経済活動の維持等を図る観点から、被災地域における事業者の再生を支援する株式会社東日本大震災事業者再生支援機構について、関係省庁と連携して適切に監督します。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>公的資金を適正に活用し、東日本大震災に見舞われた地域における経済活動の維持等を図るためです。</p>	達成度
		実績及び目標の達成度の判定理由	<p>株式会社東日本大震災事業者再生支援機構については、平成30年度予算や借入の認可等に当たり、被災地域における経済活動の維持等を図る観点から、業務運営が適切に行われるよう監督を行い、平成29年度においては、10件の再生支援決定が行われました。なお、同機構の支援決定期限は、議員立法により平成33年3月31日まで延長されました。</p> <p>上記のとおり、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構について、適切に監督を行ったことから、「○」としました。</p>	○
施策についての評定		s 目標達成		
評定の理由	<p>預金保険機構・保険契約者保護機構等の平成30年度予算・資金計画や借入、預金保険料率の変更の認可等の他、金融機能強化法に基づく国の資本参加決定への同意などの監督を適切に行いました。また、株式会社地域経済活性化支援機構や株式会社東日本大震災事業者再生支援機構についても、平成30年度予算の認可等の監督を適切に行いました。なお、株式会社地域経済活性化支援機構については、その業務の期限を延長するため、内閣府等と連携して株式会社地域経済活性化支援機構法の改正法案を国会に提出しました。</p> <p>以上のとおり、全ての測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>			

#### 政4-2-2に係る参考情報

##### 参考指標1：預金保険機構の資金援助の件数及び額の推移

（単位：件、億円）

	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
資金援助の件数	0	0	0	0	0
金銭贈与	—	—	—	—	—
金銭贈与 （衡平資金援助）	—	—	—	—	—
資産買取	—	—	—	—	—

（出所）「資金援助実績表（年度別内訳）」（預金保険機構）

（[https://www.dic.go.jp/katsudo/page\\_000882.html](https://www.dic.go.jp/katsudo/page_000882.html)）

参考指標 2：預金保険機構等の借入等残高

(単位：億円)

		平成25年度末	26年度末	27年度末	28年度末	29年度末
預金保険機構		25,855	22,474	21,196	20,897	20,610
(内訳)	一般勘定	—	—	—	—	—
	危機対応勘定	2,693	—	—	—	—
	金融再生勘定	18,213	17,969	16,810	16,490	16,130
	金融機能強化勘定	4,949	4,505	4,386	4,407	4,480
生命保険契約者保護機構		—	—	—	—	—
銀行等保有株式取得機構		8,500	8,500	10,500	10,500	9,500
(株) 地域経済活性化支援機構		—	—	—	—	—
(株) 東日本大震災事業者再生支援機構		320	450	400	400	375

(出所) 預金保険機構等の資料を基に、大臣官房信用機構課で作成。

(注) いずれも政府保証付借入等の残高を記載しています。

参考指標 3：預金保険機構の資本増強額の状況

(単位：億円)

根拠法	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
旧金融安定化法	1,900	1,900	1,300	1,300	1,300
早期健全化法	3,883	3,358	1,200	1,200	1,200
預金保険法 (102条1項1号措置)	1,960	—	—	—	—
金融機能強化法	4,705	4,875	4,781	4,843	4,943
返済額 (年度ごと)	7,213	2,485	2,958	—	—

(出所) 預金保険機構の資料を基に、大臣官房信用機構課で作成。

(注) 返済額以外については、年度末の残高を記載しています。

参考指標 4：生命保険契約者保護機構の資金援助の件数及び額の推移

(単位：件、億円)

	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
資金援助件数	0	0	0	0	0
資金援助額	-	-	-	-	-

(出所) 生命保険契約者保護機構の資料を基に、大臣官房信用機構課で作成。

参考指標 5：銀行等保有株式取得機構の株式等買取額の推移

(単位：億円)

	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
株式等買取額	905	499	1,667	1,129	551

(出所) 「銀行等保有株式取得機構による買取実績」(銀行等保有株式取得機構) (<http://www.bspc.jp/pdf/kaitori.pdf>) を基に、大臣官房信用機構課で作成。

参考指標 6：株式会社地域経済活性化支援機構の支援決定件数等の推移

	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
事業再生支援決定件数	5	18	19	20	12
特定専門家派遣決定件数	19	44	52	37	7
ファンド設立件数	4	15	12	4	2
特定支援決定件数	—	3	21	21	28

(出所) 株式会社地域経済活性化支援機構の資料を基に、大臣官房信用機構課で作成。

参考指標 7：株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の支援決定件数の推移

	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
再生支援決定件数	243	169	93	54	10

(出所) ㈱東日本大震災事業者再生支援機構の資料を基に、大臣官房信用機構課で作成。

評価結果の反映	<p>以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。</p> <p>金融システムの状況を適切に踏まえながら、金融庁等と連携をとりつつ、政府保証枠の適切な設定、預金保険機構等の監督等を通じた金融破綻処理制度の適切な整備・運用や迅速かつ的確な金融危機管理に努めるほか、株式会社地域経済活性化支援機構や株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の監督等を通じた地域の信用秩序の基盤強化等に努めます。</p>
	<p>また、金融破綻処理制度の適切な整備・運用とともに、迅速・的確な金融危機管理による金融システムの安定の確保を目的として、引き続き、事務運営のために必要な経費の確保に努めます。</p>

財務省政策評価懇談会における意見	該当なし
------------------	------

政策目標に係る予算額	区 分		平成27年度	28年度	29年度	30年度
	予算の状況 (千円)	当初予算	10,739	10,652	10,549	10,506
		補正予算	—	—	—	/
		繰越等	—	—	N.A.	
		合計	10,739	10,652	N.A.	
執行額(千円)		9,335	9,329	N.A.		

(概要)

金融破綻処理制度の適切な整備・運用とともに、迅速・的確な金融危機管理による金融システムの安定の確保を目的とした、事務運営のために必要な経費

(注) 平成29年度「繰越等」、「執行額」等については、平成30年11月頃に確定するため、平成30年度実績評価書に掲載予定。

政策目標に関係する施政方針演説等内閣の主な重要政策	<p>未来への投資を実現する経済対策(平成28年8月2日閣議決定)</p> <p>日本再興戦略2016(平成28年6月2日閣議決定)</p> <p>まち・ひと・しごと創生基本方針2016について(平成28年6月2日閣議決定)</p> <p>まち・ひと・しごと創生総合戦略(2016改訂版)(平成28年12月22日閣議決定)</p>
---------------------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>預金保険機構等に対する政府保証枠等</p> <p>預金保険機構の資金援助の件数及び額の推移</p> <p>預金保険機構等の借入等残高</p> <p>預金保険機構の資本増強額の状況(残高、返済額)</p> <p>生命保険契約者保護機構の資金援助の件数及び額の推移</p> <p>銀行等保有株式取得機構の株式等買取額の推移</p> <p>(株)地域経済活性化支援機構の支援決定件数等の推移</p> <p>(株)東日本大震災事業者再生支援機構の支援決定件数の推移</p>
---------------------------	---

<p><b>前年度政策評価結果の政策への反映状況</b></p>	<p>金融システムの状況を適切に踏まえながら、金融庁等と連携をとりつつ、政府保証枠の適切な設定、預金保険機構等の監督等を通じた金融破綻処理制度の適切な整備・運用や迅速かつ的確な金融危機管理に努めたほか、株式会社地域経済活性化支援機構や株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の監督等を通じた地域の信用秩序の基盤強化等に努めました。</p> <p>また、金融破綻処理制度の適切な整備・運用とともに、迅速・的確な金融危機管理による金融システムの安定の確保を目的として、引き続き、事務運営のために必要な経費の確保に努めました。</p>
----------------------------------	---

<p><b>担当部局名</b></p>	<p>大臣官房信用機構課</p>	<p><b>政策評価実施時期</b></p>	<p>平成30年 8 月</p>
---------------------	------------------	------------------------	------------------

## 政策目標5-1：内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等

<b>上記目標の概要</b>	<p>関税率の設定・関税制度の改善等に際しては、関税の機能の一つとしての国内産業保護機能に留意しつつ、国際的な経済・貿易の発展への貢献、国内産業の実情、需要者・消費者への影響等を総合的に勘案し、他の政策手段とあいまって、国民経済の健全な発展、更には世界経済の健全な発展につながるものとする必要があります。</p> <p>(上記目標を達成するための施策)</p> <p>政5-1-1：生産者・消費者・利用者等の現状、政策評価の結果等を踏まえた適切な関税改正の実施</p> <p>政5-1-2：特殊関税制度の適正な運用</p>
----------------	---

## 政策目標5-1についての評価結果

<b>政策目標についての評価</b>	S 目標達成
<b>評価の理由</b>	<p>全ての施策が「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評価は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。</p>
<b>政策の分析</b>	<p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>内外経済情勢等を踏まえた関税率の設定・関税制度の改善等は、政府の方針に沿うものであり、また、需要者・消費者への影響等を勘案しつつ、他の政策手段とともに、国民経済の健全な発展、更には世界経済の健全な発展につなげるためには、重要で必要な取り組みです。</p> <p>平成30年度関税改正の検討に当たり、内外の市況や国内産業の実情等客観的なデータの収集を行い、国民のニーズの的確な把握に努め、改正作業に活用することや、WTO協定(用語集参照)及び国内関係法令に基づいて、不当廉売関税(用語集参照)の課税といった特殊関税制度の透明かつ公平・適正な運用を行うことも、内外経済情勢等を踏まえた関税率の設定・関税制度の改善等に寄与しています。</p> <p>また、要望を受け付ける際に客観的情報の提示を求めるとともに、政策評価の結果等について記載した改正要望書の提出を求め、関係省庁との協議の際、それらの資料の十分な活用に努める等、効率的な事務運営に努めています。</p> <p>(平成29年度行政事業レビューとの関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 輸出入・通関情報処理システム等経費</li> </ul> <p>平成29年度事前分析表において輸出入・通関情報処理システム等経費は当該目標に関連する予算額として記載していますが、当該経費は政策目標5-3と共通するものであるため、そちらで記載します。</p> <p>(事業番号0023)</p>

<b>施策</b>	<b>政5-1-1: 生産者・消費者・利用者等の現状、政策評価の結果等を踏まえた適切な関税改正の実施</b>	
<b>測定指標 (定性的な指標)</b>	<b>[主要]政5-1-1-B-1: 適切な関税改正の実施</b>	
	<b>目標</b>	<p>内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等を行う。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>関税率の設定・関税制度の改善等に際しては、関税の国内産業保護機能に留意しつつ、国際的な経済・貿易の発展への貢献、国内産業の実情、需要者・消費者への影響等を総合的に勘案し、国民経済、更には世界経済の健全な発展につながるものとする必要があるため、これらを踏まえ、適切な関税の改正を行うことを目標として設定しました。</p>
<b>実績及び目標の達成度の判定理由</b>	<p>内外経済情勢等を踏まえ、主に以下のような平成30年度関税改正を実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年3月31日に適用期限が到来する暫定税率等について、その適用期限を延長</li> <li>・金の密輸入に対する抑止効果を高め、密輸入者等を一層厳正に処分するため、無許可輸出入罪等の罰金額を引上げ</li> </ul> <p>上記のとおり適切な関税改正を実施したため、達成度を「○」としました。</p> <p>平成30年度における関税率及び関税制度の改正についての答申(平成29年12月14日)</p> <p><a href="https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/customs_foreign_exchange/sub-of_customs/report/kana20171214a.htm">https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/customs_foreign_exchange/sub-of_customs/report/kana20171214a.htm</a></p>	
<b>施策についての評定</b>		<b>s 目標達成</b>
<b>評定の理由</b>	<p>(適切な関税改正の実施)</p> <p>関税改正に当たっては、関係府省からの関税改正要望において、政策の目的、要望措置の必要性・適正性・効果、政策評価の結果等に関して記載を求めるとともに、関係府省から提出された関税改正要望を精査するにあたり、関係府省からその所管する産業の情勢や個別要望の国民経済全体への影響の聴き取りをしました。</p> <p>その後、関税・外国為替等審議会において、平成29年10月から、計4回にわたり検討が重ねられ、同年12月14日、平成30年度における関税率及び関税制度の改正についての答申が取りまとめられ、本答申を踏まえて策定した関税改正案の主要事項を「平成30年度税制改正の大綱」に盛り込みました。</p> <p>これらを踏まえて作成した関税定率法等の一部を改正する法律案を、平成30年2月6日に通常国会に提出しました。同法律案は、同年3月30日に成立し、同日に公布され、一部の規定を除き同年4月1日から施行されています。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>	



施策	政5-1-2：特殊関税制度の適正な運用									
測定指標（定性的な指標）	[主要] 政5-1-2-B-1：特殊関税制度の適正な運用									
	<p>目標</p>	<p>特殊関税制度の適正な運用を行う。</p> <p>(注) 特殊関税制度とは、WTO協定等で認められたルールとして、不公正な貿易取引や輸入の急増など特別の事情がある場合に、通常課されている関税に割増関税を追加的に賦課する制度の総称であり、報復関税（用語集参照）、相殺関税（用語集参照）、不当廉売関税（用語集参照）及び緊急関税（用語集参照）が含まれます。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>グローバル化の進展による貿易の拡大に伴って特殊関税制度の重要性が増している中、その運用に際して、WTO協定及び国内関係法令に則って制度の濫用や恣意的な運用を避けつつ、調査や賦課決定等を適正に行う必要があることから、特殊関税制度の適正な運用を目標として設定しました。</p> <p>例えば、不当廉売関税に関する調査に当たっては、これまで調査開始から終了（最終決定）まで15～6か月の調査期間を要していたところ、調査や賦課決定等の適正性にも留意しつつ特殊関税の調査期間の短縮を進めることを目標としています。</p> <p>(参考) 不当廉売関税に関する調査の実績（直近2年）</p> <table border="1" data-bbox="389 987 1043 1137"> <thead> <tr> <th></th> <th>最終決定件数</th> <th>平均調査期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年度</td> <td>1</td> <td>14か月</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>2</td> <td>14か月</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 不当廉売関税に関する手続等についてのガイドラインにおいては、最終決定について調査開始から1年後を目途に行うこととされています。</p>		最終決定件数	平均調査期間	平成27年度	1	14か月	平成28年度	2
	最終決定件数	平均調査期間								
平成27年度	1	14か月								
平成28年度	2	14か月								
<p>実績及び目標の達成度の判定理由</p>	<p>WTO協定及び国内関係法令に基づき、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下同じ）産高重合度ポリエチレンテレフタレートに係る不当廉売関税の課税</li> <li>・大韓民国及び中華人民共和国産炭素鋼製突合せ溶接式継手に係る不当廉売関税の課税</li> </ul> <p>等において調査や賦課決定等を適正に行いました。</p> <p>上記のとおりWTO協定及び国内関係法令に基づき、特殊関税制度の適正な運用を行ったため達成度を「○」としました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高重合度ポリエチレンテレフタレートに対する不当廉売関税の課税についての答申（平成29年12月14日）  <a href="https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/customs_foreign_exchange/sub-of_customs/report/kana20171214b.htm">https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/customs_foreign_exchange/sub-of_customs/report/kana20171214b.htm</a></li> <li>・炭素鋼製突合せ溶接式継手に対する不当廉売関税の課税についての答申（平成30年3月14日）  <a href="https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/customs_foreign_exchange/sub-of_customs/report/kana20180314b.htm">https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/customs_foreign_exchange/sub-of_customs/report/kana20180314b.htm</a></li> </ul>									



<b>施策についての評定</b>	s 目標達成
<b>評定の理由</b>	<p>WTO協定及び国内関係法令に則り、利害関係人に意見表明の機会を付与するなど制度の濫用や恣意的な運用を避けた他、例えば、不当廉売関税に関する調査を参考に示せば、協定で認められた最長18か月間の調査期間の中で平均調査期間が14か月となった等、厳正に調査を行うとともに国内産業への影響も踏まえ出来るだけの迅速性をはかった等、特殊関税制度を適正に運用したと判断されます。</p> <p>以上のとおり測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>
<b>評価結果の反映</b>	<p>上記の施策を引き続き実施します。</p> <p>関税改正に当たっては、内外の経済情勢の変化等を踏まえつつ、関係府省より提出された改正要望について、関係府省の政策評価結果を適切に活用し、措置の必要性や実現される具体的な効果、更にはその所管する産業の情勢や個別要望の国民経済全体への影響を聴取し、関係府省とも協議を十分に行った上で、関税・外国為替等審議会の調査・審議の結果を踏まえながら、適切に判断していきます。</p> <p>また、これらの過程において、国民のニーズの的確な把握に努めるとともに、内外の市況や国内の生産者の状況など客観的なデータの収集を行っていきます。</p> <p>不当廉売関税等の特殊関税制度については、WTO協定及び国内関係法令等に則り、透明かつ公平・適正に運用を行っていきます。</p> <p>平成31年度予算概算要求にあたっては、最近における内外の経済情勢等を踏まえ、公平・中立・簡素という観点に留意しつつ、関税改正において適切な関税率の設定等の関税制度の改善、及び特殊関税制度の適正な運営を行うため、関税制度等の企画及び立案等に必要な経費の確保に努めます。</p>
<b>財務省政策評価懇談会における意見</b>	該当なし

政策目標に係る予算額	区 分		平成27年度	28年度	29年度	30年度
	予算の 状況 (千円)	当初予算	817,771	517,577	582,420	/
		補正予算	△ 94	△3,804	—	
		繰越等	—	—	N. A.	
		合 計	817,677	513,773	N. A.	
執行額 (千円)		737,318	477,159	N. A.		

(概要)

関税制度等の企画及び立案の基礎データとなる貿易統計等を作成するための貿易統計業務機能の開発・運用等に係る経費です。

(注) 平成29年度「執行額」等については、平成30年11月頃に確定するため、平成30年度実績評価書に掲載予定です。

<b>政策目標に関係する 施政方針演説等内閣 の主な重要政策</b>	平成30年度の税制改正大綱（平成29年12月22日閣議決定）
--	--------------------------------

<b>政策評価を行う過程 において使用した資 料その他の情報</b>	特になし
--	------

<b>前年度政策評価結果 の政策への反映状況</b>	<p>(適切な関税改正の実施)</p> <p>関税改正に当たっては、内外の経済情勢の変化等を踏まえつつ、関係府省より提出された改正要望について、関係府省の政策評価結果を適切に活用し、措置の必要性や実現される具体的な効果、更にはその所管する産業の情勢や個別要望の国民経済全体への影響を聴取し、関係府省とも協議を十分に行った上で、関税・外国為替等審議会の調査・審議の結果を踏まえながら、適切に判断しました。</p> <p>また、これらの過程において、国民のニーズの的確な把握に努めるとともに、内外の市況や国内の生産者の状況など客観的なデータの収集を行いました。</p> <p>(特殊関税制度の適正な運用)</p> <p>不当廉売関税等の特殊関税制度については、WTO協定及び国内関係法令等に則り、透明かつ公平・適正に運用を行いました。</p>
--------------------------------	---

<b>担当部局名</b>	関税局関税課	<b>政策評価実施時期</b>	平成30年 8月
--------------	--------	-----------------	----------

政策目標5-2：多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進

<b>上記目標の概要</b>	<p>自由貿易は世界経済成長の源泉であり、力強い経済成長を実現するためには、自由貿易体制を強化し、諸外国の活力を我が国の成長に取り込む必要があるというのが、政府全体としての基本的立場です。この点につき、第193回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成29年1月20日）は「自由貿易の旗手として、公正なルールに基づいた、21世紀型の経済体制を構築する」としています。さらに、「日本再興戦略2016」（平成28年6月2日閣議決定）を踏まえ、海外の成長市場の取り込みを図るため、経済連携交渉を戦略的かつスピード感を持って推進することが求められています。</p> <p>財務省としては、関係省庁と連携しつつ、WTO（世界貿易機関）を中心とする多角的自由貿易体制の維持・強化に引き続き取り組むとともに、アジア・太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を推進していきます。</p> <p>また、税関手続の国際的調和・簡素化等を通じた国際貿易の一層の円滑化の促進は、日本を含む各国の貿易拡大・経済成長に貢献し、日系企業の海外展開の側面支援につながります。こうした観点から、各国における貿易手続の改善を通じたビジネス環境の改善に積極的に関与していきます。さらに、WCO（世界税関機構）（用語集参照）等の国際機関、APEC（アジア太平洋経済協力）（用語集参照）等の地域協力の枠組みにおいて、税関手続の国際的調和・簡素化や税関分野における安全・安心の確保に向けた取組がなされており、これらの取組にも積極的に貢献していきます。</p> <p>貿易大国である我が国としては、技術協力、WCOをはじめとする国際機関等での取組を通じて、税関分野における貿易円滑化の推進に積極的に取り組みます。</p> <p>（上記目標を達成するための施策）</p> <p>政5-2-1：多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進</p> <p>政5-2-2：税関分野における貿易円滑化の推進</p>
----------------	---

政策目標5-2についての評価結果

政策目標についての評価 **S** 目標達成

評価の理由

多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進に積極的に取り組みました。

施策5-2-1の評価は「s 目標達成」、施策5-2-2の評価も「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評価は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。

<b>政策の分析</b>	<p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>国内外の情勢及び政府全体の方針に鑑み、力強い経済成長を達成するためにも、多角的貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進、税関分野における貿易円滑化の推進は引き続き必要です。</p> <p>平成30年3月に署名されたTPP11（用語集参照）と平成29年12月に交渉妥結に至った日EU・EPA（用語集参照）は、世界的に保護主義的な動きが広がりを見せる中で、自由貿易の旗を高く掲げ続け、我が国が率先して世界に範を示すものであり、アジア・太平洋及び日EU関係の重要な基盤となり、戦略的関係を更に強化させるものです。また、ASEAN諸国を中心として相手国税関の支援ニーズ等を踏まえた技術協力を実施し、貿易円滑化の推進に積極的に貢献しています。これらの取組は、政策目標を達成するために有効な取組と言えます。</p> <p>また、上記施策に効率的に取り組むため、関係省庁等と協力しつつ、政府一体となって取り組んでいます。</p>
--------------	---

<b>施策</b>	<b>政5-2-1：多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進</b>	
	[主要]政5-2-1-B-1：多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進	
	<b>目標</b>	<p>WTOやEPA交渉における我が国の国益実現のため、財務省所管物品等の関税交渉や、関税関係法令等の財務省が所管する制度等を通じた財務省としての交渉への貢献を行います。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>主に関税制度・通関制度を所管する立場から、多角的自由貿易体制の維持・強化への取組に貢献すると共に、EPA交渉及び必要な関係法令の整備等を着実に進めるため、目標として設定しました。</p>
<b>測定指標（定性的な指標）</b>	<b>実績及び目標の達成度の判定理由</b>	<p>A WTOにおける取組</p> <p>平成29年2月に発効したWTO貿易円滑化協定（用語集参照）について、受諾した各加盟国において協定が適切に実施されるよう、各加盟国・関係する国際機関等と連携して取り組みました。加えて、引き続き未受諾国の受諾に向けた取組を促し、発効当時112か国だった受諾国数が135か国（平成30年3月末時点）に増加しました。また、平成29年12月にアルゼンチン・ブエノスアイレスで開催された第11回WTO閣僚会議では、電子商取引分野に関し、関税不賦課のモラトリアムの延長を含む作業計画が決定されたほか、有志国間では、我が国の働きかけにより、米国、EUを含む71の加盟国が電子商取引に関する閣僚声明を発出しました。</p> <p>B 経済連携の推進に係る取組</p> <p>TPP交渉については、平成29年1月に米国が離脱を宣言した後、我が国が議論を主導し、平成30年1月に協定文が確定し、同年3月に11か国で署名が行われました。TPPのもつハイスタンダードを維持しつつバランスの取れた内容となっており、アジア太平洋地域に自由で公平な21世紀型のルールを作っていく上で、大きな一歩を踏み出しました。</p> <p>日EU・EPAは、平成29年7月に大枠合意、同年12月に交渉妥結に至りました。日EU・EPAの交渉妥結は、世界中で保護主義の動きが広まる中で、日本</p>
		○

		<p>とEUが自由貿易の旗手としてその旗を高く掲げ、自由貿易を力強く前進させていくとの揺るぎない政治的意思を全世界に対して示すものとなりました。</p> <p>更に、RCEP（用語集参照）、日中韓FTA（用語集参照）、日トルコEPA等の経済連携交渉の推進にも取り組みました。</p> <p>上記のとおり多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携に進展があったため、達成度は「○」としました。</p>	
<b>施策についての評価</b>		s 目標達成	
<b>評価の理由</b>	<p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>		

### 政5-2-1に係る参考情報

参考指標1：日本の貿易総額に占めるEPA締結国・地域の割合【再掲（総5-2：参考指標1）】

参考指標2：EPA交渉会合開催数、交渉妥結数、署名数及び発効数

平成29年度における各EPAの主な交渉実績は以下のとおり。

○ TPP11

計2回の閣僚会合、計6回の交渉会合を開催。平成29年11月に大筋合意し、平成30年3月に署名。

○ 日EU・EPA

計1回の交渉会合（第18回）を開催。平成29年7月に大枠合意し、同年12月に交渉妥結。

○ RCEP

閣僚会合及び計4回の交渉会合（第18回～第21回）を開催。

○ 日中韓FTA

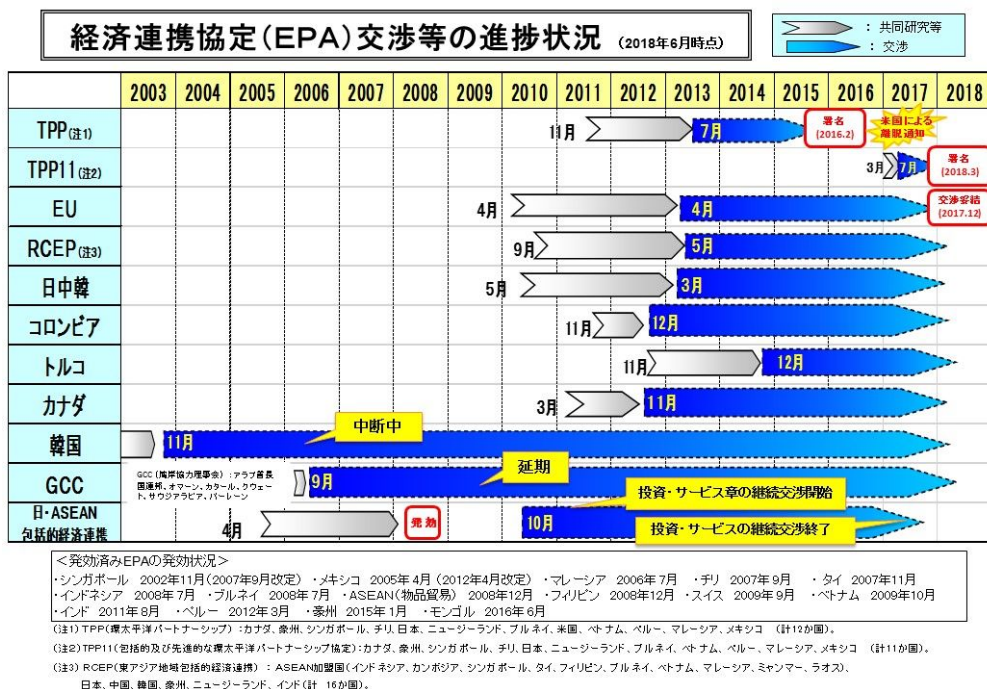
計2回の交渉会合（第12回～第13回）を開催。

○ 日トルコEPA

計2回の交渉会合（第7回～第8回）を開催。

（出所）関税局参事官室（国際交渉担当）・経済連携室調

(参考) 各国との経済連携の進捗状況 (平成 30 年 6 月現在)



施策	政5-2-2 : 税関分野における貿易円滑化の推進						
測定指標 (定量的な指標)	[主要]政5-2-2-A-1 : 税関相互支援協定等の締結数 (単位: 国・地域)						
	年度	平成 25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	達成度
	目標値	前年より増加	前年より増加	前年より増加	32	34	○
	実績値	26	28	30	31	34	
(出所) 関税局参事官室 (国際調査担当) 調 <a href="http://www.customs.go.jp/kyotsu/cmaa/cmaa.htm">http://www.customs.go.jp/kyotsu/cmaa/cmaa.htm</a> (注) 締結数は、民間取決めを含むものとして計上しています。 (目標値の設定の根拠) 税関相互支援協定 (用語集参照) 等の締結数を増加させることで、不正薬物等の水際における取締りをより効果的に推進することができるため、測定指標として設定しました。現在交渉中のブラジル、メキシコ及びアルゼンチンなど各国・地域との締結を目指し、目標値として「34」か国・地域と設定しました。  (目標の達成度の判定理由) 平成 29 年 7 月にベルギーとの税関当局間取決めを締結し、同年 9 月にブラジルとの税関相互支援協定に署名しました。また、平成 29 年 11 月に、公益財団法人日本台湾交流協会と台湾日本関係協会との間で税関相互支援のための民間取決めが署名されました。このため、締結数が「34」となり、目標値を達成したため、達成度は「○」としました。							



測定指標（定性的な指標）	政5-2-2-B-1：税関分野における貿易円滑化の推進	
	目 標	達成度
	<p>税関分野における技術協力、WCOをはじめとする国際機関等での取組、EPAにおける税関協力や税関相互支援協定の締結等の取組を通じた貿易円滑化の推進への貢献を行います。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>税関手続の国際的調和・簡素化等を通じた国際貿易の一層の円滑化の促進は、日本を含む各国の貿易拡大・経済成長に貢献し、日系企業の海外展開の側面支援につながるものであるため、指標として設定しました。</p>	
実績及び目標の達成度の判定理由	<p>A 途上国の税関行政近代化への取組</p> <p>関税技術協力については、平成29年度に70か国から401名の受入、28か国へ144名の派遣を実施し、特に、ベトナム及びミャンマーに対しては、両国に導入された日本型通関システム（NACCS）（用語集参照）の適切な運用のための支援を引き続き行っており、税関手続の近代化、効率化の促進に貢献しました。</p> <p>B 地域協力の枠組みにおける取組</p> <p>APECにおいては、貿易・渡航円滑化や水際取締の強化に向けたキャパシティビルディング（途上国の能力構築）支援の実施を通じ、貿易円滑化及び地域経済統合等の実現に向けて積極的に貢献しました。</p> <p>ASEM（用語集参照）においては、AEO制度（用語集参照）及び乗客予約記録（PNR）（用語集参照）に関する取組のアジア側コーディネーターを務め、ASEM域内における貿易・渡航円滑化の促進に貢献しました。</p> <p>ロシアとの間では、平成29年4月に日露局長級税関協力会議を開催し、税関協力と貿易円滑化に関する協力覚書に署名しました。本協力覚書は、両国の税関当局間で、リスクの低い輸出者に関する情報、摘発情報等の交換や、専門家対話の設置等、貿易円滑化に向けた協力を行うこととするものです。</p> <p>中国及び韓国との間では、平成29年11月に第6回日中韓3か国関税局長・長官会議を開催し、「日中韓3か国税関の協力に係る行動計画」を更新し、3か国の税関間でのさらなる協力の推進に合意をしました。また、同会議に合わせ、日中税関協力会議等を開催し、両国税関の更なる協力強化について意見交換を行いました。</p> <p>C EPAにおける取組</p> <p>日EU・EPA等のEPA交渉において、貿易円滑化を促進する観点から、税関手続の透明性の向上や迅速化・簡素化、税関当局間の協力等に関する規定を盛り込みました。</p> <p>D 税関当局間の情報交換等に関する取組</p> <p>平成29年度には新たにベルギー、メキシコ及びブラジルと税関相互支援協定等を締結し、台湾とは、公益財団法人日本台湾交流協会と台湾日本関係協会との間で税関相互支援のための民間取決めを署名したことで、貿易円滑化の推進に貢献しました。</p>	○



		税関分野における貿易円滑化の推進に向けて、目標に掲げる各取組を着実に実施しましたので、達成度は「○」としました。	
<b>施策についての評定</b>		s 目標達成	
<b>評定の理由</b>	以上のとおり、全ての測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。		

政5-2-2に係る参考情報

参考指標1：改正京都規約（税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約）（平成18年2月発効）（用語集参照）に係る締約国数

平成25年度末	平成26年度末	平成27年度末	平成28年度末	平成29年度末
90 各国及びEU	97 各国及びEU	102 各国及びEU	107 各国及びEU	112 各国及びEU

（出所）WCOホームページ

<http://www.wcoomd.org/-/media/wco/public/global/pdf/about-us/legal-instruments/conventions-and-agreements/revision-d-kyoto/20171214e113.pdf?la=en>

参考指標2：研修・セミナーの実施状況（関税技術協力）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
受入研修	コース数	29	34	35
	受入人数	325	393	401
専門家派遣	案件数	69	81	69
	派遣人数	184	223	144

（出所）関税局参事官室（国際協力担当）調

<b>評価結果の反映</b>	<p>以下のとおり、上記施策を引き続き実施します。</p> <p>多角的自由貿易体制の維持・強化については、WTO貿易円滑化協定の適切な実施を他の加盟国に促すとともに、様々なWTO上の取組みにも貢献していきます。</p> <p>経済連携の推進については、TPP11及び日EU・EPAの発効に向けて取り組むとともに、RCEP等の経済連携交渉に引き続き積極的に取り組んでいきます。</p> <p>税関分野における貿易円滑化の推進に関し、税関相互支援協定等の締結数の増加に努めます。また相手国税関の支援ニーズ等を的確に把握した上で、各地域の特性等に応じて、技術協力を進めていきます。</p> <p>また、APEC等の地域協力の枠組み、EPA及び外国税関当局等との協力の枠組みにおいて、引き続き、税関手続の国際的調和・簡素化を推進するための取組や税関分野における国際貿易の安全確保に向けた取組を進めていきます。</p> <p>更に、多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進のため、必要な経費の確保に努めます。</p>
----------------	---

<b>財務省政策評価懇談会における意見</b>	<p>○ 政策目標5-2（税関分野における貿易円滑化の推進等）については、評定がAからSに上がっており、国際関係の進展を反映して、納得感がある。</p> <p>○ 貿易の議論には、自国の産業保護と、世界的な貿易の秩序による世界経済の発展という二つの目的関数がある。日本は貿易の秩序を考えながら、世界の経済成長をどのように考えてやっていくか。来年のG20は日本開催であることから、各国に向けて発信していただきたい。</p>
-------------------------	--

<b>政策目標に係る予算額</b>	区 分		平成27年度	28年度	29年度	30年度	
	予算の 状況 (千円)	当初予算		54,031	52,709	49,162	55,293
		補正予算		—	—	—	/
		繰越等		—	—	N. A.	
		合 計		54,031	52,709	N. A.	
執行額（千円）			40,681	37,569	N. A.		

(概要)  
 多角的貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進や、税関分野における手続等の国際的調和の推進に係る経費です。  
 (注) 平成29年度「繰越等」、「執行額」等については、平成30年11月頃に確定するため、平成30年度実績評価書に掲載予定です。

<b>政策目標に関係する 施政方針演説等内閣 の主な重要政策</b>	<p>第193回国会 総理大臣施政方針演説（平成29年1月20日）</p> <p>日本再興戦略2016（平成28年6月2日閣議決定）</p> <p>インフラシステム輸出戦略（平成28年5月23日改訂）</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針2016（平成28年6月2日閣議決定）</p> <p>総合的なTPP関連政策大綱（平成27年11月25日TPP総合対策本部決定）</p>
--	--

<b>政策評価を行う過程 において使用した資料 その他の情報</b>	なし
--	----

<b>前年度政策評価結果 の政策への反映状況</b>	<p>多角的自由貿易体制の維持・強化については、WTO貿易円滑化協定の適切な実施を他の加盟国に促すとともに、様々なWTO上の取組にも貢献しました。</p> <p>経済連携の推進については、TPP11、日EU・EPA等の経済連携交渉に引き続き積極的に取り組みました。</p> <p>税関分野における貿易円滑化の推進に関し、税関相互支援協定等の締結数について、平成28年度は目標値に達しなかったことから、内容につき実質合意に至っている協定等につき、締結に向けた必要な手続の着実な実施、進行中の交渉の推進・新規の交渉の開始などにより、締結数の増加に努めました。また相手国税関の支援ニーズ等を的確に把握した上で、各地域の特性等に応じて、技術協力を進めました。</p> <p>また、APEC等の地域協力の枠組み、EPA及び外国税関当局等との協力の枠組みにおいて、引き続き、税関手続の国際的調和・簡素化を推進するための取組や税関分野における国際貿易の安全確保に向けた取組を進めました。</p>
--------------------------------	--

	<p>更に、多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進のため、必要な経費の確保に努めました。</p>		
<p><b>担当部局名</b></p>	<p>関税局（参事官室（国際交渉担当）、参事官室（国際協力担当）、経済連携室）</p>	<p><b>政策評価実施時期</b></p>	<p>平成30年 8 月</p>

政策目標5-3：関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上

上記目標の概要	<p>経済のグローバル化、ネットワーク化が急速に進む中で、貿易の秩序維持と健全な発展を目指すに当たっては、変化する時代の要請に主体的かつ積極的に応えていくことが重要です。</p> <p>急成長するアジア圏の需要を取り込み、我が国の経済活性化につなげていくため、貿易円滑化を推進することが要請されています。</p> <p>一方、世界的な物流の拡大・複雑化に伴う密輸手口の巧妙化を背景に、不正薬物、銃器をはじめ、テロ関連物資、知的財産侵害物品等の社会の安全・安心を脅かす物品等の密輸出入に対して、より一層厳格な水際での取締りが要請されています。</p> <p>これらの要請に応えるために、税関手続の改善、リスク管理手法の高度化等により、貿易円滑化の推進と水際取締りの強化をより高いレベルで両立させることを目標として、税関行政の運営に取り組んでいきます。</p> <p>(上記目標を達成するための施策)</p> <p>政5-3-1：関税等の適正な賦課及び徴収          政5-3-2：社会悪物品等の密輸阻止          政5-3-3：税関手続における利用者利便の向上          政5-3-4：税関手続システムの機能拡充及び利用者利便の向上          政5-3-5：税関行政に関する情報提供の充実</p>
---------	---

政策目標5-3についての評価結果

政策目標についての評価 B 進展が大きくない

評価の理由	<p>施策「政5-3-3 税関手続における利用者利便の向上」は「b 進展が大きくない」とされましたが、これは主要な測定指標「輸出入通関における利用者満足度」の一部の達成度が「×」であったことによるものでした。一方で、当該指標は、不正薬物の密輸取締りや公平かつ適正な課税の確保を目的として税関が利用者に対して厳正に対処する必要もあり、「利用者満足度」の観点からは常に良い評価を得られるとは限らない側面があります。施策「政5-3-5 税関行政に関する情報提供の充実」についても「b 進展が大きくない」とされました。他の重要性の高い施策が「s 目標達成」であるものの、施策政5-3-3及び施策政5-3-5の評価が「b 進展が大きくない」であることから、当該政策目標の評価は「B 進展が大きくない」としました。</p>
政策の分析	<p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>政策目標5-3は、適正な課税と厳格な水際取締りを確保しつつ、貿易の円滑化を図るという、税関の使命を達成する上で、非常に重要な取組であり、引き続き、本目標に資する有益な施策に取り組んでいくべきものと考えています。</p> <p>適正な関税等の賦課及び徴収の確保のため、申告誤りといった非違事案の捕捉に取り組むとともに、事後調査を活用した適正な課税に努めているほか、事前教示制度(用語集参照)を的確に運用しています。さらに、社会悪物品等の密輸阻止のため、取締・検査機器の使用状況等に応じた更新時期の延長や配備替えなどによる有効活用、関係機関との連携、有効な情報の収集・活用等により、厳格な取締りを実施しています。</p>

加えて、利用者利便の向上を図るために、制度の改善に取り組むとともに、制度が活用されるよう十分な情報提供に努めています。

#### (平成29年度行政事業レビューとの関係)

- ・ 輸出入・通関情報処理システム等経費

「システムの安定稼働に努め、物流の効率化や社会悪物品の発見などの重要な役割を継続的に果たす。その上で、ユーザーニーズの的確な把握による利便性の向上を引き続き推し進めながら、平成33年度の運用コストの3割削減に向け、その間のアクションプランを明確にしつつ、確実な達成に努める。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、維持管理経費の削減を図りました。(反映額: ▲1百万円) (事業番号023)

- ・ 税関監視艇整備運航経費

「引き続き、密輸リスクの高い地域への重点配備により効果的・効率的な水際取締りが行えるよう、能力向上も踏まえた中長期的な配備を検討する。また、監視艇の建造及び運航経費について、引き続き、入札における競争性の確保を図るなど、コスト削減に努める。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、耐用年数満了による更新予定の監視艇のスペックを見直すことにより、建造費の削減を図りました。(反映額▲12百万円) (事業番号024)

- ・ X線検査装置整備等経費

「引き続き、貨物の取扱量や使用実績などの稼働状況等を的確に把握し、機器の計画的かつ効果的・効率的な配備・活用に努めるとともに、機器の更新に当たっては、最新の技術動向を踏まえるとともに、法定耐用年数等にとらわれることなく、使用状況等を勘案し使用期間を延長するなど、コストの削減に努める。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、固定式X線検査装置及び不正薬物・爆発物探知装置(TDS)の更新を見送ることによる削減を図りました。(反映額▲1157百万円) (事業番号025)

- ・ 大型X線検査装置整備等経費

「ランニングコストの見直しや入札手続の改善等により、引き続き、コスト削減に努める。また、機器配備の適正性を高める努力を継続する。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、大型X線検査装置に係る維持管理経費の削減を図りました。(反映額▲3百万円) (事業番号026)

- ・ 埠頭監視カメラ整備等経費

「引き続き、リスク分析の定量化、監視手段の機能面の検討を行い、適正配置と最新鋭化に努め、効果的・効率的なシステムの運用に取り組む。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、埠頭監視カメラについて、機器の更新を見送ることによる削減を図りました。(反映額▲94百万円) (事業番号027)

- ・ 麻薬探知犬整備等経費

「引き続き、麻薬探知犬の育成過程の効率化に向けた知見の集約に努めるとともに、育成コストの削減に努める。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、麻薬探知犬に係る経費の執行状況を踏まえ、維持管理経費の削減を図りました。(反映額▲2百万円) (事業番号028)

施策		政5-3-1: 関税等の適正な賦課及び徴収						
測定指標 (定量的な指標)	政5-3-1-A-1: 事前教示制度の運用状況 (一定期間内で回答した割合等 (単位: %, 日))							
	年度		平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	達成度
	文書による回答 (%)	目標値	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	○
		実績値	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	
	平均処理日数 (日)	目標値	14.0	14.0	14.0	14.0	14.0	○
		実績値	13.0	13.3	13.1	13.0	13.0	
	口頭による回答 (%)	目標値	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	○
		実績値	99.8	99.9	99.9	99.8	99.9	
	<p>(出所) 関税局業務課調</p> <p>(注) 各回答割合は、品目分類に係る事前教示回答件数のうち、受付から回答までの所要日数(処理日数)が一定期間(文書による回答については30日(回答するために必要な資料等の提供が遅れるなど税関が関与できない要因により30日以内に回答できない場合を除く。)、口頭による回答については即日(回答又は質問のための税関からの電話等に照会者が応答しないなど税関が関与できない要因により即日回答できない場合を除く。)以内であったものの割合。平均処理日数は、文書による回答についての処理日数の平均。</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>輸入者等が、輸入を予定している貨物に係る関税率表適用上の所属区分等について、輸入前に税関に対して照会を行い、税関からその回答を受けることができる制度(事前教示制度)があります。</p> <p>輸入者等による事前教示制度の利用を更に促進し、税関における運用を引き続き高いレベルで維持するべく、高い目標値を設定しました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>各税関の困難事例に対する統一的解釈の確保、進捗管理を適切に実施することにより、事前教示制度の運用の効率化を図り、回答の早期化に努めました。こうした取組の結果、各項目について目標を達成したことから、達成度は「○」としました。</p>							
	測定指標 (定性的な指標)	[主要] 政5-3-1-B-1: 輸入(納税)申告の適正性の確保						
目標		<p>関税等の適正な賦課及び徴収のため、輸入(納税)申告の適正性を確保します。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>関税等の適正な賦課及び徴収のためには、申告時や輸入許可後の申告内容の適正性の確認、通関業者・通関士に対する指導・監督等の取組によって、輸入(納税)申告の適正性を確保することが重要であることから、これを目標として設定しました。</p>					達成度	



測定指標 (定性的な指標)	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>税関において、輸入（納税）申告された貨物の品目分類、課税価格及び原産地等が適正かどうかを審査・確認し、疑義がある場合には貨物の検査等を行いました。その結果、申告誤りを発見した場合には輸入者に申告を修正するよう懲憑しました。主な具体例としては、以下のようなものがあります。</p> <p>①輸入申告時に提出された書類の審査において、その記載内容から費用の支払い関係に疑義を持ち、事実関係を確認したところ、貨物代金とは別に買手から売手に支払われていた税関に申告すべき別払金があり、この別払金が適正に申告されていなかったため、申告価格が過少であったことが判明しました。そのため、当該申告を修正させるとともに、過去の同様の輸入申告についても修正申告を懲憑しました。</p> <p>②輸入申告時に再輸入免税を適用する貨物として提出された書類の審査において、申告内容と添付書類から再輸入免税の適用に疑義を持ち、貨物の検査を実施したところ、日本からの輸出後に外国で加工されたことにより貨物の性質及び形状が変わっており、再輸入免税が適用できない貨物であることが判明しました。そのため、当該申告を修正するよう懲憑しました。</p> <p>また、通関業者に対する立入調査のほか、通関業者の経営者等に対し、申告誤りの発生状況に応じた原因究明と再発防止策を検討させたいうで、コンプライアンス体制の整備について助言を行うなど、通関業者に対する適切な指導・監督に努めました。さらに、適正な輸入（納税）申告の確保を図るため、保税地域の巡回や保税地域に出し入れされる貨物の取締り及び検査を実施するとともに、保税地域の貨物管理者に対して外国貨物の適正な管理について指導・助言をするなどし、保税制度の適切な運用に努めました。</p> <p>申告時や輸入許可後に申告内容の適正性を的確に確認するとともに、通関業者・通関士に対して適切に指導・監督、保税制度の適切な運用等を実施することができたため、達成度は○としました。</p>	○
	<b>施策についての評定</b>		s 目標達成
評定の理由	<p>測定指標「事前教示制度の運用状況」について、すべての項目について目標を上回りました。また、主要な測定指標「輸入（納税）申告の適正性の確保」については、申告時や輸入許可後の申告内容の適正性の確認、通関業者・通関士に対する指導・監督、保税制度の適切な運用等に努めました。</p> <p>以上のとおり、すべての測定指標の達成度が「○」であるため、当該施策の評定は、「s 目標達成」としました。</p>		

政5-3-1に係る参考情報

参考指標1：関税等の徴収額（国税全体に対する割合を併記）

（単位：億円、％）

	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
収納額	65,151	89,028	85,768	79,241	85,988
国税全体に対する割合	12.7	15.4	14.3	13.4	13.8

（出所）関税局業務課調

（注1）収納額：税関による関税、消費税及び地方消費税、酒税、たばこ税及びたばこ特別税、石油石炭税、揮発油税及び地方揮発油税（地方道路税）、石油ガス税並びにとん税及び特別とん税の徴収額を合算したもの。

（注2）国税全体に対する割合：税関による関税等の収納額／租税及び印紙収入。

参考指標 2：審査・検査における非違発見件数

(単位：件数)

年 度	平成25年度 (平成21～25年度 平均)	26年度 (平均22～26年度 平均)	27年度 (平成23～27年度 平均)	28年度 (平成24～28年度 平均)	29年度 (平成25～29年度 平均)
実績値	100,560	104,660	105,267	102,215	102,739

(出所) 関税局業務課調

(注) 当該年を含めた過去5年間の審査・検査を行った結果、申告内容に誤り等を発見した件数の1年間あたりの平均値。

参考指標 3：輸入事後調査実績

(単位：件、百万円、%)

事務年度(7～6月)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実施件数	3,614	3,545	4,302	4,325	N. A.
不足申告価格	88,818	108,254	152,135	140,593	N. A.
非違の割合	67.2	66.7	69.2	76.5	N. A.

(出所) 関税局調査課調

(注1) 輸入事後調査部門において実地調査を行った輸入者数。

(注2) 不足申告価格については、非違に係る申告漏れ課税価格。

(注3) 非違の割合については、非違発見件数(実地調査を行った輸入者のうち非違のあった輸入者数) / 実施件数。

(注4) 平成29年度(事務年度)実績値は、30年11月以降にデータの集計が終了するため、平成30年度実績評価書に掲載予定。

参考指標 4：通関業者の業務の運営状況(通関業の許可件数及び総数、通関業者通関士の処分件数)

(単位：件)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
許可件数	40	46	27	31	19
総数	1456	1473	1478	1490	933
処分件数	1	2	0	4	0

(出所) 関税局業務課調

(注1) 許可件数：年度内に通関業の許可を与えた件数。

(注2) 法改正により平成29年度から財務大臣許可に変更。同一事業者の税関毎の許可を一本化。

(注3) 処分件数：通関業者・通関士に対する通関業法上の監督処分及び懲戒処分を行った件数。

参考指標 5：保税業務検査等における非違発見件数及び処分件数

(単位：件)

事務年度(7～6月)	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
非違発見件数	92	95	116	83	N. A.
処分件数	4	7	9	11	N. A.

(出所) 関税局監視課調

(注1) 非違発見件数：保税蔵置場等に対する検査等を行った結果、保税蔵置場等の業務について記帳義務違反などの関税法の規定に違反する行為(非違)を発見した件数。

(注2) 処分件数：非違のあったもののうち、その非違の程度(回数、実行行為者等)によって保税蔵置場に外国貨物を搬入することの停止又は保税蔵置場の許可の取消しなどの行政処分を行った件数。

(注3) 平成29年度(事務年度)実績値は、30年11月以降にデータの集計が終了するため、平成30年度実績評価書に掲載予定。

施策 政5-3-2：社会悪物品等の密輸阻止								
政5-3-2-A-1：不正薬物の水際押収量の割合							(単位：%)	
年度		平成25年度 (21年～25 年平均)	26年度 (22年～26 年平均)	27年度 (23年～27 年平均)	28年度 (24年～28 年平均)	29年度 (25年～29 年平均)	達成度	
不正薬物	目標値	増加	増加	増加	増加	増加又は前 年並み	—	
	実績値	71.3	75.4	78.1	82.5	N.A.		
うち覚醒剤	目標値	増加	増加	増加	増加	増加又は前 年並み		
	実績値	97.9	99.8	99.3	98.4	N.A.		
測定指標 (定量的な指標)	<p>(出所) 関税局調査課調</p> <p>(注1) 国内全押収量に占める税関関与分の割合。当該年を含めた過去5年間の平均値。(注2, 3)</p> <p>(注2) 当該年を含めた過去5年間における不正薬物(覚醒剤、大麻、あへん、麻薬類(ヘロイン、コカイン))の国内全押収量(厚生労働省統計)中、税関押収量(税関が摘発した事件、または警察等他機関が摘発した事件で税関が関与したものに係る押収量)の占める割合。</p> <p>(注3) 関係機関による実績等外的要因による変動が大きいため、過去5年間の平均値で把握。</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>具体的な数値目標の設定は困難ですが、国際貿易における秩序維持を図るため、水際において社会悪物品等の輸出入が禁止されている物品に対する厳格な取締りを行う必要があることから、目標値を「増加又は前年並み」としました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>平成29年における国内全押収量の把握が10月頃となる予定であるため、その把握後、平成25年～29年の平均実績値を算出し、平成30年度実績評価書に記載します。</p>							
	政5-3-2-A-2：出港前報告情報による検査の割合 [新]							(単位：%)
	年度		平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	達成度
	目標値		—	—	—	—	増加	○
	実績値		—	9.2	10.4	11.4	12.7	
	<p>(出所) 関税局監視課調</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>我が国へ到着する海上貨物の検査においては、輸入申告前に出港前報告情報を活用した検査対象貨物の選定(事前選定)(用語集参照)を行い、重点的な取締りを行っています。今後は、事前選定する際に用いている情報を精緻化し、より一層活用していくこととしているため、目標値を「増加」としました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>平成29年度においては、海上貨物の検査に占める出港前報告情報の検査の割合は増加しており、出港前報告情報が有効活用されています。実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。</p>							

<b>[主要]政5-3-2-B-1：密輸事犯に対する水際取締りの厳正な実施</b>			
<b>測定指標 (定性的な指標)</b>	<b>目標</b>	<p>国際貿易における秩序維持を図るため、水際において社会悪物品等に対する水際取締りの厳正な取締りを実施します。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>税関においては、取締・検査機器の有効活用、関係機関との連携、有効な情報の収集・活用等により、厳格な取締りを実施することが社会悪物品等の密輸阻止に貢献する施策の根幹であること、その実績を評価する上ではこれらの取組を総合的に勘案する必要があることから、これら密輸事犯に対する水際取締りの厳格な実施を行うことを目標として設定しました。</p>	<b>達成度</b>
	<b>実績及び目標の達成度の判定理由</b>	<p>入国者数の増加や2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等に向けた水際対策を強化するため、X線検査装置、不正薬物・爆発物探知装置等の取締・検査機器の整備を行い、積極的に活用しました。(平成29年度当初予算において、X線検査装置17台、不正薬物・爆発物探知装置(TDS)4台等を整備)</p> <p>社会悪物品等の密輸を水際で阻止するためには、国内外の関係機関との連携を積極的に図る必要があるところ、平成29年度には、関係機関との合同訓練を312件実施するとともに、密輸事犯を摘発した際には積極的に情報交換・犯則調査を実施するなど国内関係機関との連携を強化しました。また、ベルギー、ブラジル及びメキシコと新たに税関相互支援協定等を締結するなど、海外からの情報収集にも積極的に取り組みました。</p> <p>さらに、航空機旅客については、乗客予約記録(PNR)の電子的取得を進め、ほぼすべての航空会社から電子的PNRを取得し、それを分析・活用する等、情報の収集・活用を進め、効率的かつ効果的な取締りを行いました。</p> <p>取締・検査機器の有効活用等による水際取締りの結果、平成29年における不正薬物全体の押収量は1,379kgと高水準となり、特に覚醒剤については1,159kgと2年連続で1トンを超えました。</p> <p>また、平成29年に全国の税関が摘発した金地金密輸入事犯の件数は1,347件(前年比66%増)、押収量は6,236kg(前年比約2.2倍)と、いずれも過去最高となりました。</p> <p>上記のとおり、取締・検査機器の有効活用、関係機関との連携、有効な情報の収集・活用等により、厳格な取締りを実施したことから、達成度を「○」としました。</p>	○
<b>施策についての評価</b>		<b>s 目標達成</b>	
<b>評価の理由</b>	<p>主要な測定指標「密輸入事犯に対する水際取締りの厳格な実施」については、各種取締・検査機器やPNR等の事前情報を活用した効果的・効率的な水際取締りに努めるとともに、合同取締りや犯則事件の共同調査等を通じて国内外の関係機関との連携を積極的に図るとともに、情報交換を積極的に推進しました。また、「出港前報告情報による検査の割合」については、前年を上回りました。なお、平成29年度の「不正薬物の水際押収量の割合」はまだ確定していませんが、平成29年における不正薬物全体の押収量は1,379kgと高水準となり、特に覚醒剤については1,159kgと2年連続で1トンを超えました。</p> <p>以上のとおり、確定している指標について、主要な測定指標が「○」、その他の測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、「s 目標達成」としました。</p>		

政5-3-2に係る参考情報

参考指標1：社会悪物品の摘発実績

		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
覚醒剤	件	154	174	83	104	151
	kg	859	549	422	1,501	1,159
大 麻	件	66	99	122	118	171
	kg	13	74	34	9	130
大麻草	件	52	52	58	81	115
	kg	12	35	29	6	117
大麻樹脂	件	14	47	64	37	56
	kg	1	40	6	3	13
あへん	件	1	-	-	-	-
	kg	0	-	-	-	-
麻薬	件	128	91	213	182	171
	kg	135	6	26	121	82
	千錠	17	2	1	1	2
ヘロイン	件	3	2	2	6	6
	kg	4	0	2	0	70
コカイン	件	10	10	8	12	24
	kg	127	2	18	119	10
MDMA等	件	6	5	23	27	49
	kg	3	0	0	1	0
	千錠	0	0	0	1	2
ケタミン	件	5	7	12	20	18
	kg	0	1	4	1	0
その他麻薬	件	104	67	168	117	74
	kg	1	3	2	1	1
	千錠	17	2	1	0	0
向精神薬	件	33	26	16	11	17
	kg	0	-	0	-	0
	千錠	10	9	7	2	4
指定薬物	件	-	-	1,462	477	274
	kg	-	-	40	19	8
合計	件	382	390	1,896	892	784
	kg	1,007	630	522	1,650	1,379
	千錠	27	11	8	3	6

		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
銃砲	件	4	3	5	4	7
	丁	6	4	5	4	19
うち拳銃	件	4	3	5	4	6
	丁	6	4	5	4	18
拳銃部品	件	-	2	-	-	3
	点	-	2	-	-	4
ワシントン条約該当物品 (輸入差止件数)	件	421	545	728	723	803
盗難車両 (輸出申告時における 摘発件数)	件	61	42	34	23	33
		91	60	55	34	83

(出所) 関税局業務課、調査課調

(注1) 税関が摘発した密輸入事犯の他、警察等他機関が摘発した事件で、税関が当該事件に関与したものを含む。

(注2) 覚醒剤は、覚醒剤及び覚せい剤原料の合計を示す。

(注3) 大麻樹脂は、大麻樹脂その他の大麻の製品の合計を示す。

(注4) MDMA等は、MDMA、MDA及びMDEの合計を示す。

(注5) 端数処理のため数値が合わないことがある。

(注6) 数量の表記について、「0」とは500g未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。

(注7) 平成29年の数値は速報値である。

**参考指標2：不正薬物の密輸形態別摘発件数**

(単位：件)

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
航空機旅客等による密輸入	135	171	107	176	214
国際郵便物を利用した密輸入	204	166	1,734	640	526
商業貨物等を利用した密輸入	30	39	45	60	36
航空貨物等	26	27	34	49	32
海上貨物等	4	12	11	11	4
船員等による密輸入	13	14	10	16	8
合 計	382	390	1,896	892	784

(出所) 関税局調査課調

(注) 航空機旅客等には、航空機乗組員を含み、船員等には、船舶旅客を含む。また、商業貨物等には、別送品を含む。

**参考指標3：覚醒剤の密輸形態別摘発実績**

(上段：件、下段：kg)

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
航空機旅客等による密輸入	104	126	37	53	99
	304	246	84	79	190
国際郵便物を利用した密輸入	21	22	21	20	38
	7	16	3	53	96
商業貨物等を利用した密輸入	19	16	18	21	11
	539	261	328	653	398
航空貨物等	17	12	13	15	10
	105	71	80	72	48
海上貨物等	2	4	5	6	1
	434	189	248	581	351
船員等による密輸入	10	10	7	10	3
	10	27	6	715	475
合 計	154	174	83	104	151
	859	549	422	1,501	1,159

(出所) 関税局調査課調

(注1) 航空機旅客等には、航空機乗組員を含み、船員等には、船舶旅客を含む。また、商業貨物等には、別送品を含む。

(注2) 端数処理のため数値が合わないことがある。

**参考指標4：知的財産侵害物品の差止実績**

(単位：件)

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
輸入差止件数	28,135	32,060	29,274	26,034	30,627

(出所) 関税局業務課調

**参考指標5：輸出事後調査実績（実施件数）**

(単位：件)

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
実施件数	655	638	577	545	518

(出所) 関税局調査課調



参考指標 6：関係機関との連携・情報収集の実績

(単位：件)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
国内関係機関からの情報入手件数	156	176	277	238	239
密輸情報ダイヤルへの情報提供件数	178	185	202	167	184
国内関係機関との合同取締・犯則調査件数	4,288	4111	4609	4817	4927

(出所) 関税局監視課、調査課調

(注1) 国内関係機関からの情報入手件数については、国内の関係機関（警察、海上保安部、地方厚生局麻薬取締部、入国管理局等）から入手した社会悪物品等の密輸に関する個別情報（国内で摘発した密輸事件についての通報（文書か否かを問わない）を受けたものを含む。）の件数。

(注2) 密輸情報ダイヤルへの情報提供件数については、各税関に設置されている密輸情報提供のためのフリーダイヤルへの民間からの情報提供件数。

(注3) 国内関係機関との合同取締・犯則調査件数については、国内関係機関（警察、海上保安部、地方厚生局麻薬取締部、入国管理局等）と合同で取締りを行った件数及び社会悪物品等密輸事件を共同で犯則調査した件数。

(単位：件)

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
外国関係機関との情報交換件数	15,700	21,123	13,389	14,518	20,920
密輸防止に関する覚書に基づく通報件数	2,875	3,238	3,337	2,870	3,252

(出所) 関税局監視課、調査課調

(注1) 外国関係機関との情報交換件数については、外国税関（含む在京アタッシェ）、WCO、RILO等からの個別情報及び新聞報道等を含む一般的な情報提供、入手件数。

(注2) 密輸防止に関する覚書に基づく通報件数については、「密輸防止に関する覚書」に係る関係業界団体からの通報件数。

参考指標 7：金地金密輸入事犯の摘発状況

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
摘発件数（件）	12	119	465	811	1,347
押収量（Kg）	133	449	2,032	2,802	6,236

(出所) 関税局調査課調

(注) 平成29年の押収量は速報値

施策	政5-3-3 : 税関手続における利用者利便の向上							
測定指標(定量的な指標)	政5-3-3-A-1 : AEO事業者新規承認数 (単位: 者)							
	年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	達成度	
	目標値	40	30	30	30	45	○	
	実績値	32	33	44	38	60		
	<p>(出所) 関税局業務課調</p> <p>(注) 平成29年度末現在のAEO事業者数は、664者(うち輸出者242者(貿易額シェアは57.5%)、輸入者96者(貿易額シェアは14.5%)、倉庫業者132者、通関業者187者(者数シェアは20.1%、輸出入申告件数シェアは51.5%)、運送者7者)。</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>AEO制度とは、貨物のセキュリティ管理を含む法令遵守体制が整備された事業者の貨物に関する手続を簡素化・迅速化する制度です。制度の信頼性維持・向上に努めつつ、普及を図ることによって、国際物流全体のセキュリティ向上と円滑化を両立させるための指標であり、目標値は近年の実績値やAEO制度への関心の高まりも踏まえ、設定しました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>全体としてAEO事業者の増加のための努力を行ったこと、特に、「輸出入申告官署の自由化」の実施を控え、通関業者からのAEO認定取得についての相談が増加し、税関においても個々の事業者の実情に応じた指導・助言等に努めた結果、AEO事業者、とりわけAEO通関業者の新規承認数が増加し、目標値を大幅に上回る実績値となったことから、達成度は「○」としました。</p>							
	[主要]政5-3-3-A-2 : 輸出入通関における利用者満足度(上位3段階及び4段階) (単位: %)							
	年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	達成度	
	輸出入者 (上位3段階)	目標値	60.0	—	—	65.0	65.0	×
		実績値	58.3	60.1	56.2	56.5	52.3	
	輸出入者 (上位4段階)	目標値	—	維持	維持	維持	95.0	○
実績値		96.2	95.8	94.0	97.1	95.4		
通関業者 (上位3段階)	目標値	75.0	—	—	75.0	75.0	×	
	実績値	74.1	72.6	68.4	70.3	71.9		
通関業者 (上位4段階)	目標値	—	維持	維持	維持	維持	△	
	実績値	97.4	97.3	97.1	95.9	95.0		
<p>(出所) 関税局業務課調</p> <p>(注) 輸出入者及び通関業者に対し、輸出入通関手続等について、「大変良い」「良い」「やや良い」「普通」「やや悪い」「悪い」「大変悪い」までの7段階評価で、アンケート調査したものです。</p> <p>(参考) 利用者満足度については、利用者利便の向上を目指す一方で、水際における密輸取締りや適切な課税の確保のためには、利用者に対して厳正に対処する必要もあり、常に良い評価を得られるとは限らない側面があることから、それらのバランスを考慮して、上位3段階及び4段階で評価することとしました。</p>								

	<p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>輸出入通関制度の改善を図り、利用者の一層の利便向上に努めるとともに、通関手続の適正な運営を図るための指標であり、上位4段階の指標については、近年の実績値が95%以上であったことを踏まえ、平成27年度の実績値がそれを下回った輸出入者に関しては95%、97%以上であった通関業者は平成28年度の実績値を維持、上位3段階の指標については、近年の実績値を上回る目標値を設定しました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>輸出入者(上位3段階)の実績値は目標値を下回ったため「×」としましたが、輸出入者(上位4段階)の実績値は目標値を上回ったため「○」としました。通関業者(上位3段階)の実績値は前年度実績値を上回ったものの目標値を下回りましたので「×」としましたが、通関業者(上位4段階)の実績値は目標値を下回ったものの目標値(前年度実績値)との差がわずかであり、引き続き95%以上という高い水準であったため、達成度は「△」としました。</p>
	<p><b>施策についての評定</b>      b 進展が大きくない</p>
<p><b>評定の理由</b></p> <p>主要な測定指標「輸出入通関における利用者満足度」については、測定指標欄「(参考)」にも記載した通り、水際における不正薬物等の密輸取締りや公平かつ適正な課税の確保を目的として税関が利用者に対して厳正に対処する必要もあり、「利用者満足度」の観点からは常に良い評価を得られるとは限らない側面があります。</p> <p>輸出入者(上位3段階)の実績値は目標値を下回りましたが、輸出入者(上位4段階)の実績値は目標値を上回りました。通関業者(上位3段階)の実績値は、直近の三年間で改善が見られるものの目標値を下回りました。他方、通関業者(上位4段階)の実績値については95%という高い水準を維持しました。</p> <p>以上のとおり、目標値に届かず達成度を「×」とした指標があることから、「b 進展が大きくない」としました。</p>	

政5-3-3に係る参考情報

参考指標1：旅具通関に対する利用者の評価

(単位：%)

	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
評価 (上位4段階)	97.1	97.4	96.5	97.3	97.7

(出所) 関税局監視課調

(注) 入国者に対し、旅具通関(用語集参照)手続等について、「大変良い」から「大変悪い」の7段階評価で、アンケート調査したものです。

参考指標2：輸入通関における平均所要時間

(単位：時間)

		20年度 (H21.3実施)	23年度 (H24.3実施)	26年度 (H27.3実施)
平均所要時間	海上	3.1	2.6	2.4
	航空	0.4	0.3	0.3

(出所) 関税局業務課調

(注1) 調査を実施した年度のみ計上している。

(注2) 目標年度(調査実施年度)は、今後の状況により変更する場合がある。

施策	政5-3-4: 税関手続システムの機能拡充及び利用者利便の向上						
測定指標 (定量的な指標)	[主要] 政5-3-4-A-1: NACCSの利用状況(システム処理率) [新] (単位: %)						
	年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	達成度
	目標値					維持	○
	実績値	98.4	98.5	98.5	98.8	98.8	
	<p>(出所) 関税局総務課事務管理室調  (注) (NACCSにより処理された輸出入申告件数) / (税関への全輸出入申告件数)  ※「輸出入申告件数」は、輸出入許可、蔵入承認、移入承認、積戻し許可などに係る申告等をいう。  (目標値の設定の根拠)  税関への全輸出入申告件数のうちNACCSにより処理された輸出入申告件数の割合で、国際物流の電子化への貢献状況を示す指標であり、近年の実績が98%以上であることを踏まえ、平成28年の実績値を維持することとしました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)  平成29年10月に行った大規模なシステム更改では、通関関係書類の電子化・ペーパーレス化の促進のため添付ファイルの容量拡大を実施する等、より一層の利用者利便の向上に努めました。実績値が目標値以上となったことから、達成度は「○」としました。</p>						
測定指標 (定性的な指標)	政5-3-4-B-1: NACCSセンターの監督[新]						
	目標	NACCSセンターの事業計画の認可等を通じ、適正に監督を行います。 (目標の設定の根拠) NACCSの安定稼働が国際物流の円滑化にとって重要であることから、NACCSを管理・運営するNACCSセンターの適正な業務の運営を確保するためです。				達成度	
実績及び目標の達成度の判定理由	NACCSセンターの平成30年度事業計画では、システムの安定運用を最優先課題とし、リスクへの事前対応やシステム障害対応訓練を実施する等が記載されており、NACCSの安定稼働の確保の観点からも審査を行い、認可しました。 また、平成29年10月に大規模なシステム更改を実施し、輸出入申告官署の自由化の実現及び通関関係書類の電子化・ペーパーレス化の促進などの行政手続の改善のみならず、民間業務である船腹予約業務及び危険物明細書作成業務のシステム化等を実施し、より一層の利用者利便の向上に努めてきました。 さらに、平成29年10月に大規模なシステム更改を実施している中で、平成29年度は障害も発生せず安定稼働していることから、達成度は「○」としました。				○		
施策についての評定	s 目標達成						
評定の理由	以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、「s 目標達成」としました。						

政5-3-4に係る参考情報

参考指標1：NACCSの運用状況（システム稼働率）

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
システム稼働率	99.99%	100.00	100.00%	99.99%	100.00%

(出所) 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社調

(注1) システム実稼働時間÷1日のうちメンテナンス時間及び計画的な停止による停止時間を除く時間。

(注2) 年間稼働時間の0.01%のシステム障害が発生するとシステム停止時間は1時間弱（24時間（分換算）×365日×0.01%=52.56分）となる。

施策	政5-3-5：税関行政に関する情報提供の充実						
測定指標（定量的な指標）	政5-3-5-A-1：税関ホームページへのアクセス状況						(単位：者)
	年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	達成度
	目標値	増加	2,500,000	2,900,000	3,000,000	3,500,000	○
	実績値	2,697,892	2,897,470	2,937,334	3,559,752	3,813,486	
	<p>(出所) 関税局総務課調</p> <p>(注) 税関ホームページ (<a href="http://www.customs.go.jp">http://www.customs.go.jp</a>) の訪問者数を月単位で計測しました。ただし、同一の訪問者 (IPアドレス) は、月内の税関ホームページ訪問回数に関わらず1件として計上しています。</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>税関の取組については、迅速かつ分かり易い形で積極的に情報を発信し、知っていただくよう努めています。実際に国民の皆様を知っていただいているかどうか状況を測定していく必要があるため指標化しています。近年の実績値を上回ることを目標として、目標値を設定しました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>目標値を上回る実績値となったことから、達成度は「○」としました。</p>						
	政5-3-5-A-2：講演会及び税関見学における満足度（上位3段階）						(単位：%)
	年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	達成度
	目標値	維持	維持	維持	維持	維持	×
	実績値	93.3	92.9	92.2	95.4	94.3	
	<p>(出所) 関税局総務課調</p> <p>(注) 講演会や税関見学の参加者に対して、「大変良い」「良い」「やや良い」「普通」「やや悪い」「悪い」「大変悪い」までの7段階評価で、アンケート調査したものです。</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>税関の取組については、講演会や税関見学の際に分かり易い形で積極的に説明し、理解していただくよう努めています。実際に国民の皆様にとって有益な内容であるかどうか状況を測定していく必要があるため指標化しています。近年の実績値が90%以上であることを踏まえ、平成28年度の実績値を維持することとしました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>昨年度の実績値を下回ったことから、達成度は「×」としました。</p>						

政5-3-5-A-3：輸出入通関制度の認知度 <span style="float: right;">(単位：%)</span>							
年 度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	達成度	
事前教示 制度	目標値	75.0	75.0	75.0	80.0	80.0	△
	実績値	74.2	78.9	79.0	80.0	79.1	
納期限延 長制度	目標値	80.0	80.0	80.0	80.0	80.0	○
	実績値	74.7	78.2	78.0	82.8	80.3	
AEO制度	目標値	90.0	90.0	90.0	維持	90.0	△
	実績値	79.6	87.2	86.4	89.4	89.5	
<p>(出所) 関税局業務課調</p> <p>(注) 輸出入者に対し、事前教示制度やAEO制度等の各種通関制度を知っているかどうか、アンケート調査したものです。</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>各種通関制度に係る情報提供を行い、利用者の利便性の向上に努めるとともに、実効性ある税関行政実現を図るための指標であり、近年の実績値を踏まえ、目標値を設定しました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>「納期限延長制度」の項目について、実績値が目標を達成したことから達成度は「○」としました。「事前教示制度」と「AEO制度」の項目について、目標値を下回る実績値となったものの、目標値との差がわずかであることから達成度は「△」としました。</p>							
[主要] 政5-3-5-A-4：密輸取締り活動に関する認知度 <span style="float: right;">(単位：%)</span>							
年 度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	達成度	
目標値	80.0	80.0	80.0	81.0	85.0	×	
実績値	80.2	80.4	83.5	83.4	82.2		
<p>(出所) 関税局総務課調</p> <p>(注) 輸出入者や講演会参加者等に対し、麻薬探知犬やX線検査装置による検査などの各密輸取締り活動を知っているかどうか、アンケート調査したものです。</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>税関の不正薬物やテロ関連物資等の水際取締りの取組やその重要性については、迅速かつ分かり易い形で積極的に情報を発信し、知っていただくよう努めていますが、実際に国民の皆様を知っていただいているかどうか状況を測定していく必要があるため指標化しています。近年の実績値を上回る目標値を設定しました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>目標値を達成できなかったことから、達成度は「×」としました。</p>							



政5-3-5-A-5：税関相談官制度の運用状況（税関相談についての利用者満足度）（上位3段階及び4段階） （単位：％）

年 度		平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	達成度
上位3段階	目標値	80.0	—	—	80.0	80.0	×
	実績値	65.0	72.9	69.8	66.7	68.0	
上位4段階	目標値	—	維持	維持	維持	95.0	○
	実績値	96.6	96.4	95.7	95.9	96.1	

（出所） 関税局業務課調

（注） 輸出入者、通関業者及び窓口来訪者に対し、税関相談等について、「大変良い」「良い」「やや良い」「普通」「やや悪い」「悪い」「大変悪い」までの7段階評価で、アンケート調査したものです。

（参考） 利用者満足度については、利用者利便の向上を目指す一方で、水際における密輸取締りや適切な課税の確保のためには、利用者に対して厳正に対処する必要もあり、常に良い評価を得られるとは限らない側面があることから、それらのバランスを考慮して、上位3段階及び4段階で評価することとしました。

（目標値の設定の根拠）

税関相談官制度の業務改善を図り、一層効率的な行政サービスを提供するための指標であり、上位4段階の指標については、近年の実績値を踏まえ、十分に高い目標値に、上位3段階の指標については、近年の実績値を上回る目標値を設定しました。

（目標の達成度の判定理由）

上位3段階の指標については、目標値を下回る実績値となったことから、達成度は「×」としました。上位4段階の指標については、目標値を上回る実績値となったことから、達成度は「○」としました。

政5-3-5-A-6：カスタムスアンサー利用件数 （単位：件）

年 度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	達成度
目標値	—	—	—	—	1,600,000	○
実績値	1,279,138	1,447,352	1,536,354	1,552,290	1,929,582	

（出所） 関税局業務課調

（目標値の設定の根拠）

税関ホームページで、通関手続等についてのQ&Aを掲載しています（カスタムスアンサー）。平成28年度までは、カスタムスアンサーのトップページへのアクセス件数を目標値に係る指標としていましたが、カスタムスアンサー全体としての利用状況（Q&Aの閲覧回数）、Q&Aの充実度を測定できる指標とするため、平成29年度から、カスタムスアンサーの各ページのアクセス件数の合計を指標として用いることとしました。29年度目標値については、近年のカスタムスアンサー全体へのアクセス件数の実績値を上回る値を設定しました。

(目標の達成度の判定理由)	
目標値を大幅に上回る実績値となったことから、達成度は「○」としました。	
<b>施策についての評価</b>	b 進展が大きくない
<b>評定の理由</b>	<p>主要な測定指標政5-3-5-A-4「密輸取締り活動に関する認知度」について目標値を下回りましたが、測定指標政5-3-5-A-1「税関ホームページへのアクセス状況」及び5-3-5-A-6「カスタムアンサーの利用件数」については目標値を上回りました。測定指標5-3-5-A-3「輸出入通関制度の認知度」の納期限延長制度部分及び税関相談官制度の運用状況（上位4段階）についても目標値を上回ったものの、「講演会及び税関見学における満足度」「輸出入通関制度の認知度」の事前教示制度・AEO制度部分及び税関相談官制度の運用状況（上位3段階）については目標値を下回りました。</p> <p>以上のとおり、主要な測定指標政5-3-5-A-4「密輸取締り活動に関する認知度」が「×」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり「b 進展が大きくない」としました。</p>

### 政5-3-5に係る参考情報

#### 参考指標1：税関相談制度の運用状況（相談処理件数）

(単位：件)

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
処理件数	167,103	174,195	180,340	175,690	178,620

(出所) 関税局業務課調

(注) 税関相談官が税関相談を受け付けた件数。

#### 参考指標2：税関ツイッター、税関チャンネル及び税関公式フェイスブックページの利用状況

(単位：件)

	平成29年度
税関ツイッターのフォロワー数（単位：者）	1,379
税関チャンネルの再生回数（単位：回）	161,534
税関フェイスブックの「いいね」数（単位：者）	295

(出所) 関税局総務課調

(注1) 税関ツイッターと税関フェイスブックの数値は、平成29年度中における増加数

(注2) 税関チャンネルの数値は、掲載されている動画が平成29年度中に再生された回数

<b>評価結果の反映</b>	<p>以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。</p> <p>政策運営にあたっては、評価結果を踏まえた改善を行ってまいります。</p> <p>適正な納税申告が行われ、関税等の適正な賦課及び徴収が確保されるよう、研修等による関係職員の知識向上を通じて、通関審査及び輸入事後調査（用語集参照）の一層的確な実施を図るとともに、通関業者に対する指導・監督、保税制度の適切な運用等に努めます。</p> <p>また、安全・安心な社会の構築のため、内外関係機関との積極的連携や情報交換等を行うとともに、近年の密輸事犯の悪質・巧妙化や多様化に対応した取締体制の整備、取締・検査機器等の充実化及び的確な貨物、旅客等のリスク評価を図ることにより、社会悪物品、テロ関連物資、知的財産侵害物品、金地金等の一層効果的な水際取締りが可能となるよう努めます。</p> <p>さらに、国際貿易の安全確保と円滑化を両立させるため、AEO制度の利用拡大に努めていきます。また、職員の資質向上のための研修の充実や、事業者からの相談に丁寧に対応するなど、各種の取組に努め、利用者利便の向上に努めます。これまでも輸出入申告官署の自由化等事業者のニーズを踏まえた施策を実施しており、今後も事業者ニーズの把握に努め、適切な施策を実施してまいります。さらに、引き続きNACCSの安定稼働に努めます。</p> <p>加えて、税関ホームページや説明会等を通じて、利用者ニーズを踏まえつつ、これらの施策や制度の</p>
----------------	---

メリット等について、情報をわかりやすく提供・発信することによって税関の取組に対する国民の理解向上や新しい制度等の利用拡大に努めます。その際、ソーシャルメディアを活用した情報提供を充実させることにより、税関の密輸取締り活動に関する認知度の向上に努めます。

平成31年度予算概算要求に当たっては、関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上のため、引き続き必要な経費の確保に努めます。

**財務省政策評価懇談会における意見**

○ 政策目標5-3（税関手続における利用者利便の向上）がB評定となったことについては、少し意外な感があるが、関税制度において様々な制度を導入し事業者の利便性の向上が図られている中、利用者側の期待値が上がっていることによる結果ではないか。

政策目標に係る予算額	区 分		平成27年度	28年度	29年度	30年度
	予算の 状況 (千円)	当初予算	29,331,728	30,695,197	31,408,413	33,005,263
		補正予算	743,964	2,339,007	826,202	
		繰越等	△288,349	△336,999	N. A.	
		合 計	29,787,343	32,697,205	N. A.	
執行額（千円）		28,286,787	30,348,038	N. A.		

**（概要）**

不正薬物・銃砲等の社会悪物品、テロ関連物資、知的財産侵害物品等の水際取締り強化を図るための機器整備経費のほか、国際物流の迅速化・円滑化及び利用者利便の向上を図るための税関システムの運用に係る経費等、税関手続の処理に係る経費です。

（注）平成29年度「繰越等」、「執行額」等については、平成30年11月頃に確定するため、平成30年度実績評価書に掲載予定です。

**政策目標に関する施政方針演説等内閣の主な重要政策**

「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）  
 邦人殺害テロ事件等を受けたテロ対策の強化について（平成27年5月29日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）  
 パリにおける連続テロ事案等を受けたテロ対策の強化・加速化等について（平成27年12月4日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）  
 明日の日本を支える観光ビジョン（平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）  
 観光ビジョン実現プログラム2017（平成29年5月30日観光立国推進閣僚会議決定）  
 知的財産推進計画2017（平成29年5月16日知的財産戦略本部決定）  
 日本再興戦略2016（平成28年6月2日閣議決定）  
 経済財政運営と改革の基本方針2017（平成29年6月9日閣議決定）  
 平成30年度税制改正の大綱（平成29年12月22日閣議決定）

<b>政策評価を行う過程 において使用した資料 その他の情報</b>	<p>関税等の賦課・徴収状況：審査・検査における非違発見件数（財務省）、事前教示制度の運用状況（財務省）、輸入事後調査実績（財務省）等</p> <p>社会悪物品等の密輸阻止状況：不正薬物の国内全体押収量（厚生労働省）、不正薬物の水際押収量（財務省）等</p> <p>税関手続き状況：輸入通関における利用者満足度（財務省）、NACC Sの運用状況（輸出入・港湾関連情報処理センター（株））等</p>
--	--

<b>前年度政策評価結果 の政策への反映状況</b>	<p>研修等を通じた関係職員の知識向上、輸入事後調査における調査水準の維持・向上に努めたほか、通関業者への指導・監督の充実や、事前教示制度における迅速な回答等に努めました。</p> <p>より充実した貨物、旅客等のリスク評価を行い、効果的かつ効率的な取締りを実施しました。また、外国関係機関との連携強化に引き続き努めました。</p> <p>AEO制度の利用拡大に努めたほか、輸出入者等の利用者利便の向上に努めました。NACC Sの安定稼働に努めました。</p> <p>税関ホームページ等を活用した他、ソーシャルメディアによる発信量を増加させ、積極的な情報発信に努めました。利用者満足度の把握については、利用者の評価をより詳細に把握する観点からアンケート調査の見直しを検討しましたが、全体評価のみならず要素別評価にも着目したところ、通関制度の利便性に対する評価が全体評価に寄与していることが分かったことから、まずは改めてニーズ把握から取り組むことにしました。</p> <p>また、カスタムスアンサーのトップページに「アクセスの多い上位項目」を設け、利用者の利便性向上に努めました。</p>
--------------------------------	---

<b>担当部局名</b>	関税局（業務課、総務課、監視課、調査課、参事官室（国際交渉担当）、事務管理室、税関調査室）、関税中央分析所	<b>政策評価実施時期</b>	平成30年8月
--------------	---	-----------------	---------

政策目標6-1：外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保

<p>上記目標の概要</p>	<p>世界各国の経済の相互連関が深まり、国際的な資金移動が活発化する中で、我が国と外国との間の資金移動が円滑に行われる環境を整えるとともに、近年は、国際金融システムを安定させることが重要となっています。</p> <p>このような認識の下、財務省では、外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づいて外国為替制度の運営に当たっているほか、国際金融システムの安定に向けた制度強化に取り組んでいます。特に、我が国と密接な経済的結びつきを有するアジア地域の経済の安定は重要であり、域内における地域金融協力を更に強化していきます。また、テロ資金供与や大量破壊兵器の拡散への資金支援といった国際金融システムの濫用の防止にも取り組んでいきます。</p> <p>（上記目標を達成するための施策）</p> <p>政6-1-1：外国為替市場の安定          政6-1-2：国際金融システムの安定に向けた制度強化に関する国際的な取組への参画          政6-1-3：アジアにおける地域金融協力の推進          政6-1-4：テロ資金や北朝鮮の核関連及び大量破壊兵器の拡散等に関連する資金等による国際金融システムの濫用への対応</p>
----------------	--

政策目標6-1についての評価結果	
政策目標についての評定	S 目標達成
評定の理由	<p>全ての施策が「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評定は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。</p>
政策の分析	<p>（必要性・有効性・効率性等）</p> <p>G20、G7等の国際的な枠組みへの参画は、世界経済の安定を通じて我が国経済の健全な発展を実現するために重要な意義のある取組であり、引き続き取り組んでいくべきものと考えています。</p> <p>アジアにおける地域金融協力の強化にも積極的に貢献しています。これらは、政策目標の達成に大きく寄与しています。</p> <p>また、財務省単独で解決することが困難な政策課題に関して、G20各国や国際金融機関等の多様な主体と適切に連携して効率的に実行しています。</p>

施策 政6-1-1: 外国為替市場の安定								
測定指標 (定量的な指標)	[主要] 政6-1-1-A-1: 外国為替市場の安定に向けた取組、外貨準備の運用状況、国際金融市場動向にかかる正確かつ適時な情報の提供							
	作成頻度		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	達成度
	外国為替平衡操作実施状況(月ベース)	月1回	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12	○
	外国為替平衡操作実施状況(日ベース)	年4回	4/4	4/4	4/4	4/4	4/4	
	外貨準備等の状況	月1回	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12	
	外国為替資金特別会計の外貨建資産の内訳及び運用収入の内訳等	年1回	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	
	国際収支状況	月1回	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12	
	本邦対外資産負債残高	年1回	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	
	オフショア勘定残高	月1回	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12	
	対外及び対内証券売買契約等の状況	月1回	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12	
達成割合		100%	100%	100%	100%	100%	○	
<p>(出所) 国際局為替市場課 (目標値の設定の根拠) 外国為替市場の安定に資するため、外国為替平衡操作実施状況・外貨準備等の状況や国際収支状況等について、引き続き正確にかつ適時公表することとし、上記目標値を設定しました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由) 外国為替市場の安定に資するため、平成29年度においても適切な作成・公表を行いましたので、達成度は「○」としました。</p>								
施策についての評定		s 目標達成						
評定の理由	<p>外国為替市場の安定に関しては、平成29年は、通貨当局として、各国当局とも緊密に連携し、取り組みました。平成29年年初から、金融・為替市場においては、世界経済の緩やかな回復が続く中、米国、欧州、中国の政治・経済の動向や、北朝鮮を始めとする地政学リスクなどを意識したような動きが見られたところですが、このような状況を踏まえ、G7バーリ財務大臣・中央銀行総裁会議(平成29年5月12-13日)の共同声明においては、「財政・金融政策が、国内目的を達成することに向けられてきており、今後もそうしていくこと」「為替レートの変動や無秩序な動きは、経済及び金融の安定に対して悪影響を与え得る」との認識などを改めて共有し、G7タオルミーナサミット(平成29年5月26-27日)において、首脳間でも認識を再確認しました。</p> <p>また、G20ハンブルグサミット(平成29年7月7-8日)やG20ブエノスアイレス財務大臣・中央銀行総裁会議(平成30年3月19-20日)においても同様に、これまでの首脳宣言や共同声明において確認されてきたこと等を改めて確認し、共有しました。</p>							



国内においては、政策当局のより緊密な連携を目的とする、財務省・金融庁・日本銀行からなる国際金融資本市場に係る情報交換会合を、足元の市場動向等を総合的に勘案して開催しました。

外国為替資金特別会計の保有する外貨資産に関しては、安全性及び流動性に最大限留意しつつ、この制約の範囲内で可能な限り収益性を追求する運用を行い、我が国通貨の安定を実現するために必要な外国為替等の売買に備えました。

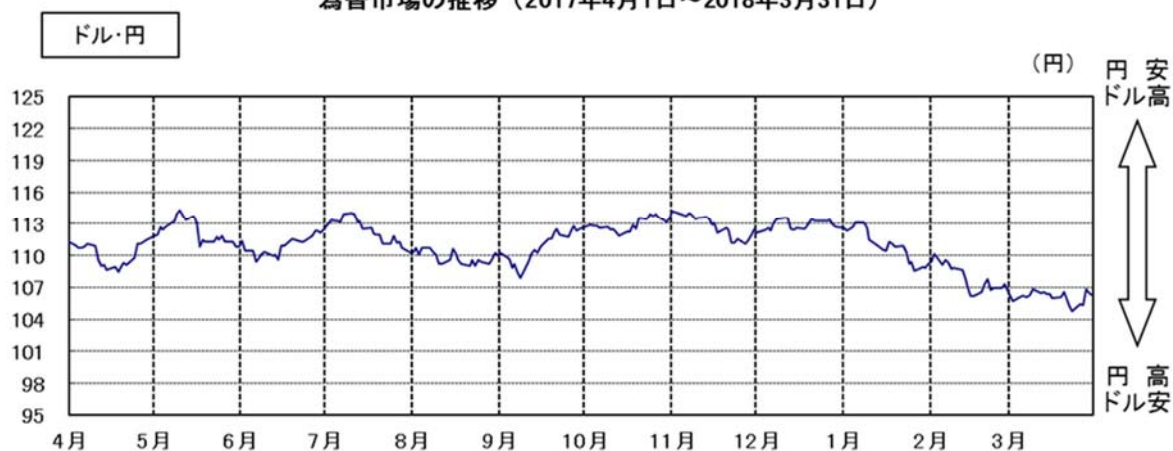
国際収支統計及び対外資産負債残高統計に関しては、平成26年に移行したIMF国際収支マニュアル第6版に基づく統計について、適切な作成・公表を行いました。

以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

## 政6-1-1に係る参考情報

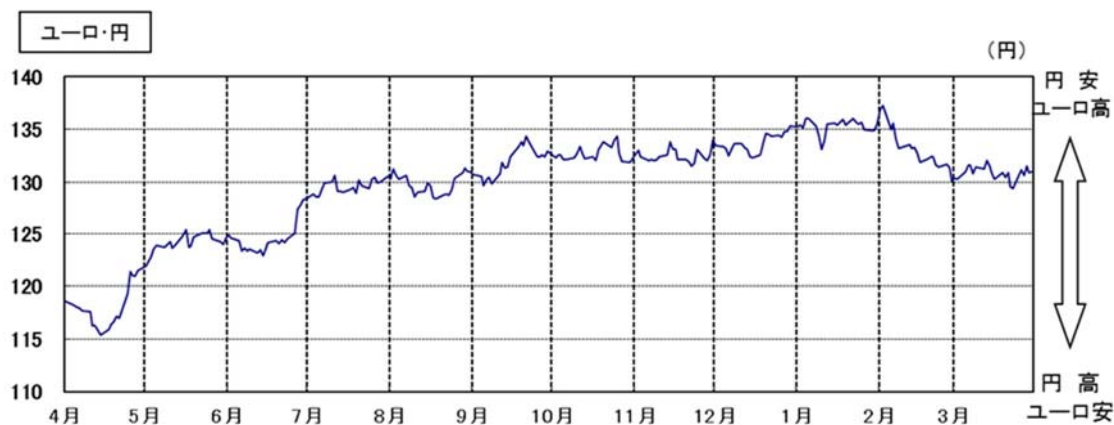
### 参考指標1：為替相場の動向

為替市場の推移（2017年4月1日～2018年3月31日）



(出所) Bloomberg (日次、NY終値)より財務省国際局為替市場課作成

	円の最安値	円の最高値	最高値と最安値の変化幅
平成29年度	114円75銭 (29年11月6日)	104円56銭 (30年3月26日)	10円19銭 (8.9%)
28年度	118円66銭 (28年12月15日)	99円00銭 (28年6月24日)	19円66銭 (16.6%)
27年度	125円86銭 (27年6月5日)	110円67銭 (28年3月17日)	15円19銭 (12.1%)



(出所) Bloomberg (日次、NY終値)より財務省国際局為替市場課作成

## 参考指標 2 : 国際収支動向

### 国際収支状況

(単位:億円)

	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
経常収支	23,929	87,031	182,720	210,188	218,127
貿易収支	-110,455	-66,389	2,999	57,851	40,558
輸出	697,326	756,403	731,761	708,051	783,244
輸入	807,782	822,792	728,762	650,200	737,308
サービス収支	-34,330	-27,728	-13,140	-13,813	-5,378
第一次所得収支	183,191	200,488	212,958	187,261	199,129
金融収支	-9,830	142,128	242,596	247,407	196,174
直接投資 (資産)	164,872	151,669	177,699	205,565	164,518
" (負債)	16,604	17,755	15,881	34,524	20,746
証券投資 (資産)	-51,509	292,558	384,090	160,857	165,307
" (負債)	158,081	241,469	83,748	109,079	100,143
その他投資 (ネット)	-27,168	-92,303	-220,147	11,355	-54,028

(出所) 財務省「国際収支統計」

(注) 金融収支の符号は「+」は資産、負債又はネットの増加、「-」は資産、負債又はネットの減少を示す。

### 直接投資・証券投資の地域別状況 (国際収支ベース)

(単位:億円)

		資産 (本邦資本)		負債 (外国資本)	
		直接投資	証券投資	直接投資	証券投資
世界	平成28年度	205,565	160,857	34,524	109,079
	29年度	164,518	165,307	20,746	100,143
米国	28年度	52,094	88,438	7,107	-18,179
	29年度	52,396	-52,887	3,658	9,265
EU	28年度	88,643	-10,750	14,465	383,965
	29年度	38,394	73,316	2,875	424,739
アジア	28年度	14,933	3,334	8,125	69,658
	29年度	44,327	11,853	8,003	-62,170

(出所) 財務省「国際収支統計」

(注) 符号は「+」は資産又は負債の増加、「-」は資産又は負債の減少を示す。

## 参考指標 3 : 対外資産負債残高

### 主要国の対外資産負債残高 (円ベース比較)

	対外純資産額
日本	328兆4,470億円 (平成29年末)
アメリカ	▲885兆7,919億円 (平成29年末)
イギリス	▲39兆6,540億円 (平成29年末)
ドイツ	261兆1,848億円 (平成29年末)
フランス	▲62兆4,874億円 (平成29年末)
イタリア	▲15兆5,271億円 (平成29年末)
カナダ	35兆9,305億円 (平成29年末)
中国	204兆8,135億円 (平成29年末)

(出所) 日本:財務省資料、その他:IMF資料

(注) 日本以外の計数は、IMFで公表されている年末の為替レートにて円換算。

参考指標 4：外貨準備動向

(単位：百万ドル)

	平成25年度末	26年度末	27年度末	28年度末	29年度末
外貨準備高	1,279,346	1,245,316	1,262,099	1,230,330	1,268,287

(出所) 財務省「外貨準備等の状況」([https://www.mof.go.jp/international\\_policy/reference/official\\_reserve\\_assets/data.htm](https://www.mof.go.jp/international_policy/reference/official_reserve_assets/data.htm))

参考指標 5：外国為替平衡操作の実施状況

	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
金額	0円	0円	0円	0円	0円

(出所) 財務省「外国為替平衡操作の実施状況」([https://www.mof.go.jp/international\\_policy/reference/feio/data.htm](https://www.mof.go.jp/international_policy/reference/feio/data.htm))

施策	政6-1-2：国際金融システムの安定に向けた制度強化に関する国際的な取組への参画	
測定指標 (定性的な指標)	[主要] 政6-1-2-B-1：国際金融システムの安定に向けた国際的な協力への参画	
	目標	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	

G20、G7等の国際的な枠組みにおいて積極的に貢献するとともに、国際機関及び各国の財務金融当局等との政策対話も積極的に行います。

(目標の設定の根拠)

国際金融システムの安定を実現し、強固で持続可能かつ均衡ある世界経済の成長を生み出すためには国際的な協力が重要なためです。

平成29年4月・10月に開催されたG20財務大臣・中央銀行総裁会議、同年7月に開催されたG20ハンブルク・サミット、平成30年3月に開催されたG20財務大臣・中央銀行総裁会議などの場で我が国の経済政策について説明し、各国の理解を得たほか、世界経済に関する議論に積極的に参画しました。

特に、より強固で持続可能かつ均衡ある成長に向けたG20全体の計画である「ハンブルク行動計画」の策定に当たっては、現在進行中である日本の成長戦略の取組を具体的に説明・発信することを通じて大きく貢献しました。

平成30年3月にブエノスアイレスにて開催されたG20では、世界経済のリスクが高まる中、マクロ政策について、G20のこれまでのコミットメントを再確認することができ、会議後採択されたコミュニケでも、すべての政策的手段を用いることに合意しています。また、経済の電子化への課税上の対応に関する平成31年のアップデートといった重要課題を日本主導でコミュニケに反映し、各国の合意を得ることができました。我が国は、平成31年のG20議長国として、前議長国のドイツ及び現議長国のアルゼンチンと協働し、G20のアジェンダ決定や成果の取りまとめにおいて積極的に貢献しました。

G7では、平成28年に議長国を務めた経験を踏まえ、積極的に議論に参加し、イタリア議長下において「成長と格差に関するバーリ政策アジェンダ」の策定に貢献するなど、国際金融システムの安定に向けて、議論を主導しました。

また、IMF関連政策としては、IMF融資制度改革の議論に参画し、建設的な検討を行う等、IMFの機能強化に向けて主導的な役割を果たしました。また、平成28年1月に発効に至ったIMFの第14次クォータ見直しに続き、第15次クォータ見直しを平成31年春会合まで、遅くとも平成31年年次総会までに完了させるべく、IMFのガバナンス向上につながる議論に積極的に貢献しました。

IMFの組織のあり方に関しては、IMFの正統性、有効性、信頼性を高める

	<p>ために、IMFスタッフの出身地域、学業・職業の経歴等多様性を改善する必要があることに加え、日本から人材面でも貢献を行う準備があることを主張してきました。</p> <p>以上のとおり、G20では、「ハンブルク行動計画」の策定に向けた取組や、平成31年の議長国として前議長国や現議長国と協働し、積極的に議論に貢献したこと、G7では、平成28年議長国の経験を踏まえ、国際金融システムの安定に向けた議論を主導したこと、またIMFのガバナンスや機能強化等の議論に積極的に参画したことから、達成度を「○」としました。</p>
<b>施策についての評定</b>	s 目標達成
<b>評定の理由</b>	<p>国際金融システムの安定に関しては、G20やG7における国際的な議論・取組に積極的に参画しました。G20としての「ハンブルク行動計画」策定の取組に対しては、現在進行中である日本の成長戦略の取組を具体的に説明・発信することを通じて大きく貢献しました。また、平成31年の議長国として前議長国や現議長国と協働し、議論に貢献しました。</p> <p>IMFに関しては、IMFのガバナンスや機能強化等の議論に積極的に参画しました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>

#### 政6-1-2に係る参考情報

##### 参考指標1：国際通貨基金（IMF）への主要国出資

国名	出資額（億SDR）	シェア（%）
米	829.9	17.46
日	308.2	6.48
中	304.8	6.41
独	266.3	5.60
英	201.6	4.24
仏	201.6	4.24

（出所）IMF公表統計等

（注）SDR（Special Drawing Right）は、金やドル等の既存の準備資産を補完するための公的準備資産として創設されたもの。1SDR＝約1.45米ドル（平成30年4月現在）

##### 参考指標2：国際通貨基金（IMF）の活動状況

###### IMFの融資状況（平成30年3月末現在）（単位：億SDR）

一般資金勘定融資残高（借入国：27か国）	380.1
譲許的融資残高（借入国：54か国）	63.8

（出所）IMFウェブサイト（<http://www.imf.org>）

###### IMFにおける日本人職員数等（日本人幹部職員数等を含む）

	25年4月	26年4月	27年4月	28年4月	29年4月
日本人職員数	58(19)	57(20)	53(18)	55(19)	56(18)
日本人幹部職員数	10	8	6	6	5
日本人比率	2.81%	2.69%	2.45%	2.47%	2.48%

（出所）IMF公表統計等

（注1）（ ）内は女性職員数。

（注2）日本人幹部職員数は、審議役以上を指す。

（注3）マネジメントを含み、サポートスタッフを除く。

施策	政6-1-3：アジアにおける地域金融協力の推進		
測定指標 (定性的な指標)	[主要]政6-1-3-B-1：アジアにおける地域金融協力への取組		
	目標	<p>チェンマイ・イニシアティブ（CMIM）やアジア債券市場育成イニシアティブ（ABMI）等の地域金融協力や、二国間の金融協力を積極的に推進していきます。</p> <p>（目標の設定の根拠） アジア地域での金融協力を強化することは、地域金融市場の安定を図る上で重要なためです。</p>	達成度
実績及び目標の達成度の判定理由	<p>CMIMについては、IMFとの連携強化のための合同テストランを実施し、CMIMの即時性・有効性の向上のための機能強化の取組を進めたほか、ASEAN+3財務大臣プロセスにおける議論をリードしました。域内の経済監視を行う機関であるAMROに関しては、中期戦略の策定をはじめとするAMROの機能強化や、CLMV（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム）をはじめとする域内国家の能力向上を支援するテクニカルアシスタンスプログラム支援を行いました。</p> <p>さらに、ABMIにも積極的に取り組んでおり、CGIF（信用保証・投資ファシリティ）（用語集参照）の一層の業務拡大を可能とする増資決議や、現地通貨建て債券の情報を提供するウェブサイトの拡充などを通じて、投資家が市場にアクセスしやすい環境整備等を推進しました。</p> <p>ASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁会議のプロセスにおいては、日本が共同議長国として、平成29年5月に横浜でASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁会議を開催し、CMIMの強化、ASEAN+3マクロリサーチオフィス（AMRO）の組織強化、ABMIの推進等地域金融協力強化のための議論を主導し、将来の我々の地域金融協力を一層強化する手段について議論し、より強靱で、統合的なASEAN+3のための原則である「横浜ビジョン」に合意しました。</p> <p>また、中国との間で平成29年5月6日に日中財務対話を開催したほか、タイとの二国間通貨スワップ取極の締結、フィリピンと締結していた二国間通貨スワップ取極を米ドルだけではなく円でも引出可能とした上で契約期限を延長する等アジア各国との二国間金融協力の強化・金融市場整備にも努めました。</p> <p>上記実績の通り積極的に推進することができたため、達成度を「○」としました。</p>		○
施策についての評価	s 目標達成		
評価の理由	<p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>		

政6-1-3に係る参考情報

参考指標1：チェンマイ・イニシアティブのマルチ化における各国の貢献額と買入可能総額

		貢献額 (億ドル)		貢献割合 (%)		借入乗数	借入可能総額 (億ドル)
<b>日中韓</b>		1,920.0		80.00			1,173.0
中国	中国 (香港除く)	768.0	684.0	32.00	28.50	0.5	342.0
	香港		84.0		3.50		
日本		768.0		32.00		0.5	384.0
韓国		384.0		16.00		1	384.0
<b>ASEAN</b>		480.0		20.00			1262.0
インドネシア		91.04		3.793		2.5	227.6
タイ		91.04		3.793		2.5	227.6
マレーシア		91.04		3.793		2.5	227.6
シンガポール		91.04		3.793		2.5	227.6
フィリピン		91.04		3.793		2.5	227.6
ベトナム		20.0		0.833		5	100.0
カンボジア		2.4		0.100		5	12.0
ミャンマー		1.2		0.050		5	6.0
ブルネイ		0.6		0.025		5	3.0
ラオス		0.6		0.025		5	3.0
<b>合計</b>		2,400.0		100.00			2,435.0

(出所) 国際局地域協力課調 (平成30年3月時点)

参考指標2：ASEAN+3の現地通貨建て債券市場の規模

ASEAN+3 (除く日本)の現地通貨建て債券市場の規模

(単位：10億ドル)

	平成9年	14年	24年	25年	26年	27年	28年	対前年比
中国	58	342	4,068	4,684	5,273	6,248	7,129	14.1%
香港	45	68	177	195	194	208	236	13.3%
韓国	36	486	1,471	1,641	1,703	1,720	1,714	-0.3%
インドネシア	3	56	111	108	123	127	163	28.1%
マレーシア	-	79	327	312	316	261	260	-0.1%
フィリピン	-	27	99	99	104	101	98	-3.3%
シンガポール	24	61	231	244	244	228	232	2.0%
タイ	11	47	279	275	281	278	303	9.0%
ベトナム	-	-	26	32	42	42	44	5.1%
合計	176	1,167	6,789	7,590	8,279	9,213	10,179	10.5%

(出所) ADB “Asian Bonds Online”

(注) 数値は国債及び社債の年末発行残高



施策	政6-1-4：テロ資金や北朝鮮の核関連及び大量破壊兵器の拡散等に関連する資金等による国際金融システムの濫用への対応	
測定指標（定性的な指標）	[主要]政6-1-4-B-1：国連安保理決議及び国際協調等に基づく制裁措置の実施等	
	目標	<p>国連安保理決議等を踏まえ、外為法に基づく資産凍結の措置等の着実な実施を図ります。</p> <p>また、国際社会と協調し、資金洗浄・テロ資金対策に関するFATF（金融活動作業部会）勧告の実施等を関係省庁と協力して推進していきます。</p> <p>さらに、検査の効率性及び有効性を高めることに留意しつつ、内部監査のヒアリングを含む外国為替検査を実施し、金融機関等における外為法等の遵守体制の整備・強化を図るとともに、同法に基づく制裁措置の実効性を確保することとします。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>国連安保理決議等を踏まえた外為法に基づく資産凍結の措置等の着実な実施が、国際金融システムの安定に資するためです。</p>
実績及び目標の達成度の判定理由	<p>国連安保理決議等を踏まえ、タリバーン関係者等及び北朝鮮の核・ミサイル計画等に関与した者等に対して、外為法に基づく資産凍結等の措置を着実に実施しました。</p> <p>タリバーン関係者その他のテロリスト等に対しては、平成13年9月以降、累次にわたって外為法に基づく資産凍結等の措置を講じてきており、平成29年度においては、16個人・団体を措置の対象に追加し、12個人に対する措置を解除しました。これにより、平成29年度末時点で外為法に基づく資産凍結等の措置の対象に指定されているタリバーン関係者その他のテロリスト等は計503個人・団体となりました。</p> <p>北朝鮮に関しては、外為法に基づき、国連安保理で指定された34個人・団体及び我が国が独自に指定した76個人・団体に対し、資産凍結等の措置を実施しました。これにより、平成29年度末時点で北朝鮮関連の外為法に基づく資産凍結等の措置の対象者は214個人・団体となりました。</p> <p>また、FATF勧告実施に向けた国内法令整備のための取組に加えて、その履行状況の有効性を高める取組を推進し、関係省庁と連携して、今後予定される第四次対日相互審査（注）に向けた対応を着実に進めました。</p> <p>（注）平成24年に策定されたFATF勧告を用いた審査であり、法令整備状況に加え、有効性も審査対象となっています。日本の第四次対日相互審査は平成31年に行われる予定です。</p> <p>国際局調査課為替実査室及び各財務局において、「外国為替検査マニュアル」（注）による外国為替検査を行い、資産凍結等の措置の実効性の確保及びFATF勧告の着実な実施等を図りました。平成29年度は計127の金融機関等に対し検査を実施し、検査先における法令遵守体制の整備状況や個別取引における法令遵守状況を検証しました。平成29年度は、北朝鮮関係送金などのリスクが高い分野に重点を置いた検査を実施し、また、検査の効率性及び有効性を高める観点から、立入検査前に金融機関の内部監査部門へのヒアリングを行い、その状況により立入検査の項目や日数に差を設ける「内部監査ヒアリング」を引き続き実施しました。</p>	

	<p>上記のほか、平成29年度は計15の各財務局・業界団体が主催する説明会等の機会を捉え、資産凍結等の措置の実効性の確保及びF A T F 勧告の着実な実施に係る講演を実施しました。</p> <p>(注) 外国為替検査マニュアルには、資産凍結等経済制裁に関する外為法令を始めとした法令の遵守状況等を確認するためのチェックリストが定められています。</p> <p>平成29年度においては、外為法に基づく資産凍結等の措置を行ったほか、F A T F 勧告の実施に向けた国内法令整備のための取組を推進するとともに、これらの着実な実施のための外国為替検査及び対外的な情報発信を適切に実施したこと、外為法に基づく対内直接投資等の適切な管理のための対応を行ったことから、達成度を「○」としました。</p>
<b>施策についての評定</b>	<b>s 目標達成</b>
<b>評定の理由</b>	<p>タリバーン関係者その他のテロリスト等については、国連安保理決議に基づく資産凍結等の措置を適切に実施しました。北朝鮮に関しては、累次の国連安保理決議又は主要国との国際協調等に基づき、核開発等に関与する者に対する資産凍結等の措置を講じてきており、平成29年度も、国連安保理決議等により新たに指定された対象者に対し、着実に措置を実施しました。</p> <p>また、F A T F 勧告実施のための国内法令整備の取組を推進するとともに、今後予定される第四次対日相互審査に向けた対応を進める等、F A T F 勧告の実施に向けた取組を進めました。資産凍結等の措置の実効性の確保及びF A T F 勧告の着実な実施等を図るため、北朝鮮関係送金などのリスクが高い分野に重点を置いた外国為替検査を実施するとともに、検査の効率性及び有効性を高める観点から、立入検査に先立ち金融機関への内部監査のヒアリングを実施しました。</p> <p>上記のほか、各財務局や業界団体が主催する説明会等において、資産凍結等の措置の実効性の確保及びF A T F 勧告の着実な実施等に係る講演を実施しました。</p> <p>更に、外為法に基づく対内直接投資等の適切な管理のための対応を行いました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>

政6-1-4に係る参考情報

参考指標1：テロリスト等に対する我が国による資産凍結措置対象者数【再掲（総5-1）（4）】

参考指標2：外国為替検査の実施状況

(単位：件、人日)

	検査実施件数				
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
都市銀行 信託銀行	3	1	3	2	6
在日外国銀行	14	3	16	11	6
地方銀行	29	2	33	32	29
信用金庫	69	27	66	50	42
その他金融機関	4	—	7	9	6
資金移動業者	9	1	3	11	4
両替業者	39	8	16	22	34
計	167	42	144	137	127
延べ人日数	1,410	371	1,385	1,270	1,408

(出所) 国際局調査課為替実査室調

(注) 平成26年度は、新たな検査手法の導入に向けた検討作業等を行ったため、検査実施件数は例年より減少した。なお、当年度は検討作業等の一環として、内部監査ヒアリング調査を計170件実施した。

<b>評 価 結 果 の 反 映</b>	<p>以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。</p> <p>今後とも、G20声明やG7声明で確認されている考え方を踏まえつつ、各国当局との意見交換や国際協調等を行うなど、外国為替市場の安定に向けた取組を行っていきます。また、外国為替資金特別会計の保有する外貨資産に関しては安全性及び流動性に最大限留意しつつ、この制約の範囲内で可能な限り収益性を追求する運用を行い、我が国通貨の安定を実現するために必要な外国為替等の売買に備えます。</p> <p>世界経済の持続的発展等を目的として、G20、G7等の国際的な枠組みにおいて積極的に貢献するとともに、国際機関及び各国の財務金融当局等との政策対話も積極的に行います。またIMFのガバナンスや機能強化の議論に積極的に貢献します。</p> <p>ASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁プロセスでは、CMIM、AMROの強化及びABMIを推進していきます。</p> <p>また、ASEAN諸国との二国間金融協力の枠組み等を通じて、より率直かつ密接な意見交換を行っていきます。</p> <p>各国・関連国際機関等との協力、外為法及び「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(犯収法)の実効性の確保、FATF勧告の実施に向けた更なる国内措置の検討、タリバーン関係者その他のテロリスト等に係る資産凍結等の措置等を適切に実施していきます。</p> <p>また、平成29年度政策評価結果を踏まえ、国際的な取組への参画及び外国為替資金の運営のため、必要な経費の確保に努めます。</p>
--	--

<b>財務省政策評価懇談会における意見</b>	該当なし
-------------------------	------

政策目標に係る予算額	区 分		平成27年度	28年度	29年度	30年度
	予算の 状況 (千 円)	当初予算	1,308,485,348	890,144,814	613,964,179	670,436,698
		補正予算	—	—	—	
		繰越等	△737	—	N.A.	
		合 計	1,308,484,611	890,144,814	N.A.	
執行額(千円)		45,558,369	69,784,460	N.A.		

(概要)

政府短期証券の利子の支払に充てるための国債整理基金特別会計への繰入れ等に必要な経費です。

(注) 平成29年度「繰越等」、「執行額」等については、平成30年11月頃に確定するため、平成30年度実績評価書に掲載予定です。

<b>政策目標に係る施政方針演説等内閣の主な重要政策</b>	第193回国会 総理大臣施政方針演説(平成29年1月20日) 未来投資戦略2017(平成29年6月9日閣議決定)
--------------------------------	---

<b>政策評価を行う過程 において使用した資料 その他の情報</b>	外国為替等の状況：国際収支状況、本邦対外資産負債残高、外貨準備等の状況、外国為替資金特別会計の外貨建資産の内訳及び運用収入の内訳等、外国為替平衡操作実施状況（月ベース）、外国為替平衡操作実施状況（日ベース）、オフショア勘定残高、対外及び対内証券売買契約等の状況（財務省ウェブサイト）
--	---

<b>前年度政策評価結果 の政策への反映状況</b>	<p>G20声明やG7声明確認されている考え方を踏まえつつ、各国当局との意見交換や国際協調等を行うなど、外国為替市場の安定に向けた取組を行いました。また、外国為替資金特別会計の保有する外貨資産に関しては、安全性及び流動性に最大限留意しつつ、この制約の範囲内で可能な限り収益性を追求する運用を行い、我が国通貨の安定を実現するために必要な外国為替等の売買に備えました。</p> <p>G20、G7等の枠組みを通じ、各国と一層協働して国際金融システムの安定に向けた取組を進め、またIMFのガバナンスや機能強化の議論に積極的に貢献しました。</p> <p>ASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁プロセスでは、CMIM、AMROの強化及びABMIを推進しました。また、アジア各国との二国間金融協力の枠組み等を通じて、より率直かつ密接な意見交換を行いました。</p> <p>各国・関連国際機関等との協力、外為法及び「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（犯収法）の実効性の確保、FATF勧告の実施に向けた更なる国内措置の検討、北朝鮮等に係る資産凍結等の措置等を適切に実施しました。</p> <p>また、平成28年度政策評価結果を踏まえ、国際的な取組への参画及び外国為替資金の運営のため、必要な経費の確保に努めました。</p>
--------------------------------	--

<b>担当部局名</b>	国際局（総務課、調査課、国際機構課、地域協力課、為替市場課）	<b>政策評価実施時期</b>	平成30年8月
--------------	--------------------------------	-----------------	---------

政策目標6-2：開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進

上記目標の概要	<p>自由かつ公正な国際経済社会の実現やその安定的発展に向け、開発途上国における貧困の問題や気候変動等の地球環境問題等の課題への対応を含む国際的な協力を積極的に取り組むことを通じて、世界経済の中で大きな地位を占める我が国が主体的な役割を果たすことが求められています。こうした状況に鑑み、我が国の厳しい財政状況や国民のODAに対する見方も踏まえつつ、開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための効果的かつ効率的な資金協力等を実施していきます。国際協力機構（JICA）の有償資金協力や国際協力銀行（JBIC）による支援については、開発途上国の経済発展を支援していく観点から、重点的に取り組んでいきます。</p> <p>（上記目標を達成するための施策）</p> <p>政6-2-1：ODA等の効率的・戦略的な活用</p> <p>政6-2-2：有償資金協力（国際協力機構（JICA））を通じた支援並びに国際協力銀行（JBIC）及び国際開発金融機関（MDBs）を通じた支援等</p> <p>政6-2-3：債務問題への取組</p> <p>政6-2-4：開発途上国に対する知的支援</p>
---------	--

政策目標6-2についての評価結果

政策目標についての評価 **S** 目標達成

評定の理由	<p>全ての施策が「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評価は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。</p>
政策の分析	<p>（必要性・有効性・効率性等）</p> <p>円借款やJBIC業務等の実施を含む取組は、開発途上国の安定的な経済社会の発展に重要で必要であると言えます。</p> <p>ODAの効率的・戦略的な活用、MDBsを通じた積極的な支援への参画等は、開発途上国の安定的な経済社会の発展に貢献しています。</p> <p>MDBs及び諸外国との援助協調の推進、官民連携やNGOとの連携の促進、国別援助方針の策定等を通じて、財務省が所管するODAの一層効率的・戦略的な活用に取り組む等、業務の効率化に努めています。</p> <p>（平成29年度行政事業レビューとの関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ アジア開発銀行貧困削減日本基金（JFPR）への拠出 他18事業</li> </ul> <p>国際開発金融機関等への拠出等については、行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、PDCAサイクルを強化し、効果的な拠出に努めるとともに、各政策目的に沿った成果目標（アウトカム）の設定についても引き続き検討に努めました。（事業番号029～046、048）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門への出資</li> </ul> <p>独立行政法人国際協力機構（JICA）の有償資金協力については、行政事業レビュー推進チームの</p>



所見を踏まえ、有償資金協力事業の効率的な執行を図るため、国際機関との連携に一層努めました。また、円借款対象事業の実施において入札手続の透明性・公正性の確保に引き続き努めました。(事業番号047)

<b>施策</b>		<b>政6-2-1: ODA等の効率的・戦略的な活用</b>		
<b>測定指標(定性的な指標)</b>	[主要]政6-2-1-B-1: ODAの効率的・戦略的な活用			
	<b>目標</b>	円借款を実施するにあたって、適切な事業規模の確保、他機関との連携及び必要に応じた制度改善等を通じて、その効率的・戦略的な活用を図っていきます。	<b>達成度</b>	
		(目標の設定の根拠) 我が国の経済・財政状況が厳しい中、幅広い国民の理解を得てODAを実施していくためには、効率的かつ戦略的に援助を実施していく必要があるためです。		
	<b>実績及び目標の達成度の判定理由</b>	政府が平成27年11月に発表した「質の高いインフラパートナーシップのフォローアップ」や平成28年5月に発表した「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等を踏まえ、民間投資の奨励や円借款・海外投融資(用語集参照)の迅速化等、他機関との連携を図りながら取組を進めました。具体的にはJICAについて、平成29年度に質の高いインフラを推進すると特に認められるプロジェクト借款案件に適用するハイスpekク借款を設け途上国への支援量の拡大を図るなど、制度改善に努めたことから、達成度を「○」としました。		○
	[主要]政6-2-1-B-2: その他の政府資金(OOF: Other Official Flows)の効率的・戦略的な活用			
	<b>目標</b>	JBICの機能強化及び他機関との連携を通じて、途上国の安定的な経済社会の発展や、地球規模課題の解決に貢献していきます。	<b>達成度</b>	
(目標の設定の根拠) 「開発協力大綱」にも示されている通り、開発協力は、ODAのみならず、OOFとの連携を強化し、開発のための相乗効果を高めることが求められているためです。				
<b>実績及び目標の達成度の判定理由</b>	JBICは、GREEN(Global action for Reconciling Economic growth and Environmental preservation)(用語集参照)等を通じて、途上国の安定的な経済社会の発展や、気候変動問題等の地球規模課題の解決に貢献する施策を進めております。また平成28年には海外インフラ事業を対象として、JBICのリスク・テイク機能を強化する特別業務勘定を創設し、平成29年にはアルゼンチン共和国政府との間で、日本企業による自動列車停止システム輸出を支援するバイヤーズ・クレジット(輸出金融)の貸付契約を締結しました。以上のように、地球規模課題の解決への貢献や、新興国や途上国の安定的な経済社会の発展を促進したことから、達成度を「○」としました。		○	
<b>施策についての評定</b>		s 目標達成		
<b>評定の理由</b>	以上のとおり、全ての測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。			



政6-2-1に係る参考情報

参考指標1：開発途上国に対するODA、OOF及びPF（民間資金）の実施状況

(単位：百万ドル)

	24年	25年	26年	27年	28年
ODA	10,605	11,582	9,266	9,203	10,417
ODA以外の政府資金(OOF)	5,393	1,286	-899	-1,055	-1,762
民間資金(PF)	32,494	45,133	31,667	29,262	30,814
非営利団体による贈与	487	458	467	498	683
資金の流れ総計	48,977	58,459	40,501	37,909	40,152

(出所) 財務省ウェブサイト「開発途上国に対する資金の流れ」

([https://www.mof.go.jp/international\\_policy/reference/financial\\_flows\\_to\\_developing\\_countries/index.htm](https://www.mof.go.jp/international_policy/reference/financial_flows_to_developing_countries/index.htm))

(注) 平成29年の数字は31年3月に公表される予定。

(参考) 開発途上国に対する資金の流れ(純額)

([https://www.mof.go.jp/international\\_policy/reference/financial\\_flows\\_to\\_developing\\_countries/index.htm](https://www.mof.go.jp/international_policy/reference/financial_flows_to_developing_countries/index.htm))

参考指標2：円借款実施状況

円借款実績の推移

(単位：億円、件数)

	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
金額	11,412	8,280	20,510	17,535	18,162
件数	57	44	66	51	51

(出所) 国際局開発政策課(参事官室)調

(注1) 数字はE/Nベース(債務救済を含まない)。

(注2) 平成26年度、国際開発協会(IDA)に対する円借款「国際開発協会第17次増資のための借款」1,903億8,645万円を含めた場合の金額及び件数は約1兆184億円、45件。

円借款実施状況(地域別)の推移

(金額単位：億円、シェア：%)

	平成25年度		26年度		27年度		28年度		29年度	
	金額	シェア	金額	シェア	金額	シェア	金額	シェア	金額	シェア
アジア	8,397	73.6	5,254	63.5	14,240	69.4	11,423	65.1	11,503	63.3
ASEAN	4,396	38.5	2,671	32.3	7,860	38.3	5,413	30.9	4,979	27.4
中東・北アフリカ	1,139	10.0	746	9.0	2,527	12.3	1,531	8.7	5,094	28.0
サブサハラ	614	5.4	789	9.5	1,763	8.6	1,156	6.6	1,498	8.2
中南米	855	7.5	405	4.9	50	0.2	3,426	19.5	66	0.4
大洋州	—	—	—	—	315	1.5	—	—	—	—
欧州	59	0.5	100	1.2	1,452	7.1	—	—	—	—
合計	11,412	100.0	8,280	100.0	20,510	100.0	17,535	100.0	18,162	100.0

(出所) 国際局開発政策課(参事官室)調

(注1) 数字はE/Nベース(債務救済を含まない)。

(注2) 地域分類は外務省による。

(注3) アフリカ開発銀行はサブサハラに分類。

参考指標3：円借款の標準処理期間の達成状況

要請から借款契約調印までに要する「標準処理期間」(9か月間)の達成率

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
達成率	68.50%	51.10%	47.80%	56.90%	63.50%

(出所) 外務省調 (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/keitai/enshakan/tasseiritsu.html>)

## 参考指標4：JICAの詳細型事後評価完了案件の分布

平成28年度外部評価結果（注）

（総合評価）

レーティング	A(非常に高い)	B(高い)	C(一部課題がある)	D(低い)
総合評価	39%	40%	14%	7%

（項目別評価）

	③高い	②中程度	①低い
妥当性	94%	6%	0%
有効性・インパクト	66%	32%	2%
効率性	24%	66%	10%
持続性	49%	46%	5%

（出所）国際協力機構調

[https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/general\\_new/2017/ku57pq000027nugp-att/part02.pdf](https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/general_new/2017/ku57pq000027nugp-att/part02.pdf)

（注）国際的基準に基づき、①妥当性、②有効性・インパクト、③効率性、④持続性について評価を実施したうえで、総合評価をA～Dの4段階でレーティング（格付）。平成28年度は99件が総合評価のレーティング対象。

## 参考指標5：国際協力銀行（JIBC）の出融資等実施状況（国際協力銀行業務）

出融資および保証承諾状況

（承諾ベース、単位：億円）

	25年度		26年度		27年度		28年度		29年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
融 資	212	18,966	251	29,042	287	22,764	246	19,300	117	10,673
輸出金融	33	1,263	49	4,064	22	1,411	20	1,751	14	348
輸入金融	5	563	-	-	1	2,523	-	-	1	2,381
投資金融	167	16,710	197	24,511	260	18,582	222	17,211	101	7,645
事業開発等金融等	7	460	5	467	4	248	4	338	1	300
保 証	20	2,092	15	3,123	7	1,067	5	2,935	8	482
出 資	7	974	5	329	4	144	3	163	4	778
合 計	239	22,062	271	32,494	298	23,974	254	22,397	121	16,268

（出所）国際協力銀行調

（注）四捨五入の関係上、端数が一致しないことがある。

## 地域別出融資承諾状況

（承諾ベース、単位：億円）

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
アジア	3,780	3,737	2,336	6,933	1,736
（東南アジア）	(3,044)	(2,589)	(1,954)	(6,878)	(1,325)
大洋州	2,930	1,738	69	111	182
中央アジア	89	2,052	415	-	-
ヨーロッパ	3,503	2,288	5,984	5,258	601
中 東	1,049	3,776	4,276	1,343	3,876
アフリカ	568	1,323	149	-	5,861
北 米	5,777	13,008	4,554	5,502	1,498
中南米	1,865	1,236	4,968	63	2,013
国際機関等	-	-	-	98	-
その他	409	213	155	154	162
合 計	19,970	29,371	22,908	19,462	15,929

（出所）国際協力銀行調

（注）四捨五入の関係上、端数が一致しないことがある。

地域別保証承諾状況

(承諾ベース、単位：億円)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
アジア	858	317	578	1,500	8
(東南アジア)	(433)	(117)	(550)	(1,500)	(8)
大洋州	—	—	—	—	—
中央アジア	—	—	—	—	—
ヨーロッパ	—	—	—	—	—
中 東	—	1,161	—	—	165
アフリカ	243	634	—	—	—
北 米	764	886	383	556	309
中南米	226	126	105	828	—
国際機関等	—	—	—	51	—
その他	—	—	—	—	—
合 計	2,092	3,123	1,067	2,935	482

(出所) 国際協力銀行調

(注) 四捨五入の関係上、端数が一致しないことがある。

<b>施策</b>	<b>政6-2-2：有償資金協力（国際協力機構（JICA））を通じた支援並びに国際協力銀行（JBIC）及び国際開発金融機関（MDBs）を通じた支援等</b>		
<b>測定指標（定性的な指標）</b>	[主要]政6-2-2-B-1：国際開発金融機関（MDBs）を通じた支援への参画		
	<b>目 標</b>	<p>世界銀行グループ、アジア開発銀行等の国際開発金融機関（MDBs）の主要出資国として、業務運営に積極的に参画します。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>MDBsの業務運営に積極的に参画し、我が国のODA政策・開発理念や経験・専門的知見をMDBsの政策や業務に反映させることで、我が国支援の効果・効率を増大させていくことが重要であるためです。</p>	<b>達成度</b>
	<b>実績及び目標の達成度の判定理由</b>	<p>我が国は、本年度もMDBsの業務運営政策を決定する理事会等での議論に積極的に参画し、質の高いインフラ投資、保健、防災など、我が国が重視する分野においてMDBsとの連携を進めることで、我が国支援の効果・効率を増大させました。</p> <p>平成29年5月に第50回ADB総会を横浜で開催し、我が国が開発分野で重視するテーマである質の高いインフラ整備や国際保健分野での連携強化を表明するなど、途上国の経済社会発展への貢献を一層推進するとともに、日本の取組を積極的に世界に発信しました。</p> <p>インフラ分野では、ライフサイクルコストや安全性などに配慮する質の高いインフラ投資の考え方をMDBsのプロジェクトに反映させるべく、平成28年に世界銀行「質の高いインフラパートナーシップ基金」が設置されましたが、これまで22件831万ドルのプロジェクト組成支援により計44億ドルの世銀のプロジェクトに結実させているほか、他のMDBsにおいても同様の取組を行っております。また政府向けの案件に加え、民間向けの融資においても質の高いインフラ案件が形成されるよう、今般米州開発銀行（IDB）において、PPPファシリティ（用語集参照）に5百万ドルの拠出を行うことを表明しました。アジア開発銀行（ADB）や米州開発銀行（IDB）、アフリカ開発銀行（AfDB）との協調</p>	○

	<p>融資の枠組みにおいても、質の高いインフラ案件の実施に努めております。加えて、日本の働きかけにより世銀が質の要素を考慮した新たな調達制度を導入するなど、質の高いインフラ投資の国際的展開を図っています。</p> <p>保健分野では、世界銀行等と連携し、感染症危機への対応やユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）（用語集参照）の推進などに積極的に取り組んでいます。例えば、感染症危機への対応に関しては、平成29年6月に世銀等とともに、パンデミック発生時に迅速かつ効率的な資金動員を行うための枠組みであるパンデミック緊急ファシリティ（PEF）（用語集参照）を立ち上げました。更に、UHCについては、平成29年12月に世界銀行、世界保健機関（WHO）などの国際機関や、厚生労働省、外務省などと共催で「UHCフォーラム2017」を東京にて開催し、UHC達成の取組を加速させるためのコミットメントとして、UHC達成に向けたグローバルなモメンタムの強化や各国・各機関の連携体制強化等を提唱した「UHC東京宣言」を発表しました。また、平成29年5月に開催されたADB総会では、ADBとJICAの保健分野での協力促進を図る覚書の締結に貢献するなど、ADBによる保健システム強化や感染症危機への備え・対応も推進しています。</p> <p>防災分野では、平成26年2月に世銀東京事務所に設置された「世界銀行東京防災ハブ」を活用し、自然災害が多く、日本との関係が密接なアジア諸国を中心に、地震、津波、洪水等の対策に日本の知見・技術を活用した支援を実施しています。例えば、平成29年度には、ホンジュラス、ニカラグア、グアテマラといった複数の国を対象とした防災レジリエンス強化や、インドネシアにおける対象都市の災害リスク削減支援など、19件約2200万ドルのプロジェクト組成支援により、同じく計約2200万ドルの世銀のプロジェクトに結実させています。</p> <p>さらに、日本人は様々なMDBsで幹部として貢献しており、ADBの総裁として中尾武彦氏、世銀グループの多数国間投資保証機関（MIGA）の長官として本田桂子氏、地球環境ファシリティ（GEF）（用語集参照）のCEOとして石井菜穂子氏が務めています。日本としては、MDBsにおいて、日本人職員が一層活躍することを目指し、各MDBsと協力しながら、採用決定権を持つ採用担当者が参加するリクルートミッションの来日を求め、日本国内の採用活動の実施を促すなど、日本人採用の促進に積極的に取り組んでいます。</p> <p>上記を踏まえ、達成度は「○」としました。</p>	
<p>[主要]政6-2-2-B-2：地球環境保全に向けた議論への参画</p>		
<p>目 標</p>	<p>我が国が主要な抛出国となっている地球環境ファシリティ（Global Environment Facility：GEF）、気候投資基金（Climate Investment Funds：CIF）（用語集参照）及び、緑の気候基金（Green Climate Fund：GCF）の運営に係る議論に積極的に参画していきます。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>我が国は、気候変動等の地球環境問題が開発途上国に与える問題の重要性を認識し、引き続き必要な援助を提供することにより開発途上国における地球環境の保全を支援する観点から、議論に積極的に参画する必要があるためです。</p>	<p>達成度</p>

	実績及び目標の達成度の判定理由	平成29年11月にボンで行われたCOP23（気候変動枠組条約第23回締約国会議）での議論に加え、各基金の意思決定機関である評議会（GEF）、運営委員会（CIF）、理事会（GCF）の会合に出席し、各基金の運営に係る議論に積極的に参画しました。  上記を踏まえ、達成度は「○」としました。	○
施策についての評定		s 目標達成	
評定の理由	<p>MDBsを通じた支援に関しては、MDBsの業務運営についての議論に積極的に参画することにより、日本とMDBsの間の連携を深めることができました。</p> <p>国際社会が一丸となった取り込むべき分野である地球環境保全・改善への取組として、地球環境ファシリティ（GEF）や緑の気候基金（GCF）等多国間の資金メカニズムの運営等の議論に積極的に参画し、業績指標の目標値を達成しました。</p> <p>以上のとおり、全ての測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>		

政6-2-2に係る参考情報

参考指標1：国際開発金融機関（MDBs）に対する主要国の出資

	世界銀行グループ			
	国際復興開発銀行 (IBRD)	国際開発協会 (IDA)	国際金融公社 (IFC)	多数国間投資保証機関 (MIGA)
日 (順位)	7.4% (第2位)	17.7% (第2位)	6.3% (第2位)	5.1% (第2位)
米	17.3	20.5	22.2	18.4
独	4.3	10.4	5.0	5.0
英	4.1	11.5	4.7	4.8
仏	4.1	7.0	4.7	4.8
	アジア開発銀行			
	通常資本 (OCR)		アジア開発基金 (ADF)	
日 (順位)	15.6% (第1位)		38.3% (第1位)	
米	15.6		13.5	
独	4.3		5.8	
英	2.0		5.0	
仏	2.3		4.2	

	米州開発銀行グループ			
	米州開発銀行			米州投資公社 (IIC)
	米州開発銀行 (IDB)	特別業務基金 (FSO)	多数国間投資資金 (MIF)	
日 (順位)	5.0% (第5位)	6.1% (第2位)	33.1% (第2位)	3.3% (第10位)
米	30.0	49.6	36.3	10.6
独	1.9	2.4	—	1.0
英	1.0	1.8	1.3	—
仏	1.9	2.3	0.9	2.1

	アフリカ開発銀行グループ	
	アフリカ開発銀行 (AfDB)	アフリカ開発基金 (AfDF)
日 (順位)	5.5% (4位)	10.2% (4位)
米	6.6	10.2
独	4.2	10.5
英	1.8	10.3
仏	3.8	9.9

	欧州復興開発銀行 (EBRD)
日 (順位)	8.6% (第2位)
米	10.1
独	8.6
英	8.6
仏	8.6

(出所) 各機関年次報告書等(平成30年5月末現在における最新版)。

(注) 国際復興開発銀行(IBRD)、アジア開発銀行(ADB)、米州開発銀行(IDB)通常資本の出資シェアに関しては、直近の増資に係る手続きが各国とも完了した場合の数字。

### 参考指標2：国際開発金融機関(MDBs)等に対する拠出金 (単位：億円)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
MDBs	214.5	205.2	243.6	255.4	245.9
世界銀行グループ	124.4	116.7	146.1	143.9	142.0
アジア開発銀行	73.4	72.6	79.8	84.8	81.8
米州開発銀行	7.2	7.1	7.2	14.3	13.1
アフリカ開発銀行	8.3	7.7	7.5	10.6	6.2
欧州復興開発銀行	1.2	1.1	2.9	1.9	2.8
IMF拠出金	39.9	40.4	35.1	42.0	39.0
合計	254.4	245.6	278.7	297.4	284.90

(出所) 国際局開発機関課及び国際機構課調

### 参考指標3：国際開発金融機関(MDBs)の活動状況(日本人幹部職員数等を含む)

#### 世界銀行(セクター別融資等承諾額) (単位：億ドル)

	25年	26年	27年	28年	29年
農業・漁業・林業	21.1	30.6	30.3	22.0	27.8
教育	27.3	34.6	35.3	30.6	28.5
エネルギー・鉱業	32.8	66.9	45.1	72.0	63.3
金融	20.6	19.8	40.5	30.9	31.1
保健・その他の社会サービス	43.6	33.5	66.5	57.0	51.3
産業・貿易	14.3	18.1	23.1	41.6	42.4
情報・通信	2.3	3.8	3.2	2.5	10.2
法務・司法・行政	79.9	88.4	81.8	86.1	67.1
運輸	51.4	69.5	51.5	63.7	58.2
上下水・治水	22.2	43.3	47.6	52.5	41.0
合計	315.5	408.4	425.0	459.0	420.9

(出所) 世界銀行年次報告書

(注1) 世界銀行の年度は、前年7/1～当年6/30。

(注2) 国際開発協会分を含む。



アジア開発銀行（セクター別融資承諾額）

（単位：億ドル）

	25年	26年	27年	28年	29年
農業・天然資源	6.9	9.8	10.0	10.9	15.3
エネルギー	34.8	25.1	50.0	37.9	62.6
金融	5.6	10.6	22.9	17.8	27.6
産業・貿易	0.2	4.6	0.2	10.3	3.6
教育	4.9	7.9	6.7	9.0	7.1
保健・社会保障	5.2	0	3.2	1.7	2.1
給水・衛生・廃棄物処理	14.1	17.4	18.1	15.8	15.7
運輸・通信	34.2	38.2	27.9	37.9	54.6
公共政策	10.9	15.6	15.5	22.3	12.5
多目的	15.0	0	0	0	0
合計	131.9	129.2	154.5	163.5	201.0

（出所）アジア開発銀行年次報告書等

（注1）アジア開発銀行の年度は、1/1～12/31。

（注2）アジア開発基金分を含む。

MDBsにおける日本人職員数等

		世界銀行 グループ	アジア 開発銀行	米州開発銀 行グループ	アフリカ 開発銀行	欧州復興 開発銀行
日本人職員数	(28年12月)	173	150	19	10	17
	(29年12月)	187	142	21	9	20
日本人幹部職員数 (29年12月)		7	27	3	2	2
日本人比率 (29年12月)		3.1%	12.7%	1.0%	0.8%	1.0%

（出所）各機関資料、理事室調べ

（注）世界銀行グループに関して、「日本人職員数（28年12月）」は平成28年6月末時点、「日本人職員数（29年12月）」、「日本人幹部職員数（29年12月）」及び「日本人比率（29年12月）」は、平成29年6月末時点の数値。

参考指標4「円借款実施状況」【再掲（政6-2-1）（2）】

参考情報

(1) JICA円借款業務

イ JICA円借款の供与実績

平成29年度の円借款業務は、アジア地域を中心に、全体で1兆8,162億円の円借款供与を決定しました。円借款供与は、未来投資戦略等の趣旨も踏まえ、日本の優れた技術・ノウハウをできるだけ活用しつつ、アジアを始めとする開発途上国の経済開発等を支援できるよう取り組みました。アジア地域に対する円借款供与額は約1兆1,503億円で、円借款供与総額の約63%であり、主な供与国は、インド、バングラデシュ、フィリピン、インドネシア及びミャンマーでした。

ロ MDBsとの協調融資

我が国は、世界銀行やアフリカ開発銀行等のMDBsの専門性と豊富な現地ネットワークを活用するため、円借款とMDBsの協調融資を行っています。

① EPSAイニシアティブ

我が国は、平成17年のG8サミットにおいて、アフリカにおける民間主導の経済成長を促進するため、アフリカ開発銀行との共同イニシアティブEPSA(エプサ：Enhanced Private Sector Assistance for Africa)を表明しました。平成29年度はカメルーン、ブルキナファソに対する円借款のほか、アフリカ開発銀行を通じた民間セクター向け円借款（ノン・ソブリン融資）を供与し

ました。

今後も、EPSAの枠組みの下、借入国の債務持続性に十分配慮しつつ、質の高いインフラの整備等を通じ、アフリカにおける民間主導の経済成長の促進を図っていきます。

② IDB協調融資スキーム（CORE）

中南米地域における質の高いインフラ投資を支援するため、省エネルギー・再生可能エネルギー関連分野を対象に、米州開発銀行（IDB）と協調融資を行う枠組として、平成24年以降、CORE（コア：Cofinancing for Renewable Energy and Energy Efficiency）を推進しています。平成29年度は、初のドル建て借款として、ジャマイカ向けに協調融資を実施しました。

今後も、債務の持続性に十分配慮しつつ、省エネルギー・再生可能エネルギー関連分野における協力を進め、中南米地域における質の高いインフラ投資を支援していきます。

(2) JICA海外投融資業務

JICAの海外投融資は、開発途上国において、民間企業等が行う開発効果の高い事業であり、かつ、一般の金融機関だけでは対応が困難な場合に、「出資」と「融資」という2つの資金面から支えるものです。平成29年度は、開発効果の高い案件の着実な実施、実施体制や案件選択の方法等について随時レビュー等に努めました。

参考指標5「国際協力銀行（JBIC）の出融資等実施状況（国際協力銀行業務）」【再掲（政6-2-1）（5）】

参考情報

国際協力銀行（JBIC）業務に関しては、民業補完の原則の下、我が国にとって重要な資源の海外における開発・取得の促進や我が国の産業の国際競争力の維持及び向上、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする事業の促進、国際金融秩序の混乱への対処に努めており、平成28年度のJBIC出融資および保証の承諾額合計は2兆2,397億円でした。

また、インドネシア、メキシコの各政府等が日本市場で円建ての国債、いわゆるサムライ債（用語集参照）を発行する際、これを円滑に行えるようJBICが支援を行い、平成28年度のJBICによる保証・一部取得を通じたサムライ債の発行額は1,800億円となりました。

参考指標6：国際協力銀行（JBIC）によるサムライ債発行支援の実績

国際協力銀行（JBIC）によるサムライ債発行支援

（単位：百万円）

	国名	発行人	サムライ債発行額
一部取得	トルコ	トルコ政府	60,000

施策	政6-2-3：債務問題への取組		
測定指標（定性的な指標）	[主要]政6-2-3-B-1：債務に関する諸問題についての議論への参画		
	目標	債務の持続可能性を脆弱なものとする非譲許的借入（用語集参照）の増加等、開発途上国が直面する債務に関する諸問題に関し、IMF、世銀やパリクラブ等の国際的枠組みにおいて、新興援助国等も含めた包括的な対応の実現に向けて、積極的に議論に参画していきます。  （目標の設定の根拠） 新興援助国や民間からの資金流入の増大等、開発途上国への資金流入状況が変化している中で、開発途上国が債務返済困難に陥らないために積極的に議論に参画していくことが重要であるためです。	達成度

実績及び目標の達成度の判定理由	<p>IMF、世銀やパリクラブ等の国際的枠組みにおいて、積極的に議論に参画し、パリクラブにおいては、累積債務問題に直面する開発途上国についての情報交換を積極的に実施しました。また、開発途上国における累積債務問題への対策として、IMFと世銀において、共通枠組である低所得国の債務持続性の分析に係る枠組みの定期見直しが実施されました。中期の債務見通しの改善や自然災害等のストレス要因を考慮した判定の導入といった枠組みの精緻化を行うとともに、実際の利用者を意識した枠組みの簡素化を行い、これまでよりも的確に債務状況の分析ができるような内容とするため、関係者との議論に積極的に参画しました。</p> <p>平成29年度は、国際的枠組みにおける議論に積極的に参画し、債務問題の改善や解決に向けて日本の主張を反映する形で枠組みの改定といった具体的な成果が得られたことから、達成度は「○」としました。</p>	○
-----------------	---	---

施策についての評価	s 目標達成
-----------	--------

評価の理由	<p>我が国は引き続き、IMF、世界銀行やパリクラブ等の国際的枠組みにおける議論に積極的に参画しました。</p> <p>パリクラブにおいては、累積債務問題に直面する開発途上国に関し、積極的に情報収集に努めました。</p> <p>また、国際開発協会（世界銀行のグループ機関）から支援を受けている最貧国等の債務持続性を測定するためのIMFと世銀の共通枠組である債務持続性に係る枠組みの定期見直しについて、IMFや世界銀行、及び関係国と協議を行い、枠組みの改定に至りました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>
-------	---

施策	政6-2-4：開発途上国に対する知的支援
----	----------------------

測定指標（定量的な指標）	[主要]政6-2-4-A-1：知的支援に関する研修・セミナー参加者の満足度（研修・セミナーを「有意義」以上と回答した者の割合） <span style="float: right;">（単位：％）</span>						
	年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	達成度
	目標値	95以上	95以上	95以上	95以上	95以上	○
	実績値	98.7	98.9	99.1	99.1	95.8	
<p>（出所）財務総合政策研究所、関税局参事官室（国際協力担当）調</p> <p>（注1）研修・セミナーの参加者を対象に実施するアンケート調査で「非常に有意義」、「有意義」、「普通」、「あまり有意義ではない」、「有意義ではない」の回答項目の内、研修・セミナーの総合的な評価に対して「非常に有意義」、「有意義」、と回答した者の割合。</p> <p>（注2）数値（割合）はそれぞれの研修・セミナーのアンケート調査で得られた数値を単純平均したものである。</p> <p>（目標値の設定の根拠）</p> <p>知的支援の効果・有効性の向上を一層図っていく観点から目標値を「95以上」としています。</p> <p>（目標の達成度の判定理由）</p> <p>目標値である95%を達成しているため、達成度は「○」としました。</p>							

施策についての評価	s 目標達成
-----------	--------

<b>評 定 の 理 由</b>	<p>税関では、通関制度・税関手続きの簡素化・透明化、取締手法の効率化、税関能力向上等に取り組んでいる開発途上国税関当局に対し、支援ニーズを的確に把握した上で、WCO（世界税関機構）等と連携しつつ、本邦受入研修や専門家派遣を実施しました。</p>
	<p>財務総合政策研究所では、政策担当者等を日本に受け入れての経済財政政策等についての調査研究・セミナー等の実施、開発途上国が抱える政策課題等について現地に専門家等を派遣しての調査研究・セミナー等による技術支援の実施、また、海外の研究機関とのワークショップ等による研究交流を通じ、我が国の経験に裏打ちされた知識やノウハウを提供しました。</p>
	<p>実施に当たっては、相手国の要望に即している内容となるように事前に相手国の政策・実務担当者、在外公館の財政経済担当者及び長期派遣されているJICA専門家等との意見交換を十分に行うとともに、事後のアンケート・意見交換に基づき、内容の見直しに努め、測定指標の目標値を達成しました。</p>
	<p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>

政6-2-4に係る参考情報

【財務総合政策研究所による知的支援】

	平成29年度の実施状況
財政経済セミナー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開発途上国の財政・経済の政策運営の中心となる人材を育成することを目的として、日本と社会・経済的に関係の密接なアジアを中心とした開発途上国の財務省等の若手幹部候補生を受け入れ、日本にてセミナーを実施しました。</li> <li>・ 大学教授や財務省職員等が講師となって、財政経済全般にわたる日本の諸政策や経験等に関して講義を実施したほか、グループワーク指導等を行いました。</li> </ul>
中央アジア・コーカサスセミナー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中央アジア・コーカサス地域の市場経済移行国に対する人材育成を目的として、ウズベキスタン金融財政アカデミーの学生のほか、アルメニア、アゼルバイジャン、カザフスタン、キルギス、タジキスタン及びトルクメニスタンの財務省職員等を対象に、日本にてセミナーを実施しました。</li> <li>・ 大学教授や財務省職員等が講師となって、財政経済全般にわたる日本の諸政策や経験等に関して講義を実施したほか、ポリシーペーパー指導等を行いました。</li> </ul>
ウズベキスタン金融財政アカデミー支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ウズベキスタン政府により、財政等の専門家育成を目的に設立されたウズベキスタン金融財政アカデミーから、人材育成を目的として、同アカデミーの学生を中央アジア・コーカサスセミナー（上述）へ招へいしました。</li> <li>・ 同アカデミーでの英語による講義及び修士論文の口頭試問への参加等のため、現地（タシケント）へ専門家を派遣しました。</li> </ul>
ラオス簿記普及支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ラオスにおける簿記・会計の普及や現地ニーズの調査を目的として、川崎商工会議所及びラオス商工会議所の協力の下、簿記セミナーを実施しました。</li> <li>・ 同セミナーにおいて現地での幅広い簿記ニーズを確認したことを踏まえ、ラオスでの簿記普及・会計人材の育成を目的とした「簿記検定初級コース」を実施しました。</li> </ul>
海外の研究機関との研究交流	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中国、韓国、インド等の研究機関と、経済・財政等に関するワークショップの開催等を行いました。</li> </ul>

【財務省関税局による知的支援】

		平成29年度の実施状況
受入研修	二国間援助経費	・ASEAN諸国を中心とした開発途上国の税関職員を対象に、関税評価や事後調査等の分野において、相手国の実情に即した受入研修を実施しました。
	JICAプログラム	・JICAと協力して、開発途上国の税関職員を対象に、日本の関税行政の全般的な知識の修得を目的とした税関行政セミナー等を実施しました。
	WCOプログラム	・WCOに加入している開発途上国の税関職員を対象に、WCO事務局における理論研修及び我が国における実務研修等を実施しました。 ・WCO事務局及び同アジア・大洋州地域キャパシティ・ビルディング事務所と協力して、開発途上国の税関職員の技術的な能力向上に資する地域セミナー等を実施しました。
専門家派遣	二国間援助経費	・ASEAN諸国を中心に、関税評価や事後調査等の分野において、相手国の実情に即して専門家を派遣しました。
	JICAプログラム	・カンボジア関税消費税局、マレーシア関税局、フィリピン関税局、ベトナム関税局、ラオス関税局、ミャンマー関税局、タイ関税局へ長期専門家を派遣しました。また、各国からの要請に基づき短期専門家を派遣しました。
	WCOプログラム	・WCO事務局及び同アジア・大洋州地域キャパシティ・ビルディング事務所と協力して、開発途上国の税関職員の技術的な能力向上に資する地域セミナー等を実施し、専門家を派遣しました。

参考指標1：研修・セミナー等の実施状況（財務総合政策研究所・関税局）

[受入研修・セミナーの実績]

(単位：件、人)

		平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
コース数	財務総研	2	2	3	3	2
	関税局	30	30	29	34	35
	合計	34	32	32	37	37
受入人数	財務総研	31	26	59	52	40
	関税局	316	283	325	393	401
	合計	347	309	384	445	441

(出所) 財務総合政策研究所、関税局参事官室(国際協力担当)調

[専門家派遣の実績]

(単位：件、人)

		平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
案件数	財務総研	7	9	7	6	6
	関税局	62	76	69	81	69
	合計	69	85	76	87	75
派遣人数	財務総研	37	39	38	31	28
	関税局	226	207	184	223	144
	合計	263	246	222	254	172

(出所) 財務総合政策研究所、関税局参事官室(国際協力担当)調

(注) 専門家派遣には現地セミナーを含む。関税局分には税関、税関研修所、関税中央分析所を含む。



<b>評 価 結 果 の 反 映</b>	<p>以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。</p> <p>これまでの経協インフラ戦略会議の議論等を踏まえ、関係省庁間で密接な連携を図りながら、ODAの一層効率的・戦略的な活用に取り組みます。</p> <p>JICA円借款業務に関しては、円借款の迅速化を進める等、ODAの効率的・戦略的な活用に向けた取組を引き続き推進していきます。</p> <p>JBICに関しては、その目的である日本及び国際経済社会の健全な発達に寄与するための取組を引き続き推進していきます。</p> <p>MDBsに関しては、引き続き主要出資国として業務運営に積極的に参画していきます。</p> <p>我が国は、気候変動等の地球環境問題分野における支援を引き続き実施し、GEFやCIF、及びGCFの運営に係る議論に、積極的に参画していきます。</p> <p>開発途上国の債務救済や債務に関する諸問題に取り組むため、パリクラブをはじめとする国際的枠組みにおける議論に積極的に参加していきます。</p> <p>知的支援については、引き続き、相手国のニーズに即した内容となるよう、必要に応じて見直しを行い、効果的・効率的に実施していきます。</p> <p>また、平成29年度政策評価結果等を踏まえつつ、国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄を確保するとともに、国際公約及び国際的責務を果たすため、平成30年度予算要求において、必要な経費の確保に努めていきます。</p>
--	--

<b>財務省政策評価懇談会における意見</b>	該当なし
-------------------------	------

政策目標に係る予算額	区 分		平成27年度	28年度	29年度	30年度	
	予算の 状況 (千 円)	当初予算		78,309,697	77,290,463	77,834,856	77,622,110
		補正予算		△3,372	85,691,850	△15,852	
		繰越等		—	—	N.A.	
		合 計		78,306,325	162,982,313	N.A.	
執行額(千円)			78,189,345	162,773,635	N.A.		

(概要)  
アジア開発銀行等拠出経費などの経済協力に必要な経費です。  
(注)平成29年度「執行額」等については、平成30年11月頃に確定するため、平成30年度実績評価書に掲載予定です。

<b>政策目標に関係する 施政方針演説等内閣 の主な重要政策</b>	<p>開発協力大綱(平成27年2月10日閣議決定)</p> <p>質の高いインフラパートナーシップ(平成27年5月21日公表)</p> <p>質の高いインフラパートナーシップのフォローアップ(平成27年11月21日公表)</p> <p>質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ(平成28年5月23日公表)</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針2016(平成28年6月2日閣議決定)</p> <p>未来への投資を実現する経済対策(平成28年8月2日閣議決定)</p> <p>未来投資戦略2017(平成29年6月9日閣議決定)</p>
--	---



<b>政策評価を行う過程 において使用した資料 その他の情報</b>	政策目標に係る予算額等の状況：平成26～28年度一般会計補正予算書（財務省）、平成29年度一般会計予算書（財務省）、平成26・27年度一般会計歳入歳出決算書（財務省）
--	---

<b>前年度政策評価結果 の政策への反映状況</b>	<p>JICA円借款業務に関しては、円借款の迅速化を進めるとともに、必要に応じた制度改善を実施するなど、ODAの効率的・戦略的な活用に向けた取組を推進しました。</p> <p>JBICに関しては、その目的である日本及び国際経済社会の健全な発達に寄与するための取組を推進しました。</p> <p>MDBsに関しては、引き続き主要出資国として業務運営に積極的に参画しました。我が国は、気候変動等の地球環境問題分野における支援を引き続き実施し、GEF、CIFおよびGCFの運営に係る議論に、積極的に参画しました。</p> <p>開発途上国の債務救済や債務に関する諸問題に取り組むため、パリクラブをはじめとする国際的枠組みにおける議論に積極的に参加しました。</p> <p>知的支援については、引き続き、相手国のニーズに即した内容となるよう、必要に応じて見直しを行い、効果的・効率的に実施しました。</p> <p>また、平成28年度政策評価結果等を踏まえつつ、国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄を確保するとともに、国際公約及び国際的責務を果たすため、平成30年度予算要求において、必要な経費の確保に努めました。</p>
--------------------------------	--

<b>担当部局名</b>	国際局（総務課、地域協力課、開発政策課、開発機関課）、 関税局（総務課、参事官室（国際協力担当））、税関研修所、財務総合政策研究所（総務研究部国際交流課）	<b>政策評価実施時期</b>	平成30年8月
--------------	--	-----------------	---------

## 政策目標6-3：日本企業の海外展開支援の推進

<b>上記目標の概要</b>	<p>新興国を中心に世界の市場は急速に拡大しており、この成長市場の獲得に向けて、世界各国が激しい競争を繰り広げています。こうした中、日本企業が持つ技術力をはじめとした強みを活かし、積極的に世界市場への展開を図っていくことが重要となっています。</p> <p>政府は、世界の膨大なインフラ需要を積極的に取り込むため、日本の「強みのある技術・ノウハウ」を最大限に活かして、「インフラシステム輸出戦略」（平成25年5月17日「経協インフラ戦略会議」決定、平成28年5月23日改訂）には、2020年に約30兆円（平成22年時点で約10兆円）のインフラシステムの受注目標を達成するとの目標を掲げています。加えて、各地域の膨大なインフラ整備需要に各国・国際機関と協働し、日本の官民の力を総動員して対応すべく、政府は平成27年5月に「質の高いインフラパートナーシップ」、平成28年5月に「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」を発表しました。</p> <p>財務省としては、「未来投資戦略2017」や「インフラシステム輸出戦略」、「質の高いインフラパートナーシップ」等を踏まえ、下記に掲げる施策等を関係省庁、関係機関と連携しつつ、日本企業の海外展開支援を推進していきます。</p> <p>（上記目標を達成するための施策）</p> <p>政6-3-1：円借款、国際協力銀行（JBIC）業務を通じた支援の推進</p>
----------------	--

## 政策目標6-3についての評価結果

政策目標についての評定 S 目標達成

<b>評定の理由</b>	<p>施策6-3-1が「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評定は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。</p>
<b>政策の分析</b>	<p>（必要性・有効性・効率性等）</p> <p>日本企業の海外展開支援は、「未来投資戦略2017」において新興国を中心に拡大する世界のインフラ需要に応えるため、必要かつ重要な柱の一つとされており、円借款や国際協力銀行（JBIC）の活用を通じて推進しています。</p>

施策	政6-3-1 : 円借款、国際協力銀行（JBIC）業務を通じた支援の推進		
測定指標 (定性的な指標)	[主要]政6-3-1-B-1 : 円借款を通じた支援の取組		
	目標	<p>日本企業の優れた技術・ノウハウを開発途上国に提供することを通じて、新興国の成長を取り込み、日本経済の活性化につながるよう、円借款による支援を着実に実施していきます。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>我が国が開発途上国の持続的な経済発展を支援しつつ、日本企業の海外展開を支援していく上で、円借款は重要なツールの一つであるためです。</p>	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>政府が平成27年11月に発表した「質の高いインフラパートナーシップのフォローアップ」や平成28年5月に発表した「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」において、質の高いインフラ輸出促進のための更なる制度改善を進めることとされています。これを踏まえ、関係機関との連携を図りつつ、円借款の更なる迅速化等に努めるなど、新興国経済の発展と日本経済の活性化を支援しています。平成29年度においては、計6件、約3,775億円のSTEP（本邦技術活用条件）による円借款供与をはじめとした着実な支援を実施しました。</p> <p>開発途上国や新興国の経済発展を支援するとともに、日本企業の海外展開を支援するための重要なツールでもある円借款の活用により、着実に支援するとともに、制度改善等を推進していることから、達成度は「○」としました。</p>	○
	[主要]政6-3-1-B-2 : 国際協力銀行（JBIC）を通じた支援の取組		
	目標	<p>国際協力銀行（JBIC）においては、「質の高いインフラパートナーシップ」等を踏まえ、JBICの更なるリスク・テイクや現地通貨建て融資の拡大を可能にする等、リスクマネーの供給拡大のための機能強化等を行ったところであり、民間の資金・ノウハウを活用した海外のインフラプロジェクト等について、日本企業の海外展開をより一層後押ししていきます。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>我が国が開発途上国の持続的な経済発展に貢献しつつ、日本企業の海外展開を支援していく上では、先般の法改正により「特別業務」の新設による更なるリスク・テイクや現地通貨建て融資の拡大を可能にする等のリスクマネーの供給拡大のための機能強化を行った国際協力銀行（JBIC）による出融資が重要なツールの一つであるためです。</p>	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>JBICについては、日本企業の海外展開をより一層後押しするため、平成28年度に特別業務勘定の新設等リスクマネー供給の拡大を内容とする法改正を行い、平成29年度には特別業務勘定においてアルゼンチン共和国政府との間で、バイヤーズ・クレジット（輸出金融）の貸付契約を締結しました。（参考：JBICによる出融資等実施状況<a href="http://www.jbic.go.jp/ja/efforts/funding">http://www.jbic.go.jp/ja/efforts/funding</a>）</p> <p>以上のように日本企業の海外展開をより一層後押しするためにJBICを通じた支援の取組を引き続き推進したことから、達成度は「○」としました。</p>	○
施策についての評定	s 目標達成		

<b>評定の理由</b>	以上のとおり、全ての測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。
--------------	--

政6-3-1に係る参考情報

参考指標1：円借款実施状況【再掲（政6-2-1）（2）】

参考指標2：JBICによる出融資等実施状況（国際協力銀行業務）【再掲（政6-2-1）（5）】

参考指標3：海外インフラ案件の受注金額【再掲（総5-1）（5）】

<b>評価結果の反映</b>	「質の高いインフラパートナーシップのフォローアップ」、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等を踏まえ、リスクマネー供給の拡大等を内容とする法改正等により機能強化されたJBICの活用を通じて、引き続き日本企業の海外展開支援を推進していきます。
----------------	---

<b>財務省政策評価懇談会における意見</b>	該当なし
-------------------------	------

<b>政策目標に関する施政方針演説等内閣の主な重要政策</b>	<p>インフラシステム輸出戦略（平成25年5月17日第4回経協インフラ戦略会議決定、平成28年5月23日改訂）</p> <p>質の高いインフラパートナーシップ（平成27年5月21日公表）</p> <p>質の高いインフラパートナーシップのフォローアップ（平成27年11月21日公表）</p> <p>質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ（平成28年5月23日公表）</p> <p>未来への投資を実現する経済対策（平成28年8月2日閣議決定）</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針2017（平成29年6月9日閣議決定）</p> <p>未来投資戦略2017（平成29年6月9日閣議決定）</p>
---------------------------------	---

<b>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</b>	該当なし
----------------------------------	------

<b>前年度政策評価結果の政策への反映状況</b>	日本企業の海外展開支援を引き続き推進するため、円借款やJBIC等の制度改革を実施しました。
---------------------------	---

<b>担当部局名</b>	国際局（総務課、開発政策課）	<b>政策評価実施時期</b>	平成30年8月
--------------	----------------	-----------------	---------

## 政策目標7-1：政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保

<b>上記目標の概要</b>	<p>政策金融は、金融という資金供給の手法によって、特定の政策目的を達成する政策実現手段であり、税制、補助金等と同様に財政政策の一環として政策的な資源配分機能を果たしています。政策金融の機能が的確に発揮されるためには、その担い手である政府関係金融機関等が適正かつ効率的に運営されていることが重要です。今後も、政府関係金融機関等が経済動向を踏まえつつ、必要なニーズに対し、質・量ともに的確な対応を行うことができるよう、民業補完の観点から不断の業務の見直しを行います。</p> <p>また、政府関係金融機関等の財務の健全性及び適正な業務運営を確保するため、主務省として、金融庁や関係省庁と連携しつつ、効果的、効率的な検査等を行います。</p> <p>(上記目標を達成するための施策)</p> <p>政7-1-1：政府関係金融機関等の経済・金融情勢等に応じた適切な対応の確保 政7-1-2：政府関係金融機関等の財務の健全性及び適正な業務運営の確保</p>
----------------	--

政策目標7-1についての評価結果	
政策目標についての評価	B 進展が大きくない
評価の理由	<p>施策7-1-1の評価は「s 目標達成」、施策7-1-2の評価は「b 進展が大きくない」であるため、当該政策目標の評価は、上記のとおり、「B 進展が大きくない」としました。</p>
政策の分析	<p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>政策金融の機能が適確に発揮されるためには、その担い手である政府関係金融機関等が適正かつ効率的に運営されている必要があります。</p> <p>財務省が民業補完の観点から政府関係金融機関等の不断の業務の見直しを行うとともに、主務省として、金融庁や関係省庁と連携しつつ、効果的、効率的な検査等を実施し、その結果を踏まえて各機関の財務の健全性の確保や業務運営体制の改善に努めることにより、経済対策や震災対応において中小企業者等への円滑な資金供給等を実施する等の必要なニーズに対して適切に対応しています。また、経済対策や震災対応において事業規模を拡大した貸付枠等に対して、十分な実績を上げています。</p> <p>各機関の検査について、監督部局が検査対象機関から受けた報告等の情報を活用することや検査対象機関の業務の一部に焦点をあてた検査を実施する等、効率的な実施に努めています。</p> <p>(平成29年度行政事業レビューとの関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新創業融資等実施事業（日本政策金融公庫補給金） 「行政事業レビュー推進チームの所見」：事業内容の一部改善</li> </ul> <p>引き続き、貸付制度の政策目的や効果について厳格な検証を行うとともに、特別利率の水準についても妥当性を検討した上で必要な措置を講じる。</p> <p>また、信用リスク低減のための補給金を通じた貸出金利の引下げについても、支援策としての在り方を検証した上で、必要な見直しを行う。</p>



	<p>「所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況」：執行等改善</p> <p>貸付制度について、政策誘導の必要性、民業補完性等の観点から対象範囲や利率について見直しを行った。(事業番号0049)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ セーフティネット貸付等実施事業（日本政策金融公庫出資金） <p>「行政事業レビュー推進チームの所見」：事業内容の一部改善</p> <p>外部有識者の所見を踏まえ、今後も効果的、効率的な事業遂行となるように関係各省庁と連携し、中小企業・小規模事業者の資金繰りの円滑化に継続的に努めるとともに、成果目標（アウトカム）の設定の検討にも努める。</p> <p>「所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況」：執行等改善</p> <p>本事業について、30年度概算要求は行っていないが、今後も効果的、効率的な事業遂行となるように関係各省庁と連携し、中小企業・小規模事業者の資金繰りの円滑化に継続的に努めるとともに、成果目標（アウトカム）の設定の検討にも努める。(事業番号0050)</p> </li> <li>・ 中小企業信用保険事業（日本政策金融公庫出資金） <p>「行政事業レビュー推進チームの所見」：事業内容の一部改善</p> <p>持続可能な信用補完制度の構築に向け、中小企業信用保険法が改正（29年6月）されたことを踏まえ、法改正の趣旨を反映した運営となるよう努める。また、今般の制度改正の効果を十分に検証した上で、必要な措置については引き続き検討する。</p> <p>「所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況」：執行等改善</p> <p>信用補完制度について、中小企業信用保険法の改正（29年6月）がなされた。概算要求にあたっては、同法改正を踏まえて要求内容を見直した。(事業番号0051)</p> </li> <li>・ 危機対応円滑化業務（危機対応円滑化業務出資金・補助金・補給金） <p>「行政事業レビュー推進チームの所見」：現状通り</p> <p>引き続き、補助金の対象業務について不断の見直しを行い、効果的・効率的な実施に努める。</p> <p>「所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況」：現状通り（事業番号0052）</p> </li> </ul>
--	---

<b>施策</b>	<b>政7-1-1：政府関係金融機関等の経済・金融情勢等に応じた適切な対応の確保</b>		
	[主要]政7-1-1-B-1：中小企業・小規模事業者への金融支援等を通じた資金繰りの円滑化		
<b>測定指標（定性的な指標）</b>	<b>目標</b>	<p>中小企業・小規模事業者の資金繰り支援事業の実施を確保します。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>「日本再興戦略2016」（平成28年6月2日閣議決定）を踏まえ、生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者の資金繰りを支援する必要があるためです。</p>	<b>達成度</b>
	<b>実績及び目標の達成度の判定理由</b>	<p>「日本再興戦略2016」、「未来への投資を実現する経済対策」を受けて、28年度中に行った担保・保証人によらない融資や経営力の向上に取り組む中小企業等に対する融資の促進等の措置を引き続き実施しました。</p> <p>また、「経済財政運営と改革の基本方針2017」、「未来投資戦略2017」、「新しい経済政策パッケージ」を受けて、現下の経済情勢等を踏まえ、中小企業・小規模事業者の生産性向上を促進するため、日本政策金融公庫において、創業期の</p>	○



		<p>中小企業・小規模事業者の資金調達の円滑化支援等のための財務基盤の強化といった措置を講じるとともに、こうした国の施策に応じて各政府関係金融機関等が適正に業務を運営するよう監督を行ってきました。</p> <p>上記の施策を講じた結果、平成29年度における中小企業・小規模事業者への「新創業融資制度」による貸付の実績が1,357億円、「中小企業経営力強化法関連融資」による貸付の実績が1,311億円、「創業等関連特例保険」の保険引受額は184億円、「創業関連特例保険」の保険引受額は831億円になりました。</p> <p>上記のとおり中小企業・小規模事業者の資金繰り支援事業について措置を講じたため、達成度を「○」としました。</p>	
[主要]政7-1-1-B-2：地域経済の活性化や企業の競争力強化等に貢献する成長資金の供給の強化			
	<p>成長資金（資本性資金等）供給業務の実施を確保します。</p> <p><b>目標</b></p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>平成27年度に改正された「株式会社日本政策投資銀行法」及び「日本再興戦略2016」（平成28年6月2日閣議決定）等を踏まえ、企業間連携や休眠技術の活用などの企業の成長に向けた積極的な取組を支援する必要があるためです。</p>		<p>達成度</p>
	<p><b>実績及び目標の達成度の判定理由</b></p>	<p>平成27年度に改正された「株式会社日本政策投資銀行法」により創設された特定投資（地域経済の活性化や企業の競争力強化等に貢献する成長資金の供給を促進するため、成長資金を時限的・集中的に供給する仕組み）について、「日本再興戦略2016」や「未来投資戦略2017」において、民間からの成長資金の供給を促すため、政府系金融機関等を積極的に活用するとされていることを踏まえ、特定投資を通じ成長資金の供給を促進してきたところであり、同業務の適正な運営のための監督を行ってきました。</p> <p>特定投資業務を通じた、平成29年度における個別案件への投融資決定件数は29件、共同ファンドへの支援決定件数は7件、共同ファンドからの投融資決定件数は8件、投融資決定額は924億円、実投融資額は536億円になりました。</p> <p>上記のとおり成長資金（資本性資金等）供給業務について平成29年度における特定投資業務の実績が出ていることから、達成度を「○」としました。</p>	<p>○</p>
<p><b>施策についての評価</b></p>	<p>s 目標達成</p>		

<b>評定の理由</b>	<p>上記実績のほか、「経済財政運営と改革の基本方針2017」等を踏まえ、東日本大震災及び熊本地震等からの復興に貢献するよう、指定金融機関（日本政策投資銀行・商工組合中央金庫）において、危機対応業務として、日本政策金融公庫からのリスク補完措置を受け、円滑な資金供給を実施しました。</p> <p>（なお、危機対応業務のうち「デフレ脱却等」は29年度末をもって終了しました。）</p> <p>特に、東日本大震災については、日本政策金融公庫において、</p> <p>① 影響を受けた中小企業等の資金繰り支援策として、平成23年度に創設した「東日本大震災復興特別貸付」や「東日本大震災復興緊急保証」の継続</p> <p>② 被災地域における雇用拡大及び創業等に係る融資について、貸付利率の引下げの実施等の措置を講じています。</p> <p>また、熊本地震については、日本政策金融公庫において、「平成28年熊本地震特別貸付」や被災地域における創業に係る融資の貸付利率の引下げ及び「セーフティネット保証第4号」（通常の保証とは別枠で借入額の100%を保証）を熊本県（全域）と大分県の一部に適用するなどの措置を講じ、被災企業の資金繰りの円滑化を図りました。</p> <p>上記の施策を講じた結果、平成29年度においては、中堅・大企業向け危機対応業務を活用した長期資金貸付等を854億円実施しました。また、「東日本大震災復興特別貸付」の実績が451億円、「東日本大震災復興緊急保証」に係る保険引受額が983億円になるとともに、「平成28年熊本地震特別貸付」の実績が404億円、保険引受額が104億円になりました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>
--------------	--

政7-1-1に係る参考情報

参考指標1：政府関係金融機関の出融資計画額（補正後）の推移（単位：億円）

		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
(株)日本政策金融公庫	国民生活事業	32,243	30,913	29,793	29,283	26,803
	農林水産事業	3,500	4,000	4,000	4,600	5,525
	中小企業事業	28,751	26,731	23,401	22,391	19,426
沖縄振興開発金融公庫		1,428	1,438	1,440	1,586	1,544
(株)国際協力銀行		23,110	22,500	18,200	32,600	26,100

（出所）政府関係機関予算書、各機関資料

参考指標 2：政府関係金融機関の融資実績・残高の推移

①融資実績の推移

(単位：億円)

		25年度末	26年度末	27年度末	28年度末	29年度末
㈱日本政策金融公庫	国民生活事業	24,545	24,280	22,990	24,405	23,639
	農林水産事業	3,318	3,669	3,760	4,593	5,515
	中小企業事業	19,289	17,777	16,720	15,594	14,851
沖縄振興開発金融公庫		873	1,300	1,339	1,527	1,512
㈱国際協力銀行		23,637	22,477	20,614	21,819	16,871

②融資残高の推移

(単位：億円)

		25年度末	26年度末	27年度末	28年度末	29年度末
㈱日本政策金融公庫	国民生活事業	71,759	71,262	70,012	70,597	71,290
	農林水産事業	26,037	26,429	26,733	27,535	29,458
	中小企業事業	63,543	61,820	59,127	56,857	55,142
沖縄振興開発金融公庫		8,175	8,151	8,057	8,199	8,491
㈱国際協力銀行		126,949	144,706	136,490	144,416	136,567

(出所) 各機関から報告を受けて、大臣官房政策金融課で集計。

参考指標 3：政府関係金融機関の金利の推移

(単位：%)

		H26. 3. 31	H27. 3. 31	H28. 3. 31	H29. 3. 31	H30. 3. 31	
㈱日本政策金融公庫	国民生活事業	基準利率	1.90	1.65	1.85	1.71	1.76
		特利	1.00	0.75	0.95	0.81	0.86
		①～③	～1.50	～1.25	～1.45	～1.31	～1.36
	農林水産事業	農業基盤整備	1.15	0.95	0.35	0.45	0.45
		中小企業事業	基準利率	1.60	1.40	1.30	1.21
	特利		0.70	0.50	0.40	0.31	0.30
①～③	～1.20		～1.00	～0.90	～0.81	～0.76	
沖縄振興開発金融公庫		基準利率	0.90	0.85	0.50	0.41	0.41
			～2.70	～2.15	～1.95	～2.00	～1.95
㈱国際協力銀行		輸出	1.34	1.16	0.85	0.98	0.96

(参考) 財政融資資金貸付金利	0.20	0.10	0.10	0.01	0.01
(財投金利)	～1.30	～1.30	～0.70	～0.70	～0.70
(参考) 長期プライムレート	1.20	1.15	0.95	0.95	1.00

(出所) 各機関から報告を受けて、大臣官房政策金融課で集計。

(注) 各機関の金利水準は一例。

参考指標 4 : 政府関係金融機関の平均貸付期間 (新規貸出し)

		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
㈱日本政策金融公庫	国民生活事業	6年9か月	7年1か月	6年10か月	7年2か月	7年1か月
	(生活衛生分)	8年7か月	8年7か月	8年9か月	9年5か月	9年6か月
	農林水産事業	12年9か月	13年1か月	12年9か月	12年11か月	13年4か月
	中小企業事業	7年1か月	7年3か月	7年0か月	7年11か月	7年3か月
沖縄振興開発金融公庫		12年10か月	13年4か月	11年1か月	14年5か月	14年1か月
㈱国際協力銀行		11年1か月	15年3か月	11年7か月	13年0か月	12年5か月

(出所) 各機関から報告を受けて、大臣官房政策金融課で集計。

(注1) 貸付金額による加重平均。

(注2) ㈱日本政策金融公庫国民生活事業の計数は教育資金一般貸付、恩給担保貸付を除く。

施策	政7-1-2 : 政府関係金融機関等の財務の健全性及び適正な業務運営の確保	
測定指標 (定性的な指標)	[主要] 政7-1-2-B-1 : 政府関係金融機関等に対する検査の的確な実施	
	目標	<p>「平成29検査事務年度 検査基本方針」及び「基本計画」に従い、深度ある検証に努めます。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>株式会社日本政策金融公庫法等、各政府系金融機関等の根拠法令に基づき、金融庁をはじめ関係省庁と緊密に連携しつつ、財務の健全性及び法令等遵守態勢を整備・確立するなど適正な業務運営の確保を行う必要があるためです。</p>
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>検査基本方針に則り、政府関係金融機関等のうち3機関に対して、関係法令・規程等に基づき、政策目的に沿った適切な業務運営が行われているか、法令等遵守態勢等、各種態勢が適切に機能しているかを検証しました。</p> <p>特に、平成28年度に商工組合中央金庫で発覚した不正行為を踏まえ、適切な業務運営のための態勢整備・機能に重点を置いた検証を実施しました。検証の結果、不適切な業務運営の問題の所在やその発生の根本原因等について、指摘を行いました。</p> <p>上記のとおり、基本方針等に則った検証を実施するとともに、被検査金融機関と深度ある議論を展開することができたことから、達成度を「○」としました。</p>
施策についての評定	b 進展が大きくない	

<b>評 定 の 理 由</b>	上記のほか、検査結果を踏まえて、被検査対象機関に対し検査指摘事項に対する改善報告を求め、その対応状況を確認するとともに、ヒアリングを実施する等、財務の健全性や適切な業務運営の確保に向けた監督を行いました。
	特に、商工組合中央金庫の危機対応業務における不正行為事案については、中小企業庁や金融庁等の関係省庁と緊密に連携しつつ、主務省共同検査や二度の業務改善命令（平成29年5月及び10月）を実施し、さらに、「商工中金の在り方検討会」の提言（中間取りまとめ）等を踏まえ、持続可能なビジネスモデルの構築やガバナンスの強化の取組みがなされるよう、適切な監督を行いました。
	以上のとおり、測定指標が「○」であるものの、今後、商工組合中央金庫における業務改善計画の策定などに向けて、さらに適切な監督が必要であることから、当該施策の評定は、「b 進捗が大きい」としました。

### 政7-1-2に係る参考情報

#### 参考指標1：政府関係金融機関等への検査実績件数 （単位：件）

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度末
件数	4	3	4	4	3

#### 参考指標2：政府関係金融機関の財務諸表等の主要な計数 （単位：億円）

(株)日本政策金融公庫					
国民生活事業	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
経常収益	1,591	1,528	1,508	1,475	1,427
経常費用	1,602	1,454	1,198	1,221	1,243
経常利益	△ 11	74	310	255	184
特別損益	△ 3	5	484	2	△ 1
当期純利益	△ 14	79	794	256	183
農林水産事業					
経常収益	639	588	473	482	454
経常費用	639	582	571	482	453
経常利益	0	6	△ 98	0	0
特別損益	△ 0	△ 6	98	△ 0	△ 0
当期純利益	-	-	-	-	-
中小企業事業					
経常収益	3,924	5,295	2,706	3,806	3,985
経常費用	6,484	5,570	4,911	3,445	2,930
経常利益	△ 2,560	△ 275	△ 2,205	361	1,055
特別損益	△ 1	△ 0	211	△ 0	△ 0
当期純利益	△ 2,561	△ 275	△ 1,993	360	1,055
沖縄振興開発金融公庫（行政コスト計算財務書類）					
業務収入①	△ 200	△ 178	△ 163	△ 150	△ 132
業務費用②	201	172	168	139	129
業務費用合計（①+②）=③	1	△ 6	5	△ 10	△ 3

機会費用④	4	5	3	0	1
行政コスト (③+④)=⑤	5	△1	8	△10	△2
(株)国際協力銀行					
経常収益	2,170	2,261	2,573	2,400	2,947
経常費用	1,537	1,347	1,368	1,973	2,531
経常利益	634	914	1,205	427	415
特別損益	0	0	57	0	1
当期純利益	634	914	1,262	428	416

(出所) 各機関から報告を受けて、大臣官房政策金融課で集計。

(注1) 沖縄振興開発金融公庫の行政コスト計算財務書類は、平成13年6月の財政制度等審議会の報告書に基づき、特殊法人等について説明責任の確保と透明性の向上の観点から、最終的に国民負担に帰すべきコストを集約表示するため、企業会計原則に準拠した形で作成された財務書類。政府関係金融機関は平成12年度決算より作成・公表。

(注2) 沖縄振興開発金融公庫の行政コスト計算財務書類において△(マイナス)は、国民負担が生じていない状態を表す。

### 参考指標3：政府関係金融機関の延滞率の推移

(単位：%)

		24年度末	25年度末	26年度末	27年度末	28年度末
(株)日本政策金融公庫	国民生活事業	3.35	3.35	2.30	1.95	1.74
	農林水産事業	1.36	0.82	0.69	0.64	0.54
	中小企業事業	2.20	2.07	1.82	1.64	1.42
沖縄振興開発金融公庫		0.79	0.67	0.59	0.53	0.51
(株)国際協力銀行		1.47	1.19	0.25	0.25	0.29

(出所) 各機関から報告を受けて、大臣官房政策金融課で集計。

(注) 延滞率 = (弁済期限を6か月以上経過して延滞となっている貸付の元金残高 / 貸付残高) × 100

<b>評価結果の反映</b>	<p>政府関係金融機関等は、国の政策金融の担い手として、経済・金融情勢等に即応して迅速・的確な対応を行うことが必要であることから、関係省庁等と緊密な連携の下、経済動向を踏まえつつ、必要なニーズに対し、政府関係金融機関等が質・量ともに的確な対応を行うことができるよう、民業補完の観点から不断の業務の見直しを行います。</p> <p>主務省として、リスク管理分野に関する検査を委任している金融庁をはじめ関係省庁と緊密に連携しつつ、政策目的の実現及び適正な業務運営の確保という観点から、各機関の法令等遵守態勢に関し、効果的・効率的な検査を行うとともに、上記リスク管理分野及び法令等遵守態勢に関する検査結果も踏まえて、各機関の財務の健全性の確保や業務運営体制の改善に努めます。</p> <p>また、商工組合中央金庫の危機対応業務における不正行為については、引き続き、「商工中金の在り方検討会」の提言(中間取りまとめ)等を踏まえ、持続可能なビジネスモデルの構築やガバナンスの強化の取組みがなされるよう、業務改善計画の策定・実行等について適切な監督を行い、適正な業務運営の確保を図ります。</p> <p>平成31年度予算要求において、政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営が確保されるよう、必要な経費の確保に努めます。</p>
----------------	--

### 財務省政策評価懇談会における意見

該当なし



政策目標に係る予算額	区 分		平成27年度	28年度	29年度	30年度
	予算の 状況 (千円)	当初予算	72,148,244	70,317,431	68,285,028	65,336,796
		補正予算	1,497,599	61,298,292	5,698,452	
		繰越等	11,000,000	20,880,000	N. A.	
		合 計	84,645,843	152,495,723	N. A.	
執行額(千円)		84,316,404	152,478,646	N. A.		

(概要)

株式会社日本政策金融公庫補給金、株式会社日本政策金融公庫出資金、危機対応円滑化業務補助金等の政府関係金融機関の運営に必要な経費

(注)平成29年度「繰越等」、「執行額」等については、平成30年11月頃に確定するため、平成30年度実績評価書に掲載予定。

政策目標に関する 施政方針演説等内閣 の主な重要政策	<p>経済財政運営と改革の基本方針2017(平成29年6月9日閣議決定)</p> <p>日本再興戦略2016(平成28年6月2日閣議決定)</p> <p>未来投資戦略2017(平成29年6月9日閣議決定)</p> <p>未来への投資を実現する経済対策(平成28年8月2日閣議決定)</p> <p>新しい経済政策パッケージ(平成29年12月8日閣議決定)</p>
----------------------------------	--

政策評価を行う過程 において使用した資料 その他の情報	政府関係金融機関の財務状況・業務運営状況:「政府関係金融機関の出資融資額(補正額)」(財務省)等
-----------------------------------	--

前年度政策評価結果 の政策への反映状況	<p>政府関係金融機関等は、国の政策金融の担い手として、経済・金融情勢等に即応して迅速・的確な対応を行うことが必要であることから、関係省庁等と緊密な連携の下、経済動向を踏まえつつ、必要なニーズに対し、政府関係金融機関等が質・量ともに的確な対応を行うことができるよう、民業補完の観点から不断の業務の見直しを行いました。</p> <p>主務省として、リスク管理分野に関する検査を委任している金融庁をはじめ関係省庁と緊密に連携しつつ、政策目的の実現及び適正な業務運営の確保という観点から、各機関の法令等遵守態勢に関し、引き続き効果的・効率的な検査を行うとともに、上記リスク管理分野及び法令等遵守態勢に関する検査結果も踏まえて、各機関の財務の健全性の確保や業務運営体制の改善に努めました。</p> <p>また、株式会社商工組合中央金庫の危機対応業務における不正行為事案については、中小企業庁や金融庁等の関係省庁と緊密に連携しつつ、主務省共同検査や二度の業務改善命令(平成29年5月及び10月)を実施しており、「商工中金の在り方検討会」の提言(中間取りまとめ)等を踏まえ、持続可能なビジネスモデルの構築やガバナンスの強化に取組み、業務改善計画の策定・実行等について適切な監督を行い、適正な業務運営の確保を図りました。</p> <p>平成30年度予算要求において、政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営が確保されるよう、必要な経費の確保に努めました。</p>
------------------------	--

担当部局名	大臣官房政策金融課	政策評価実施時期	平成30年8月
-------	-----------	----------	---------

## 政策目標 8-1 : 地震再保険事業の健全な運営

<b>上記目標の概要</b>	<p>地震再保険事業は、民間の損害保険会社が引き受けた地震保険の責任の一部を政府が再保険するもので、地震被害が大きく、損害額が巨額に上る場合、民間の損害保険会社だけでは支払いが困難になるので、損害額が一定の額を超過した場合、その超過した部分について、国が再保険金を支払うという仕組みです。地震再保険事業は、地震被害に遭った場合の被災者の生活の安定や生活再建等に寄与することを政策の目標としています。</p> <p>そのためには、地震再保険事業を適切かつ健全に運営することが重要であることから、保険会社等に対して、地震保険検査を実施するとともに、地震保険の普及活動等を積極的に行うよう指導・助言等を行っています。</p> <p>(上記目標を達成するための施策)</p> <p>政8-1-1 : 地震保険の普及 政8-1-2 : 地震保険検査の実施</p>
----------------	--

## 政策目標 8-1 についての評価結果

政策目標についての評価 **S** 目標達成

<b>評定の理由</b>	<p>(政8-1-1 : 地震保険の普及)</p> <p>普及率については、前年度比で0.7ポイント上昇して31.2%、付帯率については、前年度比で0.9ポイント上昇して63.0%となりました。主要な測定指標が目標値に達していることから、「s 目標達成」と考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・普及率：世帯数に対する地震保険契約件数の割合を表したもの</li> <li>・付帯率：新規に契約された住宅向けの火災保険契約件数のうち、地震保険を付帯した件数の割合を表したもの</li> </ul> <p>(政8-1-2 : 地震保険検査の実施)</p> <p>実績として5社に対して検査を実施し、主要な測定指標が目標値に達していることから、「s 目標達成」と考えられます。</p> <p>以上のとおり、施策8-1-1の評定は「s 目標達成」、施策8-1-2の評定は「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評定は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。</p>
--------------	---

政策の分析	(必要性・有効性・効率性等)
	「地震保険に関する法律」(昭和41年法律第73号。以下「地震保険法」といいます。)第1条に「被災者の生活の安定に寄与することを目的とする」と規定されており、この法律の目的を実現するため、地震再保険事業を健全に運営していくことは必要な取組です。
	また、地震保険法に基づき地震保険検査を実施することは、政府の再保険事業の健全な運営の確保に寄与する有効な取組です。
	なお、地震保険の加入促進のために、国民の目に留まるような積極的な広報活動を、損害保険業界と一体となって効率的に実施しています。
(平成29年度行政事業レビューとの関係)	
・ 地震再保険事業	
「今後も地震保険の目的にかなうサービスの提供に努めるとともに、より適切な成果目標(アウトカム)の設定の検討に努めること」との外部有識者及び行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、今後も地震保険の目的にかなうサービスの提供に努めるとともに、平成30年度政策評価実施計画等において新たに「安定的な地震保険制度の実現」を定性的な測定指標として設定し、これまで測定指標としていた「普及率」及び「付帯率」は参考指標としました。(事業番号0053)	

施策	政8-1-1:地震保険の普及							
測定指標(定量的な指標)	[主要]政8-1-1-A-1:地震保険の普及率等の推移 (単位:%)							
	年度		平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	達成度
	普及率	目標値	26.0以上 かつ前年度 より上昇	27.1以上 かつ前年度 より上昇	27.9以上 かつ前年度 より上昇	28.8以上 かつ前年度 より上昇	29.5以上 かつ前年度 より上昇	/
		実績値	27.9	28.8	29.5	30.5	31.2	
	付帯率	目標値	58.5	61.6	63.6	59.3以上 かつ前年度 より上昇	60.2以上 かつ前年度 より上昇	/
		実績値	58.1	59.3	60.2	62.1	63.0	
	(出所) 損害保険料率算出機構資料							
	(目標値の設定の根拠)							
	地震保険の普及の度合いを測る必要があることから、普及率と付帯率を測定指標として設定しました。							
	平成29年1月に複数段階で予定されている地震保険料率の引上げの1回目が実施されている中で、普及率及び付帯率が、前々年度実績以上かつ前年度より上昇していれば、地震保険が普及したと考えられることから、普及率については29.5%以上、付帯率については60.2%以上で、かつ前年度より上昇させることを目標値としています。							
(目標の達成度の判定理由)								
目標値を上回る実績値となったことから達成度は「○」としました。								

<b>施策についての評価</b>		s 目標達成				
<b>評価の理由</b>	<b>(地震保険の普及)</b>					
	<p>財務省としては、首相官邸メールマガジン・財務省ウェブサイト・SNSを活用した広報活動を実施したほか、損害保険業界と意見交換などを行い、官民挙げて地震保険の更なる普及促進に努めました。普及率については、前年度比で0.7ポイント上昇して31.2%、付帯率については、前年度比で0.9ポイント上昇して63.0%となり、実績値が目標値を上回っています。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり「s 目標達成」としました。</p>					

<b>施策</b>	<b>政8-1-2：地震保険検査の実施</b>						
<b>測定指標 (定量的な指標)</b>	[主要]政8-1-2-A-1：地震保険検査先数の推移 (単位:社)						
	年 度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	達成度
	目標値	5社程度	5	5	5	5	○
	実績値	5	5	5	5	5	
	<p>(出所) 大臣官房信用機構課</p> <p><b>(目標値の設定の根拠)</b></p> <p>政府の再保険事業の健全な運営を確保するため、地震保険法第9条第1項に基づき、検査を実施しています。地震保険の引き受けを行っている保険会社等30社（平成29年4月時点）のうち、5社を目標値としています。</p> <p><b>(目標の達成度の判定理由)</b></p> <p>平成29年度は、東日本大震災及び熊本地震に係る保険金の支払事務等が適切に行われているかを着眼点として検証した結果、損害割合の算出誤りや損害調査書の不適切な記載、損害認定の根拠となる資料の保存が不十分である事案等が見受けられたため、検査対象の損害保険会社に対して事務改善への対応について報告を求めました。実績値が目標値を達成したことから、達成度は「○」としました。</p>						

<b>施策についての評価</b>		s 目標達成				
<b>評価の理由</b>	<b>(地震保険検査の実施)</b>					
	<p>5社に対して検査を実施しており、実績値が目標値を達成しています。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり「s 目標達成」としました。</p>					

<b>評価結果の反映</b>	<p>以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。</p> <p>財務省としては、財務省ウェブサイト・SNSを活用した広報活動を実施するほか、損害保険業界と意見交換などを行い、官民挙げて地震保険の更なる普及促進に努めます。なお、日本損害保険協会を中心とした地震保険の普及促進に向けた平成30年度の広告・宣伝等の取組の中で、テレビ・新聞・ラジオ・ポスター・チラシ等を活用した広報活動が実施されるとともに、代理店の募集活動の支援や、地震保険広報と防災を連動させた取組が実施される予定です。</p> <p>また、損害保険会社に対し、政府の再保険事業の健全な運営の確保を図るため、引き続き地震保険検査を実施するとともに、検査費用など必要な経費の確保に努めます。</p>					
----------------	---	--	--	--	--	--

平成30年度政策評価実施計画等では、「施策」として新たに「地震保険制度の安定的な運営」を設定しました。引き続き地震保険制度の安定的な運営が確保されるよう努めます。

**財務省政策評価懇談会における意見**

該当なし

政策目標に係る予算額	区 分		平成27年度	28年度	29年度	30年度
	予算の状況 (千円)	当初予算	139,125,223	152,931,253	179,459,338	186,845,740
		補正予算	—	—	—	
		繰越等	—	—	N. A.	
		合計	139,125,223	152,931,253	N. A.	
執行額(千円)		2,626,913	132,122,712	N. A.		

(概要)

民間のみでは対応できない巨大地震発生の際に支払う再保険金及び地震保険検査等に係る経費

(注1) 平成29年度「繰越等」、「執行額」等については、平成30年11月頃に確定するため、平成30年度実績評価書に掲載予定。

(注2) 予算の主な増要因は、地震保険料率の引上げや地震保険契約件数の増加等により再保険料収入が増加すること等によるものです。

**政策目標に関係する施政方針演説等内閣の主な重要政策**

該当なし

**政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報**

地震保険普及率等の状況: 「地震保険の普及率」、「地震保険の付帯率」(損害保険料率算出機構)

**前年度政策評価結果の政策への反映状況**

財務省としては、首相官邸メールマガジン・財務省ウェブサイト・SNSを活用した広報活動を実施したほか、損害保険業界と意見交換などを行い、官民挙げて地震保険の更なる普及促進に努めました。なお、日本損害保険協会を中心とした地震保険の普及促進に向けた平成29年度の広告・宣伝等の取組の中で、テレビ・新聞・ラジオ・ポスター・チラシ等を活用した広報活動が実施されるとともに、代理店の募集活動の支援や、地震保険広報と防災を連動させた取組を実施しました。

また、平成29年度においては損害保険会社5社に対し、政府の再保険事業の健全な運営の確保を図るため、引き続き地震保険検査を実施するとともに、検査費用など必要な経費の確保に努めました。

<b>担当部局名</b>	大臣官房信用機構課	<b>政策評価実施時期</b>	平成30年8月
--------------	-----------	-----------------	---------



## 政策目標9-1：安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理

上記目標の概要	<p>国家公務員共済組合制度は、国家公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに国家公務員の職務の能率的運営に資することを目的とする社会保険制度です。</p> <p>これを踏まえ、安定的で効率的な国家公務員共済組合制度の構築及び管理を行っていくことが重要であると認識しており、その際、「社会保障制度改革推進法」等に沿って取り組む社会保障制度改革及び諸外国との社会保障協定に適切に対応するとともに、福祉事業を含む全ての事業について、適正な運営を確保することが重要であると考えています。</p> <p>(上記目標を達成するための施策)</p> <p>政9-1-1：被用者年金一元化後の年金制度の適正な運営を含む社会保障制度改革への対応  政9-1-2：諸外国との社会保障協定への対応  政9-1-3：国家公務員共済組合連合会等の適正な運営の確保</p>
---------	--

## 政策目標9-1についての評価結果

政策目標についての評価 S 目標達成

評定の理由	<p>(被用者年金一元化後の年金制度の適正な運営を含む社会保障制度改革への対応)</p> <p>平成29年度においては、国家公務員共済組合連合会の「平成28年度業務概況書（厚生年金保険給付積立金）」について、平成29年11月30日の財政制度等審議会国家公務員共済組合分科会にて、外部の専門的な見地から意見を得た上で、同連合会は、積立金基本指針及び管理運用の方針を遵守して運用を行っているものと評価しました。</p> <p>(諸外国との社会保障協定への対応)</p> <p>国際的な人的交流の活発化に伴う日本と諸外国の社会保障制度の二重適用の問題や、年金受給資格の問題を解決すべく、引き続き、日本と諸外国との間で社会保障協定の締結を推進するため、平成29年度においては、ルクセンブルク大公国との社会保障協定の実施のための行政取決めが署名されました。</p> <p>(国家公務員共済組合連合会等の適正な運営の確保)</p> <p>国家公務員共済組合連合会等の適正な業務運営を確保するため、監査事項の所要の見直しを行ってより深度のある監査を実施し、法令及び内部規則の遵守徹底を指導したほか、国家公務員共済組合連合会等の運営する福祉施設については、収益力強化等により経営健全化を図るなど、引き続き、安定的で効率的な国家公務員共済組合制度等の整備・管理・運営に努めました。</p> <p>以上のとおり、全ての施策が「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評価は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。</p>
-------	--



政策の分析	<p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>社会保障・税一体改革に盛り込まれた社会保障制度改革に適切に対応しながら、安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築や適正な運営の確保は、内閣総理大臣施政方針演説をはじめとする政府の方針に沿ったものであるとともに、国家公務員の公務の能率的運営に資するために必要な取組です。</p> <p>上記のとおり、被用者年金制度が一元化された現在も、引き続き安定的で効率的な運営に努めています。</p>
	<p>(平成29年度行政事業レビューとの関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国家公務員共済組合連合会等助成費</li> </ul> <p>「引き続き、執行の実態に基づいた見直しを行うとともに、特定健康診査等交付事業の受診率の向上による業務の効率化など、更なる改善に向けた検討を行う」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、引き続き、概算交付の執行について、執行実績に基づいて概算交付を実施しました。(事業番号0054)</p>

施策	政9-1-1: 被用者年金一元化後の年金制度の適正な運営を含む社会保障制度改革への対応	
測定指標 (定性的な指標)	[主要] 政9-1-1-B-1: 被用者年金一元化後の年金制度の適正な運営を含む社会保障制度改革への対応	
	目標	<p>国家公務員共済組合連合会の厚生年金保険給付積立金の業務概況書について、財務大臣による運用評価をするにあたって、外部から専門的な意見を伺うため、財政制度等審議会国家公務員共済組合分科会を開催します。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>被用者年金一元化により、国家公務員共済組合連合会の厚生年金保険給付積立金の業務概況書について、財務大臣による運用評価の仕組みを導入しました。年金積立金の運用は、長期的な観点から行う必要があり、安全かつ効率的な管理及び運用が行われるよう適切に注視していく必要があるためです。</p>
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>国家公務員共済組合連合会が行う厚生年金保険給付積立金の管理及び運用の状況(「平成28年度業務概況書(厚生年金保険給付積立金)」)について、平成29年11月30日に財政制度等審議会国家公務員共済組合分科会を開催し、外部からの専門的な意見を得た上で、同連合会は積立金基本指針及び管理運用の方針を遵守した運用を行っているとの評価を行い、評価結果を財務省ウェブサイト公表しました。</p> <p>(<a href="https://www.mof.go.jp/budget/reference/kkr_fund_evaluation/fy2016/index.html">https://www.mof.go.jp/budget/reference/kkr_fund_evaluation/fy2016/index.html</a>)</p> <p>さらに、「社会保障制度改革推進法」等に沿って取り組む社会保障制度改革については、関係省庁とも連携を図り、平成29年8月1日から、年金受給資格期間の25年から10年への短縮や、70歳以上の組合員及びその被扶養者に係る高額療養費の算定基準額の見直しを実施するなど、適切に対応することができました。</p> <p>以上から、平成29年度においては、年金制度の適正な運営を含む社会保障制度改革への対応を適切に行うことができたことから、達成度は「○」としました。</p>
施策についての評定	s 目標達成	

<b>評定の理由</b>	<p>平成29年度においては、年金積立金の運用について、長期的な観点から行う必要性に鑑み、安全かつ効率的な運用が行われるよう適切に注視しました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>
--------------	---

政9-1-1に係る参考情報

参考指標1：男女別組合員数の年次推移

参考指標2：年金種別年金受給権者数及び年金額の年次推移

参考指標3：厚生年金及び退職等年金給付の保険料率の推移

参考指標4：短期負担金・掛金収入及びこれらの総報酬額に対する割合（平均保険料率）の年次推移

参考指標5：短期収入総額と短期支出総額の比較及び年次推移

(出所) 財務省ウェブサイト

参考指標1、2、4、5 ([https://www.mof.go.jp/budget/reference/kk\\_annual\\_report/index.htm](https://www.mof.go.jp/budget/reference/kk_annual_report/index.htm))

国家公務員共済組合連合会ウェブサイト

参考指標3 (<https://www.kkr.or.jp/seidokaikaku/pdf/H29.8.pdf>)

<b>施策</b>	政9-1-2：諸外国との社会保障協定への対応		
<b>測定指標（定性的な指標）</b>	[主要] 政9-1-2-B-1：諸外国との社会保障協定への対応		
<b>目標</b>	<p>社会保障協定締結に向けて、関係省庁と連携を図り、適切な対応を行います。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>国際的な人的交流の活発化に伴う日本と諸外国の社会保障制度の二重適用の問題や、年金受給資格の問題を解決すべく、日本と諸外国との間で社会保障協定の締結を推進するためです。</p>	<b>達成度</b>	
<b>実績及び目標の達成度の判定理由</b>	<p>平成29年度においては、ルクセンブルク大公国との社会保障協定の実施のための行政取決めが署名されました。</p> <p>したがって、関係省庁と連携を図り、社会保障協定への適切な対応を図ることができたことから、達成度は「○」としました。</p>		○
<b>施策についての評定</b>	s 目標達成		
<b>評定の理由</b>	<p>平成29年度においては、日本と諸外国との間で社会保障協定の締結について引き続き推進しました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>		

政9-1-2に係る参考情報

参考指標1：社会保障協定の締結状況

(出所) 厚生労働省ウェブサイト

(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/shakaihoshou.html>)

<b>施策</b>	<b>政9-1-3：国家公務員共済組合連合会等の適正な運営の確保</b>		
<b>測定指標 (定性的な指標)</b>	[主要]政9-1-3-B-1：国家公務員共済組合連合会等の適正な運営の確保		
	<b>目標</b>	国家公務員共済組合連合会等の適正な業務運営を確保します。	<b>達成度</b>
		(目標の設定の根拠) 厚生年金保険給付、退職等年金給付及び経過的長期給付の支給等の実務を担う国家公務員共済組合連合会等の適正な業務運営を確保することにより、安定的で効率的な国家公務員共済組合制度等の管理・運営に努めるためです。	
<b>実績及び目標の達成度の判定理由</b>	国家公務員共済組合連合会等の適正な業務運営を確保するため、個人番号を含む個人情報の適切な管理の状況を監査重点事項に追加するなど所要の見直しを行ってより深度のある監査を実施し、法令及び内部規則の遵守徹底を指導したほか、国家公務員共済組合連合会等の運営する福祉施設については、収益力強化等により経営健全化を図るなど、引き続き、安定的で効率的な国家公務員共済組合制度等の整備・管理・運営に努めたことから、達成度は「○」としました。		○
<b>施策についての評定</b>		s 目標達成	
<b>評定の理由</b>	平成29年度においては、引き続き、安定的で効率的な国家公務員共済組合制度等の整備・管理・運営に努めたことから、測定指標は「○」であり、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。		

政9-1-3に係る参考情報

参考指標1：男女別組合員数の年次推移【再掲（9-1-1：参考指標1）】

参考指標2：年金種別年金受給権者数及び年金額の年次推移【再掲（9-1-1：参考指標2）】

参考指標3：厚生年金及び退職等年金給付の保険料率の推移【再掲（9-1-1：参考指標3）】

<b>評価結果の反映</b>	<p>以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。</p> <p>年金積立金の運用は、長期的な観点から行う必要があり、安全かつ効率的な管理及び運用が行われるよう適切に注視していきます。その他の社会保障制度改革についても、関係省庁と連携を図って引き続き検討を進めていきます。</p> <p>各国との人的交流の促進を図る観点から、我が国と各国間の社会保障制度の適用について、厚生労働省等と協力して、今後、順次締結が予定されている各国との社会保障協定への対応を行います。</p> <p>厚生年金保険給付、退職等年金給付及び経過的長期給付の支給等の実務を担う国家公務員共済組合連合会等の適正な業務運営を確保することにより、安定的で効率的な国家公務員共済組合制度等の管理・運営に努めます。</p>
----------------	--

<b>財務省政策評価懇談会における意見</b>	該当なし
-------------------------	------

政策目標に係る予算額	区 分		平成27年度	28年度	29年度	30年度
	予算の 状況 (千 円)	当初予算	74,351,954	70,481,812	64,963,552	65,797,534
		補正予算	△82,494	△84,784	△135,567	
		繰越等	—	△140,592	N. A.	
		合 計	74,269,460	70,256,436	N. A.	
執行額(千円)		73,852,291	69,936,225	N. A.		

(概要)

国家公務員共済組合連合会等助成費

(注1) 平成29年度予算が減少しているのは、主に基礎年金拠出金の減に伴うものである。

(注2) 平成29年度「繰越等」、「執行額」等については、平成30年11月頃に確定するため、平成30年度実績評価書に掲載予定。

<b>政策目標に関係する 施政方針演説等内閣 の主な重要政策</b>	第193回国会 内閣総理大臣施政方針演説(平成29年1月20日) 第196回国会 内閣総理大臣施政方針演説(平成30年1月22日) 第193回国会 財務大臣財政演説(平成29年1月20日) 第196回国会 財務大臣財政演説(平成30年1月22日) 経済財政運営と改革の基本方針2016(平成28年6月2日閣議決定) 経済財政運営と改革の基本方針2017(平成29年6月9日閣議決定)
--	--

<b>政策評価を行う過程 において使用した資料 その他の情報</b>	「国家公務員共済組合事業統計年報」(財務省)、「社会保障協定」(厚生労働省)
--	--

<b>前年度政策評価結果 の政策への反映状況</b>	<p>平成29年度においては、年金積立金の運用について、長期的な観点から行う必要性に鑑み、安全かつ効率的な運用が行われるよう適切に注視しました。</p> <p>なお、被用者年金一元化及び退職等年金給付制度施行後の各共済組合における事務の取扱いについては、前年度の政策評価において、その円滑・適正な導入に係る目標を達成したところですが、その後の運用状況については、円滑・適正に行われています。</p> <p>また、日本と諸外国との間で社会保障協定の締結については、引き続き推進しました。</p> <p>さらに、国家公務員共済組合連合会等の業務運営については、引き続き適正の確保に努めました。</p>
--------------------------------	--

<b>担当部局名</b>	主計局(給与共済課)	<b>政策評価実施時期</b>	平成30年8月
--------------	------------	-----------------	---------

## 政策目標 10-1 : 日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保

<b>上記目標の概要</b>	<p>財務省設置法（平成11年法律第95号）第4条には、「日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保に関する事」が、財務省の所掌事務として規定されています。</p> <p>一方、日本銀行法（平成9年法律第89号）第5条第1項には、「日本銀行は、その業務及び財産の公共性にかんがみ、適正かつ効率的に業務を運営するよう努めなければならない。」と、同条第2項には、「この法律の運用に当たっては、日本銀行の業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。」と規定されています。</p> <p>こうした法律の規定等を踏まえ、引き続き、人件費を含む経費予算の認可、財務諸表の承認等を通じ、日本銀行の業務及び組織の適正な運営が確保されるように努めます。</p> <p>（上記目標を達成するための施策）</p> <p>政10-1-1 : 経費予算の認可 政10-1-2 : 財務諸表の承認</p>
----------------	---

## 政策目標10-1についての評価結果

<b>政策目標についての評価</b>		S 目標達成
<b>評価の理由</b>	全ての施策が「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評価は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。	
<b>政策の分析</b>	<p>（必要性・有効性・効率性等）</p> <p>日本銀行の運営は、国民に還元されるべき通貨発行益により賄われており、その公的性格から、適切な経費支出や適正な経理処理を担保するため、政府による公的チェックが必要であり、上記の各施策がそのために有効です。</p> <p>財務省では、日本銀行法の規定等に基づき、経費予算の認可、財務諸表の承認等を行っており、これらを通じて、日本銀行の業務及び組織の適正な運営が確保されています。</p>	

<b>施策</b>	政10-1-1 : 経費予算の認可	
<b>測定指標（定性的な指標）</b>	[主要] 政10-1-1-B-1 : 経費予算の効率性の確保	
<b>目標</b>	<p>日本銀行法の規定等を踏まえ、日本銀行の経費を含む経費の予算が、効率的なものとなっていることを確認する等の審査を通して、日本銀行の業務及び組織の適正な運営を確保します。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>日本銀行法第51条において、「日本銀行は、毎事業年度、経費に関する予算を作成し、当該事業年度開始前に、財務大臣に提出して、その認可を受けなければならない。」と規定されているためです。</p>	<b>達成度</b>



	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>平成30年度経費予算については、平成30年3月に日本銀行から認可申請が提出され、財務省において、日本銀行の適正かつ効率的な業務運営の確保の観点から審査を行った上で、認可しました。平成30年度経費予算の合計額は、全体で1,875.1億円（対29年度比▲0.7億円）となっており、システム化関係費用の増加を主因に一般事務費等が増加する一方、幅広い科目について削減が行われるなど、業務の遂行上必要な経費を確保しつつ、経費効率化の取組が引き続きなされていることを確認しています。</p> <p>上記実績の通り、平成30年度経費予算については、経費効率化の取組が引き続きなされていることを確認する等の審査を行った上で、日本銀行法の規定等に基づき、事業年度開始前に認可したことから、達成度は「○」としました。</p>	○
施策についての評定		s 目標達成	
評定の理由	<p>平成30年度経費予算については、平成30年3月に日本銀行から認可申請が提出され、財務省において、日本銀行の適正かつ効率的な業務運営の確保の観点から審査を行った上で、認可しました。平成30年度経費予算の合計額は、全体で1,875.1億円（対29年度比▲0.7億円）となっており、システム化関係費用の増加を主因に一般事務費等が増加する一方、幅広い科目について削減が行われるなど、業務の遂行上必要な経費を確保しつつ、経費効率化の取組が引き続きなされていることを確認しています。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>		

政10-1-1に係る参考情報

参考指標1：認可対象経費の予算

(単位：百万円、%)

科 目		平成26年度 予算	27年度予算	28年度予算	29年度予算	30年度予算	前年度比
銀行券製造費	銀行券製造費	51,483	51,686	51,806	51,906	51,986	0.2
国庫国債事務費	国庫国債事務費	18,264	18,386	18,129	17,904	17,284	▲3.5
給与等	役員給与	421	422	427	428	431	0.6
	職員給与	41,265	41,542	42,197	42,223	41,918	▲0.7
	退職手当	9,782	9,975	9,831	10,201	10,302	1.0
	小 計	51,468	51,938	52,455	52,852	52,651	▲0.4
交通通信費	旅費交通費	1,974	1,995	2,027	2,090	2,135	2.2
	通信費	2,863	2,786	2,714	2,595	2,241	▲13.6
	小 計	4,837	4,781	4,742	4,685	4,377	▲6.6
修繕費	修繕費	2,049	2,456	2,440	2,928	2,848	▲2.7
一般事務費	消耗品費	1,296	1,367	1,422	1,393	1,282	▲8.0
	光熱水道費	2,508	2,502	2,350	2,300	1,976	▲14.1
	建物機械等賃借料	10,277	9,385	7,808	8,369	7,922	▲5.3
	建物機械等保守料	11,728	11,540	8,755	9,144	10,213	11.7
	事務費	30,052	28,967	30,842	30,601	31,626	3.4
小 計	55,861	53,761	51,178	51,807	53,019	2.3	
固定資産取得費	固定資産取得費	3,199	3,731	5,926	4,505	4,349	▲3.5
予備費	予備費	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	0.0
合 計		188,161	187,739	187,676	187,588	187,514	▲0.0



<b>施策</b>	<b>政10-1-2：財務諸表の承認</b>	
<b>測定指標 (定性的な指標)</b>	[主要] 政10-1-2-B-1：財務諸表の適正性の確保	
	<b>目標</b>	<p>日本銀行法の規定等を踏まえ、日本銀行の財務諸表について、日本銀行法の規定等に則して適正な決算処理がなされていることを確認する等の審査を通して、日本銀行の業務及び組織の適正な運営を確保します。</p> <p>(目標の設定の根拠) 日本銀行法第52条において、「財産目録及び貸借対照表については四月から九月まで及び十月から翌年三月までの半期ごとに、損益計算書についてはこれらの半期及び事業年度ごとに作成し、これらの書類に関する監事の意見書を添付して、当該半期又は当該事業年度経過後二月以内に、これを財務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。」と規定されているためです。</p>
	<b>実績及び目標の達成度の判定理由</b>	<p>平成28年度決算及び平成29年度上半期決算に係る財務諸表については、平成29年5月及び同年11月に日本銀行から承認申請が提出され、財務省において、日本銀行法の規定等に則して適正な決算処理がなされていることを確認する等の審査を行った上で、承認しました。また、平成27年度から量的・質的金融緩和の実施に伴って生じ得る収益の振幅を平準化する観点から債券取引損失引当金制度が拡充され、平成28年度決算承認及び平成29年度上半期決算承認に当たり、日本銀行から、債券取引損失引当金の積立てに係る承認申請がなされ、これを承認しました。</p> <p>上記実績の通り、平成28年度決算及び平成29年度上半期決算に係る財務諸表等については、適正な決算処理がなされていることを確認する等の審査を行った上で、日本銀行法の規定等に基づき、事業年度又は上半期経過後二月以内に承認したことから、達成度は「○」としました。</p>
<b>施策についての評価</b>	s 目標達成	
<b>評価の理由</b>	<p>平成28年度決算及び平成29年度上半期決算に係る財務諸表等については、平成29年5月及び同年11月に日本銀行から承認申請が提出され、財務省において、日本銀行法の規定等に則して適正な決算処理がなされていることを確認する等の審査を行った上で、承認しました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>	

**政10-1-2に係る参考情報**

「平成29年度政策評価書」の評価対象期間は、平成29年4月1日～平成30年3月31日であることから、平成29年度決算に係る財務諸表の承認は、今回の評価の対象ではありません。

参考指標 1 : 財務諸表の主要な計数

【貸借対照表】

(単位: 億円)

科目	平成 24 年度末	25 年度末	26 年度末	27 年度末	28 年度末
(資産の部)					
金地金	4,412	4,412	4,412	4,412	4,412
現金	3,235	2,898	2,442	2,099	2,031
国債	1,253,556	1,983,370	2,697,921	3,491,955	4,177,114
（うち長期国債）	913,492	1,541,536	2,201,337	3,018,986	3,771,441
コマーシャル・ペーパー等	12,457	18,749	19,789	19,699	20,357
社債	28,872	32,041	32,430	31,703	32,144
金銭の信託（信託財産株式）	13,780	13,728	13,757	13,692	11,884
金銭の信託（信託財産指数連動型上場投資 信託）	15,440	28,511	44,837	75,676	129,353
金銭の信託（信託財産不動産投資信託）	1,189	1,488	2,063	2,936	3,822
貸出金	254,870	263,138	340,975	340,453	446,645
外国為替	55,264	61,582	71,125	66,971	66,081
代理店勘定	228	253	231	326	205
その他資産	2,768	3,589	3,937	4,585	4,828
有形固定資産	2,049	2,032	2,009	1,967	2,010
無形固定資産	1	1	1	1	1
資産の部合計	1,648,127	2,415,798	3,235,937	4,056,481	4,900,893
(負債の部)					
発行銀行券	833,782	866,308	896,732	955,947	998,001
預金	583,200	1,323,477	2,060,718	2,829,396	3,563,788
（うち当座預金）	581,289	1,286,678	2,015,564	2,754,394	3,427,555
政府預金	14,941	16,778	17,941	187,797	217,507
売現先勘定	145,054	133,755	176,082	1,899	34,252
その他負債	2,867	2,337	3,228	1,225	2,074
退職給付引当金	1,996	1,990	1,984	1,963	1,980
債券取引損失引当金	22,433	22,433	22,433	26,934	31,550
外国為替等取引損失引当金	10,963	14,060	17,861	15,819	15,078
負債の部合計	1,615,239	2,381,140	3,196,983	4,020,984	4,864,234
(純資産の部)					
資本金	1	1	1	1	1
法定準備金	27,126	27,414	28,682	31,385	31,590
特別準備金	0	0	0	0	0
当期剰余金	5,760	7,242	10,090	4,110	5,066
純資産の部合計	32,887	34,657	38,954	35,497	36,658
負債および純資産の部合計	1,648,127	2,415,798	3,235,937	4,056,481	4,900,893

## 【損益計算書】

(単位：億円)

科目	平成 24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
経常収益	13,982	15,793	20,782	15,971	16,443
貸出金利息	332	256	286	348	96
買現先利息	—	—	—	▲0	—
国債利息	6,225	8,057	10,440	12,875	11,869
コマーシャル・ペーパー等利息	18	18	19	10	▲3
社債利息	65	53	39	32	12
国債売却益	3	2	0	—	—
外国為替収益	6,808	6,283	8,570	783	194
その他	528	1,121	1,424	1,921	4,273
経常費用	2,665	2,987	3,645	8,345	5,490
売現先利息	199	146	53	6	▲4
外国為替費用	—	—	—	4,083	1,553
経費	1,899	1,908	1,975	1,935	1,913
その他	567	933	1,616	2,320	2,028
経常利益	11,316	12,805	17,137	7,626	10,952
経常収入	7,410	9,087	11,447	13,693	12,737
長期国債関係損益	3	2	0	—	—
外国為替関係損益	6,036	6,194	7,601	▲4,083	▲1,481
経費	▲1,899	▲1,908	▲1,975	▲1,935	▲1,913
その他	▲234	▲570	62	▲318	1,609
うち金銭の信託（信託財産株式）運用 損益	▲133	421	497	511	2,175
金銭の信託（信託財産指数連動型上 場投資信託）運用損益	214	375	591	1,048	1,722
金銭の信託（信託財産不動産投資信 託）運用損益	51	66	77	108	138
補完当座預金制度利息	—	▲836	▲1,513	▲2,216	▲1,873
特別利益	69	110	181	2,051	740
特別損失	3,019	3,099	3,803	4,506	4,618
特別損益	▲2,950	▲2,988	▲3,622	▲2,454	▲3,877
うち債券取引損失引当金	—	—	—	▲4,501	▲4,615
外国為替等取引損失引当金	▲3,018	▲3,097	▲3,800	2,041	740
指数連動型上場投資信託 取引損失引当金	—	—	—	—	—
不動産投資信託取引損失引当金	—	—	—	—	—
税引前当期剰余金	8,366	9,816	13,514	5,171	7,074
法人税、住民税及び事業税	2,606	2,573	3,424	1,060	2,007
当期剰余金	5,760	7,242	10,090	4,110	5,066

<b>評価結果の反映</b>	<p>以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。</p> <p>経費予算の認可、財務諸表の承認等を通じ、日本銀行の業務が一層適正かつ効率的に運営されるよう努めます。</p>		
<b>財務省政策評価懇談会における意見</b>	<p>該当なし</p>		
<b>政策目標に関する施政方針演説等内閣の主な重要政策</b>	<p>該当なし</p>		
<b>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</b>	<p>該当なし</p>		
<b>前年度政策評価結果の政策への反映状況</b>	<p>平成28年度政策評価実施計画の実績評価を受けて、以下の取組を実施しました。</p> <p>日本銀行の業務及び財産の公共性にかんがみ、財務諸表の承認においては日本銀行法の規定等に則して適正な決算処理がなされていること等を確認し、また、経費予算の認可においては経費効率化の取組等を確認することを通じ、日本銀行の業務及び組織の適正な運営が確保されるように努めました。</p>		
<b>担当部局名</b>	理財局（総務課調査室）	<b>政策評価実施時期</b>	平成30年8月

## 政策目標 11-1 : たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保

<b>上記目標の概要</b>	<p>たばこ事業については、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約（用語集参照）をはじめとする世界的なたばこ規制の流れを受け、未成年者喫煙防止等に対する社会的要請が高まってきています。また、塩事業については、原則自由の市場構造に転換したことを踏まえ、国の関与は必要最小限になっています。こうした状況を踏まえた政策の企画立案を行います。</p> <p>(上記目標を達成するための施策)</p> <p>政11-1-1 : たばこ事業の適切な運営と管理・監督</p> <p>政11-1-2 : 塩事業の適切な運営の確保</p>
----------------	---

## 政策目標11-1についての評価結果

政策目標についての評定 S 目標達成

<b>評定の理由</b>	<p>全ての施策が「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評定は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。</p>
<b>政策の分析</b>	<p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>たばこ・塩事業の健全な発展と適切な運営は、たばこ事業法及び塩事業法に規定されている目的に合うものであり、重要で必要な取組と言えます。</p> <p>たばこ事業法、日本たばこ産業株式会社法及び塩事業法に基づき、たばこ・塩事業者に対して、法の趣旨・目的に沿って、許認可等及び管理・監督を行っているほか、塩事業者及び消費者にとって関心の高い情報である塩需給見通し及び塩需給実績を公表しています。また、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約等を踏まえた国内措置について、関係省庁と連携しつつ、その円滑な実施に対応しています。これらは政策目標の達成のために有効な取組と言えます。</p> <p>なお、未成年者喫煙防止の取組については、警察、業界団体等と連携することにより、効率的に行っています。</p>

<b>施策</b>	政11-1-1 : たばこ事業の適切な運営と管理・監督						
<b>測定指標(定量的な指標)</b>	[主要]政11-1-1-A-1: 製造たばこ小売販売業の許可に係る標準処理期間達成率						(単位: %)
	年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	達成度
	目標値	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	○
	実績値	99.7	99.9	99.9	99.9	99.4	
<p>(出所) 財務(支)局等から報告を受けて、理財局総務課たばこ塩事業室で集計。</p> <p>(注1) 各年度中に申請を処理したものに係る達成率を示しています。</p> <p>(注2) 標準処理期間: 申請を受理した日の属する月末から2か月以内の期間をいいます。</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p>							

	<p>小売販売業の許可については、製造たばこ小売販売業許可等取扱要領において、申請を受理した日の属する月の末日から原則2か月以内に処理するように努めるとしているため、過去の実績を参照して目標値を設定しました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>平成29年度の製造たばこ小売販売業の許可に係る標準処理期間達成率は、99.4%となりました。そのため、達成度は、「○」としました。</p>		
測定指標(定性的な指標)	[主要]政11-1-1-B-1：たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約等に係る国内措置に関する取組		
	<p>目標</p>	<p>たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の関係会議や政府内に設置された「受動喫煙防止対策強化検討チーム」に参加するとともに関係省庁と連携しながら、同条約等を踏まえた国内措置の円滑な実施に適切に対応します。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>我が国が、平成16年6月に締結し、平成17年2月に発効した、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約を踏まえ、国内措置の円滑な実施に適切に対応していく必要があるためです。</p>	<p>達成度</p>
	<p>実績及び目標の達成度の判定理由</p>	<p>たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約等を踏まえた国内措置の円滑な実施を図るため、小売定価認可の審査の機会に併せて、消費と健康との関係に関して注意を促すための文言(以下「注意文言表示」)のチェックを行い、当該文言が法令に適合した表示となっていることを確認しました。</p> <p>この他、政府内に設置された「受動喫煙防止対策強化検討チーム」の構成員として、関係省庁と連携しながら、政府全体の受動喫煙防止強化を進める取組に協力し、平成30年3月9日に「健康増進法の一部を改正する法律案」が閣議決定され、同法案が国会に提出されました。</p> <p>なお、平成29年度においては、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の関係会議については、参加する機会はありませんでした。また、注意文言表示及び広告規制の見直しについては、今後財政制度等審議会たばこ事業等分科会における審議を再開し、具体的な改正を行う予定としています。</p> <p>上記実績のとおり、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約等を踏まえた国内措置の円滑な実施に適切に対応しました。そのため、達成度は、「○」としました。</p>	<p>○</p>
	[主要]政11-1-1-B-2：未成年者喫煙防止に対する取組		
	<p>目標</p>	<p>未成年者喫煙防止に必要な取組を行います。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>未成年者喫煙防止に対する社会的要請の高まりに対応するためです。</p>	<p>達成度</p>
<p>実績及び目標の達成度の判定理由</p>	<p>たばこの自販機を設置する場合には成人識別自販機を導入することをたばこ小売販売業の許可の条件としており、平成29年度においては、4,658の小売店に対して許可条件を付与しました。インターネットによりたばこを販売する場合には、あらかじめ公的な証明書により購入者の年齢確認等を行った上で販売をすることをたばこ小売販売業の許可の条件としており、平成29年度においては、7の</p>	<p>○</p>	



測定指標（定性的な指標）		<p>小売店に対して許可条件を付与しました。</p> <p>未成年者喫煙禁止法第5条に違反したたばこ小売販売業者には厳正に対処しており、平成29年度においては、4の小売店に対し、たばこ事業法に基づいて営業停止処分（1ヶ月以内）としました。</p> <p>これらの対応のほか、警察や業界団体と連携しつつ、未成年者喫煙防止を図るため、業界団体主催の未成年者喫煙防止協議会に参加し、小売店における未成年者喫煙防止の徹底等を要請しました。</p> <p>上記実績のとおり、未成年者喫煙防止に必要な取組を行いました。そのため、達成度は、「○」としました。</p>	
	[主要]政 11-1-1-B-3：たばこ事業者からの申請に対する許認可等の処理		
	目標	<p>日本たばこ産業株式会社、特定販売業者、卸売販売業者及び小売販売業者からの申請に対し適切な許認可等の処理を行います。</p> <p>（注）特定販売業者とは、自ら輸入した製造たばこの販売を業として行う者です。</p> <p>（目標値の設定の根拠）</p> <p>たばこ事業者からの申請に対する許認可等の申請に対して各財務（支）局等及び各税関とも連携し、円滑な運営を図るとともに、たばこ事業の健全な発展に向けた管理・監督を行うためです。</p>	達成度
実績及び目標の達成度の判定理由	<p>日本たばこ産業株式会社、特定販売業者、卸売販売業者及び小売販売業者からの申請については、たばこ事業法に基づき権限を委任している各財務（支）局等及び各税関とも連携して、以下のとおり対応しました。日本たばこ産業株式会社からの日本たばこ産業株式会社法に基づく事業計画等の申請に対しては、会社の目的等の同法の趣旨等を踏まえた審査の上、認可を行いました。</p> <p>小売定価の認可申請に対しては、消費者の利益を不当に害さないか等の観点から審査を行い、平成29年度においては、550銘柄の認可を行いました。</p> <p>上記以外の特定販売業、卸売販売業及び小売販売業者からの申請に対しては、各財務（支）局等及び各税関において、たばこ事業法の趣旨・目的に沿って審査等を行いました。</p> <p>小売販売業に係る申請について、申請者の負担軽減の観点から、たばこ事業法施行規則を改正し、申請者からの請求に応じて申請書又は届出書の添付書類の原本を還付することとしたほか、申請書様式等の見直し（Word化）及び申請書の記載例の作成等を行いました。</p> <p>小売販売業の不許可処分に対する行政不服審査請求について、平成29年度においては、4件の処理を行いました。なお、東日本大震災によって被災された小売販売業者に対する被災地域での営業所の仮移転の許可の弾力運用について、平成29年度においては、21件の処理をしました。</p> <p>上記実績のとおり、日本たばこ産業株式会社、特定販売業者、卸売販売業者及び小売販売業者からの申請に対し、各財務（支）局等及び各税関とも連携し、たばこ事業法の趣旨・目的に沿った円滑な処理等を行いました。そのため、達成度は、「○」としました。</p>	○	
施策についての評定	s 目標達成		

<b>評 定 の 理 由</b>	<p>たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約等を踏まえた国内措置の円滑な実施を図るため、小売定価認可の審査の機会に併せて、注意文言表示が法令に適合した表示となっていることを確認したほか、「受動喫煙防止対策強化検討チーム」の構成員として、関係省庁と連携しながら、政府全体の受動喫煙防止強化を進める取組に協力し、平成30年3月9日に「健康増進法の一部を改正する法律案」が閣議決定され、同法案が国会に提出されました。</p>
	<p>未成年者喫煙防止について、たばこの自販機を設置する場合には成人識別自販機を導入することやインターネット販売の際の年齢確認といった許可条件の付与、未成年者喫煙禁止法第5条に違反したたばこ小売販売業者に対する行政処分、警察や業界団体と連携しつつ、小売店における未成年者喫煙防止の徹底等の要請により、その取組の推進を図りました。</p>
	<p>製造たばこ小売販売業の許可について、測定指標の目標値を達成しました。</p>
	<p>日本たばこ産業株式会社、特定販売業者、卸売販売業者及び小売販売業者からの申請について、各財務（支）局等及び各税関とも連携し、たばこ事業法の趣旨・目的に沿った円滑な処理等を行いました。</p>
	<p>以上のとおり、全ての測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>

政11-1-1に係る参考情報

参考指標1：小売販売業許可申請件数及び同許可件数

(単位：件)

	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
申請件数	12,716	11,571	8,932	8,370	7,691
許可件数	7,023	6,497	5,284	4,915	4,658

(出所) 財務（支）局等から報告を受けて、理財局総務課たばこ塩事業室で集計。

<b>施策</b>	<b>政11-1-2：塩事業の適切な運営の確保</b>						
<b>測定指標 (定量的な指標)</b>	[主要]政11-1-2-A-1：塩製造業者等の登録に係る標準処理期間達成率 (単位：%)						
	年 度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	達成度
	目標値	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	○
	実績値	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
<p>(出所) 財務（支）局等からの報告を受けて、理財局総務課たばこ塩事業室で集計。  (注1) 各年度中に申請を処理したものに係る達成率を示しています。  (注2) 標準処理期間：申請を受理した日の翌日から20日（平成28年6月までは1か月）以内の期間をいいます。  <b>(目標値の設定の根拠)</b>  塩の製造、特定販売及び卸売の登録については、塩製造業者登録等取扱要領等において、申請を受理した日の翌日から20日（平成28年6月までは1か月）以内に処理するように努めるとしているため、過去の実績を参照して目標値を設定しました。  <b>(目標の達成度の判定理由)</b>  平成29年度の塩の製造、特定販売及び卸売の登録に係る標準処理期間達成率は、100.0%となりました。そのため、達成度は、「○」としました。</p>							

測定指標（定性的な指標）	[主要]政11-1-2-B-1：塩事業センターの監督、塩事業者からの登録等に対する処理	
	目 標	<p>塩事業センターの事業計画及び収支予算の認可等の監督を行い、塩事業者からの登録・届出に対し適切な処理を行います。</p> <p>（目標値の設定の根拠）</p> <p>塩事業センターの適正かつ確実な業務の運営を確保するとともに、塩事業者からの登録・届出に対しては各財務（支）局等及び各税関とも連携することで、塩事業の適切な運営を確保するためです。</p>
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>塩事業センターの平成30年度事業計画については、生活用塩の安定供給等の目的を達成するため、具体的事業内容として塩に関する調査研究等に係る事業（調査研究、情報等の提供等）及び生活用塩供給等に係る事業（円滑かつ安定的な供給、塩の備蓄）等が記載されており、塩事業センターの適正かつ確実な業務の運営を確保する観点から審査を行い、認可しました。</p> <p>また、平成30年度の収支予算については、事業計画を確実に実施するための費用（経常費用45.9億円）等が計上されており、事業計画と同様の観点から審査を行い、認可しました。</p> <p>塩事業者からの登録・届出に関しては、塩事業法に基づき権限を委任している各財務（支）局等及び各税関とも連携して、塩事業の適切な運営を確保する観点から審査を行い、登録簿への登録及び申請者に対する通知等の処理を行いました。</p> <p>上記実績のとおり、塩事業センターの事業計画及び収支予算の認可等の監督を行い、塩事業者からの登録・届出に対し適切な処理を行いました。そのため、達成度は、「○」としました。</p>
	[主要]政11-1-2-B-2：塩需給見通し及び塩需給実績の調査・公表	
	目 標	<p>塩事業センター及び塩事業者から報告を受けて集計を行った「塩需給見通し」及び「塩需給実績」を作成し、公表を行います。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>塩事業者及び消費者に必要な情報を提供することにより、間接的に塩の需給及び価格の安定を図るためです。</p>
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>平成28年度塩需給実績及び平成30年度塩需給見通しを公表しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年度塩需給実績（平成29年6月30日公表） <a href="https://www.mof.go.jp/tab_salt/reference/salt_result/st20170630.htm">https://www.mof.go.jp/tab_salt/reference/salt_result/st20170630.htm</a></li> <li>・平成30年度塩需給見通し（平成30年3月30日公表） <a href="https://www.mof.go.jp/tab_salt/reference/salt_forecast/st2018.htm">https://www.mof.go.jp/tab_salt/reference/salt_forecast/st2018.htm</a></li> </ul> <p>上記実績のとおり、塩事業センター及び塩事業者から報告を受けて集計を行い、平成28年度塩需給実績及び平成30年度塩需給見通しを作成し、公表したことから、達成度は、「○」としました。</p>
施策についての評定	s 目標達成	

<b>評定の理由</b>	<p>塩製造業者等の登録については、測定指標の目標値を達成しました。</p> <p>塩事業センターの平成30年度事業計画及び収支予算の認可申請については、塩事業センターの適正かつ確実な業務の運営を確保する観点から審査を行いました。</p> <p>塩事業者からの登録・届出については、塩事業法に基づき権限を委任している各財務（支）局等及び各税関とも連携して、塩事業の適切な運営を確保する観点から審査を行い、登録簿への登録及び申請者に対する通知等の処理を行いました。</p> <p>また、平成28年度塩需給実績及び平成30年度塩需給見通しを公表しました。</p> <p>以上のとおり、全ての測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>
--------------	---

政 1 1 - 1 - 2に係る参考情報

参考指標 1：塩製造業者等登録件数

(単位：件)

年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
登録件数	79	49	46	55	49

(出所) 財務（支）局等から報告を受けて、理財局総務課たばこ塩事業室で集計。

<b>評価結果の反映</b>	<p>(たばこ事業の適切な運営の確保)</p> <p>引き続き、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約等を踏まえた国内措置の円滑な実施に対応するとともに、未成年者喫煙防止の取組を推進していきます。</p> <p>また、たばこ事業法及び日本たばこ産業株式会社法に基づき、各財務（支）局等及び各税関とも連携し、円滑な運営を図るとともに、たばこ事業の健全な発展に向けた管理・監督を引き続き行っていきます。</p> <p>(塩事業の適切な運営の確保)</p> <p>塩事業については、引き続き、塩需給見通し及び塩需給実績の調査・公表、生活用塩の供給業務等を行う塩事業センターに対する事業計画及び収支予算の認可等、各財務（支）局等及び各税関が行っている塩事業者の登録・届出に関する事務の調整等を通じ、塩事業の適切な運営が確保されるように努めます。</p>
----------------	---

<b>財務省政策評価懇談会における意見</b>	該当なし
-------------------------	------

<b>政策目標に関係する施政方針演説等内閣の主な重要政策</b>	該当なし
----------------------------------	------

<b>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</b>	塩需給見通し、塩需給実績（財務省ウェブサイト）
----------------------------------	-------------------------

<p><b>前年度政策評価結果の政策への反映状況</b></p>	<p>平成28年度政策評価実施計画の実績評価を受けて、以下の取組を実施しました。</p> <p><b>(たばこ事業の適切な運営の確保)</b></p> <p>たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約等を踏まえた国内措置の円滑な実施に適切に対応するため、政府全体の受動喫煙防止対策強化を進める取組への協力等を行うとともに、未成年者喫煙防止の取組を推進しました。</p> <p>また、たばこ事業法及び日本たばこ産業株式会社法に基づき、各財務（支）局等及び各税関とも連携し、円滑な運営を図るとともに、たばこ事業の健全な発展に向けた管理・監督を行いました。</p> <p><b>(塩事業の適切な運営の確保)</b></p> <p>塩事業については、塩需給見通し及び塩需給実績の調査・公表、生活用塩の供給業務等を行う塩事業センターに対する事業計画及び収支予算の認可等、各財務（支）局等及び各税関が行っている塩事業者の登録・届出に関する事務の調整等を通じ、塩事業の適切な運営が確保されるように努めました。</p>
----------------------------------	--

<p><b>担当部局名</b></p>	<p>理財局（総務課たばこ塩事業室）</p>	<p><b>政策評価実施時期</b></p>	<p>平成30年 8 月</p>
---------------------	------------------------	------------------------	------------------

Ⅲ 財務省政策評価懇談会における意見  
(全体に通じるもの)





## 【財務省政策評価懇談会における意見（全体に通じるもの）】

### （政策評価全般）

- 目標設定については、国民目線の評価を得られるよう、第三者が客観的な意見を提言できる場を設けることが、今後のひとつのテーマではないか。
- ブランドや信頼をどうやって回復していくかは、大学も同様だが、難しい課題であり、これはマーケティングになるが、回復のプロセスをどう世の中に伝えていくかが重要である。政策評価は、組織内で自身の価値を再確認し、それを外部に情報発信するためのものであるので、財務省の信用回復に活用していただきたい。
- 評定の分布については、省庁間で評価の一貫性が重要であるので、今後とも、総務省とすり合わせをしていただきたい。
- 政府としてエビデンスベースド・ポリシーメイキング（EBPM）の推進が明確に示されており、国民が納得して評価を理解できるよう、エビデンスも含めた政策評価を構築する必要がある。
- 財務省は、国民（プリンシパル）の代理人（エージェント）として、役所の中では一番将来のリスクを遮断し、プリンシパルとエージェントの関係を一番考える役所であるべき。政策評価において、エージェントとしてプリンシパルに対する義務を果たしているか、自己評価しなければならない。
- 参議院改革協議会より、政策評価に係る提案が提出されており、通常国会本会議において政府から政策評価に係る報告を聴取し、質疑を行うこととされている。今後、政策評価のフレームが変わる可能性もあり、それに対応できるよう、客観性を持った評価体制にしていただきたい。

(その他)

- 財政再建目標が後退しているとの印象を持っており、政策目標1「健全な財政の確保」が全て「S」評価となっているのは、国民目線から見た際に少し違和感がある。
  
- 国有財産に係る施策「政3-3-5」の評価は「c」とし、森友問題でかなり評価を下げているにも拘らず、総合目標3（財務管理）全体の評価が「B」なのは納得できる丁寧な説明が求められる。
  
- 公文書管理は行政の説明責任を果たすことだけが目的ではなく、適切な公文書管理により行政全体の効率性を高めることも目的としているので、国有財産の管理のみならず予算査定の効率性の向上にも横展開できるよう、適切な公文書管理に努めていただきたい。

○ 規制に係る事前評価書



# 規制の事前評価書（簡素化）の要旨

法律又は政令の名称	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案（仮称）（通関業法部分）	
規制の名称	通関業の欠格事由	
規制の区分	新設、改正（拡充、 <u>緩和</u> ）、廃止 ※いずれかに○印を付す。	
担当部局	関税局業務課	評価実施時期 平成30年3月
簡素化した規制の事前評価の該当要件	該当要件：ii 規制緩和措置であり、副次的な影響が無視できるもの	
規制の目的、内容及び必要性	通関業者及び通関士については、通関業法において成年被後見人等であることを欠格事由としているが、これは成年被後見人等の人権が十分に尊重されていないこととなるため、これを解消するために欠格条項の改正を行う必要がある。	
直接的な費用の把握		
（遵守費用）	成年被後見人等として登記されていないことの証明書の取得費用が削減される他に、遵守費用に変更は生じないものと考えられる。	
（行政費用）	新たなモニタリングの必要などは生じず、行政費用に変更は生じないものと考えられる。	
副次的な影響及び波及的な影響の把握	副次的な影響及び波及的な影響は発生しないものと考えられる。	
その他の関連事項	成年被後見制度利用促進委員会において、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて議論の整理がなされた（平成29年12月1日）。	
事後評価の実施時期等	改正法施行後5年	
備考		



# 規制の事前評価書（簡素化）

法律又は政令の名称：成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案（仮称）（通関業法部分）

規制の名称：通関業の欠格事由

規制の区分：新設、改正（拡充、**緩和**）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部署：関税局業務課

評価実施時期：平成30年3月

## 1 簡素化した規制の事前評価の該当要件

### ① 簡素化した規制の事前評価の該当要件

該当要件：ii

※ 以下の表1を確認の上、該当する要件の番号を記載すること。

表1：簡素化した規制の事前評価の該当要件

番号	該当要件
i	<p><b>規制の導入に伴い発生する費用が少額</b></p> <p>遵守費用が年間10億円（※）未満と推計されるもの。</p> <p>※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。</p> <p>● 「3. 直接的な費用の把握」④において、金銭価値化した遵守費用を記載すること。</p>
ii	<p><b>規制緩和措置であり、副次的な影響が無視できるもの</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>副次的な影響が十分に小さいことが予想されるもの。</li> <li>副次的な影響を小さくするための行政による監視措置が十分に考慮されているもの。ただし、行政費用が大きく増加することが予想される場合は、簡素化した評価の中で、行政費用は可能な限り定量化して推計することが望まれる。</li> </ul> <p>● 「4. 副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において、副次的な影響（社会に対する負の影響）が小さいことを記載すること。</p>
iii	<p><b>国際条約批准に伴う規制であって裁量余地のないもの</b></p> <p>国際条約の批准に伴い、我が国において履行するため導入することとした規制であって、批准国として裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「3. 直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること。</p>

iv	<p><b>国内法に基づく下位法令により導入される規制であって裁量余地のないもの</b></p> <p>我が国の法律により規制を導入されることが決定されているものの、具体的要件については政令に委任されていることに伴い導入される規制であって、裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「3. 直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること</p>
v	<p><b>科学的知見に基づき導入される規制であって、行政裁量の余地がないもの</b></p> <p>研究者等専門家の知見や実証実験結果といった科学的知見を根拠に導入される規制であって、その内容、度合い等について行政の裁量余地がないもの。</p> <p>ただし、規制の導入により副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）（※）が発生する可能性があるものについては適用しない。</p> <p>※ 例えば、ある物質を規制することで、これまで医療用途など有益な用途に使っていたものが使えなくなる、代替された別物質がまた異なる影響を及ぼす可能性が高いなどが想定される。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において科学的知見の根拠並びに裁量余地がないこと及び「4. 副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）がないことを記載すること。</p>
vi	<p><b>何らかの理由により緊急時に導入することとされたもの</b></p> <p>事前評価に時間を割けない合理的理由がある場合に、避難的措置として、簡素化した評価を実施し、最低限の説明責任を果たすもの。ただし、一定期間（3 か月～半年程度経過）後に、本来行われるべき事前評価を行うものとする。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において、緊急的に導入する理由を記載すること。</p>
vii	<p><b>規制を導入する時点では、規制の対象・範囲が予測又は特定できないもの</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害発生時に発動される規制のように、事態発生を想定して事前に導入する規制の場合、これは、発生しない限りはその適用度合い等が予測できず、十全の事前評価を行うことに限界があるもの。</li> <li>・ 消費者や商取引者の保護のため、適切な商取引を確保することを意図した規制のように、規制の導入の際にあらかじめ違法又は脱法による商取引を行っている者の総数等を把握することが困難なもの。</li> </ul> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において、規制の対象・範囲が予測又は特定できない理由を記載すること。</p>

## 2 規制の目的、内容及び必要性

### ② 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

通関業者及び通関士については、通関業法において、成年被後見人又は被保佐人（以下、成年被後見人等）であることを欠格事由と規定しており、その者がその資格に必要な能力等を有するかではなく、成年被後見人等であることをもって業への参加が認められないことは、成年被後見人等の人権が十分に尊重されないこととなる。今回の規制の改正を行わない場合に成年被後見人等の人権が十分に尊重されないといった課題は今後も引き続き継続することから、現状の成年被後見人等の人権が十分に尊重されていないことをベースラインとする。

### ③ 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

成年被後見人等の人権が十分に尊重されていない現状を解消するには、成年被後見人等であることをもって欠格事由とする規定の改正が必要であり、当該規定を廃止する。

一方で、通関業者及び通関士には利用者の保護の観点から通関に関する手続の適正な実施が求められており、その業務等に必要な能力を有しているかを確認する必要があることから、そのための規定を新設する。

## 3 直接的な費用の把握

### ④ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

申請者側としては、現行法下では成年被後見人等として登記されていないことの証明を法務局から取得する費用が必要となっている。一方、改正後はこれに代わる書面として心身に故障がない旨の宣誓書の提出に変更する方針であり、これに対応するための追加的費用は生じないものとする。

近年の通関業の新規許可件数は年間 30 件程度、通関業者の役員数は平均 7 名程度、通関士の新規確認件数は 1,000 人程度、登記されていないことの証明を法務局から取得する手数料が 300 円であることから、全体で  $(30 \text{ 件} \times 7 \text{ 人} + 1,000 \text{ 人}) \times 300 \text{ 円} = 363,000 \text{ 円}$  / 年の遵守費用が削減されるものと推計される。

行政側としては、現行法下では成年被後見人等として登記されていないことの証明書を確認しているが、改正後は心身に故障がない旨の宣誓書の確認に変更する方針である。当該宣誓書は、通関業の許可の際に通関業法第 6 条各号に掲げる欠格事由（一部）に該当しないことを確認するために現行用いられているものであるが、改正後は心身に故障がないことを宣誓項目として追加する方針である。従って、当該宣誓書の利用による追加的行政費用が生

じることは想定されない。

- ⑤ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意する。

今般の規制の改正は、成年被後見人等の人権が十分に尊重されていないことを解消するため、成年被後見人等であることをもって欠格事由とする規定を廃止するものである。

一方で、通関業者及び通関士には利用者の保護の観点から通関に関する手続の適正な実施が求められており、その業務等に必要な能力を有しているかを確認する必要があることから、そのための規定を新設する。

以上のことから、当該規制の改正に伴う新たなモニタリングの必要性は発生しないものと考えられる。

#### 4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

- ⑥ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

今般の規制の改正は、成年被後見人等の人権が十分に尊重されていないことを解消するため、成年被後見人等であることをもって欠格事由とする規定を廃止するものである。

一方で、通関業者及び通関士には利用者の保護の観点から通関に関する手続の適正な実施が求められており、その業務等に必要な能力を有しているかを確認する必要があることから、そのための規定を新設する。

以上のことから、当該規制緩和に伴う副次的な影響及び波及的な影響は発生しないものと考えられる。

#### 5 その他の関連事項

- ⑦ 評価の活用状況等の明記

成年後見制度利用促進委員会において、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて議論の整理がなされた（平成 29 年 12 月 1 日）。

成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて（抜粋）  
（議論の整理）

成年後見制度の利用の促進に関する法律第 11 条において、成年後見制度の利用促進に関する施策の基本方針として、「成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人であることを理由

に不当に差別されないよう、成年被後見人等の 権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこと」とされている。

また、成年後見制度利用促進基本計画（平成 29 年 3 月 24 日閣議決定）において、現在、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度（いわゆる欠格条項）が数多く存在していることが、成年後見制度の利用を躊躇させる要因の一つになっているとの指摘を踏まえ、これらの見直しを速やかに進めることとされている。

成年後見制度利用促進委員会（以下「促進委員会」という。）では、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて、平成 29 年 9 月 11 日、9 月 27 日、12 月 1 日の 3 回にわたり検討を行った結果、これまでの議論の整理として以下のとおりまとめた。内閣府においては、法制上、実務上の論点を踏まえ、引き続き各府省と調整を進めるとともに、各府省においては、必要に応じて関係審議会や調査会等での審議を進めるなど、政府全体で次期通常国会への見直し一括整備法案の提出に向けて速やかに検討を進めるべきである。

## 6 事後評価の実施時期等

### ⑧ 事後評価の実施時期の明記

改正法施行後 5 年

### ⑨ 事後評価の際、費用及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

個別審査規定が当初の想定通りに機能しているかを評価するため、当該欠格事由に関する偽り、その他不正の手段を理由とした通関業の許可取消し及び通関士資格喪失の合計件数を確認する。

# 規制の事前評価書（簡素化）の要旨

法律又は政令の名称	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案(仮称)(たばこ事業法部分)	
規制の名称	成年被後見人等の法定代理人の適格性に着目した規定の見直し	
規制の区分	新設、改正(拡充、 <u>緩和</u> )、廃止 ※いづれかに○印を付す。	
担当部局	理財局総務課たばこ塩事業室	評価実施時期 平成30年3月
簡素化した規制の事前評価の該当要件	該当要件：ii 規制緩和措置であり、副次的な影響が無視できるもの	
規制の目的、内容及び必要性	<p>たばこ事業法において、製造たばこの特定販売業・卸売販売業の登録及び小売販売業の許可について、登録・許可を受けようとする者や登録・許可を受けた者が成年被後見人、被保佐人又は被補助人(以下、成年被後見人等)である場合には、その法定代理人の適格性に着目した規定(欠格条項)を置いており、当該規定に反する場合には、法定代理人の適格性を理由に、成年被後見人等本人に対して直接の不利益な法効果が及ぶこととなる。今回の改正を行わない場合、こうした課題が今後も引き続き継続することから、法定代理人の適格性を理由に成年被後見人等本人に対して直接の不利益な法効果が及ぶという現状をベースラインとする。</p> <p>これを解消するには、成年被後見人等の法定代理人の適格性に着目した規定(欠格条項)の改正が必要であることから、成年被後見人等の法定代理人の適格性に着目した規定(欠格条項)を削除する。</p>	
直接的な費用の把握		
(遵守費用)	法定代理人の適格性を理由に成年被後見人等本人に対し直接に不利益な法効果が及ぶことを解消するため、成年被後見人等の法定代理人の適格性に着目した規定(欠格条項)を削除しつつ、法定代理人の適格性については、成年後見制度の枠組み等を通じて確保されることとなる。よって、今回の改正に伴う追加的な遵守費用は発生しない。	
(行政費用)	法定代理人の適格性を理由に成年被後見人等本人に対し直接に不利益な法効果が及ぶことを解消するため、成年被後見人等の法定代理人の適格性に着目した規定(欠格条項)を削除しつつ、法定代理人の適格性については、成年後見制度の枠組み等を通じて確保されることとなる。よって、今回の改正に伴う追加的な行政費用は発生しない。	
副次的な影響及び波及的な影響の把握	法定代理人の適格性を理由に成年被後見人等本人に対し直接に不利益な法効果が及ぶことを解消するため、成年被後見人等の法定代理人の適格性に着目した規定(欠格条項)を削除しつつ、法定代理人の適格性については、成年後見制度の枠組み等を通じて確保されることとなる。よって、今回の改正に伴う副次的な影響及び波及的な影響は想定されない。	
その他の関連事項	成年後見制度利用促進委員会において、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて議論の整理がなされた(平成29年12月1日)。	
事後評価の実施時期等	改正法施行後5年	
備考		



# 規制の事前評価書（簡素化）

法律又は政令の名称：成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案（仮称）（たばこ事業法部分）

規制の名称：成年被後見人等の法定代理人の適格性に着目した規定の見直し

規制の区分：新設、改正（拡充、**緩和**）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部署：理財局総務課たばこ塩事業室

評価実施時期：平成30年3月

## 1 簡素化した規制の事前評価の該当要件

### ① 簡素化した規制の事前評価の該当要件

該当要件：ii

※ 以下の表1を確認の上、該当する要件の番号を記載すること。

表1：簡素化した規制の事前評価の該当要件

番号	該当要件
i	<p><b>規制の導入に伴い発生する費用が少額</b></p> <p>遵守費用が年間10億円（※）未満と推計されるもの。</p> <p>※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。</p> <p>● 「3. 直接的な費用の把握」④において、金銭価値化した遵守費用を記載すること。</p>
ii	<p><b>規制緩和措置であり、副次的な影響が無視できるもの</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>副次的な影響が十分に小さいことが予想されるもの。</li> <li>副次的な影響を小さくするための行政による監視措置が十分に考慮されているもの。ただし、行政費用が大きく増加することが予想される場合は、簡素化した評価の中で、行政費用は可能な限り定量化して推計することが望まれる。</li> </ul> <p>● 「4. 副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において、副次的な影響（社会に対する負の影響）が小さいことを記載すること。</p>
iii	<p><b>国際条約批准に伴う規制であって裁量余地のないもの</b></p> <p>国際条約の批准に伴い、我が国において履行するため導入することとした規制であって、批准国として裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「3. 直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること。</p>

iv	<p><b>国内法に基づく下位法令により導入される規制であって裁量余地のないもの</b></p> <p>我が国の法律により規制を導入されることが決定されているものの、具体的要件については政令に委任されていることに伴い導入される規制であって、裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「3. 直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること</p>
v	<p><b>科学的知見に基づき導入される規制であって、行政裁量の余地がないもの</b></p> <p>研究者等専門家の知見や実証実験結果といった科学的知見を根拠に導入される規制であって、その内容、度合い等について行政の裁量余地がないもの。</p> <p>ただし、規制の導入により副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）（※）が発生する可能性があるものについては適用しない。</p> <p>※ 例えば、ある物質を規制することで、これまで医療用途など有益な用途に使っていたものが使えなくなる、代替された別物質がまた異なる影響を及ぼす可能性が高いなどが想定される。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において科学的知見の根拠並びに裁量余地がないこと及び「4. 副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）がないことを記載すること。</p>
vi	<p><b>何らかの理由により緊急時に導入することとされたもの</b></p> <p>事前評価に時間を割けない合理的理由がある場合に、避難的措置として、簡素化した評価を実施し、最低限の説明責任を果たすもの。ただし、一定期間（3 か月～半年程度経過）後に、本来行われるべき事前評価を行うものとする。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において、緊急的に導入する理由を記載すること。</p>
vii	<p><b>規制を導入する時点では、規制の対象・範囲が予測又は特定できないもの</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害発生時に発動される規制のように、事態発生を想定して事前に導入する規制の場合、これは、発生しない限りはその適用度合い等が予測できず、十全の事前評価を行うことに限界があるもの。</li> <li>・ 消費者や商取引者の保護のため、適切な商取引を確保することを意図した規制のように、規制の導入の際にあらかじめ違法又は脱法による商取引を行っている者の総数等を把握することが困難なもの。</li> </ul> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において、規制の対象・範囲が予測又は特定できない理由を記載すること。</p>

## 2 規制の目的、内容及び必要性

### ② 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

たばこ事業法において、製造たばこの特定販売業・卸売販売業の登録及び小売販売業の許可について、登録・許可を受けようとする者や登録・許可を受けた者が成年被後見人、被保佐人又は被補助人（以下、成年被後見人等）である場合には、その法定代理人の適格性に着目した規定（欠格条項）を置いており、当該規定に反する場合には、法定代理人の適格性を理由に、成年被後見人等本人に対して直接の不利益な法効果が及ぶこととなる。今回の改正を行わない場合、こうした課題が今後も引き続き継続することから、法定代理人の適格性を理由に成年被後見人等本人に対して直接の不利益な法効果が及ぶという現状をベースラインとする。

### ③ 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

法定代理人の適格性を理由に成年被後見人等本人に対して直接の不利益な法効果が及ぶことを解消するには、成年被後見人等の法定代理人の適格性に着目した規定（欠格条項）の改正が必要であることから、成年被後見人等の法定代理人の適格性に着目した規定（欠格条項）を削除する。

## 3 直接的な費用の把握

### ④ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

法定代理人の適格性を理由に成年被後見人等本人に対し直接に不利益な法効果が及ぶことを解消するため、成年被後見人等の法定代理人の適格性に着目した規定（欠格条項）を削除しつつ、法定代理人の適格性については、成年後見制度の枠組み等を通じて確保されることとなる。よって、今回の改正に伴う追加的な遵守費用及び行政費用は発生しない。

### ⑤ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意する。

法定代理人の適格性を理由に成年被後見人等本人に対し直接に不利益な法効果が及ぶことを解消するため、成年被後見人等の法定代理人の適格性に着目した規定（欠格条項）を削除しつつ、法定代理人の適格性については、成年後見制度の枠組み等を通じて確保されることとなる。よって、今回の改正に伴い、モニタリングによる追加的な行政費用は発生しない。

## 4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

- ⑥ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

法定代理人の適格性を理由に成年被後見人等本人に対し直接に不利益な法効果が及ぶことを解消するため、成年被後見人等の法定代理人の適格性に着目した規定（欠格条項）を削除しつつ、法定代理人の適格性については、成年後見制度の枠組み等を通じて確保されることとなる。よって、今回の改正に伴う副次的な影響及び波及的な影響は想定されない。

## 5 その他の関連事項

- ⑦ 評価の活用状況等の明記

成年後見制度利用促進委員会において、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて議論の整理がなされた（平成 29 年 12 月 1 日）。

成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて（抜粋）  
（議論の整理）

成年後見制度の利用の促進に関する法律第 11 条において、成年後見制度の利用促進に関する施策の基本方針として、「成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこと」とされている。

また、成年後見制度利用促進基本計画（平成 29 年 3 月 24 日閣議決定）において、現在、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度（いわゆる欠格条項）が数多く存在していることが、成年後見制度の利用を躊躇させる要因の一つになっているとの指摘を踏まえ、これらの見直しを速やかに進めることとされている。

成年後見制度利用促進委員会（以下「促進委員会」という。）では、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて、平成 29 年 9 月 11 日、9 月 27 日、12 月 1 日の 3 回にわたり検討を行った結果、これまでの議論の整理として以下のとおりまとめた。内閣府においては、法制上、実務上の論点を踏まえ、引き続き各府省と調整を進めるとともに、各府省においては、必要に応じて関係審議会や調査会等での審議を進めるなど、政府全体で次期通常国会への見直し一括整備法案の提出に向けて速やかに検討を進めるべきである。

## 6 事後評価の実施時期等

- ⑧ 事後評価の実施時期の明記

改正法施行後5年

- ⑨ 事後評価の際、費用及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

製造たばこの特定販売業・卸売販売業の登録及び小売販売業の許可件数、たばこ事業法に基づく処罰の発生状況等。

# 規制の事前評価書（簡素化）の要旨

法律又は政令の名称	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案（仮称）（塩事業法部分）	
規制の名称	成年被後見人等の法定代理人の適格性に着目した規定の見直し	
規制の区分	新設、改正（拡充、 <u>緩和</u> ）、廃止 ※いづれかに○印を付す。	
担当部局	理財局総務課たばこ塩事業室	評価実施時期 平成30年3月
簡素化した規制の事前評価の該当要件	該当要件：ii 規制緩和措置であり、副次的な影響が無視できるもの	
規制の目的、内容及び必要性	<p>塩事業法において、塩製造業・塩特定販売業・塩卸売業の登録について、登録を受けようとする者や登録を受けた者が成年被後見人、被保佐人又は被補助人（以下、成年被後見人等）である場合には、その法定代理人の適格性に着目した規定（欠格条項）を置いており、当該規定に反する場合には、法定代理人の適格性を理由に、成年被後見人等本人に対して直接の不利な法効果が及ぶこととなる。今回の改正を行わない場合、こうした課題が今後も引き続き継続することから、法定代理人の適格性を理由に成年被後見人等本人に対して直接の不利な法効果が及ぶという現状をベースラインとする。</p> <p>これを解消するには、成年被後見人等の法定代理人の適格性に着目した規定（欠格条項）の改正が必要であることから、成年被後見人等の法定代理人の適格性に着目した規定（欠格条項）を削除する。</p>	
直接的な費用の把握		
（遵守費用）	法定代理人の適格性を理由に成年被後見人等本人に対し直接に不利な法効果が及ぶことを解消するため、成年被後見人等の法定代理人の適格性に着目した規定（欠格条項）を削除しつつ、法定代理人の適格性については、成年後見制度の枠組み等を通じて確保されることとなる。よって、今回の改正に伴う追加的な遵守費用は発生しない。	
（行政費用）	法定代理人の適格性を理由に成年被後見人等本人に対し直接に不利な法効果が及ぶことを解消するため、成年被後見人等の法定代理人の適格性に着目した規定（欠格条項）を削除しつつ、法定代理人の適格性については、成年後見制度の枠組み等を通じて確保されることとなる。よって、今回の改正に伴う追加的な行政費用は発生しない。	
副次的な影響及び波及的な影響の把握	法定代理人の適格性を理由に成年被後見人等本人に対し直接に不利な法効果が及ぶことを解消するため、成年被後見人等の法定代理人の適格性に着目した規定（欠格条項）を削除しつつ、法定代理人の適格性については、成年後見制度の枠組み等を通じて確保されることとなる。よって、今回の改正に伴う副次的な影響及び波及的な影響は想定されない。	
その他の関連事項	成年後見制度利用促進委員会において、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて議論の整理がなされた（平成29年12月1日）。	
事後評価の実施時期等	改正法施行後5年	
備考		



# 規制の事前評価書（簡素化）

法律又は政令の名称：成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案（仮称）（塩事業法部分）

規制の名称：成年被後見人等の法定代理人の適格性に着目した規定の見直し

規制の区分：新設、改正（拡充、**緩和**）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：理財局総務課たばこ塩事業室

評価実施時期：平成30年3月

## 1 簡素化した規制の事前評価の該当要件

### ① 簡素化した規制の事前評価の該当要件

該当要件：ii

※ 以下の表1を確認の上、該当する要件の番号を記載すること。

表1：簡素化した規制の事前評価の該当要件

番号	該当要件
i	<b>規制の導入に伴い発生する費用が少額</b> 遵守費用が年間10億円（※）未満と推計されるもの。 ※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。 ● 「3. 直接的な費用の把握」④において、金銭価値化した遵守費用を記載すること。
ii	<b>規制緩和措置であり、副次的な影響が無視できるもの</b> ・ 副次的な影響が十分に小さいことが予想されるもの。 ・ 副次的な影響を小さくするための行政による監視措置が十分に考慮されているもの。ただし、行政費用が大きく増加することが予想される場合は、簡素化した評価の中で、行政費用は可能な限り定量化して推計することが望まれる。 ● 「4. 副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において、副次的な影響（社会に対する負の影響）が小さいことを記載すること。

iii	<p><b>国際条約批准に伴う規制であって裁量余地のないもの</b></p> <p>国際条約の批准に伴い、我が国において履行するため導入することとした規制であって、批准国として裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「3. 直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること。</p>
iv	<p><b>国内法に基づく下位法令により導入される規制であって裁量余地のないもの</b></p> <p>我が国の法律により規制を導入されることが決定されているものの、具体的要件については政令に委任されていることに伴い導入される規制であって、裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「3. 直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること</p>
v	<p><b>科学的知見に基づき導入される規制であって、行政裁量の余地がないもの</b></p> <p>研究者等専門家の知見や実証実験結果といった科学的知見を根拠に導入される規制であって、その内容、度合い等について行政の裁量余地がないもの。</p> <p>ただし、規制の導入により副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）（※）が発生する可能性があるものについては適用しない。</p> <p>※ 例えば、ある物質を規制することで、これまで医療用途など有益な用途に使っていたものが使えなくなる、代替された別物質がまた異なる影響を及ぼす可能性が高いなどが想定される。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において科学的知見の根拠並びに裁量余地がないこと及び「4. 副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）がないことを記載すること。</p>
vi	<p><b>何らかの理由により緊急時に導入することとされたもの</b></p> <p>事前評価に時間を割けない合理的理由がある場合に、避難的措置として、簡素化した評価を実施し、最低限の説明責任を果たすもの。ただし、一定期間（3 か月～半年程度経過）後に、本来行われるべき事前評価を行うものとする。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において、緊急的に導入する理由を記載すること。</p>
vii	<p><b>規制を導入する時点では、規制の対象・範囲が予測又は特定できないもの</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害発生時に発動される規制のように、事態発生を想定して事前に導入する規制の場合、これは、発生しない限りはその適用度合い等が予測できず、十全の事前評価を行うことに限界があるもの。</li> <li>・ 消費者や商取引者の保護のため、適切な商取引を確保することを意図した規制のように、規制の導入の際にあらかじめ違法又は脱法による商取引を行っている者の総数等を把握することが困難なもの。</li> </ul> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において、規制の対象・範囲が予測又は特定できない理由を記載すること。</p>

## 2 規制の目的、内容及び必要性

### ② 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

塩事業法において、塩製造業・塩特定販売業・塩卸売業の登録について、登録を受けようとする者や登録を受けた者が成年被後見人、被保佐人又は被補助人（以下、成年被後見人等）である場合には、その法定代理人の適格性に着目した規定（欠格条項）を置いており、当該規定に反する場合には、法定代理人の適格性を理由に、成年被後見人等本人に対して直接の不利益な法効果が及ぶこととなる。今回の改正を行わない場合、こうした課題が今後も引き続き継続することから、法定代理人の適格性を理由に成年被後見人等本人に対して直接の不利益な法効果が及ぶという現状をベースラインとする。

### ③ 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

法定代理人の適格性を理由に成年被後見人等本人に対して直接の不利益な法効果が及ぶことを解消するには、成年被後見人等の法定代理人の適格性に着目した規定（欠格条項）の改正が必要であることから、成年被後見人等の法定代理人の適格性に着目した規定（欠格条項）を削除する。

## 3 直接的な費用の把握

### ④ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

法定代理人の適格性を理由に成年被後見人等本人に対し直接に不利益な法効果が及ぶことを解消するため、成年被後見人等の法定代理人の適格性に着目した規定（欠格条項）を削除しつつ、法定代理人の適格性については、成年後見制度の枠組み等を通じて確保されることとなる。よって、今回の改正に伴う追加的な遵守費用及び行政費用は発生しない。

### ⑤ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意する。

法定代理人の適格性を理由に成年被後見人等本人に対し直接に不利益な法効果が及ぶことを解消するため、成年被後見人等の法定代理人の適格性に着目した規定（欠格条項）を削除しつつ、法定代理人の適格性については、成年後見制度の枠組み等を通じて確保されることとなる。よって、今回の改正に伴い、モニタリングによる追加的な行政費用は発生しない。

## 4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

- ⑥ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

法定代理人の適格性を理由に成年被後見人等本人に対し直接に不利益な法効果が及ぶことを解消するため、成年被後見人等の法定代理人の適格性に着目した規定（欠格条項）を削除しつつ、法定代理人の適格性については、成年後見制度の枠組み等を通じて確保されることとなる。よって、今回の改正に伴う副次的な影響及び波及的な影響は想定されない。

## 5 その他の関連事項

- ⑦ 評価の活用状況等の明記

成年後見制度利用促進委員会において、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて議論の整理がなされた（平成 29 年 12 月 1 日）。

成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて（抜粋）  
（議論の整理）

成年後見制度の利用の促進に関する法律第 11 条において、成年後見制度の利用促進に関する施策の基本方針として、「成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこと」とされている。

また、成年後見制度利用促進基本計画（平成 29 年 3 月 24 日閣議決定）において、現在、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度（いわゆる欠格条項）が数多く存在していることが、成年後見制度の利用を躊躇させる要因の一つになっているとの指摘を踏まえ、これらの見直しを速やかに進めることとされている。

成年後見制度利用促進委員会（以下「促進委員会」という。）では、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて、平成 29 年 9 月 11 日、9 月 27 日、12 月 1 日の 3 回にわたり検討を行った結果、これまでの議論の整理として以下のとおりまとめた。内閣府においては、法制上、実務上の論点を踏まえ、引き続き各府省と調整を進めるとともに、各府省においては、必要に応じて関係審議会や調査会等での審議を進めるなど、政府全体で次期通常国会への見直し一括整備法案の提出に向けて速やかに検討を進めるべきである。

## 6 事後評価の実施時期等

- ⑧ 事後評価の実施時期の明記

改正法施行後 5 年

- ⑨ 事後評価の際、費用及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

塩製造業、塩特定販売業及び塩卸売業の登録件数、塩事業法に基づく処罰の発生状況等。

# 規制の事前評価書（簡素化）の要旨

法律又は政令の名称	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案（仮称）（日本政策金融公庫法部分）	
規制の名称	成年被後見人等の権利の制限に係る措置等の適正化等	
規制の区分	新設、改正（拡充、 <b>緩和</b> ）、廃止 ※いずれかに○印を付す。	
担当部局	大臣官房政策金融課	評価実施時期 平成 30 年 3 月
簡素化した規制の事前評価の該当要件	該当要件：ii 規制緩和措置であり、副次的な影響が無視できるもの	
規制の目的、内容及び必要性	危機対応業務に係る指定金融機関について、日本政策金融公庫法において、指定を受けようとする機関の役員が成年被後見人又は被保佐人（以下、成年被後見人等）に該当することをもって、欠格事由と規定されており、成年被後見人等の権利が不当に差別されているため、当該規定を廃止する。一方で、危機対応業務に係る指定金融機関の役員には、事理弁識能力が求められることから、指定を受けようとする機関等より、引き続き関係書類の提出を求めることとする。	
直接的な費用の把握		
(遵守費用)	危機対応業務に係る指定金融機関の役員には、事理弁識能力が求められることから、指定を受けようとする機関等より、引き続き関係書類の提出を求めることとするが、当該書類については規制緩和前後で大幅な変更は予定していないため、当該規制緩和に伴う追加の遵守費用は発生しない。	
(行政費用)	危機対応業務に係る指定金融機関の役員には、事理弁識能力が求められることから、指定を受けようとする機関等より、引き続き関係書類の提出を求めることとするが、当該書類については規制緩和前後で大幅な変更は予定していないため、当該規制緩和に伴うモニタリングの必要性は生じない。	
副次的な影響及び波及的な影響の把握	危機対応業務に係る指定金融機関の役員には、事理弁識能力が求められることから、指定を受けようとする機関等より、引き続き関係書類の提出を求めることとするが、当該書類については規制緩和前後で大幅な変更は予定していないため、当該規制緩和に伴う副次的な影響及び波及的な影響は発生しない。	
その他の関連事項	成年後見制度利用促進委員会において、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて議論の整理がなされた（平成 29 年 12 月 1 日）。	
事後評価の実施時期等	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（仮称）の施行後 5 年以内を目途に事後評価を行う。	
備考		

# 規制の事前評価書（簡素化）

法律又は政令の名称：成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案（仮称）（日本政策金融公庫法部分）

規制の名称：成年被後見人等の権利の制限に係る措置等の適正化等

規制の区分：新設、改正（拡充、**緩和**）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部署：大臣官房政策金融課

評価実施時期：平成30年3月

## 1 簡素化した規制の事前評価の該当要件

### ① 簡素化した規制の事前評価の該当要件

該当要件：  ii  

※ 以下の表1を確認の上、該当する要件の番号を記載すること。

表1：簡素化した規制の事前評価の該当要件

番号	該当要件
i	<p><b>規制の導入に伴い発生する費用が少額</b></p> <p>遵守費用が年間10億円（※）未満と推計されるもの。</p> <p>※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。</p> <p>● 「3. 直接的な費用の把握」④において、金銭価値化した遵守費用を記載すること。</p>
ii	<p><b>規制緩和措置であり、副次的な影響が無視できるもの</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 副次的な影響が十分に小さいことが予想されるもの。</li> <li>・ 副次的な影響を小さくするための行政による監視措置が十分に考慮されているもの。ただし、行政費用が大きく増加することが予想される場合は、簡素化した評価の中で、行政費用は可能な限り定量化して推計することが望まれる。</li> </ul> <p>● 「4. 副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において、副次的な影響（社会に対する負の影響）が小さいことを記載すること。</p>
iii	<p><b>国際条約批准に伴う規制であって裁量余地のないもの</b></p> <p>国際条約の批准に伴い、我が国において履行するため導入することとした規制であって、批准国として裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「3. 直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること。</p>



iv	<p><b>国内法に基づく下位法令により導入される規制であって裁量余地のないもの</b></p> <p>我が国の法律により規制を導入されることが決定されているものの、具体的要件については政令に委任されていることに伴い導入される規制であって、裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「3. 直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること</p>
v	<p><b>科学的知見に基づき導入される規制であって、行政裁量の余地がないもの</b></p> <p>研究者等専門家の知見や実証実験結果といった科学的知見を根拠に導入される規制であって、その内容、度合い等について行政の裁量余地がないもの。</p> <p>ただし、規制の導入により副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）（※）が発生する可能性があるものについては適用しない。</p> <p>※ 例えば、ある物質を規制することで、これまで医療用途など有益な用途に使っていたものが使えなくなる、代替された別物質がまた異なる影響を及ぼす可能性が高いなどが想定される。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において科学的知見の根拠並びに裁量余地がないこと及び「4. 副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）がないことを記載すること。</p>
vi	<p><b>何らかの理由により緊急時に導入することとされたもの</b></p> <p>事前評価に時間を割けない合理的理由がある場合に、避難的措置として、簡素化した評価を実施し、最低限の説明責任を果たすもの。ただし、一定期間（3 か月～半年程度経過）後に、本来行われるべき事前評価を行うものとする。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において、緊急的に導入する理由を記載すること。</p>
vii	<p><b>規制を導入する時点では、規制の対象・範囲が予測又は特定できないもの</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害発生時に発動される規制のように、事態発生を想定して事前に導入する規制の場合、これは、発生しない限りはその適用度合い等が予測できず、十全の事前評価を行うことに限界があるもの。</li> <li>・ 消費者や商取引者の保護のため、適切な商取引を確保することを意図した規制のように、規制の導入の際にあらかじめ違法又は脱法による商取引を行っている者の総数等を把握することが困難なもの。</li> </ul> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において、規制の対象・範囲が予測又は特定できない理由を記載すること。</p>

## 2 規制の目的、内容及び必要性

### ② 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

危機対応業務に係る指定金融機関について、日本政策金融公庫法において、指定を受けようとする機関の役員が成年被後見人又は被保佐人（以下、成年被後見人等）に該当することをもって、欠格事由と規定されており、成年被後見人等の人権が不当に差別されている。今回の規制緩和を行わない場合に成年被後見人等の人権が不当に差別されるといった課題は今後も引き続き継続することから、現状をベースラインとする。

### ③ 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

成年被後見人等の人権が不当に差別されることを解消するには、成年被後見人等であることをもって欠格事由とする規定の改正が必要であり、当該規定を廃止する。

一方で、危機対応業務に係る指定金融機関の役員には、事理弁識能力が求められることから、指定を受けようとする機関等より、引き続き関係書類の提出を求めることとする。

## 3 直接的な費用の把握

### ④ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

今般の規制緩和は、成年被後見人等の人権が不当に差別されることを解消するには、成年被後見人等であることをもって欠格事由とする規定の改正が必要であることから、当該規定を廃止するものである。

一方で、危機対応業務に係る指定金融機関の役員には、事理弁識能力が求められることから、指定を受けようとする機関等より、引き続き関係書類の提出を求めることとするが、当該書類については規制緩和前後で大幅な変更は予定していない。

以上のことから、当該規制緩和に伴う追加の遵守費用は発生しない。

### ⑤ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意する。

今般の規制緩和は、成年被後見人等の人権が不当に差別されることを解消するには、成年被後見人等であることをもって欠格事由とする規定の改正が必要であることから、当該規定を廃止するものである。

一方で、危機対応業務に係る指定金融機関の役員には、事理弁識能力が求められることから、指定を受けようとする機関等より、引き続き関係書類の提出を求めることとするが、当該書類については大幅な変更は予定していない。

以上のことから、当該規制緩和に伴うモニタリングの必要性は生じない。

## 4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

- ⑥ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

今般の規制緩和は、成年被後見人等の人権が不当に差別されることを解消するには、成年被後見人等であることをもって欠格事由とする規定の改正が必要であることから、当該規定を廃止するものである。

一方で、危機対応業務に係る指定金融機関の役員には、事理弁識能力が求められることから、引き続き指定を受けようとする機関等より関係書類の提出を求めることとするが、当該書類については大幅な変更は予定していない。

以上のことから、当該規制緩和に伴う副次的な影響及び波及的な影響は発生しない。

## 5 その他の関連事項

- ⑦ 評価の活用状況等の明記

成年後見制度利用促進委員会において、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて議論の整理がなされた（平成 29 年 12 月 1 日）。

成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて（抜粋）  
（議論の整理）

成年後見制度の利用の促進に関する法律第 11 条において、成年後見制度の利用促進に関する施策の基本方針として、「成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこと」とされている。

また、成年後見制度利用促進基本計画（平成 29 年 3 月 24 日閣議決定）において、現在、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度（いわゆる欠格条項）が数多く存在していることが、成年後見制度の利用を躊躇させる要因の一つになっているとの指摘を踏まえ、これらの見直しを速やかに進めることとされている。

成年後見制度利用促進委員会（以下「促進委員会」という。）では、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて、平成 29 年 9 月 11 日、9 月 27 日、12 月 1 日の 3 回にわたり検討を行った結果、これまでの議論の整理として以下のとおりまとめた。内閣府においては、法制上、実務上の論点を踏まえ、引き続き各府省と調整を進めるとともに、

各府省においては、必要に応じて関係審議会や調査会等での審議を進めるなど、政府全体で次期通常国会への見直し一括整備法案の提出に向けて速やかに検討を進めるべきである。

## 6 事後評価の実施時期等

### ⑧ 事後評価の実施時期の明記

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（仮称）の施行後5年以内を目途に事後評価を行う。

### ⑨ 事後評価の際、費用及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

今後の府省令改正の検討によることが大きく、現時点で指標を設定することは困難である。なお、規制緩和前後で、法改正部分に係る機関からの提出書類について大幅な変更は予定していない。

○ 租税特別措置等に係る政策評価書



## 租税特別措置等に係る政策評価

### 1. 財務省における租税特別措置等に係る政策評価の実施方針について

租税特別措置等（国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等）のうち法人税、法人住民税及び法人事業税に係るもの（注）（以下単に「租税特別措置等」といいます。）について、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」及び「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」（平成22年5月28日政策評価各府省連絡会議了承）に基づき、「政策評価に関する基本計画」（財務省）において、改正や延長等の要望が行われる際に事前評価を実施するほか、必要に応じて事後評価を行い、租税特別措置等について、基本計画対象期間内に一回は政策評価が行われるようにしています。

（注）行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令第3条の規定により、法人税については「租税特別措置の適用状況の透明化に関する法律（平成22年法律第8号）第3条第1項に規定するもの、地方税については、法人の都道府県民税、市町村移民税及び事業税で税額又は所得の減額を内容とするものについて、延長等の要望の際の事前評価が義務づけられています。

財務省では、毎年8月末までに、事前評価及び事後評価を実施して評価書を作成・公表しており、事前評価の政策評価書は税制改正要望に添付されて活用されています。また、作成した評価書は総務省に送付し、同省が各府省分をとりまとめて公表しています。なお、財務省では、これらの評価書を、翌年6月に作成する「政策評価書」に収載しています。

### 2. 平成29年度における租税特別措置等に係る政策評価の実施について

#### 事前評価書

租税特別措置等の名称	評価実施時期	評価結果	政策評価の結果の政策への反映状況
特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例	平成29年8月	別添1の通り	評価結果を踏まえ、税制改正要望を行った



## 租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例
2	対象税目	法人税:義、所得税:外
3	租税特別措置等の内容	<p>《内容》</p> <p>法人が、その有する国有財産特別措置法第9条第2項の普通財産のうち同項に規定する土地等として財務局長等により一定の証明がされたもの(特定普通財産)に隣接する土地等(その特定普通財産の上に存する地上権等又は土地の賃借権を含む。)につき、同項の規定により当該隣接する土地等と当該特定普通財産の交換をしたときは、当該交換により取得した特定普通財産の取得価額から当該交換により譲渡をした隣接する土地等の譲渡直前の帳簿価額を控除した残額の範囲内で圧縮記帳による課税の繰延べを認める。</p> <p>個人が、その有する国有財産特別措置法第9条第2項の普通財産のうち同項に規定する土地等として財務局長等により一定の証明がされたもの(特定普通財産)に隣接する土地等(その特定普通財産の上に存する地上権等又は土地の賃借権を含む。)につき、同項の規定により当該隣接する土地等と当該特定普通財産の交換をしたときは、当該所有隣接土地等の交換がなかったものとして、租税特別措置法に規定する長期譲渡所得の課税の特例又は短期譲渡所得の課税の特例を適用する。</p> <p>《関係条項》 租税特別措置法第37条の9の4、第66条、第68条の84</p>
4	担当部局	理財局国有財産業務課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成29年8月 分析対象期間:平成24~28年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成18年度創設(以後改正なし)
7	適用期間	恒久措置
8	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 厳しい財政事情の下、税外収入を確保するため、売却が直ちに困難な国有地についても、交換制度の活用により売却を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 国有財産特別措置法(昭和27年6月30日法律第219号)第9条第2項(概要) 普通財産のうち土地及び土地の定着物は、各省各庁の長が当該土地を円滑に売り払うため必要がある場合には、当該土地の一部について、隣接する土地等の一部もしくは全部、または当該土地上に存する借地権の一部と交換することができる。</p>

		② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 3-3 庁舎及び宿舎を含む国有財産の適正な管理・処分及び有効活用等と情報提供の充実																					
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>国有地のうち、売却が直ちに困難な無道路地、不整形地及び権利付財産について、交換制度を活用し、隣接地と土地の一部を交換して進入路の確保、土地の整形化又は借地権の解消(以下、「整形化等」という。)を行うことにより、売却可能な国有地を創出し、売却を図ることを目標としている。</p> <p>交換は、相手方の合意に基づき成立するものであり、あらかじめ達成すべき具体的な水準と目標達成時期は示せないものの、整形化等を行った国有地については、速やかに売却を図ることとしている。</p> <p>なお、測定指標は当該交換により整形化等が行われた国有地について、平成 29 年 3 月末までに入札等により得られた売却収入を使用する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>特例措置により、売却が直ちに困難な国有地の整形化等に必要な土地等の所有者が交換に応じることになり、売却可能な国有地が創出され、入札等により売却収入が得られ、税外収入の確保に寄与している。</p>																					
9	有効性等	① 適用数等	<table border="1" data-bbox="544 1021 1222 1256"> <thead> <tr> <th></th> <th>交換件数(法人)</th> <th>交換件数(個人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 24 年度</td> <td>1 件</td> <td>7 件</td> </tr> <tr> <td>平成 25 年度</td> <td>0 件</td> <td>3 件</td> </tr> <tr> <td>平成 26 年度</td> <td>2 件</td> <td>1 件</td> </tr> <tr> <td>平成 27 年度</td> <td>0 件</td> <td>0 件</td> </tr> <tr> <td>平成 28 年度</td> <td>0 件</td> <td>0 件</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3 件</td> <td>11 件</td> </tr> </tbody> </table> <p>国は隣接土地所有者等に対して、すべからく特定国有財産の交換制度の周知を行っているが、隣接土地所有者等の交換ニーズは、土地所有期間の中で生じる建物の建替えや相続などの機会に応じて発生するものであり、隣接土地所有者側のニーズがなければ同制度は活用できず、交換は相手方との合意に基づき成立するものであることから、適用者数は想定外に僅少ではない。</p> <p>また、交換相手方である隣接土地所有者等は、租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)における課税の特例の適用を受けるに当たっては、確定申告書に財務局長等が国有財産特別措置法(昭和 27 年法律第 219 号)の規定に基づく交換である旨を証明する書類を添付する必要がある。このため、財務局長等は交換契約を締結したときは、本租税特別措置の適用を可能とするための「国有財産の交換に関する証明書」を、交換相手方が地方公共団体等非課税法人である場合を除き、全ての交換相手方に交付することにより、本租税特別措置の適用に当たり特定の者に偏りが生じる余地がないよう運用している。</p>		交換件数(法人)	交換件数(個人)	平成 24 年度	1 件	7 件	平成 25 年度	0 件	3 件	平成 26 年度	2 件	1 件	平成 27 年度	0 件	0 件	平成 28 年度	0 件	0 件	合計	3 件	11 件
	交換件数(法人)	交換件数(個人)																						
平成 24 年度	1 件	7 件																						
平成 25 年度	0 件	3 件																						
平成 26 年度	2 件	1 件																						
平成 27 年度	0 件	0 件																						
平成 28 年度	0 件	0 件																						
合計	3 件	11 件																						

		② 減収額	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>法人税減収額</th> <th>所得税減収額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 24 年度</td> <td>1 百万円</td> <td>19 百万円</td> </tr> <tr> <td>平成 25 年度</td> <td>0 百万円</td> <td>10 百万円</td> </tr> <tr> <td>平成 26 年度</td> <td>18 百万円</td> <td>2 百万円</td> </tr> <tr> <td>平成 27 年度</td> <td>0 百万円</td> <td>0 百万円</td> </tr> <tr> <td>平成 28 年度</td> <td>0 百万円</td> <td>0 百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>19 百万円</td> <td>31 百万円</td> </tr> </tbody> </table>		法人税減収額	所得税減収額	平成 24 年度	1 百万円	19 百万円	平成 25 年度	0 百万円	10 百万円	平成 26 年度	18 百万円	2 百万円	平成 27 年度	0 百万円	0 百万円	平成 28 年度	0 百万円	0 百万円	合計	19 百万円	31 百万円
			法人税減収額	所得税減収額																				
平成 24 年度	1 百万円	19 百万円																						
平成 25 年度	0 百万円	10 百万円																						
平成 26 年度	18 百万円	2 百万円																						
平成 27 年度	0 百万円	0 百万円																						
平成 28 年度	0 百万円	0 百万円																						
合計	19 百万円	31 百万円																						
		③ 効果・税収減是認効果	<p>《効果》 (分析対象期間:平成 24～28 年度)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>売却収入(法人)</th> <th>売却収入(個人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 24 年度</td> <td>2 百万円</td> <td>275 百万円</td> </tr> <tr> <td>平成 25 年度</td> <td>0 百万円</td> <td>150 百万円</td> </tr> <tr> <td>平成 26 年度</td> <td>0 百万円</td> <td>0 百万円</td> </tr> <tr> <td>平成 27 年度</td> <td>0 百万円</td> <td>0 百万円</td> </tr> <tr> <td>平成 28 年度</td> <td>0 百万円</td> <td>0 百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2 百万円</td> <td>426 百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>無道路地・不整形地等の売却が直ちに困難な国有地について、交換制度の活用により売却可能な国有地が創出された結果、交換後の国有地の売却収入 428 百万円を得られた。</p> <p>なお、平成 26 年度に交換を実施した財産 3 件について、法人 2 件は、平成 29 年度に一般競争入札を実施する予定であり、個人 1 件については、平成 28 年度に一般競争入札を実施したが不調となったため、平成 29 年度に再度入札を実施する予定である。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 (分析対象期間:平成 24～28 年度)</p> <p>特例措置適用の減収額 50 百万円に対し、交換後の国有地売却収入は 428 百万円であり、税収減を上回る売却収入が得られたことから、特例措置は効果があったと認められる。</p>		売却収入(法人)	売却収入(個人)	平成 24 年度	2 百万円	275 百万円	平成 25 年度	0 百万円	150 百万円	平成 26 年度	0 百万円	0 百万円	平成 27 年度	0 百万円	0 百万円	平成 28 年度	0 百万円	0 百万円	合計	2 百万円	426 百万円
	売却収入(法人)	売却収入(個人)																						
平成 24 年度	2 百万円	275 百万円																						
平成 25 年度	0 百万円	150 百万円																						
平成 26 年度	0 百万円	0 百万円																						
平成 27 年度	0 百万円	0 百万円																						
平成 28 年度	0 百万円	0 百万円																						
合計	2 百万円	426 百万円																						
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>民間において固定資産を交換する場合には、所得税法及び法人税法により譲渡益にかかる特例措置が認められているが、国有地の交換については、同法が適用されないことから、租税特別措置により国有地についても民間と同様の特例措置を講じたものである。</p> <p>当該租税特別措置以外の他の政策手段を用いることは民間取引における課税の取扱いと異なることとなり、交換契約の成立に支障をきたすおそれがあることから、妥当ではない。</p>																					
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置や義務付け等はない。																					

	③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	
11	有識者の見解	<p>○財政制度等審議会国有財産分科会答申(平成18年1月) 「今後の国有財産の制度及び管理処分のある方について一効率性重視に向けた改革」(抄)</p> <p>・未利用国有地等の売却を容易にするための交換制度の導入</p> <p>未利用国有地については、これまで積極的に売却が行われてきた結果、そのストックは減少した。しかし、現下の極めて厳しい財政事情の下、今後は、市場性に劣る売却困難財産や権利付財産も工夫して売却していかなければならない。</p> <p>したがって、こうした財産の売却を促進するため、可及的速やかに、法律上、国有地の円滑な処分のために行う交換を可能とするとともに、借地権と底地(国有地)の交換を可能とすることが適当である。</p>
12	評価結果の反映の方向性	<p>特例措置により、売却が直ちに困難な国有地の整形化等に必要な土地等の所有者が交換に応じ、売却可能な国有地が創出され、入札等により売却収入が得られるなど、税外収入の確保に寄与していることから、特例措置による効果が認められる。</p> <p>引き続き、売却が直ちに困難な無道路地、不整形地等について、交換制度を活用したうえで、売却可能な国有地を創出し、売却を図ることにより、税外収入を確保する必要があることから、当該措置の継続は必要であると考えます。</p>
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成24年度



## ○ 参考資料





平成29年度において実施したアンケート調査の概要

No.	アンケート名 【指標名】	実施対象者等	実施時期	用紙の配布方法 回収方法	主な質問項目
1	税制関連ウェブサイトに関するアンケート 【測定指標政 2-1-2-A-2: 財務省の税制関連ウェブサイトに関する評価（内容の分かりやすさ）】	○実施場所 財務省税制関連ウェブサイト ○実施対象者 ウェブサイト閲覧者	平成29年秋頃 （一ヶ月間）	税制関連ウェブサイト内にアンケートページを開設	○無記名 ○5段階評価 ○主な質問項目 ・情報の見つけやすさ ・内容の分かりやすさ 等
2	国債広告の効果測定に関する調査委託業務 【政3-1-5に係る参考指標：個人向け国債及び、その商品性の認知状況の推移】	○実施場所 ・インターネット ○実施対象者 ・金融商品の購入経験者（20歳以上） ・金融商品の購入未購入者（20歳以上）	平成29年8月～9月	電子メールで通知しインターネット画面上で配布・回収	○無記名 ○選択式 （知っている、名前だけは知っている、知らない 等） ○主な質問項目 ・個人向け国債及びその商品性の認知状況
3	税関相談/通関手続に関するアンケート 【測定指標政 5-3-3-A-2: 輸出入通関における利用者満足度】	○実施場所 ・全国9税関本関 ○実施対象者 ・通関業者 ・輸出入者 ○回収数（配布数） 1,372（1,776） ・通関業者 882（1,074） ・輸出入者 490（702）	平成30年2月	郵送、FAX、電子メールで配布・回収	○無記名 ○7段階評価 （大変良い、良い、やや良い、普通、やや悪い、悪い、大変悪い） ○主な質問項目 ・輸出入通関手続全体の満足度
4	税関の広報活動に関するアンケート 【測定指標政5-3-5-A-2: 講演会及び税関見学における満足度】	○実施場所 ・見学会、講演会の会場 ○実施対象者 ・税関見学者 ・講演会参加者 ○回収数（配布数） 1,146（1,233） ・税関見学者 587（599） ・講演会参加者 559（634）	平成30年1～2月	見学会場、講演会場で配布・回収	○無記名 ○7段階評価 （大変良い、良い、やや良い、やや悪い、悪い、大変悪い、どちらともいえない） ○主な質問項目 ・講演会及び税関見学の満足度
5	税関相談/通関手続に関するアンケート 【測定指標政 5-3-5-A-3: 輸出入通関制度の認知度】	○実施場所 ・全国9税関本関 ○実施対象者 ・輸出入者 ○回収数（配布数） 490（702）	平成30年2月	郵送、FAX、電子メールで配布・回収	○無記名 ○選択式 （知っている、知らない） ○主な質問項目 ・各通関制度の認知度 （事前教示制度、認定事業者制度等）
6	税関の広報活動に関するアンケート 【測定指標政5-3-5-A-4: 密輸取締り活動に関する認知度】	○実施場所 ・見学会、講演会の会場 ・全国の税関本関、支署、出張所 ・成田、関空、羽田、中部、福岡の各空港の旅具検査場	平成30年1～2月	（税関見学者等） 会場で配布・回収  （通関業者等） 郵送もしくは電子メールで配布・回収  （窓口来訪者） 窓口で配布・回収	○無記名 ○選択式 （知っている、知らない） ○主な質問項目 ・各密輸取締り活動の認知度（空港・海上等パトロール、麻薬探知犬・X線検査装置による検査等）

		<ul style="list-style-type: none"> <li>○実施対象者</li> <li>・税関見学者</li> <li>・講演会参加者</li> <li>・通関業者</li> <li>・輸出入者</li> <li>・窓口来訪者</li> <li>・一般旅客</li> <li>○回収数（配布数）</li> <li>3,658（8,672）</li> <li>・税関見学者</li> <li>587（599）</li> <li>・講演会参加者</li> <li>559（634）</li> <li>・通関業者</li> <li>883（1,074）</li> <li>・輸出入者</li> <li>490（702）</li> <li>・窓口来訪者</li> <li>158（294）</li> <li>・一般旅客</li> <li>981（5,710）</li> </ul>		<p>（一般旅客） 各空港の旅具検査場 で配布 郵送による回収</p>	
7	<p>税関相談に関するアンケート 【測定指標政5-3-5-A-5： 税関相談官制度の運用状況（税関相談についての利用者満足度）】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○実施場所</li> <li>・全国の税関本関、支署、出張所</li> <li>○実施対象者</li> <li>・通関業者</li> <li>・輸出入者</li> <li>・窓口来訪者</li> <li>○回収数（配布数）</li> <li>1,530（2,070）</li> <li>・通関業者</li> <li>882（1,074）</li> <li>・輸出入者</li> <li>490（702）</li> <li>・窓口来訪者</li> <li>158（294）</li> </ul>	平成30年2月	<p>（通関業者等） 郵送、FAX、電子メールで配布・回収</p> <p>（窓口来訪者） 窓口で配布・回収</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○無記名</li> <li>○7段階評価</li> <li>（大変良い、良い、やや良い、普通、やや悪い、悪い、大変悪い）</li> <li>○主な質問項目</li> <li>・相談業務、カスタムスアンサー全体についての満足度</li> </ul>
8	<p>税関検査に関するアンケート 【政5-3-3に係る参考指標：旅具通関に対する利用者の評価】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○実施場所</li> <li>・成田、関空、羽田、中部、福岡の各空港の旅具検査場</li> <li>○実施対象者</li> <li>・一般旅客</li> <li>○回収数（配布数）</li> <li>981（5,710）</li> </ul>	平成30年2月	<p>各空港の旅具検査場で配布 郵送による回収</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○無記名</li> <li>○7段階評価</li> <li>（大変良い、良い、やや良い、普通、やや悪い、悪い、大変悪い）</li> <li>○主な質問項目</li> <li>・検査官の対応、申告手続のわかりやすさ、税関の密輸取締り等</li> </ul>
9	<p>知的支援に関する研修・セミナーのアンケート 【測定指標政6-2-4-A-1：知的支援に関する研修・セミナー参加者の満足度】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○実施場所</li> <li>・研修所、セミナー会場</li> <li>○実施対象者</li> <li>・研修生、セミナー受講者</li> </ul>	平成28年4月～平成29年3月の間（各研修・セミナー一時）	<p>研修・セミナー中に配付 研修・セミナー終了時に回収</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○5段階評価</li> <li>○主な質問項目</li> <li>・研修・セミナー全体の満足度</li> </ul>

## 用語集

### あ アジア債券市場育成イニシアティブ (ABMI)

平成 15 年 8 月の ASEAN+3 (日中韓) 財務大臣会議で合意された、域内の民間貯蓄を経済発展に必要な中長期の資金ニーズに結び付けることを目的とし、域内の債券発行体の多様化、市場インフラの整備等を通じて債券市場の育成を図っていくイニシアティブ。

### い 一般歳出

国の一般会計の歳出から国債費及び地方交付税交付金等を除いたもの。

### え 円借款

開発途上国政府等に対して、低利で長期の緩やかな条件で開発資金を貸付けるもの。円借款の実施は、国際協力機構 (JICA) が担当。

### か 海外 IR

国債に係る海外投資家との関係強化の取組のこと。投資家との対話等を通じて、投資家のニーズに応じた情報を正確かつタイムリーに提供している。

### 買入消却

国債の発行者である国が、償還期限が到来する前に国債を買い入れ、これを消却することで債務を消滅させること。

### 改革工程表

「経済・財政再生計画」推進のために経済財政諮問会議の下に設置された専門調査会においてとりまとめられた、主要な改革項目 80 項目の全てについて、改革の具体的な内容、規模、時期等について明確化したもの (平成 27 年 12 月 24 日経済財政諮問会議決定)。

### 海外投融資

主として、民間セクターが開発途上地域で実

施する開発事業に対し、必要な資金を融資または出資するもの。

### 外国為替資金証券

特別会計に関する法律第 83 条第 1 項の規定に基づき「外国為替資金に属する現金に不足がある場合」に発行される、政府短期証券。

### 改正京都規約 (税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約)

各国の税関手続の簡易化・調和を進めることにより国際貿易を円滑に発展させることを目的とした、税関手続に係る国際標準を規定する条約。昭和 48 年の WCO 総会 (於：京都) で採択された『税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約』(通称：京都規約) を改正する形で作成された。

### 貨幣回収準備資金

貨幣に対する信頼の維持を目的として、政府による貨幣の発行、引換え及び回収が円滑に行われるよう、一般会計に設置された資金のこと (貨幣回収準備資金に関する法律第 1 条及び第 8 条)。

### 貨幣のクリーン化

日本銀行に還流する貨幣の政府への回収割合を高めることにより、新規製造貨幣の市中流通を促進すること。

### 借換債

特別会計に関する法律に基づき、普通国債の償還額の一部を借り換える資金を調達するために発行される国債。

### カレンダーベース市中発行額

あらかじめ額を定めた入札により定期的に発行する国債の 4 月から翌年 3 月までの発行予

定額（額面）の総額。

## き 気候投資基金

（C I F : Climate Investment Funds）

「クリーン・テクノロジー基金」と「戦略気候基金」の2つの基金から構成される。前者は、主要な途上国における温室効果ガス削減に資するプロジェクトを支援、後者は弱い途上国の気候変動の影響を軽減する対策や、森林保全、再生可能エネルギー分野の支援を実施。

## 基礎的財政収支

（P B : Primary Balance）

「借入を除く税収等の歳入」から「過去の借入に対する元利払いを除いた歳出」を差し引いた財政収支のこと。基礎的財政収支が均衡すれば、毎年度の税収等によって、過去の借入に対する元利払いを除いた毎年度の歳出をまかなうこととなる。

## 記念貨幣

国家的な記念事業として閣議の決定を経て発行する貨幣。

## 旧里道・旧水路

道路法上の市町村道等に、また河川法上の河川等に認定されていないもので、公共物としての機能を喪失したもの。

## 行政財産

国の行政の用に供するため所有する財産であり、さらに用途によって4つの種類に分けられる。

- ・公用財産：国において国の事務、事業又はその職員の住居の用に供し、又は供するものと決定した財産（例えば、庁舎、国家公務員宿舎）
- ・公共用財産：国において直接公共の用に供し、又は供するものと決定した財産（例えば、公園、道路、海浜地）
- ・皇室用財産：国において皇室の用に供し、又

は供するものと決定した財産（例えば、皇居、御所、御用邸、陵墓）

- ・森林経営用財産：国において森林経営の用に供し、又は供するものと決定した財産。

## 基準の枠組み（国際貿易の安全確保及び円滑化のための基準の枠組み）

税関当局が国際貿易の安全確保及び円滑化を達成するために国際的に実施すべき方策をとりまとめたもの。

平成13年9月の米国同時多発テロを契機として行われたWCOにおけるテロ対策に向けた検討を踏まえ、平成17年6月の総会で採択された。

## 緊急関税

輸入の増加により、同種・競合貨物を生産する国内産業に生じた重大な損害等を防止・救済するために課する割増関税

## 金利スワップ取引

様々な金利変動リスクをヘッジすることを基本的な目的として、異なる種類の金利の支払いを一定期間にわたって交換する取引。

財政投融资との関連では、固定金利と変動金利の交換によりデュレーション・ギャップを調整。

## 金融再生法開示債権

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成10年法律第132号・以下「金融再生法」という。）に基づく開示債権。金融再生法では、銀行の保有する債権（貸出金のほか支払承諾見返などを含む）を債務者の状況などに応じ、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」「要管理債権」及び「正常債権」に分類し、それぞれ開示することとされている。

## け 原産地規則

国際的に取引される物品の原産国（原産地）を決定するための規則。一般特惠関税制度や経済連携協定による特惠税率を適用する場合に用いる特惠原産地規則と、WTO協定税率や不当廉売関税の適用等に用いる非特惠原産地規則がある。

### 原産地センター

東京税関業務部統括原産地調査官（部門）の通称。全国の税関における原産地認定について、原産地規則の統一的な解釈及び適用を確保するため必要な調査、情報の収集などのセンター機能を担う組織。

### 減免税センター

東京税関業務部統括審査官（減免税総括部門担当）の通称。全国の税関における減免税の適用の可否について、統一的な解釈及び適用を確保するため必要な調査、情報の収集などのセンター機能を担う組織。

## こ 国内指定預金（一般口）

政府預金のうちの指定預金の一つ。国内指定預金は、利子の附される預金であり、一般口、外国為替資金口、食糧管理口及び財政融資資金口の各口座からなる。外国為替資金口、食糧管理口及び財政融資資金口は、各々外国為替資金特別会計、食料安定供給特別会計及び財政投融資特別会計に属する現金（当座預金に預けられているものを除く）を管理するための口座であり、一般口は、一般会計や上記以外の特別会計に属する現金（当座預金に預けられているものを除く）を管理する口座である。

### 国有畦畔・脱落地

農地に付随する畦等のうち、地租改正等明治の土地制度（地所名称区別及び国有土地森林原野下戻法等）に基づいて、国有地とされているものであり、また、公図上無番地の無主の不動

産であり、登記簿上も、民有地と区分されておらず、国有財産台帳にも記載されていないもの。

### 国有財産

国の所有する財産には、現金や預金のほか、土地、建物等の不動産、船舶、自動車、航空機等の動産、売払代金、貸付金等の債権、著作権、特許権等の知的財産権、地上権、鉱業権等の用益物権等多種多様なものがある（広義の国有財産）が、本評価書における国有財産とは、国有財産法第2条及び附則第4条に規定されている財産（狭義の国有財産）をいう。

また、国有財産は、国の行政の用に供するため所有する行政財産と、それ以外の普通財産に分類される。

### 誤信使用財産

自己が正当に使用することができる財産であるとの誤信により使用が開始された等の経緯を有する財産。

### 国家的な記念事業

国が記念して行うにふさわしい事業。

### 国庫

国は、租税及び国債を主たる財源として現金を調達し、これにより公共事業、社会保障、教育、防衛等多様な行政を行っている。こうした財政活動の主体としてとらえた国のこと。

### 国庫金

国庫に属する現金のこと。

### 国庫金の過不足の調整

国庫金の受入（租税受入等）や支払（年金支払等）がなされる時期は様々であり、時期によって国庫には現金不足や余剰が生じる。国庫全体として現金の不足が見込まれる場合には、予算の支出を支障なく執行するため、財務省証券を発行することにより不足現金を調達する。国

庫に一時的に余裕金（国庫余裕金）が発生した場合には、日本銀行に設けられている政府預金の中の当座預金から利子の付される国内指定預金に組み替えること等により国庫余裕金を管理している。

#### 国庫原簿

予算決算及び会計令第 128 条の規定により、財務省が作成する国庫金の出納に関する帳簿。

### さ 財政投融资

政府が国債（財投債）の発行により金融市場から調達した資金などを財源として、民間では困難な大規模・超長期プロジェクトの実施や、民間金融では困難な長期資金の供給を可能とするための投融资活動。

具体的な資金供給の手法として、①財政融資（地方公共団体、政府関係機関、独立行政法人などに対して長期・固定・低利で行われる融資）、②産業投資（投資（主として出資）により長期リスクマネーを供給）、③政府保証（政府関係機関・独立行政法人などが金融市場で発行する債券に、政府が保証を行う）の3つの方法がある。

#### 財政投融资計画

当該年度の財政投融资の内容を表すもので、予算と合わせて編成され、国会の審議、議決を受ける。

#### 財政融資資金証券

財政融資資金法第 9 条第 1 項の規定に基づき「財政融資資金に属する現金に不足があるとき」に発行される、政府短期証券。

#### 財投債

国が発行する国債の一種。商品性も通常の国債と同じで、発行も通常の国債と合わせて行われるが、国債の発行によって調達された資金が財政融資資金の貸付けの財源となるとともに、償還・利払いが財政融資資金の貸付回収金によ

って賄われている点が、一般会計の歳出の財源となり、租税などを償還財源とする通常の国債とは異なる。このため、財投債は、経済指標のグローバルスタンダードである国民経済計算体系（SNA）上も、一般政府の債務には分類されておらず、また国の長期債務残高にも含まれていない。

#### 財務省証券

財政法第 7 条第 1 項の規定に基づき「国庫金の出納上必要があるとき」に発行される、政府短期証券。

#### サムライ債

外国の政府・企業等の非居住者が、日本国内で円建てで発行する外債のこと。

#### 相殺関税

外国において補助金の交付を受けた輸入貨物に対し、同種の貨物を生産する国内産業を保護するために課する割増関税

### し 市場化テスト

官民競争入札・民間競争入札を活用し、公共サービスの実施について、民間事業者の創意工夫を活用することにより、国民のため、より良質かつ低廉なサービスを実現する仕組み。

#### 事前教示制度

輸入者その他の関係者が、あらかじめ税関に対し輸入を予定している貨物の関税率表上の所属区分（税番）、関税率、課税価格の決定方法等について照会を行い、税関からその回答を受けられることができる制度。文書により照会が行われる場合には、正式に文書により回答を行っており、当該照会に係る貨物の輸入申告の審査の際に尊重される。一方、口頭による照会については、文書による事前教示への回答とは性格が異なり、参考情報（ガイダンス）として口頭により回答する。（関税法第 7 条第 3 項）



## 事前選定

我が国へ到着する外国貨物等に関する情報を船舶等の到着前に入手し、当該情報等を活用して要注意貨物のスクリーニング(絞込・選定)を行うこと。

## 持続可能な開発のための2030アジェンダ

2001年に策定されたミレニアム開発目標(Millennium Development Goals: MDGs)の後継として、2015年の9月の国連サミットで採択された、2016年から2030年までの国際目標。①序文、②政治宣言、③持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals (SDGs): 17のゴールと169のターゲット)、④実施手段(MOI)、⑤フォローアップ・レビューから構成され、MDGsで残された課題(教育、母子保健、衛生等)と、この15年間で顕在化した新たな課題(環境、格差拡大等)に対応するもの。先進国を含む全ての国に適応されるユニバーサルティが最大の特徴。

## 資本性資金

金融機関が財務状況等を判断するに当たって、負債ではなく、資本とみなすことができる借入金のことであり、貸出条件において、長期間償還不要な状態や配当可能利益に応じた金利設定、法的破綻時の劣後性といった資本に準じた性質が確保されているもの。

## 社会保障・税一体改革(社会保障と税の一体改革)

社会保障の充実・安定化と、そのための安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指すもの。

## 乗客予約記録

(PNR : Passenger Name Record)

航空会社が保有する旅客の予約、搭乗手続等に関する情報。

## シングルウィンドウ

関係する複数のシステムを相互に接続・連携することにより、1回の入力・送信によって、複数の類似手続を同時に行えるようにするもの。

## 信用保証・投資ファシリティ (CGIF)

ABMIの枠組みで行われる取組みの一つ。域内債券市場の育成に貢献するため、ASEAN+3域内で発行される社債・プロジェクトボンド等に保証を供与。

## せ 税関相互支援協定

税関当局間において社会悪物品の密輸の防止、知的財産侵害物品の水際取締り等を目的とした相互支援を行うことや、通関手続の簡素化・調和化等について協力することを定めた国際約束。

## 政策コスト分析

財政投融资を活用している事業について、一定の前提条件を設定し、これに基づいて、財投対象事業を実施するために将来必要と見込まれる補助金等と既に投入された出資金等の機会費用を、各財投機関が試算したもの。

## 税制調査会

内閣総理大臣の諮問に応じ、租税制度に関する事項について調査審議することを目的として内閣府に設置された機関。

## 製造貨幣大試験

通貨に対する国民の信頼を維持するため、造幣局が製造した貨幣を財務省が検査し、その量目(重さ)が適正であることを公開の場で示すもので、明治5年以降実施。

## 政府短期証券

一般会計と複数の特別会計が、法令の規定に基づき、その資金繰りに不足が生じる場合に発行できる短期証券。償還期限は原則13週間だが、



国庫の資金繰りを効率的に行うための償還期限が2か月・6か月程度のものもある。

### 政府保証枠

預金保険機構等が日本銀行及び民間金融機関等から資金の借入や債券発行する際に、政府がその債務を保証する金額の上限。

### 政府預金

会計法等の規定により、日本銀行において受け入れた国庫金は、国の預金（政府預金）とされている。政府預金は、その性格に応じて、当座預金、別口預金、指定預金、小額紙幣引換準備預金の4種類に区分されている。

### た たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約

たばこの健康に対する悪影響を減らして人々の健康を改善することを目指し、各国の実情を踏まえ、たばこに関する広告、包装表示等の規制を行うことについて定めた条約。

### ち チェンマイ・イニシアティブ

アジア通貨危機を教訓として、急激な資本流出により外貨支払いに支障をきたすような危機的な状況が生じた国に対し、危機の連鎖と拡大を防ぐため、短期の外貨資金を各国の外貨準備（ドル）から融通するもの。

### 地球環境ファシリティ

Global Environment Facilityの略称。開発途上国による、地球環境の保全・改善への取組を支援するための資金メカニズム。以下の5分野を支援対象としている：気候変動対策、生物多様性保全、国際水域汚染防止、土地劣化対策、化学物質・廃棄物対策。

### 地区計画活用型一般競争入札

地方公共団体と協議し、国有地を含む一定の区域を対象に地方公共団体が、地区計画等の都市計画決定をした上で行う入札方式。

### 知的財産侵害物品

特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権、育成者権を侵害する物品及び不正競争防止法の規定に違反する物品をいう。知的財産侵害物品は、関税法上、輸出又は輸入してはならない貨物として規定されている。（関税法第69条の2及び第69条の11）

### つ 通貨

日本銀行券及び貨幣をいう（通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律（昭和62年法律第42号）第2条第3項）。日本銀行券は独立行政法人国立印刷局が製造し、日本銀行が発行する（日本銀行法第46条）。貨幣は、独立行政法人造幣局が製造し、政府（財務省）が日本銀行に交付することにより発行する（通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律第4条）。

### 通貨制度

通貨の単位や種類を定め、通貨に法的な強制通用力を付与する制度。我が国では、「通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律」で定められている。

### と 特定国有財産整備計画

庁舎等その他の施設の使用の効率化及び配置の適正化を図るために、これを集約立体化・移転再配置する場合又は地震防災機能を発揮するために必要な庁舎等を整備する場合に、財務大臣が定める国有財産の取得及び処分に関する計画（国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法第5条）。

### 特定支援

（株）地域経済活性化支援機構が、金融機関等から経営者保証の付いた貸付債権等を買取り、事業者（主債務者）の債務整理を行うと同時に、経営者の保証債務について経営者保証ガイドラインに従った整理手続きを行うもの。

## 特定専門家派遣

（株）地域経済活性化支援機構が、地域における事業再生・地域経済活性化事業活動の支援の担い手となる金融機関やファンドの運営会社等に対し、事業再生等の専門的なノウハウを持った人材の派遣を行うもの。

## 特惠関税制度

開発途上国又は地域を原産地とする特定の輸入品について、一般の関税率よりも低い税率を適用して、開発途上国又は地域の輸出所得の増大、工業化の促進を図り、経済発展を推進しようとする制度。

## に 二国間通貨スワップ取極

（B S A : Bilateral Swap Arrangement）

外貨流動性を必要とする国に対して、支援国が、被支援国の自国通貨を対価に、ドルや円等のハードカレンシーを短期間供給する取極。

## 二段階一般競争入札

土地の利用等に関する企画提案書の内容が一定の水準に達すると認められる参加者を選定した上で行う入札方式。

## 日EU・EPA

日本とEUの間の経済連携協定。EU加盟国はベルギー、ブルガリア、チェコ、デンマーク、ドイツ、エストニア、アイルランド、ギリシャ、スペイン、フランス、クロアチア、イタリア、キプロス、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、ハンガリー、マルタ、オランダ、オーストリア、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロベニア、スロバキア、フィンランド、スウェーデン、英国の28カ国。（英国は平成29年3月にEU離脱を通告。）

平成29年7月に大枠合意、同年12月に交渉妥結に至った。

## は パンデミック緊急ファシリティ

保険メカニズムを活用して民間資金を動員しつつ、パンデミック発生時に迅速かつ効率的な資金動員を行うための枠組み。

## 発行根拠法別発行額

国債の発行は、法律で定められた発行根拠に基づいて行われており、国債発行額を発行根拠法別に表したもの。大別すると普通国債と財投債に区分され、普通国債には、建設国債、特例国債、復興債及び借換債がある。

## ひ 非譲許的借入

民間ベースの信用供与のように、金利、返済期間、据置期間等の借入条件が譲許的ではない（緩和されていない）借入のことを指す。なお、これと対照的に、円借款等のODAはその条件が民間の信用供与に比して著しく譲許的である（緩和されている）。

## 評価センター

東京税関業務部総括関税評価官（部門）の通称。全国の税関における関税評価について、統一的な解釈及び適用を確保するため必要な調査、情報の収集などのセンター機能を担う組織。

## ふ 普通財産

行政財産以外の一切の国有財産であり、原則として特定の行政目的に供されていない財産である。

## 不当廉売関税（アンチダンピング関税）

不当廉売（ダンピング）された輸入貨物に対し、同種の貨物を生産する国内産業を保護するために課する割増関税。

## プライマリーバランス（基礎的財政収支）

「借入を除く税収等の歳入」から「過去の借入に対する元利払いを除いた歳出」を差し引いた財政収支のこと。プライマリーバランスが均

衡すれば、毎年度の税収等によって、過去の借入に対する元利払いを除いた毎年度の歳出を賄うこととなる。

#### 分類センター

東京税関業務部総括関税鑑査官（部門）の通称。全国の税関における関税分類について、統一的な解釈及び適用を確保するため必要な調査、情報の収集などのセンター機能を担う組織。

#### ほ 報復関税

WTO協定上の利益を守り、その目的を達成するため必要があると認められる場合、又はある国が我が国の船舶、航空機、輸出貨物若しくは通過貨物に対して差別的に不利益な取扱いをしている場合に課する割増関税

#### 保税地域

外国から輸入する貨物について、その関税及びその他の税金を一時課税しないままにしておく場所であり、また輸出入貨物の税関手続（通関手続）をするための場所でもある。現在、保税地域の種類は、指定保税地域、保税蔵置場、保税工場、保税展示場及び総合保税地域の5種となっている。

#### ま 前倒債

翌年度における国債の整理又は償還のため、予算をもって国会の議決を経た金額を限度として発行される借換国債。

#### み 緑の気候基金

Green Climate Fundの略称。国連気候変動枠組条約第16回締約国会議（COP16）において、気候変動対策を行う途上国を支援するために新たに設置することが決定された多国間基金。事務局は韓国（仁川市）。同基金の支援業務を開始するための初期資金として各国から100億ドルを超える拠出表明が行われている（我が国からは15億ドルの拠出を表明）。

#### 未利用国有地

単独利用困難なものを除く宅地又は宅地見込地で現に未利用となっている土地をいう。ただし、これらを管理委託、一時貸付等暫定活用しているものを含む。

#### ゆ 輸出事後調査

輸出者の事業所等を税関職員が個別に訪問して、輸出貨物に関する帳簿や書類等の確認を行う調査のこと。輸出された貨物に係る手続が関税法等関係諸法令の規定に従って、適正に行われていたか否かを確認し、不適正な申告を行った者に対しては、適切な申告を行うよう指導することにより、適正な輸出管理体制や通関処理体制の構築を促すことで、適正かつ迅速な輸出通関の実現を目的としている。

#### 輸入事後調査

輸入者の事業所等を税関職員が個別に訪問して、輸入貨物に関する帳簿や書類等の確認を行う調査のこと。輸入された貨物に係る申告内容が適正に行われていたか否かを確認し、不適正な申告を行った者に対しては、是正を求めるとともに、適切な申告を行うよう指導することにより、適正な課税を確保することを目的としている。

#### ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC: Universal Health Coverage）

すべての人が基礎的な保健医療サービスに必要なときに負担可能な費用で受けられること。

#### り 流動性供給入札

国債流通市場の流動性の維持・向上を目的として、流動性の不足している銘柄の国債を追加発行するための入札。

#### リオープン

新たに発行する国債を既発債と同一銘柄の国債として追加発行すること。

### 量目（りょうめ）

はかりにかけてはかった物の重さ。量（目方）のこと。

### 旅具通関

旅客又は乗組員の携帯品、別送品等の通関については、その輸出入形態の特殊性から簡便な手続が認められており、一般貨物の「業務通関」に対して「旅具通関」という。

### **A** AEO（認定事業者）制度

Authorized Economic Operatorの略称。国際貿易における安全確保と円滑化の両立を図るため、貨物のセキュリティ管理を含む法令遵守の体制が整備された事業者に対して、税関長があらかじめ承認又は認定を行い、当該事業者が迅速化・簡素化された税関手続を利用することを認める制度。

### ALM

資産・負債管理。Asset Liability Managementの略称。金融業務を行うにあたって発生する各種のリスクを回避するため、資産（資金運用）と負債（資金調達）のバランスを総合的に管理すること。

### APEC

アジア太平洋経済協力。Asia-Pacific Economic Cooperationの略称。アジア太平洋地域の持続可能な発展を目的とし、域内の21エコノミーが参加するフォーラム。主要な活動は、域内の貿易投資の自由化・円滑化、経済・技術協力。

### ASEAN

東南アジア諸国連合。Association of South East Asian Nationsの略称。インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオスの10カ国が加盟。

### ASEAN+3

ASEAN（東南アジア諸国連合）と日本、中国、韓国の3カ国。

### ASEAN+3マクロ経済リサーチオフィス（AMRO）

ASEAN+3地域経済の監視（サーベイランス）・分析を行うとともにチェンマイ・イニシアチブ（CMIM）の実施を支援する国際機関。サーベイランス・ミッションを行い、域内経済状況を財務大臣・代理に定期的に報告する。

平成23年4月にシンガポール法人として設置され、その後平成28年2月に国際機関とするための協定が発効したことにより国際機関となった。

### ASEM

アジア欧州会合。Asia-Europe Meetingの略称。アジア・欧州間の協力関係の強化を目的として平成8年より開始された対話プロセス。アジア・欧州の51カ国と2機関が対等のパートナーシップを基礎とし、政治対話促進、経済面での協力強化及び文化・社会面等での協力促進に取り組む。

### **E** EPA

経済連携協定。Economic Partnership Agreementの略称。FTAの要素（モノ・サービスの貿易の自由化）に加え、投資や人の移動、二国間協力を含む包括的な経済連携を図る協定。

### **F** FATF

金融活動作業部会。Financial Action Task Forceの略称。資金洗浄対策及びテロ資金対策の発展と促進を目的とした多国間枠組み。主な活動は、資金洗浄・テロ資金供与に関する国際基準の策定、及びメンバー間の相互審査による当該基準の履行確保。

## F i n T e c h

金融 (Finance) と技術 (Technology) を掛け合わせた造語であり、主に、ITを活用した革新的な金融サービス事業を指す。特に、近年は、海外を中心に、ITベンチャー企業が、IT技術を生かして、伝統的な銀行等が提供していない金融サービスを提供する動きが活発化している。

(出典：金融審議会 決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ報告 ～ 決済高度化に向けた戦略的取組み ～ (2015年12月金融庁))

## F I L P

財政投融資計画。Fiscal Investment and Loan Program の略称。当該年度の財政投融資の内容を表すもので、予算と合わせて編成され、国会の審議、議決を受ける(「財政投融資」参照)。

## F S B

金融安定理事会。Financial Stability Board の略称。国際金融システムに影響を及ぼす脆弱性の評価及びそれに対処するために必要な措置の特定・見直し、金融の安定に責任を有する当局間の協調及び情報交換の促進、規制上の基準の遵守におけるベストプラクティスについての助言・監視等を役割としている。第2回金融・世界経済に関する首脳会合(ロンドン・サミット：2009年4月)の宣言を踏まえ、旧金融安定化フォーラム(F S F)が、より強固な組織基盤と拡大した能力を持つ組織として再構成された。

## F T A

自由貿易協定。Free Trade Agreement の略称。関税やサービス分野の規制等を撤廃し、モノやサービスの貿易の自由化を図ることを目的とした協定。

## G G 2 0

20カ国財務大臣・中央銀行総裁会議。Group of Twentyの略称。アジア通貨危機後、G7等先進国と主要な新興市場国との間で国際経済問題について議論することを目的として、99年創設。2008年秋の金融経済危機以降、金融・世界経済に関する首脳会合(G20サミット)に向けての準備会合としての役割も担うようになった。

## G 7

先進7カ国財務大臣・中央銀行総裁会議。Group of Seven の略称。世界経済の持続的成長及び為替相場の安定などを達成するための政策協調を行っている会合。日、米、英、独、仏、伊、加がメンバー。

## I I M F

国際通貨基金。International Monetary Fund の略称。米国ブレトン・ウッズにおいて調印された国際通貨基金協定に基づき、1945年に設立された。主な目的は、通貨に関する国際協力を促進すること、為替の安定を促進すること、国際収支困難に陥った加盟国へ融資を行うこと。

## M M D B s

国際開発金融機関。Multilateral Development Banksの略称。世界銀行グループ、アジア開発銀行、米州開発銀行グループ、アフリカ開発銀行グループ、欧州復興開発銀行の総称。

## N N A C C S

輸出入・港湾関連情報処理システム。Nippon Automated Cargo and Port Consolidated System の略称。

税関手続全般に加え、輸出入に関連する食品衛生・動植物検疫手続及び港湾・空港に関連する入出港手続等の官業務並びに輸送、保管等の輸出入に関連する民間業務を電子的に処理する官民共用のシステム。



**P** P B

基礎的財政収支。Primary Balance の略。

P F I

Private Finance Initiativeの略称。民間の資金、経営能力及び技術能力を活用して公共施設等の建設、維持管理、運営等を行う手法のこと。

( I D B の ) P P P フ ァ シ リ テ ィ

I D B が、官民連携 ( P P P : Public Private Partnership ) による質の高いインフラ案件の組成等の技術支援を実施するために設置したプログラム。

P R E 戦 略

Public Real Estate戦略の略称。公的不動産について、公共・公益的な目的を踏まえつつ、経済の活性化及び財政健全化を念頭に、適切で効率的な管理、運用を推進していこうとする考え方。

**R** R C E P

東アジア地域包括的経済連携。Regional Comprehensive Economic Partnershipの略称。A S E A N の 10 カ国と日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド及びインドの 6 カ国が交渉に参加する広域経済連携。

**T** T P P

環太平洋パートナーシップ (Trans-Pacific Partnership) の略称。アジア太平洋における広域経済連携協定で、日本、シンガポール、ニュージーランド、ブルネイ、チリ、米、豪、ペルー、ベトナム、マレーシア、メキシコ、カナダの計 12 カ国が参加。平成 27 年 10 月に大筋合意に至り、平成 28 年 2 月に署名が行われた。我が国においては、平成 28 年 12 月に本協定が国会で承認され、整備法案が可決・成立した。

なお、平成 29 年 1 月に米国が T P P からの

離脱を宣言したが、同 11 月に米国を除く 11 カ国による T P P 協定が閣僚間で大筋合意に至り、平成 30 年 3 月に署名が行われた ( T P P 11 ) 。

**W** W C O

世界税関機構。World Customs Organization の略称。正式名称は関税協力理事会 (Customs Cooperation Council) で、平成 6 年より W C O をワーキングネームとして使用。ベルギーのブリュッセルに本拠を置く多国間組織であり、税関制度の調和・統一等により国際貿易の発展に貢献することを目的とする。主な活動内容は、分類や税関手続に関する諸条約の作成及び見直し、貿易円滑化や安全対策等に関する様々な国際的ガイドライン等の作成の他、国際的な監視・取締りに係る税関協力や関税技術協力の推進等。

W T O

世界貿易機関。World Trade Organization の略称。自由貿易促進を主たる目的として作られた国際組織で、平成 7 年に設立。本部はスイスのジュネーブにあり、W T O 協定の管理・運営、貿易紛争の処理等を担うとともに、加盟国間の貿易交渉の場を提供。

W T O 貿易円滑化協定

W T O ドーハ・ラウンドの一分野として、平成 16 年 7 月に交渉が開始され、平成 25 年 12 月に妥結。平成 26 年 11 月に本協定に関する改正議定書が採択され、平成 29 年 2 月に 3 分の 2 以上の加盟国が受諾し、本協定は発効した。本協定は、貿易規則の透明性向上や税関手続の迅速化・簡素化を図るために W T O 加盟国が実施すべき措置 (事前教示制度の整備、貨物到着前の申告・審査に係る制度の整備等) を規定。途上国には、実施までの移行期間を認めるとともに、自ら実施が困難な場合は、先進国等からの支援を通じた実施までの移行期間を認めることを規定している。





財務省の政策に関する情報は、財務省ウェブサイトでもご覧いただけます。

<b>財務省ウェブサイトトップページ</b>	<a href="https://www.mof.go.jp/">https://www.mof.go.jp/</a>	
<b>予算・決算</b> (国のお金の使い道)	<a href="https://www.mof.go.jp/budget/">https://www.mof.go.jp/budget/</a>	
<b>税制</b> (国の税金の仕組み)	<a href="https://www.mof.go.jp/tax_policy/">https://www.mof.go.jp/tax_policy/</a>	
<b>関税制度</b> (輸入手続きと水際での取締り)	<a href="https://www.mof.go.jp/customs_tariff/">https://www.mof.go.jp/customs_tariff/</a>	
<b>国債</b> (国の発行する債券)	<a href="https://www.mof.go.jp/jgbs/">https://www.mof.go.jp/jgbs/</a>	
<b>財政投融资</b> (国からの資金の貸付・投資)	<a href="https://www.mof.go.jp/filp/">https://www.mof.go.jp/filp/</a>	
<b>国庫</b> (国のお金の動きとその調整)	<a href="https://www.mof.go.jp/exchequer/">https://www.mof.go.jp/exchequer/</a>	
<b>通貨</b> (貨幣・紙幣)	<a href="https://www.mof.go.jp/currency/">https://www.mof.go.jp/currency/</a>	
<b>国有財産</b> (国の保有する財産)	<a href="https://www.mof.go.jp/national_property/index.html">https://www.mof.go.jp/national_property/index.html</a>	
<b>たばこ・塩</b> (たばこ事業・塩事業)	<a href="https://www.mof.go.jp/tab_salt/index.html">https://www.mof.go.jp/tab_salt/index.html</a>	
<b>国際政策</b> (外国為替・国際通貨・経済協力)	<a href="https://www.mof.go.jp/international_policy/index.html">https://www.mof.go.jp/international_policy/index.html</a>	
<b>政策金融・金融危機管理等</b>	<a href="https://www.mof.go.jp/financial_system/">https://www.mof.go.jp/financial_system/</a>	

財務省の政策評価に関する御意見等につきましては、財務省大臣官房文書課政策評価室(メールアドレス:hyouka@mof.go.jp)にお送りください。

財務省

Ministry of Finance, JAPAN